第145回国会概観

第145回国会（常会）は１月19日に召集され、８月13日、通算207日間の会期を終了した。この間、57日間の大幅な延長が行われた。

開会式は召集日の午後１時から、参議院議場で行われた。

同日、開会式に引き続き、両院本会議において、小渕恵三内閣総理大臣の施政方針演説を始め外交・財政・経済の政府４演説が行われ、これに対する代表質問は１月20日から22日にかけて行われた。施政方針演説は小渕総理の就任後初めてのものであった。

今国会は、自由民主党と自由党との連立政権発足後初めての常会であったが、参議院においては自自連立によっても過半数割れの状態にあった。また景気も低迷状態が長引き極めて厳しい状況の中にあった。

会期の前半では、景気回復策を盛り込んだ平成11年度総予算の年度内成立と第142回国会から継続審査となっていた周辺事態安全確保法案等の新日米防衛協力指針関連法案、行政機関の保有する情報公開法案（情報公開法案）が大きな焦点となった。

なお、11年度総予算は、戦後最も早い時期での成立となった。

また、会期の後半及び延長後は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（地方分権推進一括法案）、中央省庁等改革関連17法案、第142回国会から継続審査となっていた犯罪捜査のための通信傍受を含む組織犯罪対策関連３法案及びすべての国民に10ケタの番号を付与して氏名や住所等をコンピュータ・ネットにより一元的に管理するための住民基本台帳法改正案、今国会提出された国旗及び国歌に関する法律案が大きな焦点となった。

６月17日、衆議院本会議において、会期を８月13日まで57日間延長することを自民党、自由党、公明党・改革クラブ等の賛成多数で議決した。なお、参議院本会議においては、会期延長の議決は行わなかった。

延長後においては、景気はやや改善しているものとの総括判断が政府から発表されたが、完全失業率が過去最悪となり、緊急雇用対策を柱とする平成11年度補正予算（第１号）、産業活力再生特別措置法案等が提出されるとともに、国家基本政策委員会の設置、政府委員制度の廃止、副大臣制度の導入等を内容とする国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案、憲法調査会を設置する国会法改正案も提出された。

会期の最終盤において、参議院では与野党が法案の採決をめぐり対立した。８月９日、法務委員会において組織犯罪対策関連３法案の質疑が動議により打ち切られ、採決が行われた。11日から12日の本会議において、同法案に反対する民主、共産、社民の３会派は、法務委員長荒木清寛君解任決議案、内閣総理大臣小渕恵三君問責決議案、議長不信任決議案等を提出し、長時間発言やいわゆる牛歩等の戦術をとった。こうして約21時間かかって12日、組織犯罪対策関連３法案は賛成多数で可決され、成立した。

また、住民基本台帳法改正案は、24年ぶりに地方行政・警察委員長の中間報告を求める動議等が採決された後、賛成多数で可決され、成立した。

７月24日、公明党は臨時党大会で閣内協力方針を決定し、自民党、自由党、公明党の３党の連携が進められた。

参議院本会議において、７月12日、食料・農業・農村基本政策に関する決議案を、また、８月９日、子ども読書年に関する決議案をそれぞれ可決した。なお、８月10日、衆議院本会議においても、子ども読書年に関する決議案を可決した。

参議院本会議において、７月７日、共生社会に関する調査会長から、また８月６日、国際問題に関する調査会長及び国民生活・経済に関する調査会長からそれぞれ中間報告があった。

８月13日、参議院本会議において、請願審査及び閉会中審査等の会期末手続、総務委員長等15常任委員長の辞任許可と選任を行い、衆議院本会議においては、外国人登録法改正案及び出入国管理法改正案の両法案を可決した後、請願審査及び閉会中審査等の会期末手続を行い、閉幕した。

議院の構成

召集日当日、斎藤十朗参議院議長は議員の議席を指定し、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会の５特別委員会を設置した。３月８日、中村正三郎法相が辞任し、後任の法相に陣内孝雄国土・環境委員長が就任した。10日、後任の国土・環境委員長に松谷蒼一郎君が選任された。参議院本会議において、４月26日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会が設置された。７月12日、倉田寛之予算委員長の辞任が許可され、後任の予算委員長に竹山裕君が選任された。７月28日、国旗及び国歌に関する特別委員会を設置した。会期末の８月13日、17常任委員長のうち労働・社会政策委員長及び懲罰委員長を除く総務委員長等15常任委員長の辞任許可と選任を行い、また災害対策特別委員長及び国会等の移転に関する特別委員長を互選した。

衆議院においては、１月19日、本会議において、建設、安全保障、科学技術の３常任委員長の辞任が許可され、後任の委員長がそれぞれ選任された。同日、災害対策特別委員会等７特別委員会が設置され、特別委員長もそれぞれ互選された。また、同本会議において、２月16日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会が、３月９日、青少年問題に関する特別委員会がそれぞれ設置された。

小渕総理大臣の施政方針演説等

１月19日、両院本会議において、小渕総理が施政方針演説、高村正彦外相が外交演説、宮澤喜一蔵相が財政演説、堺屋太一経済企画庁長官が経済演説をそれぞれ行った。

施政方針演説の概要は次のとおりである。

私は現在を明治維新、第２次世界大戦後に続く第３の改革の時期と位置づけている。

私は、世界、繁栄、安心、安全、未来への５つの架け橋を21世紀に向けた国政運営の基本として考えていく。

世界への架け橋では、我が国の安全保障を考えるときに、日米関係をこれまで以上強固なものとしていかなければならない。このためには、新しい日米防衛協力のための指針関連法案等の早期成立・承認が極めて重要である。

繁栄への架け橋では、平成11年を経済再生元年と位置づけ、日本経済の再生に全力で取り組む。平成11年度予算において、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮する。平成11年度には我が国経済の実質成長率が0.5%程度まで回復するものと確信している。

安心への架け橋として、少子化の問題に適切に対応すべく、各界関係者の参加を募り国

民会議を設け、国民的な広がりのある取り組みを全力で進める。

安全への架け橋として、ダイオキシンの排出削減、いわゆる環境ホルモン問題への取り組み、化学物質の管理の促進と環境保全のための新たな法的枠組みの整備を行う。

未来への架け橋として、広く快適な住空間や高齢者に優しい空間等の実現を目指し、かねてより私が提唱してきた生活空間倍増戦略プランを１月末をめどに策定する。

内外の重要課題が山積する折、意思決定は速やかでなければならない。そのためには安定した政治基盤をつくることが肝要と考え、自由党との連立政権を樹立した。自由党との協議において副大臣制の導入や政府委員制度の廃止等で合意したが、これは国会の権威を高め、国民に直結した政治に転換し、迅速な政策決定を可能にしたいとの考えからである。

政府４演説に対して、１月20日 、21日の衆議院本会議において、21日、22日の参議院本会議においてそれぞれ代表質問が行われた。

その質疑の主なものは、政治姿勢、自自連立政権樹立、日米防衛協力のための指針関連法案、経済・景気対策、貸し渋り・旧債振りかえ防止策、平成11年度予算、恒久的減税、金融行政と金融機関の責任、情報公開法、副大臣等の導入、少子高齢化対策、雇用の創出・安定策、男女共同参画社会基本法案等についてであった。（その他の政府演説、主な質疑項目・答弁の概要については Ⅲの２を参照されたい。）

予算の審議

平成11年度総予算及び平成11年度補正予算（第１号）がそれぞれ成立した。

平成11年度総予算

一般会計予算総額81兆8,601億円の平成11年度総予算は、１月22日、衆参両予算委員会で宮澤蔵相から提案理由の説明を聴取した後、衆議院予算委員会で25日から２月１日まで総括質疑が、２日から５日まで一般質疑が行われた。９日、10日に公聴会が開会された。12日、金融、財政並びに景気対策、15日、安保・外交問題、16日、行革・経済対策等、安保・外交問題について、それぞれ集中審議を行った。17日、一般質疑、分科会審査を行い、18日、分科会審査及び締めくくり総括質疑を終了し、19日、討論の後、可決された。同日の本会議では民主党から総予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、討論の後、動議は否決され、平成11年度総予算は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、予算委員会で２月22日から３月２日まで総括質疑を行い、３日、財政金融・景気・雇用に関する集中審議を行った。４日、６名の公述人から意見を聴取する公聴会が開会された。５日、11日、一般質疑を行った。８日、外交・防衛に関する集中審議を行った。９日、日本債券信用銀行問題に関し４名の参考人に対し質疑を行った。10日、教育・環境・福祉に関する集中審議を行った。12日、15日、16日午前、委嘱審査を行った。16日午後、17日、締めくくり総括質疑が行われ、同日、平成11年度総予算は討論の後、否決され、同日の本会議においても討論の後、否決された。このため、両院協議会が開かれ協議が行われた。しかし、両議院の意見が一致しなかったので、同日、日本国憲法第60条第２項の規定により、平成11年度総予算は衆議院の議決が国会の議決となり、戦後、最も早い時期での成立となった。

参議院予算委員会において、自由民主党と自由党との連立政権、国旗・国歌、日米ガイドライン、景気動向、消費税の福祉目的税化を消費税法でなく予算総則に規定した理由、ダイオキシン対策、経済戦略会議最終報告と政府の対応、公務員の定数削減と行政改革の

必要性、北朝鮮への政府対応姿勢、沖縄の経済振興策等について質疑が行われた。

平成11年度補正予算（第1号）

平成11年度補正予算（第１号）は、雇用不安の払しょくを図るとともに経済再生に結びつけるため、緊急雇用対策と産業競争力強化対策を策定するものであり、一般会計の歳出面において緊急雇用対策費として総額5,198億円を追加計上する一方、予備費の減額を行うこととし、他方、歳入面においてその他収入を減額するとともに、前年度剰余金の受入を行うものである。この結果、補正後の一般会計予算の総額は82兆2,299億円となる。

同補正予算は７月８日、閣議決定され、国会に提出された。

13日、衆参両予算委員会で宮澤蔵相から提案理由の説明を聴取した後、衆議院予算委員会では、14日、15日、質疑が行われ、同日、討論の後、可決され、同日の本会議では、民主党から補正予算につき政府が撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、討論の後、動議は否決され、平成11年度補正予算（第１号）は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、予算委員会で、16日、19日、質疑が行われ、同日、討論の後、可決され、21日、本会議において討論の後、可決され、成立した。

同委員会において、追加補正予算の必要性、緊急雇用対策、各種規制緩和の推進、少子化対策、高校卒未就職者対策等について質疑が行われた。

決算の審査

参議院においては、平成８年度決算外２件及び平成９年度決算外２件の審議が行われた。

なお、平成９年度決算は２月10日、同本会議において、宮澤蔵相からその概要報告を受け、質疑を行った。

情報公開法案等の審議

情報公開法案は、国の行政機関が保有する情報の一層の公開を図るため、法人や外国人も含め何人も行政文書の開示を請求することができる権利等について規定しようとするものである。本法案は情報公開法施行関係法整備等法案とともに、第142回国会に提出され、衆議院において継続審査となっていた。

衆議院では、２月12日、内閣委員会において、両案はそれぞれ修正議決され、16日、本会議でも両案はそれぞれ修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、３月５日、本会議で、両案について趣旨説明聴取、質疑が行われた。９日、総務委員会において趣旨説明聴取等が行われ、11日、23日、両案の質疑が行われ、24日、両案について３名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、４月27日、質疑の後、情報公開法案は修正議決され、情報公開法施行関係法整備等法案は可決された。28日、本会議でも情報公開法案は修正議決され、情報公開法施行関係法整備等法案は可決された。

同日、参議院は情報公開法案を衆議院に回付した。

衆議院は５月７日、本会議において、参議院の修正に同意し、情報公開法案は成立した。

参議院では本法案附則の施行４年後の見直し条項に情報公開訴訟の管轄のあり方の検討を加える修正が行われた。

新日米防衛協力指針関連法案の審議

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（ＡＣＳＡ改正協定）、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確

保するための措置に関する法律案（周辺事態安全確保法案）及び自衛隊法の一部を改正する法律案の３案件は、衆議院において、３月12日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われた。18日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会において、提案理由説明聴取の後、総括質疑が行われ、26日、集中審議が行われ、31日、４月１日、総括質疑が行われ、４月７日、８名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、13日、一般質疑が行われ、14日、いわゆる地方公聴会が開催された。15日、20日、22日、23日、一般質疑が行われ、21日、公聴会が開会され、26日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、ＡＣＳＡ改正協定は承認すべきものと決し、周辺事態安全確保法案について民主党提出の修正案が否決され、船舶検査活動の規定を法案から削除するなどとする自民党、公明党・改革クラブ、自由党の３会派共同提出の修正案のとおり修正議決され、自衛隊法改正案は可決され、27日、本会議でも、討論の後、ＡＣＳＡ改正協定は承認することに決し、周辺事態安全確保法案は委員会議決のとおり修正議決され、自衛隊法改正案は可決され、いずれも参議院に送付された。

参議院において、３案件は、４月28日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会において、趣旨説明聴取が行われ、５月10日、同特別委員会において、３案件の総括質疑が行われ、11日、集中審議が行われ、12日、衆議院における修正部分を中心とした集中審議が行われ、13日、６名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、14日、17日、20日、21日、質疑が行われ、18日、公聴会が開会され、６名の公述人から意見聴取、質疑が行われ、19日、地方公聴会が沖縄県那覇市において開催され、24日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、ＡＣＳＡ改正協定は承認することに決し、周辺事態安全確保法案について民主党・新緑風会から提出された国連安保理決議を要件とする船舶検査に係る条項を政府原案のとおり加える旨の修正案が否決され、同法案及び自衛隊法改正案の両案は可決された。同日の本会議において、討論の後、ＡＣＳＡ改正協定は承認することに決し、周辺事態安全確保法案及び自衛隊法改正案の両案は可決され、成立した。

委員会において、周辺事態の定義及び目的規定の修正理由、周辺事態の地理的範囲とその認定基準、船舶検査規定を削除した経緯、船舶検査に関する新規立法、国会承認規定の新設と承認範囲、地方自治体協力の具体例と協力拒否の正当理由等について論議が行われた。

地方分権推進一括法案の審議

本法案は、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、地方自治法等475件にわたる関係法律を改正し、機関委任事務制度の廃止、地方公共団体の事務区分の再構成等地方分権を推進しようとするものである。

本法案は、衆議院において５月13日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われ、18日、行政改革に関する特別委員会において提案理由説明聴取が行われ、25日から６月10日まで質疑が行われた。この間、５月28日、４名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、６月７日、公聴会が開会され、４名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。また８日、地方公聴会が仙台市及び三重県津市の両市において開催された。10日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、第１号法定受託事務の事務区分についての適宜、適切な見直し

等を内容とする自民党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、社会民主党・市民連合の５会派共同提出の修正案のとおり修正議決され、11日、本会議でも、本法案は、討論の後、委員会議決のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、本法案は６月14日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われた。行財政改革・税制等に関する特別委員会において、本法案は中央省庁等改革関連17法案と一括して審査された。15日、委員会において趣旨説明聴取、総括質疑が行われ、16日、総括質疑が行われ、28日、29日、30日、７月２日、質疑が行われ、７月１日、４名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、５日、公聴会が開会され、４名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。６日、大阪市及び横浜市の両市において地方公聴会が開催された。７日、８日、小渕総理をはじめ全閣僚に対する締めくくり総括質疑が行われ、同日、討論の後、共産党提出の修正案は否決され、本法案は可決され、同日の本会議においても討論の後、本法案は可決され、成立した。

委員会において、自治事務に対する国の関与のあり方、法定受託事務の定義とその抑制の必要性、地方税財源の充実強化等について論議が行われた。

中央省庁等改革関連17法案の審議

内閣法改正案等の中央省庁改革関連17法案は、第142回国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化とそれを通じた政治主導の強化、府省の再編成と独立行政法人制度の創設、行政のスリム化並びに行政の透明化及び効率化を図ろうとするものである。

衆議院において、中央省庁等改革関連17法案は５月18日、本会議において、趣旨説明聴取、質疑が行われた。19日、行政改革に関する特別委員会において提案理由説明聴取が行われ、25日、26日、総括質疑が行われ、27日、一般質疑が行われ、28日、４名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、31日、６月１日、２日、３日、４日、一般質疑が行われ、７日、公聴会が開会され、４名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。また８日、地方公聴会が仙台市及び三重県津市の両市において開催された。９日、締めくくり総括質疑が行われ、討論の後、民主党提出の内閣法改正案、首相府設置法案及び内閣府設置法案の３法案が否決され、これら17法案は可決され、10日、本会議でも、討論の後、民主党提出の３法案が否決され、中央省庁等改革関連17法案は可決され、いずれも参議院に送付された。

参議院において中央省庁等改革関連17法案は、６月11日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、14日、行財政改革・税制等に関する特別委員会において趣旨説明聴取が行われた。委員会において中央省庁等改革関連17法案は地方分権推進一括法案と一括して審査された。15日、16日、総括質疑が行われ、28日、29日、30日、７月２日、質疑が行われ、７月１日、４名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、５日、公聴会が開会され、４名の公述人から意見聴取、質疑が行われた。６日、大阪市及び横浜市の両市において地方公聴会が開催された。７日、８日、小渕総理をはじめ全閣僚に対する締めくくり総括質疑が行われ、同日、討論の後、これら17法案は可決され、同日の本会議においても討論の後、中央省庁等改革関連17法案は可決され、成立した。

委員会において、再編後の省庁体制のあり方、国家公務員数25％削減の根拠とその達成方法、独立行政法人化の意義等について論議が行われた。

組織犯罪対策関連３法案の審議

組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案は、組織的に行われた一定の犯罪に対する処罰を強化し、犯罪収益を隠匿・収受するマネーロンダリング行為を処罰すること等について定めようとするものである。

犯罪捜査のための通信傍受法案は、犯罪捜査のために強制処分として行う電気通信の傍受に関し、その要件、手続、傍受記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものである。

刑事訴訟法改正案は、電気通信の傍受を行う強制処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体または財産への加害行為等の防止を図るための措置について定めようとするものである。

３法案は、衆議院において、第142回国会から法務委員会で継続審査となっていた。委員会において、５月18日、19日、21日、質疑が行われ、４月28日及び５月25日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、５月27日、３法案と自民党、公明党・改革クラブ、自由党の３会派共同提出の組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案に対する修正案及び犯罪捜査のための通信傍受法案に対する修正案の両修正案について質疑が行われ、28日、３法案と両修正案について質疑が行われた後、組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案及び犯罪捜査のための通信傍受法案の両案はいずれも修正議決され、刑事訴訟法改正案は可決された。

６月１日、本会議において、討論の後、組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案及び犯罪捜査のための通信傍受法案の両案は修正議決され、刑事訴訟法改正案は可決され、いずれも参議院に送付された。

組織的犯罪処罰及び犯罪収益規制等法案について犯罪収益が生じる前提犯罪に児童買春周旋罪等を加える等の修正が、また犯罪捜査のための通信傍受法案は通信傍受の対象犯罪を、薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人罪に限定する等の修正がそれぞれ行われた。

参議院において、３法案は６月９日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、10日、法務委員会において、趣旨説明聴取が行われ、29日、７月１日、６日、13日、29日、８月３日、６日、質疑が行われ、７月22日、27日、参考人意見聴取、質疑が行われ、８月４日、公聴会が開会され６名の公述人から意見聴取、質疑が行われ、６日、東日本電信電話株式会社東京支店の視察が行われた。９日、質疑が動議により打ち切られ、３法案が可決された。

８月11日から12日にかけての本会議において、法務委員長荒木清寛君解任決議案等の議案の否決を経て、３法案を一括して直ちに議題とすることの動議が可決され、討論の後、３法案は可決され、成立した。

住民基本台帳法改正案の審議

本法案は、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードをもとに、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずるものである。

本法案は、衆議院において、４月13日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われ、同日、地方行政委員会において、提案理由説明聴取が行われ、20日、27日、質疑が行われ、

５月６日、８名の参考人から意見を聴取、質疑が行われ、11日、13日、18日、質疑が行われ、６月８日、本法案及び自民党、公明党・改革クラブ、自由党の３会派共同提出の修正案の両案について質疑が行われた。修正案の内容はこの法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとすることである。10日、小渕総理に対する質疑が行われ、質疑を終局した。11日、委員会において、討論の後、本法案は３会派共同提出の修正案のとおり修正議決され、15日、本会議においても、討論の後、住民基本台帳法改正案は委員会議決のとおり修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、６月28日、本会議において住民基本台帳法改正案は、趣旨説明聴取、質疑が行われ、７月８日、地方行政・警察委員会において、趣旨説明聴取等が行われ、22日、質疑が行われ、27日、４名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、29日、質疑が行われ、８月３日、３名の参考人から意見聴取、質疑が行われ、５日、地方公聴会が埼玉県大宮市において開会された後、国会に戻り質疑が行われた。12日、本法案は委員会採決を省略し本会議において採決するため地方行政・警察委員長の中間報告を求める動議及び中間報告があった本法案は直ちに審議することの動議がそれぞれ可決された後、討論の後、住民基本台帳法改正案は可決され、成立した。

なお、７月15日、同委員会は、静岡県磐田郡豊田町と浜松市を視察し、豊田町において住民票の写し等の自動発行を含む地域（ＩＣ）カードシステム事業を、浜松市において同市を含む22の市町村間におけるファクシミリによる住民票の写しの交付が受けられるシステムを調査した。

国旗及び国歌に関する法律案の審議

本法案は、国旗を日章旗とし、及び国歌を君が代とするとともに、日章旗の制式並びに君が代の歌詞及び楽曲を定めようとするものであり、会期延長直前の６月11日、閣議決定され、国会に提出された。

衆議院においては、6月29日、本会議において趣旨説明聴取、質疑が行われた。内閣委員会において、７月1日、提案理由説明聴取、質疑が行われ、地方公聴会が6日、7日、開催され、8日、公聴会が開会された。16日、参考人意見聴取、質疑が行われ、21日、内閣委員会と文教委員会との連合審査会が開会され、同日午後、小渕総理に対する質疑、討論の後、民主党提出の修正案が否決され、本法案は可決された。22日、本会議でも討論の後、民主党提出の修正案が否決され、本法案は可決され、参議院に送付された。

参議院において、７月28日、本会議で国旗及び国歌に関する特別委員会を設置するとともに、趣旨説明聴取、質疑が行われた。29日、同特別委員会において趣旨説明聴取を行い、30日、８月２日、質疑が行われ、３日、参考人から意見聴取、質疑が行われ、４日、地方公聴会が仙台市と名古屋市の両市で開催され、５日、派遣報告等が行われ、６日、質疑が行われ、９日、公聴会が開会され、締めくくり質疑が行われ、討論の後、民主党提出の修正案が否決され、本案は可決された。同日、本会議においても、討論の後、民主党提出の修正案が否決され、国旗及び国歌に関する法律案は可決され、成立した。

委員会では国旗及び国歌の法制化の理由、君が代の歌詞の解釈、法制化が学校教育に与える影響、国旗掲揚・国歌斉唱と内心の自由との関係等をめぐり質疑が行われた。

国会法改正案及び国会審議活性化法案の審議

国会法改正案は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆参両院に憲法調査会を設置しようとするものであり、次の常会の召集の日から施行するものである。

衆議院において、７月６日、議院運営委員会において国会法改正案の成案を賛成多数で決定し、これを委員会提出の法律案とすることに協議決定した。同日、本会議において賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院において同改正案は、７月26日、議院運営委員会において賛成多数で修正議決され、同日、参議院本会議においても賛成多数で修正議決され、同日、衆議院に回付された。29日、衆議院本会議は参議院の修正に同意し、成立した。

同委員会において憲法調査会の権限、憲法調査会の設置と憲法の最高法規性との整合性等をめぐり質疑が行われた。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案は、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等を行うことにより、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムの確立を図ろうとするものであり、衆参両院に常任委員会として国家基本政策委員会を次の常会の召集の日から設置し、政府委員制度を第146回国会の召集の日から廃止するものである。

同法案は、衆議院で７月13日、議院運営委員会において本法案の成案を賛成多数で決定し、これを委員会提出の法律案とすることに協議決定した。同日、本会議においても賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、７月26日、議院運営委員会において、賛成多数で可決され、同日、本会議においても、賛成多数で可決され、成立した。

同委員会において国家基本政策委員会の設置と総理大臣の国会への出席答弁義務との関係等をめぐり質疑が行われた。

併せて参議院憲法調査会規程案、参議院規則改正案等も可決され、成立した。

法律案等の成立件数等

今国会、内閣から提出された法律案は124件であり、このうち110件が成立し、その成立率は88.7%であり、昨年の常会（82.9%）を上回った。残り14件のうち10件は衆議院で、また４件は参議院においてそれぞれ継続審査となった。

また、前国会から衆議院で継続審査となっていた11件のうち、情報公開法案等10件が成立し、残り１件は衆議院で引き続き継続審査となった。

衆議院議員提出法律案は、新たに提出された38件のうち13件が成立し、残り25件のうち10件が衆議院で継続審査となり、５件が否決、１件が撤回され、９件は未了となった。

参議院議員提出法律案は新たに22件提出され、このうち５件が成立し、残り17件のうち２件が参議院で継続審査となり、６件が参議院で撤回され、９件が未了となった。

予算は、５件提出され、成立した。

条約は15件提出され、すべて承認された。また衆議院で継続審査となっていた１件が承認された。

内閣提出の承認案件は２件であり、２件とも承認された。

国政調査等

３月23日、能登半島沖の我が国領海内で発生した２隻の不審船事件について、３月25日、外交・防衛委員会において、野呂田防衛庁長官、楠木海上保安庁長官、高村外相から報告聴取後、逃走した２隻の不審船を拿捕、立入検査できなかった法的技術的理由、自衛隊発足後初の自衛隊法第82条に基づく海上警備行動発令、海上保安庁と防衛庁との連携、不審船が北朝鮮の港へ入港したとの確認の根拠、不審船の活動目的等について質疑が行われた。

また５月27日、同委員会において、コソヴォ問題について我が国の対応、役割、人道支援策、北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）軍のユーゴスラビア空爆の国連憲章上の位置づけ等について質疑が行われた。

行政監視委員会において、政府開発援助等に関する件について３月29日、４月26日、５月17日、31日、質疑が行われ、ＯＤＡの改善、ＯＤＡの透明性、効率性の向上、事業実施体制の強化等の諸問題について質疑が行われた。７月26日、意見交換を行い、８月２日、同委員会において政府開発援助に関する決議が行われた。

経営破綻した日本長期信用銀行と日本債券信用銀行の両銀行の経営陣が平成10年度３月期決算の粉飾決算事件にからみ証券取引法違反容疑で逮捕された。これを受け、８月２日、衆議院予算委員会、４日、参議院予算委員会において、日債銀・長銀等金融問題に関する集中審議がそれぞれ行われ、参議院においては、経営破綻した両銀行の有価証券報告書虚偽記載への行政責任、金融システムに対するセーフティーネット形成の遅れ、両銀行の処理等による預金保険機構の特例業務基金７兆円枠の積み増し、政治の責任等をめぐり質疑が行われた。

1　参議院役員等一覧

（会期終了日　平成11．8．13現在）

役員名		召集日	会期中選任
議長		斎藤　十朗	
副議長		菅野　久光	
常任委員長	総務	竹村　泰子	小川　勝也(11．8.13)
	法務	荒木　清寛	風間　昶(11．8.13)
	地行警察	小山　峰男	和田　洋子(11．8.13)
	外交防衛	河本　英典	矢野　哲朗(11．8.13)
	財政金融	勝木　健司	平田　健二(11．8.13)
	文教科学	南野　知惠子	佐藤　泰三(11．8.13)
	国民福祉	尾辻　秀久	狩野　安(11．8.13)
	労働社会	吉岡　吉典	
	農林水産	野間　赳	若林　正俊(11．8.13)
	経済産業	須藤　良太郎	成瀬　守重(11．8.13)
	交通通信	小林　元	齋藤　勁(11．8.13)
	国土環境	陣内　孝雄	松谷　蒼一郎(11．3.10)　石渡　清元(11．8.13)
	予算	倉田　寛之	竹山　裕(11．7.12)　岡野　裕(11．8.13)
	決算	久世　公堯	鎌田　要人(11．8.13)
	行政監視	続　訓弘	浜田　卓二郎(11．8.13)
	議院運営	岡野　裕	西田　吉宏(11．8.13)
	懲罰	西山　登紀子	
特別委員長	災害対策	海野　義孝	但馬　久美(11．8.13)
	沖縄北方	立木　洋	
	国会移転	松田　岩夫	前川　忠夫(11．8.13)
	行革税制	吉川　芳男	
	金融経済	坂野　重信	
	防衛指針		井上　吉夫(11．4.26)
	国旗国歌		岩崎　純三(11．7.28)　鴻池　祥肇(11．8．6)
調査会長	国際問題	村上　正邦	
	国民生活	久保　亘	
	共生社会	石井　道子	
政治倫理審査会長		岩崎　純三	
事務総長		堀川　久士	

2 会派別所属議員数一覧

（会期終了日 平成11. 8.13現在）

会派	議員数	① 13. 7.22 任期満了			② 16. 7.25 任期満了		
		比例	選挙区	合計	比例	選挙区	合計
自由民主党	104(9)	16(4)	43(3)	59(7)	14(2)	31	45(2)
民主党・新緑風会	56(10)	9(1)	12(4)	21(5)	12(3)	23(2)	35(5)
公明党	24(5)	7(2)	6(1)	13(3)	7(1)	4(1)	11(2)
日本共産党	23(10)	5(2)	3(1)	8(3)	8(2)	7(5)	15(7)
社会民主党・護憲連合	14(6)	4(2)	5(1)	9(3)	4(2)	1(1)	5(3)
自由党	12(1)	4(1)	2	6(1)	5	1	6
参議院の会	10(2)	2(1)	3	5(1)	0	5(1)	5(1)
二院クラブ・自由連合	4	1	1	2	0	2	2
各派に属しない議員	4	1	1	2	0	2	2
欠員	1	1	0	1	0	0	0
合計	252(43)	50(13)	76(10)	126(23)	50(10)	76(10)	126(20)

（ ）内は女性議員の数を示す。

3　会派別所属議員一覧

（召集日　平成11．1.19現在）

無印の議員は平成13年７月22日任期満了を、○印の議員は平成16年７月25日任期満了を示す。
また、（　）内は、各議員の選出選挙区別を示す。

【自由民主党】

（１０４名）

○阿南　一成（比　例）
○有馬　朗人（比　例）
石井　道子（比　例）
○市川　一朗（宮　城）
岩崎　純三（栃　木）
○上野　公成（群　馬）
○大島　慶久（比　例）
○岡　利定（比　例）
○加納　時男（比　例）
景山　俊太郎（島　根）
釜本　邦茂（比　例）
亀谷　博昭（宮　城）
○岸　宏一（山　形）
○久野　恒一（茨　城）
小山　孝雄（比　例）
○佐藤　昭郎（比　例）
○坂野　重信（鳥　取）
陣内　孝雄（佐　賀）
鈴木　政二（愛　知）
田浦　直（長　崎）
竹山　裕（静　岡）
常田　享詳（鳥　取）
○中曽根　弘文（群　馬）
長峯　基（宮　崎）
○野沢　太三（比　例）
長谷川　道郎（新　潟）
畑　恵（比　例）
○日出　英輔（比　例）
真鍋　賢二（香　川）
三浦　一水（熊　本）
○村上　正邦（比　例）
○森山　裕（鹿児島）
○山崎　正昭（福　井）
依田　智治（比　例）
○若林　正俊（長　野）
阿部　正俊（山　形）
○井上　吉夫（鹿児島）
石川　弘（比　例）
岩井　國臣（比　例）
○岩永　浩美（佐　賀）
海老原　義彦（比　例）
大野　つや子（岐　阜）
岡野　裕（比　例）
狩野　安（茨　城）
片山　虎之助（岡　山）
鎌田　要人（鹿児島）
○河本　英典（滋　賀）
北岡　秀二（徳　島）
国井　正幸（栃　木）
鴻池　祥肇（兵　庫）
佐藤　泰三（埼　玉）
清水　嘉与子（比　例）
須藤　良太郎（比　例）
鈴木　正孝（静　岡）
○田中　直紀（新　潟）
武見　敬三（比　例）
○中川　義雄（北海道）
中原　爽（比　例）
成瀬　守重（比　例）
○野間　赳（愛　媛）
橋本　聖子（比　例）
○服部　三男雄（奈　良）
平田　耕一（三　重）
○松谷　蒼一郎（長　崎）
水島　裕（比　例）
○森下　博之（高　知）
○矢野　哲朗（栃　木）
○山下　善彦（静　岡）
吉川　芳男（新　潟）
○脇　雅史（比　例）
○青木　幹雄（島　根）
○井上　裕（千　葉）
石渡　清元（神奈川）
○岩城　光英（福　島）
○上杉　光弘（宮　崎）
尾辻　秀久（比　例）
太田　豊秋（福　島）
○加藤　紀文（岡　山）
鹿熊　安正（富　山）
金田　勝年（秋　田）
○亀井　郁夫（広　島）
○木村　仁（熊　本）
○久世　公堯（比　例）
倉田　寛之（千　葉）
○佐々木　知子（比　例）
○斉藤　滋宣（秋　田）
塩崎　恭久（愛　媛）
末広　まきこ（愛　知）
世耕　弘成（和歌山）
田村　公平（高　知）
谷川　秀善（大　阪）
中島　眞人（山　梨）
○仲道　俊哉（大　分）
西田　吉宏（京　都）
○南野　知惠子（比　例）
馳　浩（石　川）
林　芳正（山　口）
保坂　三蔵（東　京）
松村　龍二（福　井）
溝手　顕正（広　島）
○森田　次夫（比　例）
○山内　俊夫（香　川）
山本　一太（群　馬）
○吉村　剛太郎（福　岡）

【民主党・新緑風会】

（５６名）

足立　良平（比　例）	○浅尾　慶一郎（神奈川）	朝日　俊弘（比　例）
伊藤　基隆（比　例）	石田　美栄（岡　山）	○今井　澄（比　例）
今泉　昭（比　例）	○海野　徹（静　岡）	○江田　五月（岡　山）
○江本　孟紀（比　例）	小川　勝也（北海道）	○小川　敏夫（東　京）
岡崎　トミ子（宮　城）	○勝木　健司（比　例）	○川橋　幸子（比　例）
○木俣　佳丈（愛　知）	○北澤　俊美（長　野）	久保　亘（鹿児島）
○郡司　彰（茨　城）	小林　元（茨　城）	○小宮山　洋子（比　例）
小山　峰男（長　野）	○輿石　東（山　梨）	○佐藤　泰介（愛　知）
○佐藤　雄平（福　島）	齋藤　勁（神奈川）	○櫻井　充（宮　城）
笹野　貞子（京　都）	○高嶋　良充（比　例）	竹村　泰子（比　例）
○谷林　正昭（富　山）	○千葉　景子（神奈川）	角田　義一（群　馬）
寺崎　昭久（比　例）	○内藤　正光（比　例）	○直嶋　正行（比　例）
○長谷川　清（比　例）	平田　健二（岐　阜）	○広中　和歌子（千　葉）
○福山　哲郎（京　都）	○藤井　俊男（埼　玉）	○堀　利和（比　例）
○本田　良一（熊　本）	前川　忠夫（比　例）	松崎　俊久（比　例）
○松田　岩夫（岐　阜）	松前　達郎（比　例）	○円　より子（比　例）
○峰崎　直樹（北海道）	○本岡　昭次（兵　庫）	○簗瀬　進（栃　木）
○柳田　稔（広　島）	○山下　八洲夫（岐　阜）	吉田　之久（奈　良）
和田　洋子（福　島）	○藁科　滿治（比　例）	

【公明党】

（２４名）

○荒木　清寛（比　例）	魚住　裕一郎（東　京）	海野　義孝（比　例）
大森　礼子（比　例）	加藤　修一（比　例）	○風間　昶（比　例）
木庭　健太郎（福　岡）	○沢　たまき（比　例）	白浜　一良（大　阪）
高野　博師（埼　玉）	但馬　久美（比　例）	○続　訓弘（比　例）
○鶴岡　洋（比　例）	○浜田　卓二郎（埼　玉）	○浜四津　敏子（東　京）
○日笠　勝之（比　例）	○弘友　和夫（福　岡）	福本　潤一（比　例）
益田　洋介（比　例）	松　あきら（神奈川）	○森本　晃司（比　例）
○山下　栄一（大　阪）	山本　保（愛　知）	渡辺　孝男（比　例）

【日本共産党】

（２３名）

阿部　幸代（埼　玉）	○井上　美代（東　京）	○池田　幹幸（比　例）
○市田　忠義（比　例）	○岩佐　恵美（比　例）	緒方　靖夫（東　京）
○大沢　辰美（兵　庫）	笠井　亮（比　例）	○小池　晃（比　例）
○小泉　親司（比　例）	須藤　美也子（比　例）	○立木　洋（比　例）
○富樫　練三（埼　玉）	○西山　登紀子（京　都）	橋本　敦（比　例）
○畑野　君枝（神奈川）	○八田　ひろ子（愛　知）	○林　紀子（比　例）
筆坂　秀世（比　例）	○宮本　岳志（大　阪）	山下　芳生（大　阪）
○吉岡　吉典（比　例）	吉川　春子（比　例）	

【社会民主党・護憲連合】

（１４名）

○大渕　絹子（新　潟）	○大脇　雅子（比　例）	梶原　敬義（大　分）
菅野　壽（比　例）	日下部禧代子（比　例）	清水　澄子（比　例）
谷本　巍（比　例）	照屋　寛徳（沖　縄）	田　英夫（東　京）
○福島　瑞穂（比　例）	○渕上　貞雄（比　例）	三重野　栄子（福　岡）
村沢　牧（長　野）	○山本　正和（比　例）	

【自由党】

（１２名）

阿曽田　清（熊　本）	○泉　信也（比　例）	○入澤　肇（比　例）
扇　千景（比　例）	田村　秀昭（比　例）	髙橋　令則（岩　手）
○月原　茂皓（比　例）	○鶴保　庸介（和歌山）	戸田　邦司（比　例）
○平野　貞夫（比　例）	星野　朋市（比　例）	○渡辺　秀央（比　例）

【参議院の会】

（１０名）

○岩本　荘太（石　川）	奥村　展三（滋　賀）	○椎名　素夫（岩　手）
菅川　健二（広　島）	○田名部　匡省（青　森）	○高橋　紀世子（徳　島）
堂本　暁子（比　例）	○松岡　滿壽男（山　口）	水野　誠一（比　例）
山崎　力（青　森）		

【二院クラブ・自由連合】

（４名）

石井　一二（兵　庫）	佐藤　道夫（比　例）	○島袋　宗康（沖　縄）
○西川　きよし（大　阪）		

【各派に属しない議員】

（５名）

岩瀬　良三（千　葉）	○斎藤　十朗（三　重）	菅野　久光（北海道）
友部　達夫（比　例）	○中村　敦夫（東　京）	

４　議員の異動

第144回国会終了日（平成10年12月14日）以降における議員の異動である。

○死去

石川　　弘君（自民・比例）　　11．8．2

○所属会派異動・会派所属

海野　　徹君　　11．1.19　「参議院の会」を退会、「民主党・新緑風会」へ入会

岩瀬　　良三君　　11．5.14　「自由民主党」へ入会

5 委員会及び調査会等委員一覧

（初回開会日現在）

【総務委員会】

（２１名）

委員長	竹村	泰子	（民主）	石井	道子	（自民）	今井	澄（民主）
理　事	海老原	義彦	（自民）	岡	利定	（自民）	松田	岩夫（民主）
理　事	佐藤	泰三	（自民）	鴻池	祥肇	（自民）	浜四津	敏子（公明）
理　事	江田	五月	（民主）	真鍋	賢二	（自民）	日笠	勝之（公明）
理　事	月原	茂皓	（自由）	森田	次夫	（自民）	阿部	幸代（共産）
理　事	椎名	素夫	（参院）	矢野	哲朗	（自民）	吉川	春子（共産）
	青木	幹雄	（自民）	足立	良平	（民主）	山本	正和（社民）

（11. 3. 4　現在）

【法務委員会】

（２１名）

委員長	荒木	清寛	（公明）	井上	裕	（自民）	藁科	満治（民主）
理　事	大野	つや子	（自民）	岡野	裕	（自民）	橋本	敦（共産）
理　事	服部	三男雄	（自民）	竹山	裕	（自民）	福島	瑞穂（社民）
理　事	円	より子	（民主）	吉川	芳男	（自民）	扇	千景（自由）
理　事	大森	礼子	（公明）	海野	徹	（民主）	斎藤	十朗（無）
	阿部	正俊	（自民）	角田	義一	（民主）	菅野	久光（無）
	有馬	朗人	（自民）	本岡	昭次	（民主）	中村	敦夫（無）

（11. 3.11　現在）

【地方行政・警察委員会】

（２１名）

委員長	小山	峰男	（民主）	鎌田	要人	（自民）	魚住	裕一郎（公明）
理　事	釜本	邦茂	（自民）	木村	仁	（自民）	白浜	一良（公明）
理　事	松村	龍二	（自民）	久世	公堯	（自民）	八田	ひろ子（共産）
理　事	輿石	東	（民主）	谷川	秀善	（自民）	照屋	寛徳（社民）
理　事	山下	八洲夫	（民主）	保坂	三蔵	（自民）	髙橋	令則（自由）
理　事	富樫	練三	（共産）	高嶋	良充	（民主）	松岡	満壽男（参院）
	井上	吉夫	（自民）	藤井	俊男	（民主）	岩瀬	良三（無）

（11. 3. 4　現在）

【外交・防衛委員会】

（２１名）

委員長	河本	英典	（自民）	亀谷	博昭	（自民）	吉田	之久（民主）
理　事	依田	智治	（自民）	佐々木	知子	（自民）	続	訓弘（公明）
理　事	吉村	剛太郎	（自民）	鈴木	正孝	（自民）	立木	洋（共産）
理　事	柳田	稔	（民主）	村上	正邦	（自民）	田	英夫（社民）
理　事	高野	博師	（公明）	森山	裕	（自民）	田村	秀昭（自由）
理　事	小泉	親司	（共産）	木俣	佳丈	（民主）	山崎	力（参院）
	岩崎	純三	（自民）	齋藤	勁	（民主）	佐藤	道夫（二連）

（11. 2.18　現在）

【財政・金融委員会】

（２１名）

委員長	勝木	健司	（民主）	加納	時男	（自民）	伊藤	基隆 （民主）
理　事	石渡	清元	（自民）	片山	虎之助	（自民）	峰崎	直樹 （民主）
理　事	金田	勝年	（自民）	岸	宏一	（自民）	浜田	卓二郎 （公明）
理　事	広中	和歌子	（民主）	林	芳正	（自民）	笠井	亮 （共産）
理　事	益田	洋介	（公明）	日出	英輔	（自民）	三重野	栄子 （社民）
理　事	池田	幹幸	（共産）	平田	耕一	（自民）	星野	朋市 （自由）
	岩井	國臣	（自民）	浅尾	慶一郎	（民主）	菅川	健二 （参院）

（11. 2. 4　現在）

【文教・科学委員会】

（２１名）

委員長	南野	知惠子	（自民）	亀井	郁夫	（自民）	本岡	昭次 （民主）
理　事	狩野	安	（自民）	北岡	秀二	（自民）	山下	栄一 （公明）
理　事	馳	浩	（自民）	世耕	弘成	（自民）	畑野	君枝 （共産）
理　事	江本	孟紀	（民主）	仲道	俊哉	（自民）	林	紀子 （共産）
理　事	松	あきら	（公明）	橋本	聖子	（自民）	菅野	壽 （社民）
理　事	日下部	禧代子	（社民）	石田	美栄	（民主）	扇	千景 （自由）
	阿南	一成	（自民）	佐藤	泰介	（民主）	田名部	匡省 （参院）

（11. 3. 4　現在）

【国民福祉委員会】

（２１名）

委員長	尾辻	秀久	（自民）	塩崎	恭久	（自民）	松崎	俊久 （民主）
理　事	清水	嘉与子	（自民）	武見	敬三	（自民）	沢	たまき （公明）
理　事	常田	享詳	（自民）	中原	爽	（自民）	井上	美代 （共産）
理　事	朝日	俊弘	（民主）	水島	裕	（自民）	清水	澄子 （社民）
理　事	渡辺	孝男	（公明）	櫻井	充	（民主）	入澤	肇 （自由）
理　事	小池	晃	（共産）	直嶋	正行	（民主）	堂本	暁子 （参院）
	久野	恒一	（自民）	堀	利和	（民主）	西川	きよし （二連）

（11. 3. 4　現在）

【労働・社会政策委員会】

（２１名）

委員長	吉岡	吉典	（共産）	大島	慶久	（自民）	谷林	正昭 （民主）
理　事	田浦	直	（自民）	斉藤	滋宣	（自民）	但馬	久美 （公明）
理　事	溝手	顕正	（自民）	鈴木	政二	（自民）	山本	保 （公明）
理　事	川橋	幸子	（民主）	中島	眞人	（自民）	市田	忠義 （共産）
理　事	笹野	貞子	（民主）	山崎	正昭	（自民）	大脇	雅子 （社民）
理　事	山崎	力	（参院）	今泉	昭	（民主）	鶴保	庸介 （自由）
	上杉	光弘	（自民）	小宮山	洋子	（民主）	友部	達夫 （無）

（11. 3. 4　現在）

【農林水産委員会】

（２１名）

委員長	野間	赳	（自民）	国井	正幸	（自民）	郡司	彰　（民主）
理　事	岩永	浩美	（自民）	佐藤	昭郎	（自民）	風間	昶　（公明）
理　事	三浦	一水	（自民）	中川	義雄	（自民）	木庭	健太郎　（公明）
理　事	和田	洋子	（民主）	長峯	基	（自民）	大沢	辰美　（共産）
理　事	須藤	美也子	（共産）	森下	博之	（自民）	谷本	巍　（社民）
理　事	村沢	牧	（社民）	小川	敏夫	（民主）	阿曽田	清　（自由）
	岸	宏一	（自民）	久保	亘	（民主）	石井	一二　（二連）

（11．3．4　現在）

【経済・産業委員会】

（２１名）

委員長	須藤	良太郎	（自民）	加納	時男	（自民）	福山	哲郎　（民主）
理　事	成瀬	守重	（自民）	倉田	寛之	（自民）	前川	忠夫　（民主）
理　事	畑	恵	（自民）	小山	孝雄	（自民）	海野	義孝　（公明）
理　事	簗瀬	進	（民主）	末広	まきこ	（自民）	加藤	修一　（公明）
理　事	山下	芳生	（共産）	中曽根	弘文	（自民）	西山	登紀子　（共産）
理　事	梶原	敬義	（社民）	長谷川	清	（民主）	渡辺	秀央　（自由）
	上野	公成	（自民）	平田	健二	（民主）	水野	誠一　（参院）

（11．3．4　現在）

【交通・情報通信委員会】

（２１名）

委員長	小林	元	（民主）	鹿熊	安正	（自民）	本田	良一　（民主）
理　事	加藤	紀文	（自民）	田中	直紀	（自民）	松前	達郎　（民主）
理　事	景山	俊太郎	（自民）	野沢	太三	（自民）	鶴岡	洋　（公明）
理　事	寺崎	昭久	（民主）	山内	俊夫	（自民）	筆坂	秀世　（共産）
理　事	森本	晃司	（公明）	山本	一太	（自民）	宮本	岳志　（共産）
理　事	渕上	貞雄	（社民）	若林	正俊	（自民）	戸田	邦司　（自由）
	岩城	光英	（自民）	千葉	景子	（民主）	岩本	荘太　（参院）

（11．3．4　現在）

【国土・環境委員会】

（２１名）

委員長	陣内	孝雄	（自民）	坂野	重信	（自民）	佐藤	雄平　（民主）
理　事	太田	豊秋	（自民）	田村	公平	（自民）	弘友	和夫　（公明）
理　事	松谷	蒼一郎	（自民）	長谷川	道郎	（自民）	岩佐	恵美　（共産）
理　事	小川	勝也	（民主）	山下	善彦	（自民）	大渕	絹子　（社民）
理　事	福本	潤一	（公明）	脇	雅史	（自民）	泉	信也　（自由）
理　事	緒方	靖夫	（共産）	岡崎	トミ子	（民主）	奥村	展三　（参院）
	市川	一朗	（自民）	北澤	俊美	（民主）	島袋	宗康　（二連）

（11．3．4　現在）

【予算委員会】

（45名）

委員長	倉田	寛之	（自民）	岸	宏一	（自民）	福山	哲郎	（民主）
理事	石川	弘	（自民）	斉藤	滋宣	（自民）	簗瀬	進	（民主）
理事	鴻池	祥肇	（自民）	常田	享詳	（自民）	加藤	修一	（公明）
理事	林	芳正	（自民）	長谷川	道郎	（自民）	高野	博師	（公明）
理事	矢野	哲朗	（自民）	松谷	蒼一郎	（自民）	浜田	卓二郎	（公明）
理事	今井	澄	（民主）	溝手	顕正	（自民）	市田	忠義	（共産）
理事	平田	健二	（民主）	依田	智治	（自民）	小池	晃	（共産）
理事	山下	栄一	（公明）	吉村	剛太郎	（自民）	須藤	美也子	（共産）
理事	笠井	亮	（共産）	若林	正俊	（自民）	日下部	禧代子	（社民）
理事	大渕	絹子	（社民）	海野	徹	（民主）	照屋	寛徳	（社民）
	市川	一朗	（自民）	小川	勝也	（民主）	入澤	肇	（自由）
	岩井	國臣	（自民）	木俣	佳丈	（民主）	月原	茂皓	（自由）
	大野	つや子	（自民）	郡司	彰	（民主）	奥村	展三	（参院）
	狩野	安	（自民）	内藤	正光	（民主）	菅川	健二	（参院）
	金田	勝年	（自民）	広中	和歌子	（民主）	島袋	宗康	（二連）

（11.11.22現在）

【決算委員会】

（30名）

委員長	久世	公堯	（自民）	佐藤	昭郎	（自民）	佐藤	雄平	（民主）
理事	鹿熊	安正	（自民）	斉藤	滋宣	（自民）	谷林	正昭	（民主）
理事	鎌田	要人	（自民）	清水	嘉与子	（自民）	高野	博師	（公明）
理事	中原	爽	（自民）	平田	耕一	（自民）	益田	洋介	（公明）
理事	佐藤	泰介	（民主）	松村	龍二	（自民）	山本	保	（公明）
理事	鶴保	庸介	（自由）	水島	裕	（自民）	阿部	幸代	（共産）
理事	岩本	荘太	（参院）	浅尾	慶一郎	（民主）	緒方	靖夫	（共産）
	岩城	光英	（自民）	岡崎	トミ子	（民主）	八田	ひろ子	（共産）
	加納	時男	（自民）	川橋	幸子	（民主）	大脇	雅子	（社民）
	佐々木	知子	（自民）	木俣	佳丈	（民主）	福島	瑞穂	（社民）

（11.11.22現在）

【行政監視委員会】

（30名）

委員長	続	訓弘	（公明）	木村	仁	（自民）	長谷川	清	（民主）
理事	大島	慶久	（自民）	坂野	重信	（自民）	藤井	俊男	（民主）
理事	塩崎	恭久	（自民）	田浦	直	（自民）	大森	礼子	（公明）
理事	田村	公平	（自民）	馳	浩	（自民）	松	あきら	（公明）
理事	千葉	景子	（民主）	山内	俊夫	（自民）	小池	晃	（共産）
理事	渡辺	秀央	（自由）	脇	雅史	（自民）	小泉	親司	（共産）
理事	田名部	匡省	（参院）	小川	敏夫	（民主）	富樫	練三	（共産）
	阿南	一成	（自民）	小宮山	洋子	（民主）	椎原	敬義	（社民）
	海老原	義彰	（自民）	輿石	東	（民主）	高橋	令則	（自由）
	加藤	紀文	（自民）	櫻井	充	（民主）	石井	一二	（二連）

（11.11.31現在）

【議院運営委員会】

（25名）

委員長	岡野　裕	（自民）	中川　義雄	（自民）	但馬　久美	（公明）
理事	上野　公成	（自民）	仲道　俊哉	（自民）	弘友　和夫	（公明）
理事	鈴木　政二	（自民）	成瀬　守重	（自民）	林　紀子	（共産）
理事	西田　吉宏	（自民）	森下　博之	（自民）	（11．1.19 現在）	
理事	今泉　昭	（民主）	森田　次夫	（自民）		
理事	藁科　満治	（民主）	森山　裕	（自民）		
理事	風間　昶	（公明）	山下　善彦	（自民）		
理事	吉川　春子	（共産）	笹野　貞子	（民主）		
理事	三重野　栄子	（社民）	高嶋　良充	（民主）		
理事	戸田　邦司	（自由）	堀　利和	（民主）		
理事	松岡　滿壽男	（参院）	前川　忠夫	（民主）		

〔庶務関係小委員会〕

（15名）

小委員長	成瀬　守重	（自民）	西田　吉宏	（自民）	弘友　和夫	（公明）
	上野　公成	（自民）	今泉　昭	（民主）	吉川　春子	（共産）
	鈴木　政二	（自民）	高嶋　良充	（民主）	三重野　栄子	（社民）
	中川　義雄	（自民）	藁科　満治	（民主）	戸田　邦司	（自由）
	仲道　俊哉	（自民）	風間　昶	（公明）	松岡　滿壽男	（参院）
					（11．8.13 現在）	

〔図書館運営小委員会〕

（15名）

小委員長	前川　忠夫	（民主）	森山　裕	（自民）	但馬　久美	（公明）
	上野　公成	（自民）	山下　善彦	（自民）	吉川　春子	（共産）
	鈴木　政二	（自民）	今泉　昭	（民主）	三重野　栄子	（社民）
	西田　吉宏	（自民）	藁科　満治	（民主）	戸田　邦司	（自由）
	森田　次夫	（自民）	風間　昶	（公明）	松岡　滿壽男	（参院）
					（11．3.30 現在）	

【懲罰委員会】

（10名）

委員長	西山　登紀子	（共産）	石井　道子	（自民）	扇　千景	（自由）
理事	岩崎　純三	（自民）	村上　正邦	（自民）	椎名　素夫	（参院）
理事	吉田　之久	（民主）	石田　美栄	（民主）	（召集日　現在）	
	井上　裕	（自民）	白浜　一良	（公明）		

【災害対策特別委員会】

（25名）

委員長	海野　義孝	（公明）	鈴木　正孝	（自民）	和田　洋子	（民主）
理事	長谷川　道郎	（自民）	田村　公平	（自民）	大沢　辰美	（共産）
理事	松谷　蒼一郎	（自民）	森山　裕	（自民）	山下　芳生	（共産）
理事	本岡　昭次	（民主）	依田　智治	（自民）	大渕　絹子	（社民）
理事	但馬　久美	（公明）	江本　孟紀	（民主）	鶴保　庸介	（自由）
	市川　一朗	（自民）	高嶋　良充	（民主）	岩本　荘太	（参院）
	景山　俊太郎	（自民）	藤井　俊男	（民主）	（11．1.19 現在）	

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

（20名）

委員長	立木　　洋	（共産）	鎌田　要人	（自民）	内藤　正光	（民主）
理　事	佐藤　泰三	（自民）	中川　義雄	（自民）	風間　昶	（公明）
理　事	橋本　聖子	（自民）	三浦　一水	（自民）	小泉　親司	（共産）
理　事	松崎　俊久	（民主）	森田　次夫	（自民）	照屋　寛徳	（社民）
理　事	福本　潤一	（公明）	山内　俊夫	（自民）	田村　秀昭	（自由）
	海老原　義彦	（自民）	笹野　貞子	（民主）	堂本　暁子	（参院）
	釜本　邦茂	（自民）	竹村　泰子	（民主）	（11.11.19　現在）	

【国会等の移転に関する特別委員会】

（20名）

委員長	松田　岩夫	（民主）	久野　恒一	（自民）	木庭　健太郎	（公明）
理　事	国井　正幸	（自民）	末広　まきこ	（自民）	緒方　靖夫	（共産）
理　事	平田　耕一	（自民）	鈴木　政二	（自民）	畑野　君枝	（共産）
理　事	長谷川　清	（民主）	山下　善彦	（自民）	渕上　貞雄	（社民）
理　事	加藤　修一	（公明）	郡司　彰	（民主）	平野　貞夫	（自由）
	太野　つや子	（自民）	佐藤　雄平	（民主）	水野　誠一	（参院）
	太田　豊秋	（自民）	山下　八洲夫	（民主）	（11.11.19　現在）	

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

（45名）

委員長	吉川　芳男	（自民）	亀井　郁夫	（自民）	柳田　稔	（民主）
理　事	石渡　清元	（自民）	久野　恒一	（自民）	吉田　之久	（民主）
理　事	大島　慶久	（自民）	佐藤　昭郎	（自民）	荒木　清寛	（公明）
理　事	田村　公平	（自民）	清水　嘉与子	（自民）	日笠　勝之	（公明）
理　事	吉村　剛太郎	（自民）	田浦　直	（自民）	渡辺　孝男	（公明）
理　事	伊藤　基隆	（民主）	長峯　基	（自民）	橋本　敦	（共産）
理　事	岡崎　トミ子	（民主）	畑　恵	（自民）	吉岡　吉典	（共産）
理　事	弘友　和夫	（公明）	水島　裕	（自民）	吉川　春子	（共産）
理　事	富樫　練三	（共産）	脇　雅史	（自民）	大脇　雅子	（社民）
理　事	谷本　巍	（社民）	小川　勝也	（民主）	菅野　壽	（社民）
	阿南　一成	（自民）	川橋　幸子	（民主）	阿曽田　清	（自由）
	岩永　浩美	（自民）	櫻井　充	（民主）	星野　朋市	（自由）
	海老原　義彦	（自民）	寺崎　昭久	（民主）	奥村　展三	（参院）
	太田　豊秋	（自民）	福山　哲郎	（民主）	菅川　健二	（参院）
	猪野　安	（自民）	本田　良一	（民主）	石井　一二	（二連）

（11.11.19　現在）

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

（45名）

委員長	坂野	重信	（自民）	世耕	弘成	（自民）	簗瀬	進	（民主）
理事	石川	弘	（自民）	田中	直紀	（自民）	魚住	裕一郎	（公明）
理事	岩井	國臣	（自民）	林	芳正	（自民）	浜田	卓二郎	（公明）
理事	岡	利定	（自民）	日出	英輔	（自民）	日笠	勝之	（公明）
理事	塩崎	恭久	（自民）	平田	耕一	（自民）	益田	洋介	（公明）
理事	齋藤	勁	（民主）	松谷	蒼一郎	（自民）	池田	幹幸	（共産）
理事	峰崎	直樹	（民主）	三浦	一水	（自民）	緒方	靖夫	（共産）
理事	森本	晃司	（公明）	溝手	顕正	（自民）	小池	晃	（共産）
理事	笠井	亮	（共産）	山本	一太	（自民）	大渕	絹子	（社民）
理事	山本	正和	（社民）	浅尾	慶一郎	（民主）	三重野	栄子	（社民）
	岩城	光英	（自民）	江田	五月	（民主）	入澤	肇	（自由）
	加納	時男	（自民）	小川	敏夫	（民主）	渡辺	秀央	（自由）
	景山	俊太郎	（自民）	木俣	佳丈	（民主）	田名部	匡省	（参院）
	金田	勝年	（自民）	小宮山	洋子	（民主）	高橋	紀世子	（参院）
	木村	仁	（自民）	直嶋	正行	（民主）	佐藤	道夫	（二連）

（11.1.19 現在）

【日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会】

（19名）

小委員長	簗瀬	進	（民主）	平田	耕一	（自民）	笠井	亮	（共産）
	石川	弘	（自民）	浅尾	慶一郎	（民主）	山本	正和	（社民）
	岩井	國臣	（自民）	小川	敏夫	（民主）	渡辺	秀央	（自由）
	岡	利定	（自民）	齋藤	勁	（民主）	田名部	匡省	（参院）
	金田	勝年	（自民）	益田	洋介	（公明）	佐藤	道夫	（二連）
	塩崎	恭久	（自民）	森本	晃司	（公明）	（召集日	現在）	
	林	芳正	（自民）	緒方	靖夫	（共産）			

【日米防衛協力のための指針に関する特別委員会】

（45名）

委員長	井上	吉夫	（自民）	常田	享詳	（自民）	前川	忠夫	（民主）
理事	鈴木	正孝	（自民）	長谷川	道郎	（自民）	本岡	昭次	（民主）
理事	竹山	裕	（自民）	橋本	聖子	（自民）	荒木	清寛	（公明）
理事	山本	一太	（自民）	畑	恵	（自民）	高野	博師	（公明）
理事	若林	正俊	（自民）	松村	龍二	（自民）	益田	洋介	（公明）
理事	齋藤	勁	（民主）	森山	裕	（自民）	緒方	靖夫	（共産）
理事	柳田	稔	（民主）	矢野	哲朗	（自民）	小泉	親司	（共産）
理事	日笠	勝之	（公明）	依田	智治	（自民）	宮本	岳志	（共産）
理事	笠井	亮	（共産）	吉村	剛太郎	（自民）	日下部禧代子		（社民）
理事	山本	正和	（社民）	伊藤	基隆	（民主）	田	英夫	（社民）
	市川	一朗	（自民）	石田	美栄	（民主）	田村	秀昭	（自由）
	加納	時男	（自民）	久保	亘	（民主）	月原	茂皓	（自由）
	亀井	郁夫	（自民）	佐藤	泰介	（民主）	椎名	素夫	（参院）
	木村	仁	（自民）	千葉	景子	（民主）	山崎	力	（参院）
	世耕	弘成	（自民）	寺崎	昭久	（民主）	島袋	宗康	（二連）

（11.4.26 現在）

【国旗及び国歌に関する特別委員会】

（１２５名）

委員長	岩崎　純三	（自民）	中川　義雄	（自民）	本岡　昭次	（民主）
理事	鴻池　祥肇	（自民）	南野　知惠子	（自民）	松　あきら	（公明）
理事	溝手　顕正	（自民）	橋本　聖子	（自民）	山下　栄一	（公明）
理事	江田　五月	（民主）	馳　浩	（自民）	阿部　幸代	（共産）
理事	森本　晃司	（公明）	森田　次夫	（自民）	山本　正和	（社民）
理事	笠井　亮	（共産）	足立　良平	（民主）	扇　千景	（自由）
	市川　一朗	（自民）	石田　美栄	（民主）	山崎　力	（参院）
	景山　俊太郎	（自民）	江本　孟紀	（民主）	（11.7.28現在）	
	亀井　郁夫	（自民）	竹村　泰子	（民主）		

【国際問題に関する調査会】

（１２５名）

会長	村上　正邦	（自民）	加藤　紀文	（自民）	小川　勝也	（民主）
理事	岡　利定	（自民）	亀井　郁夫	（自民）	櫻井　充	（民主）
理事	山本　一太	（自民）	佐々木　知子	（自民）	内藤　正光	（民主）
理事	石田　美栄	（民主）	塩崎　恭久	（自民）	高野　博師	（公明）
理事	魚住　裕一郎	（公明）	常田　享詳	（自民）	吉岡　吉典	（共産）
理事	井上　美代	（共産）	馳　浩	（自民）	田村　秀昭	（自由）
理事	田　英夫	（社民）	服部　三男雄	（自民）	島袋　宗康	（二連）
理事	月原　茂皓	（自由）	若林　正俊	（自民）	（11.2.3現在）	
理事	山崎　力	（参院）	今泉　昭	（民主）		

【国民生活・経済に関する調査会】

（１２５名）

会長	久保　亘	（民主）	金田　勝年	（自民）	堀　利和	（民主）
理事	長峯　基	（自民）	岸　宏一	（自民）	円　より子	（民主）
理事	成瀬　守重	（自民）	国井　正幸	（自民）	藁科　満治	（民主）
理事	前川　忠夫	（民主）	斉藤　滋宣	（自民）	沢　たまき	（公明）
理事	山本　保	（公明）	田中　直紀	（自民）	山下　栄一	（公明）
理事	畑野　君枝	（共産）	中原　爽	（自民）	西山　登紀子	（共産）
理事	日下部禧代子	（社民）	日出　英輔	（自民）	清水　澄子	（社民）
理事	阿曽田　清	（自由）	松村　龍二	（自民）	（11.2.3　現在）	
理事	松岡　滿壽男	（参院）	平田　健二	（民主）		

【共生社会に関する調査会】

（１２５名）

会長	石井　道子	（自民）	岩永　浩美	（自民）	岡崎　トミ子	（民主）
理事	釜本　邦茂	（自民）	佐藤　泰三	（自民）	小宮山　洋子	（民主）
理事	溝手　顕正	（自民）	清水　嘉与子	（自民）	輿石　東	（民主）
理事	直嶋　正行	（民主）	末広　まきこ	（自民）	高嶋　良充	（民主）
理事	大森　礼子	（公明）	仲道　俊哉	（自民）	松　あきら	（公明）
理事	林　紀子	（共産）	橋本　聖子	（自民）	小池　晃	（共産）
理事	福島　瑞穂	（社民）	林　芳正	（自民）	八田　ひろ子	（共産）
理事	入澤　肇	（自由）	森下　博之	（自民）	（11.2.3　現在）	
理事	堂本　暁子	（参院）	朝日　俊弘	（民主）		

【政治倫理審査会】

（１５名）

会　長	岩崎　純三	（自民）	片山　虎之助	（自民）	浜四津　敏子	（公明）
幹　事	中曽根　弘文	（自民）	野沢　太三	（自民）	橋本　敦	（共産）
幹　事	足立　良平	（民主）	村上　正邦	（自民）	梶原　敬義	（社民）
幹　事	鶴岡　洋	（公明）	北澤　俊美	（民主）	扇　千景	（自由）
	石渡　清元	（自民）	松前　達郎	（民主）	椎名　素夫	（参院）

（召集日　現在）

1　本会議審議経過

○平成11年１月19日（火）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**議席の指定**

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、行財政改革・税制等に関する調査のため委員45名から成る**行財政改革・税制等に関する特別委員会**、金融問題及び経済活性化に関する調査のため委員45名から成る**金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、国会等の移転に関する調査のため委員20名から成る**国会等の移転に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

休　　憩　午前10時５分

再　　開　午後４時１分

日程第２　**国務大臣の演説に関する件**

小渕内閣総理大臣は施政方針に関し、高村外務大臣は外交に関し、宮澤大蔵大臣は財政に関し、堺屋国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散　　会　午後５時23分

○平成11年１月21日（木）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第２日）

本岡昭次君、井上裕君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散　　会　午後零時20分

○平成11年１月22日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第３日）

浜四津敏子君、筆坂秀世君は、それぞれ質疑をした。

休　　憩　午前11時48分

再　　開　午後１時１分

休憩前に引き続き、梶原敬義君、扇千景君、椎名素夫君、峰崎直樹君、吉川芳男君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散　　会　午後４時24分

○平成11年２月10日（水）

開　　会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、社会保険審査会委員長に古賀章介君、同委員に加茂紀久男君、佐々木喜之君を任命することに賛成224、反対１にて同意することに決した。

日程第１　**国務大臣の報告に関する件（平成９年度決算の概要について）**

本件は、宮澤大蔵大臣から報告があった後、木俣佳丈君、山本保君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　**平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員坂野重信君、井上吉夫君、立木洋君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員坂野重信君　君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員井上吉夫君　君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員立木洋君　君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

井上裕君は、３君に対し祝辞を述べた。

坂野重信君、井上吉夫君、立木洋君は、それぞれ謝辞を述べた。

散　　会　午前11時41分

○平成11年３月５日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（趣旨説明）

本件は、太田国務大臣から趣旨説明があった後、江田五月君が質疑をした。

日程第２　**平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に**

対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）及び**児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案**（参第11号）（趣旨説明）

本件は、宮澤大蔵大臣、本院議員峰崎直樹君から順次趣旨説明があった後、浅尾慶一郎君、大沢辰美君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午前11時43分

○平成11年３月８日（月）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**国務大臣の報告に関する件（平成11年度地方財政計画について）**

日程第２　**地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案**（趣旨説明）

以上両件は、野田自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、高嶋良充君、藤井俊男君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後零時58分

○平成11年３月10日（水）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**常任委員長の選挙**

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、国土・環境委員長に松谷蒼一郎君を指名した。

日程第２　**ものづくり基盤技術振興基本法案**（経済・産業委員長提出）

本案は、経済・産業委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**特定融資枠契約に関する法律案**（塩崎恭久君外６名発議）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成199、反対22にて可決された。

散　　会　午後零時９分

○平成11年３月15日（月）

開　　会　午後零時２分

日程第１　**中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案**（趣旨説明）

本件は、与謝野通商産業大臣から趣旨説明があった後、平田健二君、海野義孝君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後零時47分

○平成11年３月17日（水）

開　　会　午後１時１分

平成11年度一般会計予算
平成11年度特別会計予算
平成11年度政府関係機関予算

以上３案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成117、反対129にて否決された。

休　　憩　午後２時33分
再　　開　午後３時31分

平成11年度一般会計予算外２件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は協議委員を指名した。

休　　憩　午後３時33分
再　　開　午後６時11分

平成11年度一般会計予算外２件両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、平成11年度一般会計予算外２件両院協議会参議院協議委員議長今井澄君から平成11年度一般会計予算外２件両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

日程第１　**平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対98にて可決された。

散　　会　午後６時29分

○平成11年３月24日（水）

開　　会　午前10時１分

北海道開発審議会委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、中川義雄君、小川勝也君を指名した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中川農林水産大臣から趣旨説明があった後、郡司彰君、木庭健太郎君、須藤美也子君、谷本巍君がそれぞれ質疑をした。

不正競争防止法の一部を改正する法律案及び訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、与謝野通商産業大臣から趣旨説明があった後、福山哲郎君が質疑をした。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、宮下厚生大臣から趣旨説明があった後、直嶋正行君が質疑をした。

日程第１　**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　**有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　**関税定率法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上６案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、日程第２に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成137、反対97にて可決、日程第３乃至第６は賛成211、反対23にて可決、日程第７は賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　**戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　**地方税法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　**地方交付税法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　**地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第10は賛成135、反対97にて可決、日程第11及び第12は賛成140、反対93にて可決された。

日程第13　**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件**（衆議院送付）

本件は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対１にて承認することに決した。

日程第14　**雇用・能力開発機構法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決

された。

日程第15　**恩給法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第16　**中小企業経営革新支援法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第17　**中小企業総合事業団法案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第16は賛成231、反対０にて全会一致をもって可決、日程第17は賛成209、反対22にて可決された。

散　　会　午後１時21分

○平成11年３月31日（水）

開　　会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、衆議院議員選挙区画定審議会委員に荒尾正浩君、石川忠雄君、内田満君、大林勝臣君、大宅映子君、塩野宏君、味村治君を任命することに、賛成213、反対24にて同意することに決した。

日程第１　**新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　**消防施設強化促進法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**警察法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上３案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対22にて可決された。

日程第５　**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**日本学術振興会法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成142、反対92にて可決された。

日程第９　**国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆

議院送付）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成168、反対71にて可決された。

日程第10　**特許法等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第11　**都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対22にて可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対２にて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

散　　会　午前10時39分

○平成11年４月12日（月）

開　　会　午後１時１分

日程第１　**男女共同参画社会基本法案**（趣旨説明）

本件は、野中国務大臣から趣旨説明があった後、狩野安君、笹野貞子君、但馬久美君、阿部幸代君、清水澄子君、堂本暁子君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後２時59分

○平成11年４月14日（水）

開　　会　午前10時１分

外国人登録法の一部を改正する法律案及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、陣内法務大臣から趣旨説明があった後、千葉景子君が質疑をした。

日程第１　**標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件**

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第２　**電波法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第３　**郵便法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

以上両案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった

後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対24にて可決された。

散　　会　午前10時41分

○平成11年４月16日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国際通貨基金協定の第４次改正の受諾について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第２　**アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件**（衆議院送付）

以上両件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対22にて承認することに決した。

日程第３　**国立教育会館の解散に関する法律案**（内閣提出）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**道路運送車両法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第５　**船舶法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第６　**地方自治法第156条第６項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件**

以上３件は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４及び第５は賛成213、反対21にて可決され、日程第６は賛成231、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第７　**不正競争防止法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　**訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　**国際協力銀行法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対22にて可決された。

日程第10　**持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案**（内閣提出）

日程第11　**肥料取締法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第12　**家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案**（内閣提出）

以上３案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午前10時27分

○平成11年４月21日（水）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案**（内閣提出）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第３　**簡易生命保険法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

以上両案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成208、反対24にて可決、日程第３は賛成228、反対１にて可決された。

散　　会　午前10時９分

○平成11年４月26日（月）

開　　会　午後零時31分

日程第１　**特別委員会設置の件**

本件は、議長発議により、日米防衛協力のための指針に関する調査のため委員45名から成る**日米防衛協力のための指針に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

散　　会　午後零時32分

○平成11年４月28日（水）

開　　会　午前10時２分

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、高村外務大臣、野呂田国務大臣から順次趣旨説明があった後、竹山裕君、角田義一君、日笠勝之君、小泉親司君、渕上貞雄君、田村秀昭君、山崎力君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**

日程第２　**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政**

府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第３　**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件**

以上３件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成210、反対22にて承認することに決した。

日程第４　**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

日程第５　**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**通信・放送機構法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第７　**道路交通法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第８　**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案**（林芳正君外６名発議）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第９　**原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第10　**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第11　**行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第12　**国立公文書館法案**（総務委員長提出）

以上３案は、総務委員長から日程第10及び第11については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第12については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第10は賛成230、反対１にて委員長報告のとおり修正議決、日程第11及び第12は賛成231、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第13　**住宅の品質確保の促進等に関する法律案**（内閣提出）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

会計検査院法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後１時26分

○平成11年５月７日（金）

開　　会　午前11時31分

学校教育法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、有馬文部大臣から趣旨説明があった後、松あきら君、畑野君枝君、三重野栄子君、石田美栄君がそれぞれ質疑をした。

休　　憩　午後零時50分

再　　開　午後５時２分

日程第１　**国務大臣の報告に関する件（米国公式訪問に関する報告について）**

本件は、小渕内閣総理大臣から報告があった後、吉村剛太郎君、松前達郎君、魚住裕一郎君、池田幹幸君、福島瑞穂君、奥村展三君がそれぞれ質疑をした。

日程第２　**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第３　**卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第４　**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

以上３案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２及び第４は賛成215、反対０にて全会一致をもって可決、日程第３は賛成180、反対35にて可決された。

散　　会　午後７時７分

○平成11年５月10日（月）

開　　会　午後零時２分

日程第１　**司法制度改革審議会設置法案**（趣旨説明）

本件は、陣内法務大臣から趣旨説明があった後、海野徹君が質疑をした。

散　　会　午後零時21分

○平成11年５月14日（金）

開　　会　午後零時５分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、株価算定委員会委員に鈴木豊君を任命することに賛成198、反対22にて同意することに決した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、有馬国務大臣から趣旨説明があった後、前川忠夫君、加藤修一君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対23にて可決された。

日程第３　**鉄道事業法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　**道路運送法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成200、反対36にて可決された。

日程第５　**漁船損害等補償法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**持続的養殖生産確保法案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後１時３分

○平成11年５月21日（金）

開　　会　午前10時１分

都市基盤整備公団法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、関谷建設大臣から趣旨説明があった後、小川勝也君、緒方靖夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**国民金融公庫法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第２　**有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**放送法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　**高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案**（内閣提出、衆議院提出）

以上３案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成214、反対23にて可決、日程第３及び第４は賛成237、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**海岸法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**環境事業団法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案**（内閣提出）

以上３案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第５は賛成237、反対０にて全会一致をもって可決、日程第６は賛成214、反対23にて可決され、日程第７は賛成154、反対82にて委員長報告のとおり修正議決された。

日程第８　**学校教育法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対27にて可決された。

日程第９　**外国人登録法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

日程第10　**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第９は賛成238、反対１にて委員長報告のとおり修正議決、日程第10は賛成202、反対37にて可決された。

男女共同参画社会基本法案（内閣提出）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対０にて全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決された。

散　　会　午前11時８分

○平成11年５月24日（月）

開　　会　午後３時43分

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）及び**職業安定法等の一部を改正する法律案**（閣法第90号）（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、甘利労働大臣から趣旨説明があった後、今泉昭君、山本保君、市田忠義君、大脇雅子君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第２　**周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第３　**自衛隊法の一部を改正する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

以上３件は、日米防衛協力のための指針に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成199、反対40にて承認することに決し、日程第２は賛成142、反対97にて可決され、日程第３は賛成201、反対39にて可決された。

散　　会　午後６時10分

○平成11年５月26日（水）

開　　会　午後零時８分

日程第１　**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（趣旨説明）

本件は、真鍋国務大臣から趣旨説明があった後、内藤正光君、福本潤一君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後零時47分

○平成11年６月２日（水）

開　　会　午後零時１分

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、高村外務大臣から趣旨説明があった後、櫻井充君が質疑をした。

日程第１　**国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第２　**投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第３　**投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

以上３件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成237、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第２及び第３は賛成214、反対23にて承認することに決した。

日程第４　**司法制度改革審議会設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対９にて可決された。

日程第５　**著作権法の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、文教・科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午後零時39分

○平成11年６月４日（金）

開　　会　午前10時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、土地鑑定委員会委員に安藝哲郎君、黒川弘君、佐藤實君を任命することに、賛成194、反対23にて同意することに決し、土地鑑定委員会委員に、清水幹雄君、瀬古美喜君、高山朋子君、平井宜雄君、中央更生保護審査会委員長に増井清彦君、同委員に櫻井文夫君、中央社会保険医療協議会委

員に村田幸子君、労働保険審査会委員に松本康子君を任命することに、賛成219、反対０にて全会一致をもって同意することに決した。

食料・農業・農村基本法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、中川農林水産大臣から趣旨説明があった後、太田豊秋君、和田洋子君、渡辺孝男君、大沢辰美君、谷本巍君、阿曽田清君、岩本荘太君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**森林開発公団法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　**農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成156、反対78にて可決、日程第２は賛成234、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第３　**国家公務員法等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第４　**海上運送法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　**航空法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、交通・情報通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成198、反対36にて可決された。

日程第６　**日本政策投資銀行法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成151、反対81にて可決された。

散　　会　午後零時31分

○平成11年６月７日（月）

開　　会　午後３時１分

日程第１　**軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件**（趣旨説明）

本件は、高村外務大臣から趣旨説明があった後、本田良一君が質疑をした。

散　　会　午後３時25分

○平成11年６月９日（水）

開　　会　午後零時２分

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、陣内法務大臣から趣旨説明があった後、小川敏夫君、緒方靖夫君、福島瑞穂君、水野誠一君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第２　**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

以上両件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成238、反対０にて全会一致をもって承認することに決し、日程第２は賛成215、反対23にて承認することに決した。

日程第３　**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対36にて可決された。

日程第４　**地方公務員法等の一部を改正する法律案**（内閣提出）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対０にて全会一致をもって可決された。

日程第５　**都市基盤整備公団法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成157、反対79にて可決された。

散　　会　午後１時42分

○平成11年６月11日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**（趣旨説明）

本件は、太田国務大臣から趣旨説明があった後、鹿熊安正君、寺崎昭久君、弘友和夫君、吉川春子君、清水澄子君、水野誠一君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後零時20分

○平成11年６月14日（月）

開　　会　午後１時１分

日程第１　**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**（趣旨説明）

本件は、野田自治大臣から趣旨説明があった後、峰崎直樹君、山下栄一君、富樫練三君、日下部禧代子君、高橋令則君、菅川健二君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後３時16分

○平成11年６月25日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**国務大臣の報告に関する件（第25回主要国首脳会議出席、日・欧州連合定期首脳協議、日・英首脳会談及び日・北欧首脳会談等に関する報告について）**

本件は、小渕内閣総理大臣から報告があった後、成瀬守重君、柳田稔君、続訓弘君、西山登紀子君、田英夫君、堂本暁子君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後零時18分

○平成11年６月28日（月）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（趣旨説明）

本件は、野田自治大臣から趣旨説明があった後、奥石東君、魚住裕一郎君、八田ひろ子君、照屋寛徳君、奥村展三君がそれぞれ質疑をした。

散　　会　午後１時20分

○平成11年６月30日（水）

開　　会　午後零時１分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、司法制度改革審議会委員に石井宏治君、山本勝君を任命することに賛成210、反対24にて同意することに決し、同委員に井上正仁君を任命することに賛成197、反対35にて同意することに決し、同委員に北村敬子君、佐藤幸治君、高木剛君、中坊公平君、吉岡初子君を任命することに賛成234、反対０にて全会一致をもって同意することに決し、同委員に竹下守夫君を任命することに賛成234、反対１にて同意することに決し、同委員に鳥居泰彦君、藤田耕三君、水原敏博君を任命することに賛成211、反対24にて同意することに決し、同委員に三浦知壽子君を任命することに賛成146、反対84にて同意することに決した。

日程第１　**軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

本件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対１にて承認することに決した。

日程第２　**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第３　**職業安定法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、労働・社会政策委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第２は賛成206、反対28にて可決、日程第３は賛成209、反対26にて可決された。

散　　会　午後零時18分

○平成11年７月７日（水）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第２　**民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

日程第３　**航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（衆議院送付）

以上３件は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成209、反対22にて承認することに決し、日程第２及び第３は賛成231、反対０にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第４　**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　**ダイオキシン類対策特別措置法案**（国土・環境委員長提出）

以上両案は、国土・環境委員長から日程第４については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第５については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第４は賛成167、反対65にて可決、日程第５は賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

共生社会に関する調査の中間報告

本件は、報告を聴取することに決し、共生社会に関する調査会長から報告があった。

散　　会　午後零時24分

○平成11年７月８日（木）

開　　会　午後１時31分

日程第１　**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第２　**内閣法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第３　**内閣府設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第４　**国家行政組織法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第５　**総務省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第６　**郵政事業庁設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第７　**法務省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第８　**外務省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第９　**財務省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第10　**文部科学省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第11　**厚生労働省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第12　**農林水産省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第13　**経済産業省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）

日程第14　**国土交通省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）
日程第15　**環境省設置法案**（内閣提出、衆議院送付）
日程第16　**中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）
日程第17　**独立行政法人通則法案**（内閣提出、衆議院送付）
日程第18　**独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

以上18案は、行財政改革・税制等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成210、反対25にて可決、日程第２、第３、第５乃至第８及び第10乃至第15は賛成154、反対79にて可決、日程第４は賛成154、反対79にて可決、日程第９及び第16は賛成149、反対83にて可決、日程第17は賛成154、反対81にて可決、日程第18は賛成154、反対81にて可決された。

散　　会　午後２時14分

○平成11年７月12日（月）

開　　会　午後１時31分

常任委員長辞任の件

本件は、予算委員長倉田寛之君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、予算委員長に竹山裕君を指名した。

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**

宮澤大蔵大臣は、財政について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

日程第２　**食料・農業・農村基本法案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対23にて可決された。

食料・農業・農村基本政策に関する決議案（三浦一水君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、三浦一水君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対０にて全会一致をもって可決された。

中川農林水産大臣は、本決議について所信を述べた。

散　　会　午後１時53分

○平成11年７月13日（火）

開　　会　午後３時41分

日程第１　**国務大臣の演説に関する件**（第２日）

足立良平君、中曽根弘文君、益田洋介君、池田幹幸君、大渕絹子君、奥村展三君は、

それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散　　会　午後６時６分

○平成11年７月21日（水）

開　　会　午後零時１分

日程第１　**平成11年度一般会計補正予算**（第１号）

日程第２　**平成11年度特別会計補正予算**（特第１号）

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成143、反対91にて可決された。

散　　会　午後零時20分

○平成11年７月23日（金）

開　　会　午前10時１分

日程第１　**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案**（衆議院提出）

本案は、国土・環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対23にて可決された。

日程第２　**農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対０にて全会一致をもって可決された。

散　　会　午前10時11分

○平成11年７月26日（月）

開　　会　午前11時31分

日程第１　**国会法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

日程第２　**国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案**（衆議院提出）

以上両案は、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第１は賛成195、反対38にて委員長報告のとおり修正議決、日程第２は賛成195、反対39にて可決された。

参議院憲法調査会規程案（岡野裕君外７名発議）（委員会審査省略要求事件）

参議院規則の一部を改正する規則案（岡野裕君外７名発議）（委員会審査省略要求事件）
参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（岡野裕君外７名発議）（委員会審査省略要求事件）

以上３案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、岡野裕君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対38にて可決された。

常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件

本件は、議長発議に係る常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案を押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対39にて可決した。

休　　憩　午後零時19分

再開するに至らなかった。

○平成11年７月28日（水）

開　　会　午後１時１分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、**国旗及び国歌に関する法律案**を審査するため委員25名から成る**国旗及び国歌に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

国旗及び国歌に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加して、野中国務大臣から趣旨説明があった後、橋本聖子君、広中和歌子君、森本晃司君、筆坂秀世君、清水澄子君、星野朋市君、菅川健二君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書**（第140回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第２　**平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書**（第140回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第３　**平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第４　**平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第５　**平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第６　**平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第７　**平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第８　**平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第９　**平成９年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書**（衆議院送付）

以上９件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボ

タン式投票をもって採決の結果、日程第１、第３及び第９は賛成209、反対23にて承諾することに決し、日程第２及び第５は賛成209、反対23にて承諾することに決し、日程第４及び第６乃至第８は賛成232、反対０にて全会一致をもって承諾することに決した。

日程第10　**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成209、反対25にて可決された。

日程第11　**農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対23にて可決された。

散　　会　午後３時11分

○平成11年８月２日（月）

開　　会　午後零時４分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、預金保険機構理事に篠原興君、同監事に高橋善一郎君を任命することに賛成202、反対22にて同意することに決し、同理事に松田京司君、吉田正弘君を任命することに賛成149、反対78にて同意することに決した。

産業活力再生特別措置法案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、与謝野通商産業大臣から趣旨説明があった後、簗瀬進君、浜田卓二郎君、西山登紀子君、三重野栄子君、水野誠一君がそれぞれ質疑をした。

日程第１　**通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成204、反対23にて可決された。

散　　会　午後２時３分

○平成11年８月６日（金）

開　　会　午後２時１分

日程第１　**農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国民福祉委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対２にて可決された。

産業活力再生特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、経済・産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成142、反対91にて可決された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、財政・金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成143、反対91にて可決された。

自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対23にて可決された。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対０にて全会一致をもって可決された。

国際問題に関する調査の中間報告

本件は、報告を聴取することに決し、国際問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

散　　会　午後２時43分

○平成11年８月９日（月）

開　　会　午後３時16分

子ども読書年に関する決議案（村上正邦君外11名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、村上正邦君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対０にて全会一致をもって可決された。

小渕内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第１　**商法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対23にて可決された。

日程第２　**公職選挙法の一部を改正する法律案**（衆議院提出）

本案は、地方行政・警察委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対23にて可決された。

国旗及び国歌に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、国旗及び国歌に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があり、峰崎直樹君から峰崎直樹君外１名提出の修正案の趣旨説明があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、修正案を賛成54、反対185にて否決、次いで原案は賛成166、反対71にて可決された。

休　　憩　午後４時26分

再　　開　午後７時11分

自衛隊員倫理法案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、外交・防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成241、反対０にて全会一致をもって可決された。

国家公務員倫理法案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成241、反対０にて全会一致をもって可決された。

休　　憩　午後７時18分

再開するに至らなかった。

○平成11年８月11日（水）

開　　会　午後５時６分

日程第１　**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第２　**犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

日程第３　**刑事訴訟法の一部を改正する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

議長は、以上３案を議題とする旨宣告した。

法務委員長荒木清寛君解任決議案（円より子君外５名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、円より子君から趣旨説明があった。

休　　憩　午後６時９分

再　　開　午後６時51分

休憩前に引き続き円より子君から趣旨説明があった後、討論を行った。

議長は、本日は延会することとし、次会は、明日午前零時10分より開会する旨を宣告した。

延　　会　午後11時16分

○平成11年８月12日（木）

開　　会　午前零時47分

日程第１　**法務委員長荒木清寛君解任決議案**（円より子君外５名発議）（前会の続）

本案は、前会に引き続き議題とした後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成62、反対140にて否決された。

内閣総理大臣小渕恵三君問責決議案（本岡昭次君外４名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における趣旨説明、質疑、討論その他の発言は、１人10分に制限するこ

との動議（上野公成君外１名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成143、反対70にて可決された。

次いで本岡昭次君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成77、反対140にて否決された。

この際、議院運営委員長岡野裕君解任決議案（藁科満治君外４名発議）（委員会審査省略要求事件）**を日程に追加するの動議**（藁科満治君外４名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成71、反対138にて否決された。

休　　憩　午前６時16分

再　　開　午前７時31分

議長不信任決議案（本岡昭次君外６名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、江田五月君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成92、反対139にて否決された。

日程第２乃至第４を一括して直ちに議題とすることの動議（上野公成君外１名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成138、反対68にて可決された。

日程第２　**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）（前会の続）

日程第３　**犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）（前会の続）

日程第４　**刑事訴訟法の一部を改正する法律案**（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）（前会の続）

以上３案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった。

３案を法務委員会に再付託することの動議（海野徹君外３名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成95、反対139にて否決された。

次いで、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成142、反対99にて可決された。

休　　憩　午後２時２分

再　　開　午後３時時37分

自治大臣野田毅君問責決議案（山下八洲夫君外５名発議）（委員会審査省略要求事件）**を議事日程に追加するの動議**（山下八洲夫君外５名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成91、反対136にて否決された。

地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議をこの際議題とすることの動議（上野公成君外１名提出）

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、

賛成138、反対94にて可決された。

地方行政・警察委員会において審査中の住民基本台帳法の一部を改正する法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議（上野公成君外１名提出）

本動議は、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成138、反対93にて可決された。

休　　憩　午後４時55分

再　　開　午後５時57分

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の中間報告

本件は、地方行政・警察委員長から委員会の審査について中間報告があった。

地方行政・警察委員長から中間報告があった住民基本台帳法の一部を改正する法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議（上野公成君外１名提出）

本動議は、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成138、反対95にて可決された。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会内閣提出、第145回国会衆議院送付）

本案は、討論があった後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成146、反対93にて可決された。

法務大臣陣内孝雄君問責決議案（簗瀬進君外４名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、簗瀬進君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成91、反対137にて否決された。

散　　会　午後９時33分

○平成11年８月13日（金）

開　　会　午後零時３分

日程第１乃至第５の請願

裁判所の人的・物的充実に関する請願外739件の請願

本請願は、総務委員長外10委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

総務委員会

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

法務委員会

○**民法の一部を改正する法律案**（閣法第83号）

○**任意後見契約に関する法律案**（閣法第84号）

○**民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（閣法第85号）

○**後見登記等に関する法律案**（閣法第86号）
○法務及び司法行政等に関する調査

地方行政・警察委員会
○地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査

外交・防衛委員会
○外交、防衛等に関する調査

財政・金融委員会
○財政及び金融等に関する調査

文教・科学委員会
○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第13号）
○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査

国民福祉委員会
○社会保障等に関する調査

労働・社会政策委員会
○労働問題及び社会政策に関する調査

農林水産委員会
○農林水産に関する調査

経済・産業委員会
○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

交通・情報通信委員会
○運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査

国土・環境委員会
○国土整備及び環境保全等に関する調査

予算委員会
○予算の執行状況に関する調査

決算委員会
○平成８年度一般会計歳入歳出決算、平成８年度特別会計歳入歳出決算、平成８年度国税収納金整理資金受払計算書、平成８年度政府関係機関決算書
○平成８年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成８年度国有財産無償貸付状況総計算書
○平成９年度一般会計歳入歳出決算、平成９年度特別会計歳入歳出決算、平成９年度国税収納金整理資金受払計算書、平成９年度政府関係機関決算書
○平成９年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成９年度国有財産無償貸付状況総計算書
○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会
○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会
○**国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案**（参第21号）

○議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

○災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

国会等の移転に関する特別委員会

○国会等の移転に関する調査

行財政改革・税制等に関する特別委員会

○行財政改革・税制等に関する調査

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

○金融問題及び経済活性化に関する調査

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会

○日米防衛協力のための指針に関する調査

国際問題に関する調査会

○国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

○国民生活・経済に関する調査

共生社会に関する調査会

○共生社会に関する調査

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

総務委員長	竹村　泰子君
法務委員長	荒木　清寛君
地方行政・警察委員長	小山　峰男君
外交・防衛委員長	河本　英典君
財政・金融委員長	勝木　健司君
文教・科学委員長	南野　知恵子君
国民福祉委員長	尾辻　秀久君
農林水産委員長	野間　赳君
経済・産業委員長	須藤　良太郎君
交通・情報通信委員長	小林　元君
国土・環境委員長	松谷　蒼一郎君
予算委員長	竹山　裕君
決算委員長	久世　公堯君
行政監視委員長	続　訓弘君
議院運営委員長	岡野　裕君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総務委員長	小川　勝也君

法務委員長	風間　昶君
地方行政・警察委員長	和田　洋子君
外交・防衛委員長	矢野　哲朗君
財政・金融委員長	平田　健二君
文教・科学委員長	佐藤　泰三君
国民福祉委員長	狩野　安君
農林水産委員長	若林　正俊君
経済・産業委員長	成瀬　守重君
交通・情報通信委員長	齋藤　勁君
国土・環境委員長	石渡　清元君
予算委員長	岡野　裕君
決算委員長	鎌田　要人君
行政監視委員長	浜田　卓二郎君
議院運営委員長	西田　吉宏君

法制局長の辞任に関する件

本件は、法制局長田島信威君の辞任を承認することに決した。

法制局長の任命に関する件

本件は、議長が河野久君を任命することを全会一致をもって承認することに決した。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

休　　憩　午後零時12分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・質疑の概要及び報告

（1）平成11年1月19日（火）

【小渕内閣総理大臣の施政方針演説】

〔はじめに〕

第145回国会の開会に当たり、私は国政を預かる責任ある立場にいる者として、施政に関する所信の一端を申し述べます。

本年、1999年は1900年代最後の年であります。と同時に、次の新しい千年紀、ミレニアムを迎える前夜でもあります。千年紀をまたごうとしているこの重要な時期に、日本は経済的な苦難に直面しております。この苦難を克服し、次の世代に力強い品格あふるる、そして美しい日本を引き継ぐため、私は身命を賭して国政運営に当たる覚悟であることをまず冒頭に申し上げるものであります。

冷静な状況認識はもとより重要であります。しかしながら、私は今や大いなる悲観主義から脱却すべきときが来ていると考えます。行き過ぎた悲観主義は活力を奪い去るだけであります。今必要なのは、確固たる意志を持った建設的な楽観主義であります。コップの半分の水を、もう半分しか残っていないと嘆くのはたやすいことであります。私は、まだ半分も残っているじゃないかと考える意識の転換が今まさに求められていると確信するものであります。私たちが愛してやまないこの日本は、必ずやこの困難を脱することができる、そういう土性骨の座った社会をつくり上げたい、そのために私は蛮勇を振るい、間もなく訪れる21世紀への架け橋を築くために邁進することを誓うものであります。

〔基本認識〕

私は、現在を明治維新、第２次世界大戦後に続く第３の改革の時期と位置づけております。明治維新以来、我が日本は官民一体となった先人の血のにじむような努力で近代国家としての基礎を築いてまいりました。驚異的な経済成長と今日の繁栄はそのたまものであります。しかしながら、私どもは今、この成功体験の上に安住し続けることは許されない状況になりました。価値観が多様化し、世界が流動化する中で、過去には有効だったシステムや意思決定の方法が、今や足かせになることも少なくないのであります。

明治維新と第２次世界大戦後の改革は、大変困難なものでありました。しかしながら、先人の勇気と覚悟がそれを可能にいたしました。現在の改革の難しさはまさにそこにあります。社会を挙げての意識の転換が不可欠であります。足かせとなるものを壊すだけでなく、新しいシステムをつくり上げなければなりません。同時に、私ども日本の持っているすばらしいものを残す努力も必要であります。申し上げるまでもなく、第３の改革は政治家だけでできるものではありません。国民挙げての意識改革と支援がなければ何事もなし得ないのであります。国民各位の御理解、御支援をお願いするとともに、党派を超えた議員各位の御協力をお願いする次第であります。

もとより最も重要なのは、国民お一人お一人が豊かで幸せに安心して暮らせる社会を築

くことであります。国は立派だが国民は不幸せというようなことはあり得ません。と同時に、国民がすべて国に頼って生きるということも健全な社会とは言えない時代になったと考えます。戦後50数年、私たちは豊かさをひたすら追求してまいりました。豊かになりたいという目的はある程度は達成されましたが、その半面、心の充実という人間にとって最も重要なことを忘れがちだったことは否定できません。

内閣をお預かりして以来、私は事あるごとに富国有徳ということを申し上げてまいりました。健全な資本主義は利潤追求だけでは維持できません。それはドイツの社会学者マックス・ウェーバーを初め、世界の哲人が主張いたしているところであります。徳すなわち高い志を持った国家でなければ、豊かな国であり続けることは不可能であり、何よりも世界から信頼されなくなるわけであります。

他人に優しく、美しきものを美しいとごく自然に感じ取ることのできる社会、隣人が優しく触れ合うことのできる社会、そして何よりも住みやすい地域社会を建設することが必要だと考えるものであります。このような考え方に基づいて、私は、21世紀のあるべき国の姿について有識者から成る懇談会を早急に設置し、次の世代に引き継ぐべき指針をまとめたいと考えております。国会においても十分御議論いただき、ともに考えていこうではありませんか。

〔21世紀への５つの架け橋〕

私は、21世紀に向けた国政運営を次の５つの架け橋を基本にして考えてまいります。第１に世界への架け橋、第２に繁栄への架け橋、第３に安心への架け橋、第４に安全への架け橋、第５に未来への架け橋であります。この５つの架け橋に沿って私の基本的な考えを申し述べたいと思います。この際、個別の施策について十分触れられないことをお許しいただきたいと思います。

〔世界への架け橋〕

今日の世界ではいかなる国も孤立して生きていくことはできません。まず考えるべきことは、我が国の安全と繁栄が確保されること、そして我が国が国際社会の中で尊敬され、その地位にふさわしい責任を果たしていくことであります。私は、21世紀に向け世界への架け橋を築いてまいります。

我が国の安全保障を考えますときに、第１に、日米関係をこれまで以上に強固なものとしていかなければなりません。このためには、日米防衛協力のための指針関連法案等の早期成立、承認が極めて重要であります。また、米軍の施設・区域が集中する沖縄が抱える諸問題に対し、沖縄県の理解と協力を得ながら、さらに真剣に取り組んでまいります。

次に重要なことは、米国と並ぶ地域の主要国であるロシア、中国との安定的な関係を築いていくことであります。特にロシアとは、あらゆる分野での関係を一層強化しながら、東京宣言とモスクワ宣言に基づいて来年までに平和条約を締結し、両国間の関係を完全に正常化するよう、引き続き全力を尽くしてまいります。また日中関係は、昨年の江沢民国家主席の訪日を契機に新たな段階に入りましたことを踏まえて、両国間及び国際社会における共通の目標に向けてともに行動する関係を発展させてまいりたいと考えております。

朝鮮半島情勢は、我が国の安全保障に大きなかかわりを持つ問題であります。昨年秋の金大中大統領との話し合いを通じて、日韓両国は過去との決別を果たし、今や名実ともに近くて近い国になったのであります。一方、北朝鮮に関しましては、米国、韓国などと緊

密に連携をとりながら、先般の弾道ミサイルの発射や秘密核施設疑惑をめぐる国際的な懸念、日朝間の諸懸案の解決に向けて努力してまいります。北朝鮮がこのような問題に建設的な対応を示すのでありますれば、我が国として対話と交流を通じ関係改善を図る用意があります。

我が国の繁栄は、世界経済がしっかりと安定していることが前提であります。特に、アジア経済の３分の２を占める我が国としては、アジア各国の通貨・経済の安定に積極的に貢献していくことはみずからの責任でもあります。欧州では本年より単一通貨ユーロが導入され、世界の経済・通貨体制は新しい時代を迎えました。私は、我が国経済と世界経済との相互依存関係を十分考慮しながら、世界経済の新たな枠組みやルールづくりに積極的に参画していくとともに、円の一層の国際化が実現するよう今後とも取り組んでいかなければならないとの思いを新たにいたしております。

さらに、我が国が世界への架け橋を築いていく上で、国際社会への応分の貢献を行うべきことは当然であります。開発途上国に対する援助や、ＰＫＦ本体業務の凍結解除を含む国連の平和活動への一層の協力について、ぜひとも国民各位の御理解をいただきながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

〔繁栄への架け橋〕

経済の繁栄は、豊かで潤いのある国民生活の実現と、国家や社会の発展にとっての基本であります。私は、内閣の命運をかけて繁栄への架け橋を築いてまいります。

昨年７月に総理大臣に就任以来、国会の御協力をいただきながら、喫緊の課題である金融システムの再生に取り組んでまいりました。金融再生関連２法や政府保証枠を整備し、また、貸し渋りに直面していた中小企業などに対して思い切った対策をスピーディーに実行してまいりました。全国の中小企業の皆さんから何とか苦境を乗り切ることができたなどの声が数多く寄せられたところであります。このことを、関係された方々とともに深く心に刻み、今後とも問題解決に全力を傾けてまいります。

また、昨年末に成立した第３次補正予算のもとで切れ目なく景気回復策を実施しており、11年度予算におきましても、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点から、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、科学技術の振興など、将来の発展基盤を確立する施策も十分に取り入れたものとなっております。

税制面でも、内需の拡大や我が国企業の国際競争力の強化を図るため、従来なし得なかった思い切った内容の個人所得課税や法人課税の恒久的な減税の実施を決断するとともに、住宅ローン減税を初めとする政策減税を実施いたします。これらの減税は９兆円を超える規模のものとなります。また、消費税に対する国民の御理解を一層深めていただくよう、予算総則に消費税収の使途を明記し、広く国民の老後等を支える基礎年金、老人医療及び介護のための福祉予算に使う旨を明らかにしたところであります。

これらの諸施策と民間の真剣な取り組みとが相まって、平成11年度には我が国経済の実質成長率が0.5%程度まで回復するものと確信しております。我が国には巨額の対外資産や個人貯蓄、高い技術力に支えられた製造業の底力、勤勉な国民の資質など、国際的に比較して極めて強固な基盤が存在いたします。私は、この平成11年を経済再生元年と位置づけ、日本経済の再生に全力で取り組んでまいります。

今後、日本経済が豊かさの中の不況ともいうべき現在の状況を脱し、自律的に発展して

いくためには、経済構造改革の一層の推進を図り、経済の供給サイドの体質強化、とりわけ、新事業を創出することにより良質な雇用の確保や生産性向上を図ることが重要であります。このため、今月末を目途に産業再生計画を策定いたします。また、社会資本の整備は、21世紀先導プロジェクトの推進を核として、民間活力を最大限活用しながら、情報通信、都市・住宅、環境・教育・福祉など、我が国経済の活性化に不可欠な分野について戦略的、重点的に行ってまいります。さらに、政府全体の取り組みとして100万人規模の雇用の創出・安定を目指し、雇用活性化総合プランなどの雇用対策を強力に推進してまいります。

我が国財政は、公債残高が327兆円にも達する見込みであるなど極めて厳しい状況にあり、将来世代のことを考えるとき、私は財政構造改革という大変重い課題を背負っていると痛感しております。日本経済が回復軌道に乗った段階におきまして、財政・税制上の諸課題につき、中長期的な視点から、幅広くしっかりとした検討を行い、国民の皆様にそのあるべき姿を示さなければならないと考えております。

昨年末に経済戦略会議から貴重な提言をいただきました。今後の政策運営に当たりましては、この提言をしっかりと受けとめるとともに、法制度の整備を含め、国会の場におきましても十分御議論をいただきたいと考えております。また昨日、私は経済審議会に対し、新たなる時代の我が国経済社会のあるべき姿と、その実現に向けた政策方針の策定について諮問いたしました。今後10年程度の間にとるべき政策の基本方針をできる限り早くお示ししたいと考えております。

我が国経済社会が、21世紀におきまして一段と活力と魅力にあふれたものになるためには、それを構成する一人一人の国民や個々の企業がみずからの個性や独創性を生かし、積極果敢に創意工夫の実現に挑戦できる社会状況をつくらなければなりません。

そのためには、規制緩和や地方分権の一層の推進、官民の役割分担の見直しなどを通じて、国民生活や事業活動に対する政府の関与のあり方を抜本的に見直し、スリム化された政府を実現することが何よりまず必要であります。今国会に提出を予定いたしております中央省庁等改革関連法案におきまして、21世紀の我が国にふさわしい中央省庁の具体的な姿をお示ししたいと考えております。また、地方公共団体の自主性、自立性を高めるため、昨年決定をいたしました地方分権推進計画を踏まえた関連法案を今国会に提出するなど、地方分権の一層の推進を図り、あわせて、市町村合併を含む体制整備や行財政改革への地方公共団体の積極的な取り組みを求めてまいります。国民に開かれた政府の実現のため、情報公開法案の早期成立にも、政府として引き続き最大限努力してまいります。

〔安心への架け橋〕

今日、日本国民の多くが、人類の古くからの願いであります長寿を享受できるようになりました。その一方で、国民の中には老後の生活に対する不安も広がっております。21世紀の本格的な少子高齢社会に向けて、安心への架け橋を今から整備し、明るく活力ある我が国社会を築き上げていかなければなりません。

我が国社会には、人生50年時代に形づくられた制度や慣習が、現在の人生80年時代に適合するよう改革されないまま残されているものも多く見られます。日本人のライフサイクルの変化に合わせて、人生全般にわたり健康で生きがいを持って充実した生活を送れるよう、高齢者の雇用・就業の促進、高齢者が活動しやすい生活環境の整備など、社会の仕組

みや人々の意識を変えていくことが必要であります。また、高齢社会の到来は多様なニーズを持った大消費者層の出現であり、経済活動に新たなチャンスを与えるものであります。

社会の仕組み全体を見直す中で、セーフティーネットとしての役割を担う年金や医療、介護などの社会保障制度につきましても、将来にわたり安定的に運営のできるよう、構造改革を強力に推し進めていかなければなりません。必要な給付は確保しつつ、将来世代の負担を考え、社会経済の活力を維持するため、給付と負担の均衡を図るとともに、利用者の選択の拡大、民間事業者の導入なども含め、制度の効率化、合理化を図ってまいります。特に年金、医療につきましては、制度改革に取り組み、取り巻く環境の変化に対応し、信頼できる安定した制度を確立してまいります。

少子化の急激な進行も我が国経済社会に大きな影響をもたらすものであります。私は、先般、少子化への対応を考える有識者会議から、家庭や子育てに夢を持てる環境の整備は社会全体で取り組むべき課題であるとの提言を受けました。私は、この問題に適切に対応すべく、各界関係者の参加を募り国民会議を設け、国民的広がりのある取り組みを全力で進めてまいります。今国会には男女共同参画社会基本法案を提出いたしますが、こうした取り組みの大きな推進力になると確信いたしております。

〔安全への架け橋〕

生命や安全な生活を守ること、すなわち人間の安全保障、ヒューマンセキュリティーの確立も私たちが果たすべき重要な責務の１つであります。私は、地球全体の環境の保全から国民一人一人の安全の確保に至るまで、安全への架け橋を築いてまいります。

大量生産・大量消費型の社会は、大量の廃棄物を生み、地球環境に大きな負担をかけております。美しい安定した環境を守り子孫に引き継ぎ、循環型の経済社会を築き上げることは、私たちに課せられた最も重い責任の１つであります。この責任を果たすべく、地球環境問題への対応、省エネルギー対策、原子力や新エネルギーの開発・利用の促進、実態に即したきめ細やかなリサイクルなどに努力してまいります。また、ダイオキシンの排出削減、いわゆる環境ホルモン問題への取り組み、化学物質の管理の促進と環境保全のための新たな法的枠組みの整備を行います。自然を慈しみ、資源を大切にする社会を築き、かけがえのない地球を守るため、我が国がその先頭に立って取り組んでまいらなければならないと考えます。

国民が安心して暮らせる安全な国土、社会の整備も政府が引き続き取り組むべき重要な課題であり、阪神・淡路大震災や昨年のたび重なる豪雨災害等の教訓を踏まえ、災害対策や危機管理の充実に最大限努力してまいります。また、国の発展は良好な治安に支えられるものであり、情報通信技術を悪用したハイテク犯罪や市民生活の安全を脅かす毒物犯罪、組織的な犯罪、さらに深刻さを増す国境を越えた薬物犯罪には断固として対処してまいります。

さらに、最近の我が国を取り巻く国際環境の中で、我が国の安全を確保するため、安全保障や危機管理に資する情報の収集、分析、伝達等に関し、情報収集衛星の導入を初めとする対策を講じてまいりたいと考えております。

〔未来への架け橋〕

21世紀の社会を考えるとき、今から取り組んでおくべき多くの課題に向けて、いわば未来への架け橋を築いていかなければなりません。

21世紀は、ますます科学技術が発展し、また情報化が急速に進展すると見込まれます。科学技術や情報化は、将来の経済や国民の暮らしの発展の原動力でもあり、我が国として世界の最先端をリードしていく気概で、科学技術の振興や高度情報通信社会の実現に向け、官民挙げて取り組んでまいります。一方で、コンピューター西暦2000年問題や、コンピューターネットワークにおける不正アクセス対策などにも適切に対応してまいります。

本格的な少子高齢社会の到来に備え、国民一人一人が将来に夢を持ち、生涯の生活に安心を実感できるような社会基盤を整備していくことが必要であります。このため、広く快適な住空間や高齢者に優しい空間などの実現を目指し、かねてより私が提唱してまいりました生活空間倍増戦略プランを今月末を目途に取りまとめ、向こう５年間を視野に入れたあすへの投資を推進するとともに、バリアフリー化への取り組みなど安心への投資に重点的に取り組んでまいります。また、地域の特色を生かした魅力ある地域づくり、美しい国土づくりを進めるため、地域戦略プランや新しい全国総合開発計画を、首都機能移転問題への取り組みも含めまして積極的に推進してまいります。

農林水産業、そしてそれを支える農山漁村は、食糧の生産に加え、国土、環境の保全や地域文化の継承などの面で幅広い機能を有するものであります。こうした機能に十分目を向けながら、社会の変化や国際化が進む中で農政改革を実現するため、国内生産を基本とした食糧の安定供給の確保や経営の安定、発展などの課題に関し、基本法を制定するなど政策の具体化に全力を挙げてまいります。

未来の担い手は、言うまでもなく若者たちであります。私たち大人が未来の担い手のためになし得ることは、21世紀へのさまざまな架け橋を築いていく努力を精いっぱい行うことであるとともに、司馬遼太郎氏が説かれたように、未来の担い手が頼もしい人格を持ち、自分に厳しく、相手には優しい自己を持つ人間に育つ環境をつくっていくことであります。

私は、教育の原点は、生きる力、助け合う心、そして自然を慈しむ気持ちにあると信じます。こうした点をしっかりと心に刻み、幅広い視野を養い、個性を大事にして生きるべきこと、ボランティア活動への参画等を通じた地域や社会への貢献は大変に意義深いものであること、人には多様な生き方があり、お互いにそれをたっとぶべきであること、そんな観点に立った心の教育を充実させていきたいと考えております。また、多様な選択を可能とする学校制度、現場の自主性、自律性を尊重する特色ある学校づくり、国際的に通用する大学を目指した大胆な大学改革の実現に向けた教育改革にも引き続き力を注いでまいります。

家庭や地域、職場などにおいて長年にわたり培われてきた道徳心や温かい人間関係、すぐれた文化や伝統などは、大切な未来への財産として次の世代に引き継いでいくべきであります。また、すべての人々の人権が最大限に尊重される社会の実現に努力するとともに、より国民に身近な司法制度の構築にも取り組んでまいります。

〔結び〕

21世紀の足音が聞こえてまいります。新しい世紀を希望と活力のあるものにするためにも、今世紀中の課題は今世紀中に解決の道筋をつけることが必要であります。経済を自律的な回復軌道に乗せることにまず全力を尽くしてまいります。その上で、個人や企業が希望と誇りを持って活動のできるような環境を整え、格調の高い国家を築くため取り組んでまいります。日本は国際社会でみずからにふさわしい貢献をしなければなりません。それ

と同時に、いかに安全な国家にしていくべきか。英知を結集して困難に立ち向かえば、必ずや世界が尊敬を寄せ得るような国家建設は十分可能だと確信いたしております。

内外の重要課題が山積する折、意思決定は速やかでなければなりません。そのためには私は安定した政治基盤をつくることが肝要と考え、先般、自由党との連立政権を樹立いたしました。当然のことながら、各党各会派との協議も従来の信頼関係の上に継続してまいる所存であります。

今や、国家の意思を決めるという重要な任務を帯びた政治そのものの真価が問われております。一内閣、一政党の利害を超越した高い見地からのスピーディーな対応が求められております。自由党との協議におきまして、副大臣制度の導入や政府委員制度の廃止などで合意いたしましたが、これは、国権の最高機関たる国会の権威を高め、国民に直結した政治に転換し、迅速な政策決定を可能にしたいとの考えからであります。

大転換期の国政のかじ取り役として、私は、微力ながら精魂込めて、責任ある政治を実現するべく全力を尽くしてまいります。

国民の皆さん、また議員各位の御理解と御支援を心からお願いいたします。

（2）平成11年1月19日（火）

【高村外務大臣の外交演説】

〔国際情勢認識と外交の基本方針〕

第145回国会の開会に当たり、我が国外交の基本方針について所信を申し述べます。

国際社会は、冷戦の終えんを経て、新しい世紀を迎えようとしております。この間、世界規模での戦争の可能性は大幅に低下したものの、地域紛争及び国内における民族紛争の頻発、大量破壊兵器が拡散する危険性の増大、テロの深刻化など、いわば脅威の多様化とも呼べる状況が生じております。我々が目指す平和で安定した世界への道のりは決して平たんではありません。また、世界経済は、グローバリゼーションの進展により近年一層の発展を遂げてまいりました。その一方、アジア経済危機とその世界的な波及に見られるように、グローバリゼーションの陰の部分も明らかになり、それへの対応も急務となっております。

このような中、21世紀に向けて、我が国の安全と繁栄を確保するためには、現下の諸課題に着実に取り組むとともに、将来も見据えて積極的な外交を展開し、安定的な国際環境を主体的につくり上げていかなければなりません。

〔アジア太平洋地域の安定と繁栄のための取組〕

我が国が広く世界に外交を展開していくに当たり基盤となるのは、米国との同盟関係であります。この同盟関係を一層揺るぎないものとするためにも、日米安保体制の信頼性を一層高めることが必要であります。今国会に継続審議となっている日米防衛協力のための指針関連法案等の早期成立、承認のため、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。また、米軍の施設・区域が集中する沖縄が抱える問題の解決については、沖縄県の御理解と御協力を得つつ、ＳＡＣＯ最終報告を踏まえ、米軍施設・区域の整理、統合、縮小に向け、政府として引き続き努力をしてまいります。

次に、我が国を取り巻く安定した環境を整備するために、ロシア、中国、韓国等近隣諸国との関係を強化することが重要であります。昨年秋に展開された一連の首脳外交の成果を基礎として、それぞれの国とのパートナーシップをさらに深めてまいります。

このような取り組みの中、問題となるのが北朝鮮との関係であります。先般のミサイル発射や最近の秘密核施設疑惑などは、我が国はもとより国際社会にとっても大きな懸念材料となっております。我が国は北朝鮮の核兵器開発を封ずるためＫＥＤＯを引き続き支援していく用意がありますが、ＫＥＤＯの枠組みを維持する上で、北朝鮮がミサイル及び核の問題に関しこうした懸念を解消する行動をとることが重要であります。我が国としては、米韓両国と緊密に連携しつつ国際的な懸念並びに拉致疑惑や国交正常化問題などの日朝間の諸懸案に対処していく方針でありますが、北朝鮮がこれらの問題に建設的な対応を示すのであれば、対話の再開を通じ関係改善の用意があることを明らかにいたします。

我が国は近隣諸国との２国間関係強化に加え、ＡＳＥＡＮ諸国、大洋州諸国との関係強化、ＡＰＥＣ、ＡＲＦなど地域協力の進展への貢献、そして必要に応じ新しい対話の枠組みの構築などを通じて、アジア太平洋地域の安定強化に努めてまいります。

さらに、アジア太平洋地域の先をも見渡した外交を展開することが重要であります。私

はこのたび、中東５カ国及びパレスチナ自治区を訪問し、２国間関係の強化とともに中東和平の実現に向けた働きかけを行ってまいりました。国際社会の多くの国々とともに中東地域の安定に貢献することは、我が国外交の財産となり、日本の国益にも資するものであります。

〔グローバルな課題への取組〕

国際社会の相互依存が深まる中、我が国としても世界全体にかかわる諸問題に積極的に取り組んでいくことがますます重要であります。新しい世紀の世界を、より安定し、より繁栄し、さらに人々にとってより住みよいものとするため、我が国は国際社会における地位にふさわしい主導的役割を担っていく考えであります。

このグローバルな問題への取り組みに際し、最も重要な国際的枠組みが国連であります。21世紀を前にして、国連が時代の要請に適合した役割を一層効果的に果たすためには、全体として均衡のとれた形での改革を早期に実現し、その機能を強化しなければなりません。そして我が国としては、このような国連改革が実現される中で、安保理常任理事国として責任を果たす用意があることは、これまで繰り返し表明してきたとおりであります。

脅威が多様化する中、より安全で安定した世界を築いていくためにまず重要なのは、軍備管理・軍縮により脅威を削減する努力であります。今日必要とされているのは、核兵器、生物化学兵器などの大量破壊兵器やこれを運搬するミサイルから、対人地雷、小火器などの通常兵器に至るあらゆるレベルでの軍備管理・軍縮であります。昨年は、国連において我が国が提案した今後の核軍縮・不拡散への道筋を示す決議案が圧倒的多数の賛成を得て可決されるなど、我が国は積極的にイニシアチブをとってきており、今後とも国際的な取り組みの先頭に立ってまいりたいと考えております。

この関連で、大量破壊兵器廃棄のための国連特別委員会の査察を拒否してきたイラクに対し、昨年末、米国、英国により武力攻撃が実施されました。我が国は、イラクが関連安保理決議上の義務を即時かつ無条件に履行し、国際社会の一員としての責任ある対応をとるよう引き続き働きかけてまいります。

一方、いまだに後を絶たない世界各地での紛争に対処していくには、実際に起こった紛争の迅速な解決、紛争後の復興、起こり得べき紛争の未然防止、さらには紛争の根源にある貧困等の社会問題への対処までを視野に入れた包括的な取り組みが必要とされております。昨年、我が国は第２回アフリカ開発会議を主催し、東京行動計画の取りまとめに当たるなど、紛争との連関をも視野に入れた開発促進へのイニシアチブをとりました。世界的にも認識の深まりつつあるこの包括的な取り組みを強化する必要性を一層強く訴えていく所存であります。

次に、より繁栄した世界を築いていくために必要なのが、グローバリゼーションへの対応であります。近年浮き彫りになってきたグローバリゼーションに伴う危機の連鎖的波及といった問題の背景には、現在の国際的な枠組みがグローバリゼーションの流れに十分対応できていないことがあります。我が国は、我が国経済の発展のためにも、既存の枠組みの強化、さらには新たな枠組みの構想などにおいて主導的役割を担っていかなければなりません。

現在進められている国際金融システム強化に向けた議論の中で、迅速かつ有効な支援のあり方や被支援国に課される条件等につき、我が国として議論に積極的に貢献していく考

えであります。我が国はまた、2000年からＷＴＯにおいて始められる自由化交渉を包括的なものとすることを主張しております。グローバリゼーションのもとで我が国経済のさらなる発展につながるような国際ルールの構築に向け、産業界及び関係団体などとも十分に意見交換を行いつつ、我が国として最善の対応をとるべく取り組んでまいります。

アジア各国経済と我が国経済との相互依存関係の深さにかんがみれば、アジア経済の回復が我が国にとって極めて重要であることは申すまでもありません。我が国経済の自律的な回復のために必要な施策をとるとともに、我が国としてなし得る最大限の支援をアジア諸国に対し引き続き行っていく考えであります。これまで発表してきた一連の支援策を着実に実施していくとともに、今後ともアジア経済危機克服のために創造的に貢献を行っていく考えであります。

折しも、欧州においては単一通貨ユーロが導入されました。ドルに次ぐ主要な国際通貨の誕生が世界経済に与える影響については我が国としても注目しており、ユーロが安定した信頼できる通貨となることを期待しております。また、我が国自身も、国際通貨体制の一層の安定に資するよう、国際通貨としての円の役割の向上などに努めていかねばなりません。

そして、世界が安定と繁栄を享受するのみならず、人々にとってより住みやすいものであるためには、地球環境問題、薬物、国際組織犯罪、難民などの国境を越えた問題への取り組みが必要であります。近年、人間の生存、生活を直接脅かすこれらの諸問題を人間の安全保障という観点から包括的にとらえ、対応を強化するという考え方が提唱されております。我が国は、先般、国連での人間の安全保障基金設立のため資金を拠出することを表明しましたが、国際機関やＮＧＯとの連携を深めて、この分野での取り組みを強化していく考えであります。

〔外交手段・実施体制の強化〕

このように山積する諸問題に対処していくに当たり、我が国外交の手段及び実施体制を強化していくことが急務であります。

中でも、ＯＤＡは国際社会全体の安定と繁栄を確保し、もってみずからの安全と繁栄を確保しようとする我が国にとって、最も重要な外交手段であります。政府といたしましても、現在の厳しい経済・財政状況の中、援助を推進していくためには、国民の皆様による一層の御理解と御支持が不可欠と認識しており、情報公開の強化などにより、ＯＤＡの透明性向上に努めてまいります。そしてＯＤＡ中期政策や国別援助計画の策定などを通じて、貴重な財源をより効果的、効率的に活用できるよう努力してまいります。

また、資金面だけでなく、人的な貢献も我が国の国際協力の重要な柱であります。昨年は、カンボジアやボスニア・ヘルツェゴビナへの選挙監視団の派遣、ハリケーン災害に見舞われたホンジュラスへの国際緊急援助隊派遣に対し、関係国を初め、国際社会から高い評価を得ました。その一方で、タジキスタンで秋野国連政務官というかけがえのない人材を失ったことは痛恨のきわみであります。この教訓を生かし、派遣要員の安全の一層の確保に努めつつ、今後とも国際社会の期待にこたえて積極的に顔の見える国際協力に取り組んでいく所存であります。

さらに、外交を展開するためのいわば足腰である外交実施体制の強化もまた重要であります。来年度予算ではアゼルバイジャンの公館設置などを計上させていただいております

が、これらを通じて外交の幅を広げ、将来を見据えた外交活動を展開してまいりたいと考えております。

〔結び〕

21世紀はもはや目前です。新しい世紀を希望の世紀とするために我が国が示し得る世界像は、まず第１に、我が国自身が発展の基盤としてきた自由、民主主義といった価値が広く共有される世界の姿であります。同時に、我が国としては、多様な価値観や文化が共生し得る世界こそ、歴史も民族も異なるさまざまな国や地域が安定的な関係を結んでいくことのできる基盤であることを訴えていきたいと考えます。この観点からも、国際交流を通じてさまざまな国や地域の人と人がお互いに対する理解を深めていくことが極めて重要であります。

我が国は、現下の困難を乗り越えるべく、官民を挙げて全力を尽くしております。このときに当たって、あすのよりよい国民生活のため、安定した国際環境を確保する外交の役割は一層重要であります。外務大臣としての私の信念は、リーダーシップのある外交であります。内においては世論を喚起し国民とともに外交を進めるべく、そして外においては国際社会の中で率先してみずからにふさわしい役割を果たしていくべく、全力を尽くしてまいる所存であります。

御臨席の議員各位、そして国民の皆様の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

（3）平成11年１月19日（火）

【宮澤大蔵大臣の財政演説】

平成11年度予算の御審議に当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明いたします。

〔最近の経済情勢と当面の経済運営の基本方針〕

我が国は、戦後50年余りの間にさまざまな試練に直面いたしましたが、国民のたゆまない努力と創意により、その都度これを乗り越え、今日の日本を築き上げてまいりました。

しかし、今日の我が国経済は、資産市場の低迷や不良債権問題の深刻化などバブルの後遺症を抱える中、金融機関に対する信頼の低下、雇用不安などが重なり、極めて厳しい低迷状況にあります。また、我が国を取り巻く国際経済情勢も、一昨年アジア諸国に端を発した通貨・経済の不安定な状況により、先行きは極めて不透明であります。

こうした内外の諸情勢のもと、今我が国がなすべきことは、国民の英知を結集して不況を早急に克服し、21世紀に向かって豊かで活力ある社会を再構築するとともに、対外的には世界経済の発展のために我が国に期待されている役割を果たしていくことであると考えます。

今後の財政金融政策の運営に当たりましては、このような認識のもとに、以下に申し述べる諸課題に全力を挙げて取り組んでまいります。

〔我が国経済の再生〕

まず、財政面から最大限の措置を講じて不況克服に全力で取り組みます。

このため、昨年秋取りまとめました緊急経済対策に盛り込まれた諸施策を着実に実施すべく、先般成立した平成10年度第３次補正予算を迅速に執行してまいります。さらに、平成11年度予算につきましては、例えば公共事業について、公共事業等予備費を含め予算ベース、支出ベースともに前年度に比べ10％を上回る伸びを確保するなど、景気回復を最優先課題とした財政運営を行うことといたします。

同時に、景気の回復基盤を固めるためには金融システムを早急に再構築することが不可欠であります。

このため、昨年秋に制定された金融機能再生法及び金融機能早期健全化法を活用するとともに、中小・中堅企業等の資金需要に的確にこたえ得るよう、政府系金融機関の資金量を十分に確保し、また、信用保証制度を強化して信用収縮や貸し渋りの防止に努めてまいります。

さらに、税制につきましては、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、平成11年度改正において、恒久的な減税を初め、国、地方を合わせ、平年度９兆円を超える減税を実施することとしております。

まず、所得税につきましては、最高税率の引き下げを行うとともに、定率減税を実施するほか、扶養控除額の加算を行うことといたします。

法人税については、我が国企業が国際社会の中で十分競争力を発揮できるよう、基本税率の引き下げを行うとともに、中小法人等に対する軽減税率についても引き下げを行うこととといたします。

また、景気回復に資するため、住宅ローン減税を実施するほか、情報通信機器の即時償却制度の創設等の措置を講じてまいります。

さらに、有価証券取引税及び取引所税を廃止し、経済・金融情勢等の変化に対応して適切な措置を講ずることとしております。

なお、今回の所得税及び法人税の減税は、この際早急に実施すべき負担軽減措置を講ずるためのものでありますが、今後の我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応した個人及び法人の所得課税の抜本的な改革につきましては引き続き検討を続けてまいります。

このように財政・税制面で景気回復に全力を尽くすことといたしました結果として、平成11年度予算における公債依存度は、前年度当初予算の20%と比べ17.9ポイント増加をいたしまして37.9%となります。平成11年度末の公債残高は327兆円に達する見込みであり、財政状況の急速な悪化は避けられない状況であります。

我が国の将来の世代・社会の変化を考えますと、財政構造改革は必ず実現しなければなりませんが、これについては、我が国経済が回復軌道に乗った段階において、改めて21世紀の初頭における財政・税制の課題として、根本的な視点から必要な措置をとらなければならないと考えております。

〔世界経済発展への貢献〕

他方、経済の国際化が進む中で我が国は世界経済の健全な発展への貢献にも取り組まなければなりません。

一昨年のアジア通貨危機に際しては、我が国は、ＩＭＦ、世界銀行、アジア開発銀行及び関係各国とも協調しつつ、２国間支援としては関係各国中最大の支援を表明し、それを着実に実施してまいりました。

また、アジア諸国の経済困難の克服を支援し、国際金融資本市場の安定化を図るため、昨年10月には300億ドル規模の資金支援を含むアジア通貨危機支援に関する新構想を表明し、既に大部分の国について支援の具体策を決定するなど、その実施に努めているところであります。

我が国としては、今後とも関係各国及び国際機関とも密接に連携しながらアジア支援を行っていく所存であります。

国際金融システムにつきましては、アジア通貨危機以降、短期的あるいは投機的な資金の激しい移動が、特に新興市場諸国に対して、混乱や大きなリスクをもたらすおそれがあるということが国際的な理解になりつつあります。

私は、現在の国際金融システムには、短期資本移動のもたらすリスクとそれへの対応、危機に陥った国への流動性供給のあり方、適切な為替相場制度とはどのようなものかという３つの根本的な問題があり、これらにいかに対処していくかが重要であると考えております。

今後とも、Ｇ７や主要な新興市場諸国等とともに国際金融システムの改革の実現に向けた議論や検討に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、多角的自由貿易体制の維持強化及び貿易円滑化については、我が国は、ＷＴＯ、ＡＰＥＣ等を通じ、積極的に取り組んでおります。平成11年度関税改正におきましても、特定品目の関税率の引き下げなど、所要の改正を行うことといたしております。

本年１月、欧州において新しい通貨ユーロが誕生いたしました。ユーロの誕生により欧州地域経済はさらに活性化するものと期待され、また、ユーロは国際通貨システムの中で重要な地位を占めるものと思われます。

我が国としても、ユーロの誕生やアジア通貨危機といった内外の経済・金融情勢の変化を踏まえ、我が国通貨円の国際化を進めていくための環境整備を図っていくことが極めて重要な課題であると考えております。

先般、海外の投資家が我が国の国債に投資しやすくなるよう、政府短期証券を公募入札により発行することとし、また、国債利子については非居住者を非課税とする制度を創設するなど、円の国際化推進のための具体的な方策を取りまとめたところでありますが、今後とも、円の国際的な使用を一層推進するため幅広い分野で努力をしていきたいと考えております。

〔平成11年度予算の大要〕

次に、今国会に提出しております平成11年度予算の大要について御説明いたします。

平成11年度予算は、平成10年度第３次補正予算と一体的にとらえ、年度末から年度初めにかけて切れ目なく施策を実施すべく、いわゆる15カ月予算の考え方のもとに、当面の景気回復に向け全力を尽くすとの観点に立って編成しております。

歳出面については、一般歳出の規模は46兆8,878億円となり、前年度当初予算に対して5.3%の増加となっております。

国家公務員の定員については、増員は厳に抑制し、3,564人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。補助金等についても、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進しております。

また、現下の金融情勢にかんがみまして、預金保険機構に交付しております国債の現金化に充てる財源として２兆5,000億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることといたしました。

なお、平成９年度の決算上の不足に係る決算調整資金を通じた国債整理基金からの繰入相当額１兆6,174億円については、法律の規定に従い、同基金に繰り戻すことといたしております。

これらの結果、一般会計予算規模は81兆8,601億円、前年度当初予算に対して5.4%の増加となっております。

歳入の根幹である税制につきましては、さきに申し述べましたとおり、所得税及び法人税について恒久的な減税を実施するとともに、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済・金融情勢の変化への対応等の観点から適切な措置を講ずることとしております。

以上の措置を受けまして、公債発行予定額は、前年度当初予算より15兆4,930億円増額し、31兆500億円となります。特例公債の発行については、別途平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。

なお、消費税の福祉目的化につきましては、消費税収の使途を基礎年金、老人医療及び介護に限ることとし、その旨を予算総則に明記いたしました。これにより、消費税に対する国民の皆様の理解を一層深めていただけるものと考えております。

財政投融資計画につきましては、景気回復に十分配慮して財政投融資資金の活用を図るとともに、特殊法人の整理合理化への対応等、改革に向けた努力を継続することとしたと

ころであり、一般財政投融資の規模は39兆3,492億円となり、前年度当初計画に対して7.3%の増加でございます。また、資金運用事業を加えた財政投融資計画の総額は52兆8,992億円となり、前年度当初計画に対して5.9%の増加となっております。

次に、主要な経費について申し上げます。

社会保障関係費については、急速な人口の高齢化に伴いその増大が見込まれる中、経済の発展、社会の活力を損なわないよう制度の効率化、合理化を進め、将来にわたり安定的に運営できる社会保障制度の構築を図ってまいります。

文教及び科学振興費については、創造的で活力に富んだ国家を目指して、教育環境の整備、高等教育・学術研究の充実、創造的・基礎的研究に重点を置いた科学技術の振興等の施策の推進に努めております。

公共事業については、当面の景気回復に向け全力を尽くすとの観点に立って、公共事業関係費を前年度当初予算に対して５%増額するとともに、別途、公共事業等予備費5,000億円を計上することといたしました。また、公共事業関係費の配分に当たりましては、物流効率化による経済構造改革に資する分野、21世紀を展望した経済発展基盤となる分野、生活関連社会資本への重点化を図っております。さらに、その実施に当たりましては、再評価システムの導入などを通じ、公共事業の効率化、透明化に努めることといたしております。

中小企業対策費については、厳しい経営環境に配慮し、金融対策、新規開業・雇用創出支援等に重点を置いて施策の充実を図っております。

農林水産関係予算については、今後の農業の担い手となるべき者へ各種施策を集中させるとともに、農産物価格政策における市場原理の一層の導入を図りつつ、所要の施策の着実な推進に努めております。

経済協力費については、アジア支援に関する我が国への期待の増大等に対応しつつ、援助の効率化、重点化を一層進めております。

防衛関係費については、一昨年末に見直された中期防衛力整備計画のもと、効率的で節度ある防衛力整備を行うこととし、防衛装備品の調達価格の引き下げ等経費の一層の効率化、合理化等を図っております。

エネルギー対策費については、地球温暖化問題への対応の重要性等も踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政につきましては、国の財政とともに巨額の財源不足が見込まれるところでございます。こうした状況を踏まえ、国と地方のたばこ税の税率変更による地方のたばこ税の増収措置、法人税の交付税率の上乗せ、地方特例交付金の創設などにより恒久的な減税の影響を補てんするとともに、所要の地方交付税総額を確保するなど、地方財政の運営に支障を生ずることのないよう所要の措置を講ずることといたしております。地方公共団体におかれましても、歳出全般にわたる見直し、合理化、効率化に徹底的に取り組み、行財政改革をより積極的に推進されるよう要請するものであります。

以上、平成11年度予算の大要について御説明を申し上げました。

我が国経済が戦後初めての４四半期連続マイナス成長という厳しい局面を迎える中で、こうした経済情勢から早急に脱却することを最優先に予算の編成をいたしました。また、そのような心構えで今後の財政金融政策を進めてまいりたいと存じております。

何とぞ、関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

（4）平成11年１月19日（火）

【堺屋経済企画庁長官の経済演説】

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を述べます。

〔我が国経済の現状〕

我が国経済は、２年連続のマイナス成長という戦後最悪の不況に陥り、経済国難とも言うべき状況にあります。この不況を克服して我が国経済を再生することが、当面の最重要課題であります。

今日の深刻な経済状況には、短期循環、長期波動、歴史的発展段階の転換という三重の波が重なり合っています。

まず、短期の循環では、97年初期を頂点として景気は下降局面に入っています。このため、景気の拡大が続くと信じて行った財政構造改革は、その基本的考え方においては誤っていなかったものの、極めて時期の悪いものとなってしまいました。加えて、バブル崩壊に伴う巨額の不良債権が負の遺産として残存していたため、企業の投資意欲も消費者の心理も冷え込んでしまいました。

次に、長期波動においては、戦後一貫して成長拡大してきた我が国経済が、80年代末のバブル景気を境として、安定成熟局面に入っていることです。これには、人口の少子高齢化、国際競争の激化、地球環境問題の重大化など、物的成長に対するさまざまな制約条件が加わったことも影響しています。

もう１つは、より大きな歴史的発展段階の転換です。我が国は、明治以来100年余、規格大量生産型の近代工業の育成強化に努めてきました。この目標は1980年代に達成したと申せましょう。

ところが、世界経済と人類文化の歴史的潮流は、規格大量生産型の近代工業社会を超越して、多様な知恵の時代に変わりつつあります。我が国民の欲求もまた、物財の量的充足だけではなく、情報の獲得や自己実現にも広がっています。このため、規格大量生産型社会の実現のためにつくられた我が国の制度や慣習の中には、今日の社会に不適合なものがふえています。

以上三重の波は相互に絡み合い、経済の実態には不況の環を、国民の心理には未来不安を引き起こすことになりました。現下の経済国難から脱出するには、これら三重の波を同時に解消していかねばなりません。

〔平成11年度の政策運営の基本的考え方〕

以上のような認識に立って、政府は、平成11年度の経済運営に当たって３つの目標を立てました。

第１は、平成11年度の経済をはっきりプラス成長にすること。第２は、失業をふやさないこと。第３は、経済における国際協調を進めることであります。

これら３つの目標を達成するため、小渕内閣は、発足以来、不況の環を断ち切るべく全力を挙げてまいりました。

〔金融システムの再生政策の基本〕

小渕内閣が行った不況の環を断つ第１の手だては、金融システムの再生であります。これを行うに当たっては、守るべき４つの原則があります。第１は、倒産や失業など金融機関の破綻や信用収縮による社会的コストを最小に抑えること。２つには、これに要する国庫の究極的な負担を最小にとどめること。３つには、再生を最短の期間でなし遂げること。４つ目には、経営の倫理が守られることであります。

これら４つの基準はいずれも重要でありますが、まずもってなすべきことは、社会的コストを最低にとどめることでしょう。こうした考えに従って、小渕内閣は昨年来、金融システムの再生のための法的整備や予算措置、中小・中堅企業等に対する貸し渋り対策などを行ってきました。

今後は、用意された法的、財政的枠組みを的確かつ厳格に運用し、我が国金融システムの早期健全化に努める一方、このような枠組みの中で金融機関に対しては厳しい効率化と情報公開を求める方針です。また、金融ビッグバンを緩みなく進めるとともに、特定目的会社の活用を含む証券化などの手法を通じて、資金調達の拡充、多様化を図ります。

これらの施策は、一部に痛みを伴うものでありますが、それを乗り越えてこそ、我が国の持つ巨大な資金力と生産力を生かした輝かしい金融市場を築くことができるのです。

〔需要喚起政策〕

不況の環を断つ第２の手だては、需要の喚起であります。今回はアジア経済の不振などもあって輸出からの景気回復は期待しがたい状況にあります。また卸売物価の下落や、国内市場の供給過剰感などにより、企業の投資意欲は極めて低調です。

こうした中で、我が国の経済を下支えするためには、社会資本整備の拡大と減税による消費刺激で需要を喚起する必要があります。

政府が昨年11月に決定した緊急経済対策及び平成11年度予算は、このような考え方でつくられています。緊急経済対策においては総事業規模17兆円超の事業を実施することとしました。また、これを受けて平成11年度予算においては、公共事業について公共事業等予備費を含め予算ベース、支出ベースともに前年度に比べて10%を上回る伸びを確保しました。また、税制面では、緊急経済対策で発表した６兆円を超える個人所得課税、法人課税の恒久的な減税に加えて、個人の住宅取得や個人事業者または法人の情報通信機器取得等に対する特別措置を初めとする政策減税を含め、国、地方を合わせて平年度９兆円を超える減税を実施することといたしました。

〔雇用対策と起業支援〕

不況の環を断つ第３の手だては、雇用及び起業の拡大であります。これからの日本経済では、企業別、産業別の盛衰には大きな格差が生じると見られ、より柔軟で適切な労働力の再配置が必要になります。

雇用対策においても、新しい産業構造や就業形態に即した雇用の開発と創造に力を注ぐべく、さきの緊急経済対策及び平成11年度予算においては、勤労者の能力開発を強化し、新規雇用創出に対する新たな助成制度を設けるなど、合計１兆円規模の施策を実施することとしました。

また、産業基盤整備基金に新事業創出等促進信用資金を設ける等、新たに事業を起こそうとする者の資金調達を支援することといたしました。

〔公共事業に未来志向を〕

以上のような諸策によって金融、需要、雇用の３点で不況の環を断ち切ることによって、来る平成11年度には0.5%程度のプラス成長を見込むことができます。重要なのは、これを平成12年度までに本格的な経済再生につなげ、21世紀においても我が国が世界の先端を行く国であり続けるように、経済社会の構造と国民心理を未来志向型に改革することです。

そのために、緊急経済対策には、生活空間倍増プラン及び産業再生計画の策定を打ち出すとともに、21世紀先導プロジェクトを盛り込みました。21世紀先導プロジェクトとは、先端電子立国、未来都市の交通と生活、安全・安心、ゆとりの暮らし、高度技術と流動性のある安定雇用社会の構築の４つの柱のもとに、省庁横断的な事業を展開するものです。

こうした省庁の枠組みを超えた未来型プロジェクトを推進することは、2001年からの行政機構の抜本的改組と相まって、公共事業の重点配分と施行効率化を徹底することになるでしょう。

また、民間の資金やノウハウを活用して公共の施設やサービスの充実を促進する手法、いわゆるＰＦＩを推進することが重要と考えています。このためにも、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案の早期成立を期待するものであります。

〔国際社会への貢献〕

小渕内閣が進めるもう１つの重要経済政策は、国際経済への貢献です。世界経済、中でも我が国とかかわりの深いアジア経済の安定には、我が国経済が果たす役割が極めて重要です。

こうした認識に立って、緊急経済対策には、事業規模１兆円程度のアジア支援策等を盛り込むとともに、３年間で総額6,000億円の特別円借款を創設しました。また、我が国の制度や慣習をより国際的に調和のとれたものにするため、市場開放苦情処理体制を活用しながら、諸外国の要望にこたえていくなど、輸入や対日投資の促進に取り組んでまいります。

〔財政の展望と可能性〕

以上のような積極的な諸施策と大規模な減税の結果、平成11年度の当初予算では、31兆500億円の公債を発行することになります。

財政の健全性は、もとより重要であります。しかし、現下の経済情勢においては、何よりも急ぐべきは不況からの脱出であり、その成果を新しい産業の発展と意欲的な起業の増加につなげることでしょう。それができれば、経済拡大による歳入の増加、景気対策事業の縮小による歳出の削減、国有財産の売却など、財政再建の多様な選択肢が生じてきます。経済は生き物であり、現在の財政赤字がそのまま将来の負担につながると考えるべきではありません。

〔業界横並び意識と官僚依存からの脱却〕

小渕内閣が行った重要な業績の１つは、官僚主導からの決別を知らしめたことです。

我が国の業界の中には、規制緩和や競争促進が言われながら、現実には業界横並び意識と官僚機構への依存感が色濃く残っていました。この中で、例えば金融の分野においては、小渕内閣が発足以来とってきた透明かつ公正な金融行政への転換、推進、金融機関の検査・監督、市場規律による不健全な金融機関の淘汰などは、政府が言葉だけではなく、実際の政治や行政においても厳格な自由経済を志向していることを知らしめる重要なメッセー

ジになっています。

〔我が国の目指すところ〕

昨日、小渕総理大臣より経済審議会に対して、この歴史的な転換期に当たって、我が国経済社会のあるべき姿と、その実現に向けての経済新生の政策方針を策定いただくよう諮問がありました。

総理大臣の諮問機関である経済戦略会議は、昨年12月の中間報告で164項目から成る経済改革案を提出されました。それは、才能と努力と幸運を持ち合わせた人々にはそれにふさわしい称賛が与えられると同時に、不運な人々にも安全で安心な生活が維持できる安全ネットが存在する社会を目指すものであります。

経済審議会では、この提言をも踏まえて、今後10年程度の間に達成すべき我が国経済のあるべき姿と、それに至る道程を指し示していただけるものと期待しています。

これからの時代が、人それぞれの好みと感性が充足されるような多様な知恵の社会であるとすれば、政府の経済運営でも民間の経営や家計でも、速やかな判断と正しい選択が大事です。そのため政府としても、経済に関する統計や情報をより早く、正しく、わかりやすく発表できる体制整備を図ってまいります。

選択の自由が広い市場経済では、公正な競争と事業者の情報公開が欠かせぬ一方、選ぶ者の自己責任も重くなります。それに対応して、消費者と事業者との間の契約に広く適用される民事ルール、いわゆる消費者契約法の制定も積極的に検討いたします。また、人々の善意による活動の重要度も増すことでしょう。政府は民間の非営利団体、いわゆるＮＰＯの活動を促進するための条件整備を今後とも続けてまいります。

〔結び〕

我が国は今、深い不況のやみに閉ざされています。しかし、我々の立つ基盤は揺るぎないものです。我が国には3,100兆円を超える実物資産があり、約１兆ドルの対外純資産があります。巨大な生産力と強力な競争力を持つ産業があり、国民各層に勤勉と秩序と教育を受ける習慣が行き渡っています。

これからの日本が目指すのは、夢と安心がともにある世の中です。若者が夢膨らませる可能性があると同時に、高齢者や失敗者にも新たな挑戦の機会のあることが重要です。消費だけではなく、教育や住居や職業でも選択の幅を広げることが大切です。拡大する高齢者市場、歩いて暮らせる町づくり、育児や家事のアウトソーシングなど、これから広がると見られる分野は限りなくあります。世界に先駆けて高齢社会が現実となる日本は、その豊かさとすぐれた慣習を生かして、これからの人類文化に積極的な貢献ができることでしょう。

今、この国に必要なのは、みずからに対する自信と未来への夢、そして改革を実現する勇気ある実行です。国民の皆さん方の御理解と御協力を切にお願いいたす次第であります。

【主な質疑項目・答弁の概要】

以上の演説に対する質疑は１月21日、22日の両日行われた。その主な質疑項目及び答弁の概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

本岡	昭次君（民主）	井上	裕君（自民）	浜四津	敏子君（公明）
筆坂	秀世君（共産）	梶原	敬義君（社民）	扇	千景君（自由）
椎名	素夫君（参院）	峰崎	直樹君（民主）	吉川	芳男君（自民）

〔政治姿勢〕

○５つの架け橋

21世紀に向け、我が国社会を取り巻く環境の変化には極めて大きなものがある。これらの課題の実現に取り組んでいくために、あらゆる分野で21世紀を見据えた明確なビジョンと、大胆な構造改革を進めることがぜひとも必要であると確信している。こうした考えに立ち、この５つの架け橋の課題に取り組むとともに、21世紀のあるべき国の姿について、有識者から成る懇談会を早急に設置し、次の世代に引き継ぐべき指針をまとめたい。

○自自連立政権

景気回復を初めとする緊急課題に全力で取り組むこと、少子高齢化、情報化、国際化が進展する中で、あらゆる分野における改革を断行し、国民の将来への不安感を払拭していくという基本的理念で一致した上で、政治・行政改革、安全保障等の課題について議論を積み重ね、合意した上で連立に至った。ゆえに、この連立内閣は、確固とした基盤に立ち、国民の期待にこたえ、国民に信頼される責任ある政治を実現できるものと確信している。

〔日米防衛協力のための指針関連法案〕

○周辺事態

周辺事態とは、我が国の周辺地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、あくまでもその事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断するものであり、したがって、その生起する地域をあらかじめ地理的に特定あるいは一概に画定することはできない。

○基本計画

基本計画の国会報告は、周辺事態への対応が武力行使を含むものでないこと、国民の権利義務に直接関係するものでないことから、迅速な決定の必要性等も含め総合的に勘案し、国会に遅滞なく報告し、議論の対象としていただくことが妥当と考えている。

〔経済・景気対策〕

○景気回復

経済の繁栄は、豊かで潤いのある国民生活の実現と国家や社会の発展にとっての基本で

あることは申すまでもない。この平成11年をぜひとも経済再生元年と位置づけ、緊急経済対策を初めとする思い切った諸施策を果断かつ強力に推進し、日本経済の再生に全力で取り組んでいく。

○貸し渋り・旧債振りかえ防止策

貸し渋りについては、信用保証協会等の保証制度の拡充、早期健全化法による新たな資本増強制度の創設、政府系金融機関による中小中堅企業等に対する融資制度の拡充など、これまでさまざまな措置を講じてきた。

旧債振りかえについては、中小企業に対する円滑な資金供給を確保するとの制度の趣旨を関係機関を通じてさらに徹底するとともに、実態調査等を通じて監視を強化していく。

○公共事業

公共投資基本計画や各種の長期計画等を踏まえながら、21世紀を展望し、我が国経済の活性化に不可欠な分野について戦略的、重点的な投資を行っていく。また、公共事業の効率化を図る観点から、再評価システムの導入等、徹底した見直しも行っていきたい。

〔税制〕

○恒久的減税

将来の抜本的な見直しを展望しつつ、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、早急に税負担の軽減を図る観点から、期限を定めない恒久的な減税を実施することとした。

個人所得課税については、最高税率の引き下げは、我が国の将来を見据え、国民の意欲を引き出す観点から最高税率の引き下げを行う。また、中堅所得者層に配慮し、定率減税には頭打ちを設け控除率をある程度大きくするとともに、扶養控除額の加算等を行うこととしている。

○消費税

消費税の福祉目的税化については、国民の理解を一層深めていただくよう、予算総則に消費税収の使途を明記し、広く国民の老後等を支える基礎年金、老人医療及び介護のための福祉予算に使う旨を明らかにした。

また、消費税の抜本的改革については、我が国の税制全体としての累進性、事業者の実態などをも踏まえつつ、幅広い観点から論議されるべき問題と考えている。

〔財政〕

○平成11年度予算

当面の景気回復に全力を尽くすという観点から、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、特に科学技術の振興など、将来の発展基盤を確立する施策も十分取り入れたものと考えている。その一方で、財政構造改革の基本的考え方は維持し、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化を図って、めり張りのきいた予算配分を行っていると考える。

〔金融〕

○金融行政と金融機関の責任

我が国経済の再生のためには、金融システムが経済全体の動脈としての役割を適切に果たしていくことが不可欠であり、そのためには、金融機関が不良債権の早期処理、積極的な業務再構築、信用供与の円滑化等に主体的に取り組んでいくことが必要と考える。

また、破綻した銀行の経営者等の責任については、金融再生法等に基づき、民事、刑事上の厳格な責任追及が行われることとなっている。

〔行政改革〕

○情報公開法

政府案は、行政改革委員会において関係諸方面の意見を聴取しつつ、熱心に審議して作成された要綱案を最大限に尊重して立案したものであり、これまでの国会の審議に際しても政府として誠意を持って対応してきたところである。国民各界の期待にこたえて、国会で十分論議をいただき、速やかに成立させていただきたい。

○副大臣等の導入

与党両党間において、2001年１月１日の省庁再編にあわせ、政務次官を廃し、新たに副大臣及び政務官を導入することとし、今国会において議員立法を提出し、成立させるとの合意がなされたところである。これは、国民に直結した政治に転換し、迅速な政策決定を可能にしたいという考えからである。

今国会において成案が得られ、実現することを期待する。

〔社会保障〕

○公的年金

公的年金は高齢者にとって欠かせない存在となっており、将来とも安心して年金が受給できることが重要である。今後の少子高齢化の進展に対応するため、給付と負担の均衡を確保し、将来世代の負担を過重なものとしないよう、制度改革に取り組み、信頼のできる安定した制度を確立していく。

○少子高齢化対策

高齢化対策については、平成７年に制定された高齢社会対策基本法を受け、高齢社会対策の指針としての施策の大綱を定め、政府が一体となった対策の推進に取り組んでいる。

少子化対策については、先般、少子化への対応を考える有識者会議からの提言を受けた。今後は、政府が一体となって総合的に取り組んでいくとともに、各界関係者の参加を募り国民会議を設け、国民的な広がりのある取り組みについても全力で進めていく。

〔教育〕

○30人学級

現在、児童生徒一人一人の個に応じた多様な教育を展開するための第６次教職員配置改善計画を推進しているところであり、この計画をぜひ12年度完成に向けて着実に取り組ん

でいきたい。

○奨学金制度

平成11年度予算において、学生が安心して学べるよう日本育英会の無利子奨学金の貸与月額の増額及び貸与人員増を図るとともに、資金を有効に活用し極力多くの学生を支援するという観点から、有利子奨学金についても、貸与人員の大幅な拡充や貸与基準の緩和等を行うこととしている。

〔農林水産業〕

○食糧問題

世界の食糧需給について、長期的に逼迫する可能性もあると見込まれる中で、食糧を安定的に供給することは国の基本的責務である。このため、国内生産を食糧供給の基本に位置づけるという考え方のもとに、自給率目標の策定については、消費者ニーズに応じた国内生産の可能な限りの増大を図るという方針で取り組んでいきたい。

〔労働〕

○雇用対策

政府全体の取り組みとして、100万人規模の雇用の創出・安定を目指した雇用活性化総合プラン等の対策を推進するとともに、新事業の創出等による良質な雇用の確保を目的として産業再生計画を直ちに策定する。とりわけ、新規雇用の創出、人材育成や労働力の円滑な移動を推進するとともに、労働市場の需給調整機能を高めるため職業安定法の見直しも進めていく。

〔その他〕

○男女共同参画社会基本法

昨年11月に男女共同参画審議会からいただいた答申において、基本法には、性別による差別的取り扱いの禁止等の基本理念、これに反する人権侵害の救済のため必要な措置を講ずる旨盛り込むことが適当と提言されている。政府としては、同答申の趣旨を踏まえ、法案の検討を進めている。

（5）平成11年７月12日（月）

【宮澤大蔵大臣の財政演説】

今般、平成11年度補正予算を提出し、御審議をお願いするに当たり、その大要について御説明申し上げます。

まず、最近の経済情勢と、さきに決定されました緊急雇用対策及び産業競争力強化対策について申し上げます。

我が国経済は、個人消費及び設備投資が低調に推移し、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にありますが、平成10年度補正予算及び平成11年度予算の着実な執行、信用保証制度の拡充、金融システム安定化策の進展など、各般の政策の下支え効果があらわれてきており、本年１―３月期の経済成長率が１年半ぶりにプラスになるなど、明るい動きも見られるところでございます。

これらの動きを力強いものとし、雇用不安の払拭を図るとともに、我が国経済の再生に結びつけるため、先般、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を決定いたしました。

政府としましては、厳しい現下の雇用情勢への対応は喫緊の最重要課題であるとの認識のもと、これまでも雇用活性化総合プランを策定し、合計１兆円規模の施策を実施してまいりましたが、このたび、これをさらに拡充、推進するため、緊急雇用対策として、70万人を上回る規模を対象とした雇用・就業機会の増大策を実施するほか、就職支援施策の対象を10万人拡充し、再就職促進の取り組みをより確実なものとすることといたしております。さらに、雇用・就業機会の一層の増大等に向けて、規制の見直し、新規開業支援、緊急少子化対策等について取り組むことといたしております。

また、産業競争力強化対策につきましては、新規・成長産業の振興、未来産業の創造に向けた新規技術開発の活性化、創造的な中小企業・ベンチャー企業の振興など、我が国経済の中核を担う生産性の高い産業分野の創出を図るとともに、当面の課題である事業再構築のため、企業の自助努力を前提としつつ、その環境整備を進めることにより、経済の供給面の体質強化を図ることといたしております。

なお、産業競争力強化対策を具体化するため、別途、今国会に産業活力再生特別措置法案（仮称）の提出が予定されておりますが、これに係る税制について、必要な措置を講ずることといたしております。

次に、今般提出いたしました平成11年度補正予算について御説明申し上げます。

平成11年度一般会計補正予算については、歳出面において、緊急雇用対策費として5,198億円を追加計上しております。具体的には、新規・成長15分野を中心に雇用創出の推進を図るために必要な経費として新規・成長分野雇用創出推進事業費900億円、中高年非自発的離職者の就職の促進等に必要な経費として中高年求職者再就職推進等事業費182億円、国・地方公共団体において臨時応急の措置として雇用・就業機会の創出を図るために必要な経費として緊急雇用・就業機会創出特別対策事業費2,047億円、地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用・就業機会の創出を図るために必要な経費として少子化対策臨時特例交付金等2,003億円、高齢失業者に対する新たな臨時的・短期的就業機会の開拓・提供等に必要な経費として高齢者就業支援等対策費41億円及び人材の就業

能力の向上のために必要な経費として人材資源活性化事業費25億円であります。また、これに関連して、歳入面においても、その他収入を39億円減額しております。

これらの財源につきましては、平成10年度の決算上の純剰余金の２分の１の範囲内で3,737億円を計上するとともに、予備費を1,500億円取り崩すことにより、公債の増発によらず、所要額を確保いたしました。

これらの結果、平成11年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対して歳出歳入とも3,698億円増加し、82兆2,299億円となります。

特別会計予算につきましては、労働保険特別会計において失業なき労働移動支援の強化等を図るための補正を行うほか、印刷局特別会計において所要の補正を行うこととといたしております。

以上、平成11年度補正予算の大要について御説明いたしました。

（6）平成11年2月10日（水）

【宮澤大蔵大臣の平成９年度決算の概要についての報告】

平成９年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は80兆1,704億円余でありますが、この歳入の決算額には、決算調整資金に関する法律第７条第１項の規定により、平成９年度において予見しがたい租税収入の減少等により生ずることとなった一般会計の歳入歳出の決算上の不足額１兆6,174億円余を補てんするため、同額の決算調整資金からの組み入れ額が含まれております。

また、歳出の決算額は78兆4,703億円余でありまして、差し引き１兆7,001億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第41条の規定によりまして、一般会計の平成10年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成９年度における財政法第６条の純剰余金は生じておりません。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額78兆5,331億円余に比べて１兆6,373億円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額２兆3,503億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純減少額は7,130億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額78兆5,331億円余に、平成８年度からの繰越額２兆3,495億円余を加えました歳出予算現額80兆8,826億円余に対しまして、支出済み歳出額は78兆4,703億円余でありまして、その差額２兆4,123億円余のうち、平成10年度に繰り越しました額は１兆6,993億円余となっております。不用となりました額は7,130億円余となっております。

このうち、予備費でありますが、平成９年度一般会計における予備費の予算額は1,500億円であり、その使用額は221億円余であります。

次に、平成９年度の特別会計の決算でありますが、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承いただきたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されている国の債務に関する計算書による債務額でありますが、平成９年度末における債務額は449兆7,558億円余であり、このうち、公債でありますが、平成9年末における債務額は273兆9,940億円余であります。

次に、平成９年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いでありますが、同資金への収納済み額は60兆4,863億円余でありまして、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は59兆5,696億円余であります。

次に、平成９年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

次に、国の債権の現在額でありますが、平成９年度末における国の債権の総額は304兆6,897億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額でありますが、平成９年度末における物品の総額は12兆3,299億円余であります。

以上が平成９年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。

何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

（7）平成11年３月８日（月）

【野田自治大臣の平成11年度地方財政計画についての報告】

平成11年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

平成11年度においては、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮して実施される恒久的な減税に伴う影響を補てんするほか、歳出面においては、徹底した行政経費の抑制を基本とするとともに、経済再生への対応、地域福祉施策等の充実を図り、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

第１に、地方税については、個人住民税の最高税率の引き下げ及び定率減税の実施並びに法人事業税の税率の引き下げ等の恒久的な減税を実施するほか、非課税等特別措置の整理合理化等の所要の措置を講じることとしております。

第２に、地方財政の運営に支障が生じることのないようにするため、恒久的な減税に伴う影響額について、国と地方のたばこ税の税率変更、法人税の地方交付税率の引き上げ、地方特例交付金の創設及び減税補てん債の発行等により補てんするとともに、それ以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行等により補てんすることとしております。

第３に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的・主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講じることとしております。

第４に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに、平成11年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は88兆5,316億円、前年度に比べ１兆4,352億円、1.6%の増となっております。

（8）平成11年5月7日（金）

【小渕内閣総理大臣の米国公式訪問に関する報告】

私は、クリントン大統領の招待を受け、4月29日から5月5日まで米国を公式に訪問し、クリントン大統領と首脳会談を行ったほか、ロサンゼルス、シカゴを親善訪問いたしました。今回の訪米は、我が国の首相として12年ぶりの公式訪問であり、8年ぶりの地方都市への親善訪問でありましたが、日米両国の友好と協力のきずなを一層強固なものとする上で、所期の成果を上げ得たものと考えております。

3日に行われました首脳会談では、日米両国が自由と民主主義という基本的価値を共有する同盟国として、21世紀に向けて平和で豊かな世界を構築するという共通の目標に向けて一層協力していくことを確認いたしました。

大統領との間では、アジア太平洋地域の平和と安定のためにも日米安保体制の信頼性を強化していくことで一致するとともに、大統領より、周辺事態安全確保法案等の衆議院通過を評価する旨の発言がありました。

私より、来年の九州・沖縄サミットの首脳会合を沖縄で開催することに決定した旨説明し、大統領は大変よい考えであると述べられました。

また、主要地域情勢につきましても緊密な意見交換を行いました。北朝鮮に関しては、日米韓3カ国の協調のもと、抑止と対話のバランスをとりつつ北朝鮮政策を進めていくことを確認いたしました。この関連で、私より日本人拉致疑惑に言及し、大統領より引き続き米国としても取り組んでいくとの発言がありました。

コソボ情勢に関しては、私から、その政治的解決を目指した国際社会の一致した対応の重要性を指摘するとともに、難民支援を中心に2億ドルの支援を決定した旨を伝えました。大統領からは、日本の姿勢を高く評価する旨の発言がありました。なお、米国を訪問中のロシアのチェルノムイルジン特使との間でもコソボ問題の解決に向けた取り組みについて協議いたしました。

経済に関しては、日本の経済回復に向けてとり得る限りの施策を迅速かつ大胆に講じてきたこと、そして本年度にプラス成長を確実にすることに向けて引き続き不退転の決意で臨んでいくことを説明いたしました。また、我が国経済の根本的再生のための供給面の体質強化を図る構造改革についても説明いたしました。大統領は、こうした日本の取り組みを高く評価しつつ、日本経済の早期回復への期待を表明いたしました。また、日米がアジア経済の回復、国際金融システムの強化やＷＴＯの次期交渉の開始に向けて緊密に協力する旨が確認されました。さらに、大統領と私は、規制緩和、投資、コンピューター2000年問題及び競争分野の協力協定に関する日米協力の成果を歓迎いたしました。

また、私は、米国民との交流を深めるため、ロサンゼルスとシカゴを訪問いたしました。両都市において、アジア太平洋における日米の協力や今後の日米関係に関する演説を行ったほか、シカゴ大学の学生との懇談など米国民との交流行事を行い、日米関係のすそ野の拡大を図りました。また、ワシントンにおきましては、米国の財界人や日本滞在経験を有する米国人青年等の日米交流関係者とも懇談し、多様な分野の多くの米国の方々とお会いいたしました。

こうした出会いを通じて、両国のパートナーシップが国民同士でも強固な相互信頼により結ばれていることを実感いたしました。また、日米関係のさらなる発展のために両国民の一層の交流を促進していくことの重要性を強く感じました。

今回の６日間に及ぶ訪米及び日米首脳会談を通じ、新たな世紀を迎える世界にあって、より多くの国の人々がより強固な安全と一層の繁栄を享受できるよう、率先して協力していくことが日米両国にともに課せられた使命であることについて、クリントン大統領とともに決意と展望を示せたことが今次訪米の最大の成果であったと思います。私としては、日本外交の基軸である日米関係の一層の強化のために今後とも尽力してまいる所存であり、議員各位の御協力を心からお願い申し上げます。

（９）平成11年５月25日（金）

【小渕内閣総理大臣の第25回主要国首脳会議出席、日・欧州連合定期首脳協議、日・英首脳会談及び日・北欧首脳会談等に関する報告】

私は、18日から20日までドイツのケルンで開催された第25回主要国首脳会議に出席するとともに、20日にボンにおいて日・欧州連合首脳協議、21日にロンドンにおいて日・英首脳会談、22日にアイスランドのレイキャビクにおいて日・北欧首脳会談等をそれぞれ行ってまいりました。これらについて、以下のとおり御報告申し上げます。

まず初めに、今回のサミットにおきましては、経済社会を初め種々の分野でのグローバリゼーションが進展しているもとで、これをいかにして人類にとって真に意味のあるものにしていくか、また、そのためのＧ８の役割は何か、さらには、地域紛争や不拡散問題に効果的に対処し得る国際的枠組みはいかにあるべきかなど、現在世界が直面している重要なテーマにつきまして首脳間で活発な議論が行われました。

サミットにおいて、私は、我が国の立場を明確に主張し、アジアの視点を十分に反映していくとの観点から、各国首脳との議論に積極的に参加いたしました。

まず、我が国経済につきましては、依然として厳しいものの、明るい動きも見られ始め、これをさらに強く確実なものとすべく、雇用対策と産業競争力強化対策をできるものから速やかに実施し、今年度のプラス成長に向けて不退転の決意で臨むつもりであることを表明いたしました。特に、現下の厳しい雇用情勢に迅速に対応するため、既に約１兆円の雇用対策を講じておりますが、今般5,000億円を超える補正予算の編成を決断したことも説明いたしました。これに対し、各国より高い評価を得るとともに、日本経済の本格的な回復への強い期待が改めて表明されました。

次に、私は、当面の国際経済問題についての議論におきましては、次の４つの点を主張いたしました。

第１に、国際金融システムの改革に当たっては、ヘッジファンド等の短期資本移動に対応すべきこと、また改革の議論に途上国が十分参加すべきことであります。

第２に、債務救済イニシアチブについて、重債務貧困国を長期的自立に導くため、負担の公平を図りつつ、積極的に参加することであります。

第３に、貿易の分野では、保護主義を抑え、ＷＴＯの次期ラウンド交渉を積極的に推進することであります。また、中国がＷＴＯに早期に加盟することが重要であることを強調いたしました。

第４に、教育については、グローバル化時代の中にあっては外国語とコンピューター教育が必要であることを主張いたしました。さらに、人格形成や文化の多様性を尊重する心をはぐくむことが重要であり、また、学生や教員の国際的交流が強化されなければならないことを述べました。

次に、私は、国際政治の諸課題につきまして、次の３点に力点を置いて日本の立場を説明いたしました。

すなわち、第１に、コソボ問題は国際社会全体の問題であり、日本として積極的に貢献していく用意がある旨明らかにするとともに、今回の教訓を踏まえ、国連の紛争解決能力を強化するために安保理改革が急務であることを主張いたしました。

第２に、不拡散、軍縮の分野では、ロシア非核化支援等のために総額２億ドル相当のプロジェクトに協力していくとの意向を表明いたしました。また、北朝鮮の核及びミサイル問題はグローバルな不拡散体制にかかわる問題であり、特にミサイル再発射が行われないようＧ８として強い警告を発出していくべきことを主張いたしました。

第３に、今回のコソボ問題への取り組みのように、紛争の予防・解決においてＧ８が果たすべき役割は、さきに申し上げた国連の強化と相まって、今後ますます重要であることを強調いたしました。

また、会議を終えるに当たり、私より、2000年という区切りの年のサミットを九州・沖縄サミットとして開催する旨表明し、各国首脳を御招待申し上げましたところ、喜んでお受けいただきました。今後、九州・沖縄サミットの成功に向けて万全を期してまいります。

なお、サミット出席の機会にケルンで、クリントン米国大統領、エリツィン・ロシア大統領、シュレーダー・ドイツ首相、クレティエン・カナダ首相との間で２国間会談を行い、いずれも充実した対話を行うことができました。

また、サミットの終了後、シュレーダー・ドイツ首相とサンテール欧州委員長との間で日・ＥＵ首脳協議を行い、コソボ、北朝鮮、ロシア等の地域情勢や、ＷＴＯ新ラウンドへの取り組みと中国の加盟問題、さらに規制緩和対話の推進、日・ＥＵ相互承認協定の早期実現といった諸問題につき有意義な意見交換を行いました。

我が国は、欧州連合が統合を深め、その拡大に向けて準備を進めつつあることを評価しており、今後とも、政治、経済を初めとするあらゆる分野で欧州連合との関係強化に努めていきたいと考えます。

その後、英国を訪問いたしました。私の訪問は、国際会議参加のための訪問を除けば日本の総理として７年ぶりのものであり、ブレア首相との間で率直な会談を行うことができました。会談におきましては、２国間関係を強化する方途について共通の認識を得るとともに、ブレア首相が提唱されているいわゆる第３の道についても率直な意見の交換をいたしました。

また、22日には、レイキャビクにおいてオッドソン・アイスランド首相とも有意義な会談を行うとともに、北欧５カ国の首脳と第２回目の日・北欧首脳会談を行いました。北欧諸国は先進的な福祉制度や種々の分野における国際貢献で知られておりますが、かねてか

らの私の理念である21世紀を人間中心の世紀にすべきであるとの考えを伝えましたところ、北欧首脳より賛同いただき、日本と北欧諸国とが、人間中心の平和な世界を目指し、人間の安全保障の観点から種々の課題に協力して取り組んでいくことを確認することができました。

以上、サミット出席を初めとする今回の訪問において、私は、我が国経済を含めアジアの経済の現状につき十分に説明し、各国からの評価を得ました。さらに、我が国の位置する北東アジアの安定が国際社会全体にとっての課題であること及び中国の政治、経済各分野での国際社会への関与が重要であることを指摘し、理解を求めました。また、グローバリゼーションの進む国際社会にあって、我が国がアジアを初めとする開発途上諸国との関係を含め、その国際的地位にふさわしい役割を果たしてきていることを明確にし、関係各国首脳の理解を得るべく努力してまいりましたことをここに御報告いたします。

3 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	食料・農業・農村基本政策に関する決議案	三浦　一水君 外６名	11. 7. 8			11. 7.12 可決	
2	子ども読書年に関する決議案	村上　正邦君 外11名	8. 5			8. 9 可決	
3	法務委員長荒木清寛君解任決議案	円　より子君 外５名	8.11			8.12 否決	
4	内閣総理大臣小渕恵三君問責決議案	本岡　昭次君 外４名	8.11			8.12 否決	
5	議院運営委員長岡野裕君解任決議案	藁科　滿治君 外４名	8.11	未了			
6	議長不信任決議案	本岡　昭次君 外６名	8.12			8.12 否決	
7	法務大臣陣内孝雄君問責決議案	簗瀬　　進君 外４名	8.12			8.12 否決	
8	大蔵大臣宮澤喜一君問責決議案	広中和歌子君 外３名	8.12	未了			
9	内閣官房長官野中広務君問責決議案	柳田　　稔君 外３名	8.12	未了			
10	通商産業大臣与謝野馨君問責決議案	平田　健二君 外３名	8.12	未了			
11	厚生大臣宮下創平君問責決議案	今井　　澄君 外３名	8.12	未了			
12	文部大臣有馬朗人君問責決議案	石田　美栄君 外３名	8.12	未了			
13	自治大臣野田毅君問責決議案	山下八洲夫君 外５名	8.12	未了			

（１）平成11年７月12日（月）

【食料・農業・農村基本政策に関する決議】

近年における経済社会の急速な変化と国際化の著しい進展等に伴い、我が国の農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、食料自給率の低下を始め、農業生産活動の停滞、多面的機能の低下等が懸念されるに至っている。

このような状況に対処するためには、国内農業生産の増大を図ることを基本とした政策展開により、食料自給率の向上、安全で良質な食料の安定供給、農業の自然循環機能・生物多様性の維持増進に配慮した多面的機能の発揮等を図ることが極めて重要である。

また、農地及び担い手を確保するとともに、農業経営・生活環境の整備を促進し、農業の維持拡大を可能とする所得・経営安定対策を講ずること等によって、農業者が自信と誇りをもって農業を展開できる、活力にあふれた住みよい農村を創造し、その求心力を回復しなければならない。

さらに、次期ＷＴＯ農業交渉においては、農業の多面的機能や食料安全保障の重要性などが反映された公正かつ公平な農産物貿易ルールを確立すべく、毅然とした取組が必要である。

よって政府は、以上の諸点を踏まえ、必要な予算措置を講ずるとともに、農業及び農村の健全な発展と健康で文化的な生活の実現を希求する国民の要請にこたえるため、万全の措置を講ずるべきである。

右決議する。

（2）平成11年８月９日（月）

【子ども読書年に関する決議】

国際連合は1990年９月、子どものための世界サミットを開き、ここに参加した世界71か国の元首、首脳たちが「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから10年が経過した。

しかし、広く地球的観点からこれを見れば、貧しさゆえに子どもの人権がないがしろにされ、また、子どもたちが最大の犠牲者となる民族間や宗教上の対立による地域紛争が絶え間なく続いているのも現実の姿と言わねばならない。「子どものための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。

先進国でもモノの豊かさに心の成長が追い付かず、わが国においても校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした、子どもたちの乾いた心に、潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。

われわれは、20世紀の反省と教訓の上に立って、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならない。

その第一歩として、わが国は世界にさきがけ、平成12年、西暦2000年の「こどもの日」の５月５日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信のできる国際子ども図書館を開館することになっている。

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものである。

本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成12年、西暦2000年を「子ども読書年」とすることとする。

右決議する。

【平成11年度一般会計予算外２件両院協議会】

(1) 協議概観

第145回国会において、１月19日国会に提出された平成11年度総予算３案は、２月19日衆議院で可決されたものの、３月17日参議院で否決された。衆参両議院の議決が異なったため、同日両院協議会が開会された。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の中山協議委員議長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、それに基づき各協議委員から種々意見が述べられた。最後に参議院側を代表して山下協議委員から、また、衆議院側を代表して自見協議委員からそれぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成11年度総予算３案は憲法第60条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(2) 協議経過

○平成11年３月17日（水）（第１回）

○成案を得なかった。

(3) 平成11年度一般会計予算外２件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成11年度一般会計予算外２件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名された後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、今井澄が、副議長に山下栄一君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、中山正暉君が協議委員議長に、中井洽君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長は、くじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち、抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の中山正暉君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側の久間章生君から、喫緊の最重要課題である景気対策に最大限配慮した予算となっていること、21世紀を見据え、真に必要な財政需要に対して、財政の適切有効な配分が行われていること、財政構造改革の基本的な考え方が維持され、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化が図られていること、消費税の福祉目的化が予算総則に盛り込まれていること、今日の金融不安の一掃を図るための金融システム安定化措置が十分に講じられていること等の理由で賛成、次に、本院側藁科満治君から、

所得税減税が金持ち優遇減税となっており、国民の大半を占める年収800万円以下の世帯では前年より実質増税となっていること、雇用対策や社会保障制度改革といった国民の将来不安を払拭する施策が極めて不十分なこと、公務員定数の削減が不十分で、特殊法人の整理合理化も単なる数合わせに終わっているなど行政改革への積極的な取り組みが見られないこと、消費税の福祉目的税化を法律ではなく予算総則によって規定していること、多額の公共事業等予備費を計上し、財政民主主義の精神に反する予算編成を行っていること等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の平田健二君、風間昶君、笠井亮君、大渕絹子君、奥村展三君から、また、衆議院側協議委員の伊藤公介君、中井洽君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の山下栄一君から、両院協議会として参議院側が指摘した予算３案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、平成11年度予算が成立できるよう、衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の自見庄三郎君からは、平成11年度予算は現下の経済情勢及び国民生活への影響を考慮し、衆議院側の議決どおり成立することが望ましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案件	請求議院	請求の理由	請求日	本院協議委員選挙日	両院協議会開会日	成案の議決		備考
						参議院	衆議院	
平成11年度一般会計予算外２件	衆議院	両議院議決不一致	11. 3.17	11. 3.17	11. 3.17	協議会において成案を得なかった		憲法第60条第２項により衆議院の議決が国会の議決となった

(5) 協議委員

議長	今井	澄（民主）	藁科	満治（民主）	大渕	絹子（社民）		
副議長	山下	栄一（公明）	風間	昶（公明）	奥村	展三（参院）		
	今泉	昭（民主）	笠井	亮（共産）				
	平田	健二（民主）	須藤	美也子（共産）				

1　委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第145回国会においては、本委員会から法律案１件を提出した。また、本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件（うち衆議院継続２件、本院先議２件）、衆議院内閣委員会提出１件、本院議員提出１件の合計７件であり、内閣提出３件及び衆議院内閣委員会提出１件を可決し、内閣提出２件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願12種類285件のうち、５種類56件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年４月分から、恩給年額を0.7%引き上げるとともに、傷病者遺族特別年金及び実在職年６年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額の上積み、遺族加算、寡婦加算及び妻に係る扶養加給の年額の増額、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改善を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、今後の恩給行政の課題、恩給受給者の生活実態と支給改善措置、国籍条項と旧日本軍人・軍属への対応等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会提出閣法第102号）は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講じようとするものであり、衆議院において、開示請求に係る手数料をできる限り利用しやすいものとすること、情報公開訴訟の原告の便宜を図るために特定管轄裁判所の制度を創設すること、特殊法人の情報公開に関しては本法の公布後２年を目途として法制上の措置を講ずること及び本法施行後４年を目途に本法の見直しを行うこと等の修正が行われた。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会提出閣法第103号）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をしようとするものであり、衆議院において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の修正に伴い必要な規定を整理するための修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、参考人からの意見聴取を行うとともに、「知る権利」の位置付け、開示請求手数料の算定方法、情報公開訴訟に係る原告提訴地の拡大等について質疑が行われた。

質疑終局後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案について、参議院の会を代表して椎名理事より、特定管轄裁判所に那覇地方裁判所を加えることを内容とする修正案

が、また、自由民主党の佐藤理事より、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表して本法律案附則の施行四年後の見直し条項に情報公開訴訟の管轄の在り方の検討を加える修正案がそれぞれ提出され、両修正案を一括して質疑した後、椎名理事提出の修正案は賛成少数をもって否決、佐藤理事提出の修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、本法律案に対して、６項目の附帯決議を付した。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

国立公文書館法案は、参議院の議員立法として制定され本年６月１日で施行後11年となる公文書館法が、基本法的・精神規定的色彩が濃く、公文書等の保存・利用に関する具体的措置が今後の課題とされていたところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が制定されたため、今後その施行に伴い、行政に関する公文書等のみを保存する機関となっている国立公文書館については、保管期間が満了した公文書の扱いについての問題も考える必要が生じること等の状況にかんがみ提出されたものであり、その内容は、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資するため、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を講じようとするものである。委員会においては、草案趣旨説明が行われた後、全会一致で本委員会提出の法律案とされた。

男女共同参画社会基本法案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めようとするものである。

男女共同参画基本法案は、本院の川橋幸子君外２名から発議されたものであり、個人の人権が尊重され、かつ、男女が社会的文化的に形成された性差にとらわれず、その個性と能力を発揮する機会が確保されるよう、社会のあらゆる分野において男女共同参画の促進を図っていく必要があることにかんがみ、男女共同参画の促進の基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

委員会においては、以上２法律案について趣旨説明を聴取した後、両法律案を一括して審議し、参考人からの意見聴取を行うとともに、男女共同参画社会の意義と法制定の効果、民主党・新緑風会の対案提出理由、男女共同参画基本計画の内容と策定スケジュール、苦情処理及び被害者救済体制の充実等について質疑が行われた。なお、男女共同参画基本法案の撤回を許可した後、質疑を終局した。

質疑終局後、男女共同参画社会基本法案について、日本共産党を代表して阿部委員より、題名・目的の修正等を内容とする修正案が、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表して海老原理事より、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための目的規定を設ける修正案がそれぞれ提出された。次いで、順次採決の結果、阿部委員提出の修正案が否決された後、海老原理事提出の修正案は多数をもって可決、この修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、８項目の附帯決議が付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する意見の申出

にかんがみ、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について、65歳までの在職を可能とし、再任用された職員の給与、勤務時間等に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、再任用に当たっての選考の基準の明確化、再任用職員の定員管理、公務員の懲戒処分の実態と綱紀粛正等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

衆議院内閣委員会提出の**国家公務員倫理法案**は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理規程の制定、幹部公務員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、国家公務員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、竹村総務委員長から個人間の贈与等の届出の在り方等についての確認質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、４項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月４日、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成11年度内閣、総理府関係予算について野中内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成11年度総務庁関係予算について太田総務庁長官から、平成11年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

３月９日、中央省庁改革の目的に関する件、国旗及び国歌法制化の検討に関する件、情報公開制度の諸問題に関する件、叙勲制度の運用に関する件、経済戦略会議答申の推進に関する件等の諸問題について質疑が行われた。

また、３月12日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管(総理府本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く))の予算について審査を行い、国旗・国歌の法制化問題、恩給国籍条項と旧植民地出身軍人の取扱い、香港軍票問題への対応、事後評価型行政への転換に伴う国家公務員の定員管理の在り方、政府の危機管理強化のための機構整備状況、新官邸の危機管理機能、会計検査院の費用対効果、国会の立法・調査機能の拡充強化策等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。

○今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成11年度内閣、総理府関係予算に関する件について野中内閣官房長官から、

総務庁の基本方針に関する件及び平成11年度総務庁関係予算に関する件について太田

総務庁長官から、
平成11年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。

○中央省庁改革の目的に関する件、国旗及び国歌法制化の検討に関する件、情報公開制度の諸問題に関する件、叙勲制度の運用に関する件、経済戦略会議答申の推進に関する件等について野中内閣官房長官、太田総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について太田総務庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君から説明を聴いた。

○平成11年３月11日（木）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君、同佐々木秀典君、太田総務庁長官、堀川参議院事務総長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月12日（金）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国会所管）について谷衆議院事務総長、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び濱井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
（会計検査院所管）について疋田会計検査院長から説明を聴いた後、
（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）））について野中内閣官房長官、太田総務庁長官、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、疋田会計検査院長、政府委員、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**恩給法等の一部を改正する法律案**（閣法第２号）（衆議院送付）について太田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月23日（火）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**恩給法等の一部を改正する法律案**（閣法第２号）（衆議院送付）について太田総務庁長官、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君、太田総務庁長官、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

○**恩給法等の一部を改正する法律案**（閣法第２号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第２号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派　なし

欠席会派　参院

○平成11年３月24日（水）（第６回）

○**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授宇賀克也君、弁護士・日本弁護士連合会情報公開法民訴法問題対策本部委員三宅弘君及び神奈川大学法学部教授・前神奈川県立公文書館館長後藤仁君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年４月27日（火）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について野中内閣官房長官、太田総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した後、**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）に対し修正案が提出され、同修正案について太田総務庁長官に対し質疑を行い、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）を修正議決し、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）を可決した。

（第142回国会閣法第102号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派　なし

（第142回国会閣法第103号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派　なし

なお、**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**国立公文書館法案**の草案について提案者海老原義彦君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○**男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）について野中内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月13日（木）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**男女共同参画基本法案**（参第16号）について発議者参議院議員小宮山洋子君から趣旨説明を聴いた後、

男女共同参画社会基本法案（閣法第52号）

男女共同参画基本法案（参第16号）

以上両案について発議者参議院議員小宮山洋子君、野中内閣官房長官、政府委員、総理府、文部省当局及び参考人お茶の水女子大学長佐藤保君に対し質疑を行った。

○平成11年５月18日（火）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）

男女共同参画基本法案（参第16号）

以上両案について発議者参議院議員小宮山洋子君、野中内閣官房長官、政府委員、総理府及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成11年５月20日（木）（第10回）

○**男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）

男女共同参画基本法案（参第16号）

以上両案について参考人東京大学社会科学研究所教授大澤眞理君、東京大学大学院法学政治学研究科教授寺尾美子君、法政大学法学部教授江橋崇君及び東京都立大学法学部教授浅倉むつ子君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

男女共同参画基本法案（参第16号）の撤回を許可した。

男女共同参画社会基本法案（閣法第52号）について質疑を終局した。

○平成11年５月21日（金）（第11回）

○**男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）を修正議決した。

(閣法第52号)

(修正案)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、自由
　　反対会派　社民、参院

(修正部分を除いた原案)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月27日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国家公務員法等の一部を改正する法律案**（閣法第78号）について太田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月３日（木）（第13回）

○**国家公務員法等の一部を改正する法律案**（閣法第78号）について太田総務庁長官、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第78号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　参院

なお、附帯決議を行った。

○平成11年８月９日（月）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国家公務員倫理法案**（衆第36号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理植竹繁雄君及び同北村哲男君に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第36号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年８月13日（金）（第15回）

○請願第878号外55件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第268号外228件を審査した。

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第２号）

【要　旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成11年４月分以降、0.70%引き上げる。

2　普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成11年４月分以降、0.70%引き上げる。ただし、実在職年６年未満の者に係る普通扶助料については、更に1,000円の上積みを行う。

3　公務関係扶助料の最低保障額を、平成11年４月分以降、0.70%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成11年４月分以降、13万9,700円（現行13万7,500円）に引き上げる。

4　傷病恩給の基本年額を、平成11年４月分以降、0.70%引き上げる。

5　傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成11年４月分以降、傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては39万6,500円（現行39万2,300円）に、第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては29万7,400円（現行29万4,200円）に引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成11年４月分以降、９万1,910円（現行９万10円）に引き上げる。

6　普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成11年４月分以降、扶養遺族である子を２人以上有する妻にあっては26万9,900円（現行26万8,600円）に、扶養遺族である子を１人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万4,200円（現行15万3,500円）に引き上げる。

7　傷病恩給受給者の妻に係る扶養加給の年額を、平成11年４月分以降、19万3,200円（現行19万2,000円）に引き上げる。

8　短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成11年４月分以降、１号俸引き上げる。

9　本法律は、平成11年４月１日から施行する。

男女共同参画社会基本法案（閣法第52号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　男女共同参画社会の形成の基本理念として、男女の人権の尊重、社会における制度又

は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調という５つの理念を定める。

2　国は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとともに、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、国民は、職域、学校、地域、家庭等あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

3　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

4　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の促進について、形成の状況及び政府が講じた施策の報告を提出するとともに、今後講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。

5　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱等について定めた男女共同参画基本計画を定めなければならない。また、男女共同参画基本計画を勘案して、都道府県は、都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとともに、市町村は、市町村男女共同参画計画を定めるよう努めなければならない。

6　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

7　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

8　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究等を推進するよう努めるものとする。

9　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

10　国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する地方公共団体の施策及び民間の団体の活動を支援するため、情報の提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

11　総理府に、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項の調査審議等をする男女共同参画審議会を置く。

12　本法律は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法案委員会修正

【要　旨】

男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、本法制定の趣旨等をより明確にする前文規定を目次の次に加える。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配意すべきである。

一　政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一　家庭生活における活動と他の活動の両立については、ＩＬＯ第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一　男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一　女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一　男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一　本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。

一　各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一　苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

一　男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成10年５月13日付け及び同年９月25日付けの意見の申出にかんがみ、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について、65歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、あわせて再任用された職員の給与、勤務時間等に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　任命権者は、定年退職者若しくは勤務延長の後退職した者又は定年退職日以前に退職した者で勤続期間等を考慮して人事院規則で定める要件を満たす者（以下「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる（以下「再任用職員」という。）。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の３月31日以前でなければならない。

2　任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職に採用することができる。この場合の任期については、１を準用する。

3　指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける再任用職員の俸給月額は、各俸給表の再任用職員の欄のその者の職務の級に応じた額とし、再任用職員のうち短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては同俸給表に掲げる俸給月額、その他の俸給表の適用を受ける職員にあっては常勤の再任用職員の月額に基づき算定した額とする。

4　再任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、３月に支給する場合においては100分の30、６月に支給する場台においては100分の70、12月に支給する場台においては100分の90を乗じて得た額とし、再任用職員に支給する勤勉手当の総額は、再任用職員の勤勉手当の基礎額に100分の30を乗じて得た額の総額とする。また、再任用職員の期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、３月に支給する場合においては100分の30、６月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額とする。

5　再任用職員には、寒冷地手当、初任給調整手当、扶養手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当、暫定筑波研究学園都市移転手当、退職手当等は支給しない。

6　再任用短時間勤務職員の勤務時間は、１週間当たり16時間から32時間までの間で各省各庁の長が定め、各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができ、１日につき８時間を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行う。再任用短時間勤務職員の年次休暇は、勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数とする。

7　職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員、地方公務員又は公庫等一定の法人に使用される者（以下「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合、当該退職前の引き続く職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。

8　この法律は、平成13年４月１日から施行する。ただし、懲戒制度に係る部分は公布の日からとする。また、１において任期の末日について「年齢65年」とあるのは、平成13年度から平成15年度においては「年齢61年」とし、以下３年ごとに１年ずつ段階的に引上げる措置をとる。

【附 帯 決 議】

再任用制度は、高齢社会の到来と少子化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれることに

かんがみ、高齢者が豊かな知識、経験を生かすことを可能とする重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められている。政府は、この制度の活用を通じて雇用と年金の連携を図るよう公務における雇用機会の拡充に努めること。

右決議する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）

【要　旨】

本法律案は、行政改革委員会の内閣総理大臣に対する平成８年12月16日付け情報公開法制の確立に関する意見にかんがみ、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて行政機関の長の諮問に応じて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること等を目的とする旨の規定を置く。

2　行政機関とは、法律に基づき内閣に置かれる機関（内閣官房等）、内閣の所轄の下に置かれる機関（人事院）、国の行政機関として置かれる機関（府、省、委員会及び庁）、施設等機関及び特別の機関で政令で定めるもの並びに会計検査院とする。

3　行政文書の範囲は、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものとする。

4　何人も、行政機関の長に対して行政文書の開示を請求できる。行政機関の長は、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全と秩序の維持に関する情報、審議・検討等に関する情報及び行政機関の事務又は事業に関する情報の６類型の不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならない。

5　開示決定等についての不服申立てに関し、行政機関の長の諮問に応じ調査審議するため、総理府に情報公開審査会を設置する。

6　行政文書を適正に管理するため、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けること及びこの法律の円滑な運用に資するため総合的な案内所を整備すること等の措置を行う。

なお、本法律案については、衆議院において、開示請求及び開示の実施に係る手数料をできる限り利用しやすいものとすること、情報公開訴訟の出訴地を原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとすること、特殊法人の情報公開に関しては本法の公布後２年を目途として法制上の措置を講ずること及び本法施行後４年を目途に本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること等の修正が行われている。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案委員会修正

【要　旨】

政府は、この法律の施行後４年を目途として、情報公開訴訟の管轄の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

【附 帯 決 議】

政府は、本法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするため、各行政機関において開示・不開示の判断をする際の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする際の理由の明記等の措置を適切に講ずること。

一　手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示請求に係る手数料は、１請求につき定額として内容的に関連の深い文書は１請求にまとめることができることとし、開示の実施に係る手数料は開示の方法に応じた額とし、また、実質的に開示請求に係る手数料相当額が控除されたものとなるようにすること。

一　情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その構成及び事務局の体制の十全を期すること。

一　情報公開制度が的確に機能するよう、行政文書の適正な管理の確保に努めること。

なお、本法律施行前の文書管理についても、本法律の趣旨を踏まえ適正に行うこと。

一　各行政機関は、本法律第５条に定める不開示情報を含む行政文書の配付等を地方公共団体に行う場合には、当該地方公共団体に対し当該文書の取扱いについて十分な説明を行うこと。

一　知る権利の法律への明記、行政文書管理法の制定等審議の過程において議論された事項については、引き続き検討すること。

右決議する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）

【要　旨】

本法律案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　会計検査院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に会計検査院情報公開審査会を置くこと等の措置を行う。

2　著作権法に基づく公表権、複製権等の権利との関係について必要な調整措置を講ずる。

3　不動産登記法、商業登記法、特許法、刑事訴訟法等、21法律の規定を整備する。

4　情報公開審査会の新設に伴い特別職の職員の給与に関する法律を改正するとともに、開示請求に関する総合的な案内所の事務の分掌のため総務庁設置法を改正する。

なお、本法律案については、衆議院において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の修正に伴い必要な規定を整理するための修正が行われている。

国立公文書館法案（参第15号）

【要　旨】

本法律案は、公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　総理府に、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供、専門的技術的な助言、調査研究並びに研修その他の事業を行い、あわせて総理府の所管行政に関し図書の管理を行う機関として国立公文書館を置く。

2　国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとし、内閣総理大臣は、協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3　国立公文書館において保存する公文書等は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の閲覧に供することが適当でない公文書等については、この限りでない。

4　この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国家公務員倫理法案（衆第36号）

【要　旨】

本法律案は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理規程の制定、幹部公務員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、国家公務員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　一般職国家公務員（委員等のうち非常勤の者を除く）（以下「職員」という。）は、国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。また、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

2　内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

3　内閣は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止等、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「国家公務員倫理規程」という。）を定めるものとする。

4　本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が１件につき5,000円を超える場合に限る。）は、本法律で定める事項を記載した贈与等報告書を、各省各庁の長又はその委任を受けた者（以下「各省各庁の長等」という。）に提出しなければならない。

5　本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について本法律で定める事項を記載した株取引等報告書を、毎年、各省各庁の長等に提出しなければならない。

6　本省審議官級以上の職員は、その所得等について本法律で定める事項を記載した所得等報告書を、毎年、各省各庁の長等に提出しなければならない。

7　提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各省各庁の長等において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

8　何人も、各省各庁の長等に対し、保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が１件につき２万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの等として、あらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

9　人事院に、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関する内閣への意見の申出、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査等を行う国家公務員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

10　職員の職務に係る倫理の保持を図るため、各行政機関に、それぞれ倫理監督官１人を置く。倫理監督官は、その属する行政機関の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、審査会の指示に従い、当該行政機関の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行う。

11　特殊法人等は、本法律の規定に基づく国の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにしなければならない。

12　地方公共団体は、本法律の規定に基づく国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

13　本法律又は本法律に基づく命令に違反した者は、国家公務員法上の懲戒処分の対象とする。

14　本法律は、一部の規定を除き、平成12年４月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府並びに人事院は、本法施行に当たっては、次の事項について所要の措置を講ずるべきである。

一　国民の公務に対する信頼を確保するため、幹部公務員を始めとして国家公務員倫理研修を行うなど、この法律の趣旨の徹底を図ること。

一　国家公務員倫理審査会がその機能を十分に果たすことができるよう、予算、人員等所

要の措置を講ずること。

一　国務大臣、副大臣、政務官等の倫理の保持については、本法の精神を踏まえ適切な措置を講ずること。

一　３親等内の親族以外の者から受けた個人間の贈与等の届出の在り方については、速やかに検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（５件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※2	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	11. 1.29	11. 3.11	11. 3.23 可決	11. 3.24 可決	11. 3. 4 内閣	11. 3. 9 可決	11. 3.11 可決
52	男女共同参画社会基本法案	参	2.26	4.12	5.21 修正附帯決議	5.21 修正	6. 3 内閣	6.11 可決附帯決議	6.15 可決
			○11. 4.12 参本会議趣旨説明　○11. 6. 3 衆本会議趣旨説明						
78	国家公務員法等の一部を改正する法律案	〃	3.10	5.24	6. 3 可決附帯決議	6. 4 可決	6.25 内閣	6.30 可決附帯決議	7. 1 可決
142／102	行政機関の保有する情報の公開に関する法律案	衆	10. 3.27	3. 5	4.27 修正附帯決議	4.28 修正	1.19 内閣	2.12 修正附帯決議	2.16 修正
			○11. 3. 5 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明　衆継続 ○11. 4.28 衆へ回付　○11. 5. 7 衆同意						
142／103	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.27	3. 5	4.27 可決	4.28 可決	1.19 内閣	2.12 修正	2.16 修正
			○11. 3. 5 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明　衆継続						

・本院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
15	国立公文書館法案	総務委員長 竹村　泰子君（11. 4.27）	11. 4.27	11. 4.28			11. 4.28 可決	11. 6. 3 内閣	11. 6.15 可決	11. 6.15 可決
16	男女共同参画基本法案	川橋　幸子君 外２名（11. 5. 7）	5.10		11. 5.12					
			○11. 5.20 撤回申出　○11. 5.20 撤回（委員会許可）							

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
36	国家公務員倫理法案	内閣委員長二田　孝治君（11. 8. 5）	11. 8. 6	11. 8. 6	11. 8. 9	11. 8. 9 可決 附帯決議	11. 8. 9 可決			11. 8. 6 可決

【法務委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議２件）、本院議員提出１件の合計13件であり、内閣提出７件、本院議員提出１件を可決、内閣提出１件を修正議決し、内閣提出４件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願31種類592件のうち、２種類90件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、地方裁判所において増加を続けている民事訴訟事件、民事執行事件、破産事件及び知的財産事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を30人、裁判官以外の裁判所職員の員数を19人それぞれ増加するものである。委員会においては、司法機能の充実強化に向けた裁判所の取組み、司法制度を自ら改革する必要性、事件数の動向に基づく裁判官増員システムの抜本的見直し等について質疑を行った。なお、裁判官及び裁判官以外の裁判所職員の大幅増員などを内容とする附帯決議を行った。

外国人登録法の一部を改正する法律案（以下「外登法改正案」という。）は、外国人登録における同一人性を確認する手段として、指紋押なつ制度を廃止し、これに代えて署名及び家族事項の登録制度を導入するとともに、登録原票についてその保管に関する規定の整備及び一定範囲の開示制度の新設を行うものである。

また、**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**（以下「入管法改正案」という。）は、不法入国又は不法上陸後本邦に不法に在留する行為及び被退去強制外国人の再入国に対し適正かつ厳格に対処するとともに、正規に在留する外国人の負担軽減のため、再入国許可の有効期間を伸長しようとするものである。

両法律案は、本院先議で、一括して審査が行われた。参考人として、一橋大学教授田中宏君、千葉大学法経学部長手塚和彰君、ジャーナリスト関口千恵君及びピアニスト崔善愛君の４人から意見を聴取した。質疑においては、外国人登録証の常時携帯義務制度が焦点となったが、この制度について、法務大臣は、不法入国者や不法残留者が多数存在しているという今日の状況にかんがみ、その居住関係あるいは身分関係を即時的に判断するために合理的かつ必要なものであり、日本人に対する取扱いとの差は合理的なもので、廃止又は見直しの考えがないことを答弁した。また、再入国許可制度については、特別永住者についての取扱いが問題となったが、本制度は合理性のあるものとして、特別永住者について廃止することは考えていない旨の答弁があった。

質疑終局後、外登法改正案について修正案が提出された。その内容は、特別永住者の常時携帯義務違反等の罰則を刑事罰から行政罰とし、指紋押なつ拒否により永住資格を失った者の資格回復を図ることとするものである。外登法改正案は多数をもって修正議決、入管法改正案は多数をもって可決した。なお、両法律案に対し、６項目の附帯決議を行った。

アジアにおける買春ツアーや国内における援助交際のように対償を供与しての児童との

性交並びに児童の性的な姿態を描写した写真等の製造及び販売等の児童に対する性的搾取等が社会問題となっている。諸外国の多くはこれらの行為を立法により処罰しているが、我が国では実効的な取締りがなされていない。そこで、超党派の本院議員により、**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案**が提出された。その内容は、児童を18歳未満の者とし、児童等に対償を供与して児童と性交等をすることを児童買春として処罰するとともに、児童ポルノ（写真、ビデオテープその他のもので、児童による性交に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの等）に係る行為を処罰し、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定め、もって児童の権利の擁護に資するものである。

委員会においては、性交類似行為の具体的内容、児童ポルノの例示に「絵」を含めない理由、児童を18歳未満の者とした理由、児童買春罪を親告罪とした理由、児童ポルノと表現の自由との関係、捜査及び公判における配慮の具体的内容、国際協力の具体的内容、３年後の見直し事項等について質疑を行った。このうち児童ポルノと表現の自由との関係について、児童ポルノの頒布等は、被害児童の心身への有害な影響のみならず、児童を性欲の対象としてとらえる風潮の助長、児童一般の心身の成長への重大な影響及び国際的要請から公共の福祉による必要な限りの制限であり、憲法に背馳しない旨の答弁があった。また、３年後の見直し事項については、児童ポルノの単純所持の処罰及びインターネットを利用した児童ポルノの規制の在り方を検討している旨の答弁があった。

司法制度改革審議会設置法案は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する機関として、内閣に司法制度改革審議会を設置しようとするものである。

委員会においては、計10人の参考人を招致し、２日間にわたり質疑を行ったほか、小渕内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。質疑の中で、司法改革の理念について、小渕内閣総理大臣から、21世紀の我が国社会においては、社会の複雑多様化、国際化、規制緩和等に伴い司法の役割はより一層重要になるものと考えられ、司法の機能を国民のニーズにより一層応え得るよう改革する必要がある、との答弁があった。また、審議会を内閣に設置する理由について法務大臣は、司法という国政の基本にかかわる事項であるだけに、内閣に設置するのが妥当であると考えたとした。審議会委員の人選については、司法関係者、法律学者のほか、司法を利用する立場として経済界、労働界、消費者等からを考えているとした。なお、６項目の附帯決議を行った。

近年、我が国では、暴力団等による薬物、銃器等の取引やこれらの組織の不正な権益の獲得等を目的とした各種犯罪のほか、オウム真理教による未曾有の無差別大量殺人事件等のような大規模な組織的形態による凶悪事犯、会社などの法人組織を利用した詐欺商法等の経済犯罪など、組織的な犯罪が少なからず発生しており、平穏な市民生活を脅かすとともに、健全な社会、経済の維持、発展に悪影響を及ぼす状況にある。特に、覚せい剤事犯については、現在、戦後第３次の乱用期に突入しているといわれており、平成11年上半期の段階で、その押収量は1154.6キログラムと、これまでの年間最多押収量であった平成８年の650.8キログラムを大幅に上回り、史上初めての１トンを突破し、検挙人員も２万人を超えるなど、非常に深刻な事態となっている。また、覚せい剤汚染は、女性あるいは中高生などの若年層まで広く蔓延しているという指摘もある。一方、こうした組織的な犯罪

は、国境を越えて活動し、国際社会においても、国際連合の会議や先進国首脳会議等において最重要課題の一つとして位置付けられているなど、国際的に協調した対応が求められ、主要国においては、法制度の整備が進んでいる。こうした状況を踏まえ、以下の３法案が第142回国会に提出された。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案は、組織的に行われた一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の犯罪行為について刑を加重するなど、組織的な犯罪に関する処罰を強化すること、犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為のほか、犯罪収益等の隠匿・収受等のいわゆるマネー・ローンダリング行為を処罰するなど、犯罪収益等に関する規制を行うこと等を内容とするものである。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案は、組織的な犯罪が極めて密行的に行われ、その事案の解明が現行の捜査手法では限界があることにかんがみ、通信傍受という強制処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することのないよう、裁判官の傍受令状に基づいて必要最小限の範囲内で通信傍受を実施することができるものとするなど、その要件、手続その他必要な事項を定めることを内容とするものである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、通信傍受の根拠を定めるとともに、証人等の身体、財産への加害行為等を防止するため、刑事裁判において証人等の住所等についての尋問を制限するなど、証人等の保護規定を設けること等を内容とするものである。

上記３法案の審議における最大の論点は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案が、憲法21条２項の「通信の秘密」に違反するか否か、また、緒方共産党幹部宅事件にみられた警察による違法盗聴の事実を踏まえ、警察の違法行為の歯止めとして措置が十分かどうかであった。このため、衆議院においては、通信傍受の対象となる犯罪を薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人の罪に限定すること、傍受令状請求・発付権者を限定すること、常時立会いを義務付けること、通信の秘密を侵す行為の処罰規定を設けることなどの修正が行われていた。

委員会においては、３法案を一括して議題とし、政府及び修正案提出者に対する質疑のほか、参考人10名から意見を聴取するとともに、公聴会を開催し、公述人６名から意見を聴取し、更に東日本電信電話株式会社東京支店において現地視察を行った。

質疑は、組織的犯罪対策の必要性と諸外国の動向、捜査手法としての通信傍受の必要性、憲法の通信の秘密との関係、通信傍受の濫用に対する歯止め、捜査機関の信頼性、携帯電話及びインターネット通信の傍受方法等について行った。その過程で、携帯電話の傍受が現時点では困難であること、通信傍受のための暗号規制の必要性、通信事業者等に対する強制のおそれ、報道の自由の観点から通信傍受の在り方の問題等が指摘された。政府からは、携帯電話の傍受のためのプログラム開発を法施行までに国の費用で行うこと、暗号規制は当面行わないこと、通信事業者には費用負担等が加重とならないようにすること、マスコミに対する通信傍受は、報道の自由を最大限尊重する観点から原則として行わないこと等が明言され、更に、通信傍受の捜査のためのマニュアルの作成、事前のトレーニングの実施、内部監査の徹底等による捜査員の運用上の濫用防止策を講ずる旨の答弁がされた。

参考人及び公述人からは、賛成又は反対の立場から、法律上、技術上の様々な意見が述べられた。特に、弁護士の神洋明参考人からは、３法案は一面的な国際協調を強調しすぎており、憲法、刑法、刑事訴訟法の根幹を揺るがしかねないこと、早稲田大学教授の田口

守一参考人からは、通信傍受は憲法の問題をクリアしていると思うが、それだけで組織的犯罪対策が万全とはいえず、刑事免責制度も検討されるべきであること、東京デジタルホン専務取締役技術本部長の桑折恭一郎参考人からは、携帯電話の傍受は技術的に困難であること、ニフティ取締役サービス企画統括部長代理の本名信雄参考人からは、電子メール等のリアルタイムでのモニターは、システム全体に及ぼす技術的な負荷が大きいことが述べられた。さらに、弁護士の村橋泰志公述人からは、不法収益により没収された財産は、被害者の救済や暴力団員の社会復帰、麻薬対策等のために利用するのが望ましい旨の意見が述べられた。

なお、東日本電信電話株式会社東京支店における現地視察においては、通信施設の実情を視察するとともに、固定電話を傍受する模擬実験が行われた。

審議は与野党が激しく対立し、６月１日の本院送付から２か月強、時間にして理事懇談会約40時間、委員会約49時間を要した。また、憲法59条４項の「否決みなし」規定の適用についても、本委員会で議論となった。８月９日、円より子理事（民主）の質疑中、鈴木正孝理事（自民）から質疑終局の動議が提出され、混乱の中で３法案は可決された。

現在、多くの企業は企業グループを形成して活動することにより、経営の効率化、国際的な競争力の向上を図っている。こうした状況から、平成９年の独占禁止法の改正により持ち株会社の設立が解禁されたが、現行商法上持ち株会社の設立は煩雑であるため、企業の再編成に支障がある。一方、持ち株会社の業績は子会社の業績に左右されるため、持ち株会社の株主が子会社の経営実態を知る必要がある。また、現行商法では、資産の評価は原則として取得原価主義を採用しているが、金融資産については時価主義が会社の資産状況を適格に開示するとの認識が一般的となり、国際的な動向にもなっている。

商法等の一部を改正する法律案は、こうした会社をめぐる社会情勢にかんがみ、持ち株会社を円滑に創設するための株式交換及び株式移転の制度を設けるとともに、親会社株主の子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、市場価格のある金銭債権等の資産について時価評価を可能とする等の措置を講ずるものである。

委員会においては、株式交換制度の必要性、株式交換に反対する子会社の少数株主の保護措置、完全子会社とされた会社の労働者の権利、子会社の情報開示制度、金銭債権等の時価評価を強制しない理由等について質疑を行った。これらを踏まえて、親子会社関係における株主の権利の一層の充実を図ること、労使協議の実効性を高めるために必要な措置を採ることなど５項目から成る附帯決議を行った。

高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、新たな成年後見制度の創設及び手話通訳等による公正証書遺言を可能とする遺言の方式の改正等を内容とする、**民法の一部を改正する法律案、任意後見契約に関する法律案、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**及び**後見登記等に関する法律案**の４法案については、趣旨説明を聴取し、継続審査とすることとした。

〔国政調査等〕

３月11日、陣内法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取し、同月23日これに対する質疑を行った。主な質疑内容は、オウム真理教の現状、海難審判の現状と取組み方、司法制度改革、法律扶助率の現状、破綻金融機関等の経営者等の刑事責任、少年院施設の整備、法務大臣の政治資金、死刑執行の事前通知、最高裁判所判事の構成等である。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度裁判所、法務省及び運輸省（海難審判庁）所管予算について審査を行った。質疑では、家庭裁判所の人的体制の整備、裁判官の増員、法廷通訳人の日当と謝金、更生保護施設の老朽化対策、法制審議会の在り方、犯罪被害者対策費の具体的使途、公安調査庁の定員、法律扶助制度の検討状況、海難審判庁の審判態勢の課題等の問題を取り上げた。このうち、犯罪被害者対策費について、法務省から、刑事事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を被害者に通知する被害者通知制度を本年４月から導入し、そのための広報用パンフレットを作成するほか、被害者との連絡用の電話、ファックスを設置するとの説明があった。

４月15日、前東京高等検察庁検事長に関する調査結果の報告を聴取し、質疑を行った。

６月８日、法務及び司法行政等に関する調査を行い、薬物・銃器・集団密航等に関する暴力団犯罪の動向、人権擁護行政の推進、オウム真理教の現状、競売物件の情報提供、法務省による報道機関に対する要請、警察署の公金支出の適正、過激派の動向、暴力団と金融機関との関係等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年３月11日（木）（第１回）

○法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
○法務行政の基本方針について陣内法務大臣から所信を聴いた。
○平成11年度海難審判庁業務概況について政府委員から説明を聴いた。
○平成11年度法務省、裁判所及び海難審判庁関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成11年３月15日（月）（第２回）

○理事の補欠選任を行った。
○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（裁判所所管、法務省所管及び運輸省所管（海難審判庁））について陣内法務大臣、政府委員、最高裁判所及び海難審判庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年３月23日（火）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。
○法務行政の基本方針に関する件及び平成11年度海難審判庁業務概況に関する件について陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月30日（火）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（閣法第３号）（衆議院送付）について陣内法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第３号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年４月15日（木）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○前東京高等検察庁検事長に関する調査結果の報告に関する件について政府委員から報告を聴いた後、陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○**外国人登録法の一部を改正する法律案**（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

以上両案について陣内法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年４月20日（火）（第６回）

○**外国人登録法の一部を改正する法律案**（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

以上両案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年４月22日（木）（第７回）

○**外国人登録法の一部を改正する法律案**（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

以上両案について参考人一橋大学社会学部教授田中宏君、千葉大学法経学部長手塚和彰君、ジャーナリスト関口千恵君及びピアニスト崔善愛君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年４月27日（火）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案**（参第14号）について発議者参議院議員林芳正君から趣旨説明を聴き、発議者参議院議員円より子君、同大森礼子君、同林芳正君、同吉川春子君及び同清水澄子君に対し質疑を行った後、可決した。

(参第14号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、無
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

○平成11年５月６日（木）（第９回）

○理事の補欠選任を行った。

○**外国人登録法の一部を改正する法律案**（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月13日（木）（第10回）

○理事の補欠選任を行った。

○**外国人登録法の一部を改正する法律案**（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○**司法制度改革審議会設置法案**（閣法第25号）（衆議院送付）について陣内法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員山本幸三君から説明を聴いた。

○平成11年５月18日（火）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**司法制度改革審議会設置法案**（閣法第25号）（衆議院送付）について参考人東京新聞論説委員飯室勝彦君、中央大学法学部教授小島武司君、弁護士畑郁夫君、北海道大学法学部教授木佐茂男君、京都大学大学院法学研究科教授佐藤幸治君及び預金保険機構理事長松田昇君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年５月20日（木）（第12回）

○**司法制度改革審議会設置法案**（閣法第25号）（衆議院送付）について陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○**外国人登録法の一部を改正する法律案**（閣法第79号）に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者服部三男雄君に対し質疑を行い、
外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）
以上両案について討論の後、
外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）を修正議決し、
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）を可決した。

（閣法第79号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派　無
欠席会派　無

（閣法第80号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由
反対会派　共産、社民、無
欠席会派　無

なお、両案について附帯決議を行った。

○**司法制度改革審議会設置法案**（閣法第25号）（衆議院送付）について参考人の出席を

求めることを決定した。

○平成11年５月25日（火）（第13回）

○ **司法制度改革審議会設置法案**（閣法第25号）（衆議院送付）について参考人専修大学法学部教授小田中聰樹君、日本労働組合総連合会労働対策局次長熊谷謙一君、21世紀政策研究所理事長田中直毅君及び日本弁護士連合会司法改革実現本部事務局長宮本康昭君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年５月27日（木）（第14回）

○ **司法制度改革審議会設置法案**（閣法第25号）（衆議院送付）について小渕内閣総理大臣、陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第25号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、自由、無
　　反対会派　社民
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年６月８日（火）（第15回）

○薬物、銃器、集団密航等に関する暴力団犯罪の動向に関する件、人権擁護行政の推進に関する件、オウム真理教の現状に関する件、競売物件の情報提供に関する件、法務省による報道機関に対する要請に関する件、警察署の公金支出の適正に関する件、過激派の動向に関する件、暴力団と金融機関との関係に関する件等について陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年６月10日（木）（第16回）

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について陣内法務大臣から趣旨説明を聴き、

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員上田勇君から説明を聴いた。

○平成11年６月29日（火）（第17回）

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員笹川堯君、同上田勇君、陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月１日（木）（第18回）

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員笹川堯君、同山本有二君、同上田勇君、陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年７月６日（火）（第19回）

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について修正案提出者衆議院議員上田勇君、同笹川堯君、同漆原良夫君、陣内法務大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年７月13日（火）（第20回）

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月22日（木）（第21回）

○ 参考人の出席を求めることを決定した。

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について参考人弁護士神洋明君、早稲田大学法学部教授田口守一君、一橋大学大学院法学研究科教授村井敏邦君、東北大学法学部教授川崎英明君、弁護士田中清隆君及び慶應義塾大学法学部教授安冨潔君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年７月27日（火）（第22回）

○ 参考人の出席を求めることを決定した。

○**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）
以上３案について参考人株式会社東京デジタルホン専務取締役技術本部長桑折恭一郎君、東日本電信電話株式会社常務取締役技術部長森下俊三君、東京インターネット株式会社上級顧問髙橋徹君及びニフティ株式会社取締役サービス企画統括部長代理本名信雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年７月29日（木）（第23回）
○**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）
以上３案について修正案提出者衆議院議員上田勇君、同達増拓也君、同漆原良夫君、同笹川堯君、陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
○また、３案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成11年８月３日（火）（第24回）
○**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）
以上３案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年８月４日（水）（公聴会　第１回）
○**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）
以上３案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

評論家	鈴木　りえこ君
評論家	佐高　　信君
弁護士	村橋　泰志君
弁護士	小口　克巳君
中央大学総合政策学部教授	宮澤　浩一君
富山大学経済学部教授	小倉　利丸君

○平成11年８月５日（木）（第25回）
○**商法等の一部を改正する法律案**（閣法第76号）（衆議院送付）について陣内法務大臣

から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年８月６日（金）（第26回）

○ **商法等の一部を改正する法律案**（閣法第76号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第76号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、無
反対会派　共産
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○ **民法の一部を改正する法律案**（閣法第83号）（衆議院送付）
任意後見契約に関する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）
後見登記等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）

以上４案について陣内法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について陣内法務大臣、政府委員及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成11年８月９日（月）（第27回）

○ **組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（第142回国会閣法第92号）（衆議院送付）
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）（衆議院送付）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）（衆議院送付）

以上３案について陣内法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（第142回国会閣法第92号）　賛成会派　自民、公明、自由
反対会派　民主、共産、社民
欠席会派　無

（第142回国会閣法第93号）　賛成会派　自民、公明、自由
反対会派　民主、共産、社民
欠席会派　無

（第142回国会閣法第94号）　賛成会派　自民、公明、自由
反対会派　民主、共産、社民
欠席会派　無

○平成11年８月13日（金）（第28回）

○請願第2177号外89件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第170号外501件を審査した。

○**民法の一部を改正する法律案**（閣法第83号）（衆議院送付）
任意後見契約に関する法律案（閣法第84号）（衆議院送付）
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）
後見登記等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）
以上４案の継続審査要求書を提出することを決定した。

○法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第３号）

【要　旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

１　裁判官のうち、判事補の員数を30人増加し、729人に改める。

２　裁判官以外の裁判所の職員の員数を19人増加し、２万1,632人に改める。

３　この法律は、平成11年４月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府並びに最高裁判所は、近年、急増する民事事件の適正・迅速な処理を図るとともに事前規制型社会の転換等、社会経済情勢の著しい変化に伴う各種紛争事件の増加と複雑多様化に対応するため、裁判官及びその他の裁判所職員を大幅に増員し、併せて裁判所の物的態勢を拡充・整備することに格段の努力をすべきである。

右決議する。

司法制度改革審議会設置法案（閣法第25号）

【要　旨】

本法律案は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する機関として、内閣に司法制度改革審議会（以下、「審議会」という。）を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　所掌事務

審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議し、その結果に基づき、内閣に意見を述べる。

２　委員及び会長

審議会は、委員13人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。審議会に委員の互選により定める会長を置く。

3　資料提出その他の協力

審議会は、関係行政機関、最高裁判所及び日本弁護士連合会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

4　事務局

審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置き、事務局長のほか、所要の職員を置く。

5　主任の大臣

審議会に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

6　施行期日等

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行の日から起算して２年を経過した日にその効力を失う。ただし、委員の任命につき両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、所掌事務として調査審議される司法制度の改革と基盤の整備に関し、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化を例示する修正が行われた。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について格段の努力をすべきである。

1　審議会の設置及び調査審議に当たっては、司法権の独立に十分に配慮すること。

2　国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹一元、法曹の質及び量の拡充等の基本的施策を調査審議するに当たっては、基本的人権の保障、法の支配という憲法の理念の実現に留意すること。特に、利用者である国民の視点に立って、多角的視点から司法の現状を調査・分析し、今後の方策を検討すること。

3　審議会委員については、広く国民各層の意見が十分に反映されるように選任すること。

4　事務局の構成及び運営については、審議会設置目的が十分達成されるよう配慮すること。

5　審議会は、その調査審議の状況に関し、情報公開等透明性の確保に努めることとし、法務委員会は、必要に応じ、同審議会事務局を介して、同審議会の議事録並びに審議の状況について報告を求めることができるものとすること。

6　審議会の調査審議と並行して、司法予算の拡充に努め、裁判官、検察官及びその他の関係職員の増加等司法関係機関の人的・物的充実を図るとともに、既に一定の方向が示されている法律扶助の法制定を含む諸制度の充実を図ること。

右決議する。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第76号）

【要　旨】

本法律案は、会社をめぐる最近の社会情勢にかんがみ、完全親子会社関係を円滑に創設するための手続である株式交換及び株式移転の制度を新設するとともに、親会社の株主に対する子会社の業務内容の開示の充実等の措置を講じ、また、金銭債権等につき時価によ

る評価を可能とする措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　株式交換及び株式移転の制度の新設

(1)　完全子会社となる会社の株主が、当該会社の株式を完全親会社となる会社に移転し、これに代えて、完全親会社となる会社の新株の割当てを受けることにより、完全親会社の株主となる株式交換の制度を設ける。

(2)　会社が株式交換を行うには、株式交換契約書を作成して、株主総会の承認を受け、事前に各会社の貸借対照表、株式交換契約書等を本店に備え置き、株主の閲覧等に供しなければならないとするとともに、株式交換に反対の株主に対して株式買取請求権を認める。

(3)　各会社の株主等は株式交換の日から６月内に限り株式交換無効の訴えを提起することができる。

(4)　完全子会社となる会社の株主が、当該会社の株式を新たに設立する完全親会社に移転し、これに代えて、完全親会社の株式の割当てを受けることにより、完全親会社の株主となる株式移転の制度を設け、(2)及び(3)と同様の措置を講ずる。

2　子会社の業務内容等の開示の充実等

親会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときには、裁判所の許可を得て、子会社の株主総会議事録等の閲覧等を求めることができる。また、親会社の監査役及び検査役は、その職務を行うため必要があるときは、子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

3　資産の時価評価制度の導入

市場価格がある金銭債権、社債、株式等について、時価で評価することができる。また、時価評価により増加した貸借対照表上の純資産額は、配当することができない。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、３及びこれに関係する法律の整備による改正規定については平成12年４月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について格段の努力をすべきである。

1　完全親会社及び完全子会社となる会社の資産が適正に評価され、株式交換比率の公正さの確保及びそれぞれの会社の債権者保護が十分に図られるように、制度の適切な運営及び具体化に当たること。

2　株式交換及び株式移転の制度の創設に伴い、親会社及び子会社の株主の権利が損なわれることのないように、親会社及び子会社に関する情報開示制度の一層の充実を図るとともに、親子会社関係に係る取締役等の責任規定の整備及び株主代表訴訟等の株主の権利の一層の充実を図ることを検討すること。

3　完全親子会社における労使協議の実効性を高めるため、労働組合法の改正問題等必要な措置をとることをも含め検討を行うこと。

4　時価評価ができる資産の範囲について周知徹底し、疑義が生じないように配慮すること。

5　企業経営の一層の健全化及び国際競争力の向上を実現するために、取締役会制度を含む会社機構の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、外国人登録における同一人性を確認する手段として、指紋押なつ制度を廃止し、これに代えて署名及び家族事項の登録を導入するとともに、登録原票についてその保管に関する規定の整備及び一定範囲の開示制度を新設し、併せて申請者の負担軽減及び事務処理の簡素化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　永住者及び特別永住者以外の外国人についても、指紋押なつに代えて、永住者及び特別永住者と同様の署名及び家族事項の登録という同一人性確認手段を採用する。

2　登録原票の管理に関する規定を整備するとともに、原則非開示としている登録原票について、一定の範囲でその内容の開示を認める規定を新設する。

3　永住者及び特別永住者について、登録事項のうち、「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」を削減する。

4　永住者及び特別永住者について、登録証明書の切替期間を現行の５回目の誕生日から７回目の誕生日に伸長する。

5　居住地、在留の資格、在留期間等に係る変更登録申請については、外国人の同居親族が当人に代わり代理申請ができるよう代理申請の範囲を拡大する。

6　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

外国人登録法の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

1　外国人登録法の一部改正

特別永住者が外国人登録証明書の常時携帯義務に違反した場合の罰則を、「20万円以下の罰金」から「10万円以下の過料」に改める。

2　出入国管理及び難民認定法の一部改正

１に伴い、特別永住者が旅券等の携帯義務に違反した場合の罰則を、「10万円以下の罰金」から「10万円以下の過料」に改める。

3　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正

廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の規定により永住許可を受けて在留していた者で、再入国の許可を受けることなく出国し、外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日において、一定の在留資格をもって在留しているものが、同日以降、永住者の在留資格をもって在留するに至ったときは、特別永住者とみなす。

【外国人登録法の一部を改正する法律案並びに出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

1　今回の改正により指紋押なつ制度が全廃されるに至った経緯にかんがみ、指紋押なつ拒否を理由に在留資格において著しい不利益を受けている外国人に対し、その不利益を除去するための措置を速やかに検討すること。

2　永住者に外国人登録証の常時携帯を義務づける必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること。とりわけ特別永住者に対しては、その歴史的経緯等が十分考慮されなければならない。

3　特別永住者の外国人登録証常時携帯義務違反に対する罰則の適用に当たっては、改正により刑事罰の対象から除外された趣旨を踏まえ、違反者に対する行政罰についても、その運用は抑制的であらねばならず、いやしくも濫用にわたることのないよう努めること。

4　本邦在留の外国人に対する行政の在り方にかかわる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録事項、登録証の更新切替期間、登録原票等の公開をはじめとする外国人登録制度の在り方について、制度の見直しを検討すること。

5　特別永住者に対しては、その在留資格が法定されるに至った歴史的経緯等を十分考慮し、再入国許可制度の在り方について検討するとともに、運用については、人権上適切な配慮をすること。

6　退去強制者の上陸拒否期間の延長、不法在留罪の新設等に伴い、退去強制手続、上陸特別許可、在留資格認定証明書の交付、在留特別許可等の各制度の運用に当たっては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分考慮すること。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、不法入国又は不法上陸後本邦に不法に在留する行為及び被退去強制外国人の再入国に対し適正かつ厳格に対処するとともに、正規に在留する外国人の負担軽減のため、再入国許可の有効期間を伸長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　不法入国者又は不法上陸者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するときは、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

2　本邦からの退去を強制された者について本邦に上陸することができない期間を1年から5年に伸長する。

3　再入国の許可の有効期間を1年を超えない範囲内から3年を超えない範囲内に伸長する。

4　この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

【附 帯 決 議】

外国人登録法の一部を改正する法律案（閣法第79号）と同一内容の附帯決議が行われて

いる。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（第142回国会閣法第92号）

【要　旨】

本法律案は、最近における組織的な犯罪の実情及び犯罪収益の運用等の状況並びにこれらの処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　組織的な犯罪に関する刑の加重等

(1)　団体の活動として、組織により行われた一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の犯罪行為について、刑を加重する。

(2)　組織的な殺人の予備罪について刑を加重するとともに、営利目的の略取誘拐の予備罪を新設する。

(3)　組織的に行われた禁錮以上の刑が定められている罪に関する犯人蔵匿等、証拠隠滅等又は証人等威迫の罪の刑を加重する。

2　犯罪収益に関する規制

(1)　一定の犯罪行為により得られた犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為及び犯罪収益等の隠匿・収受等を処罰する。

(2)　犯罪収益等の没収の対象を金銭債権に拡大し、追徴の範囲を拡大し、没収することができる財産につき必要な処分を禁止する保全制度を拡張するなど、没収及び追徴に関する制度を拡充・整備する。

(3)　銀行その他の金融機関等に対し、犯罪収益等の疑いがある取引の届出を義務付ける制度を拡張する。

(4)　犯罪収益等の没収及び追徴に関する国際共助手続を整備する。

3　施行期日等

(1)　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備を行う。

なお、本法律案については、衆議院において、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する児童買春周旋等の罪を、犯罪収益の前提となる犯罪に加えるなど、本法律案の国会提出後において、関係法律の制定又は改正が行われたこと等に伴う修正が行われた。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（第142回国会閣法第93号）

【要　旨】

本法律案は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、数人の共謀によって実行される組織的な殺人等の重大犯罪に適切に対処するため、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害する

ことなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　傍受令状発付の要件及び手続

(1)　検察官又は司法警察員は、次の要件を充たすとき、裁判官の発する傍受令状により、特定された通信手段による犯罪関連通信を傍受することができる。

①　薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪又は組織的な殺人の罪が行われたと疑う十分な理由があり、それが数人の共謀によるものであると疑う状況にある等の場合。

②　犯罪の実行等に関連する通信が行われると予想される状況にあること。

③　他の方法では捜査が著しく困難であること。

(2)　傍受令状の請求権者は、検事総長が指定する検事又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官等に限定し、発付権者は、地方裁判所の裁判官に限定する。

(3)　傍受期間は、10日以内とし、10日以内の期間を定めて延長することができる。この場合は、通じて30日を超えることができない。

2　傍受の実施の手続

(1)　傍受令状は、通信事業者等に示さなければならない。

(2)　検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に関し、傍受機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。

(3)　傍受を実施するときは、通信事業者等を立ち会わせなければならない。

(4)　検察官又は司法警察員は、傍受実施中の通信について、傍受すべき通信か否かを判断するため、必要最小限度の範囲内で、当該通信を傍受することができる。

(5)　検察官又は司法警察員は、傍受実施中に、対象犯罪以外の犯罪であって、組織的な殺人等の重大犯罪又は死刑若しくは無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと等を内容とする通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

(6)　医師、弁護士等との間の通信については、その業務に関する通信の傍受をしてはならない。

(7)　検察官又は司法警察員は、傍受実施中の通信について、通信の相手方の電話番号等の探知をすることができる。

3　傍受の記録の取扱い

(1)　傍受をした通信は、すべて、録音等により記録媒体に記録しなければならず、この記録媒体については、立会人が封印した上で、遅滞なく裁判官に提出しなければならない。

(2)　検察官又は司法警察員は、記録媒体の複製等から、傍受すべき通信等以外の通信の記録を消去して、刑事手続において使用するための傍受記録１通を作成しなければならない。

4　傍受に関する裁判及び処分についての不服申立て

裁判官がした通信の傍受に関する裁判及び検察官若しくは検察事務官又は司法警察職員がした通信の傍受に関する処分に不服がある者は、地方裁判所にその裁判又は処分の

取消若しくは変更を請求することができる。

5　その他

(1)　検察官、検察事務官及び司法警察職員等は、通信の秘密を不当に害しないように注意しなければならない。

(2)　政府は、毎年、通信の傍受の運用状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、目的の明記、対象犯罪の限定、傍受令状請求権者及び発付権者の限定、傍受実施時における常時立会いの義務付け、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受につき対象犯罪の限定、通信の秘密を侵す行為の処罰等の修正が行われた。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第94号）

【要　旨】

本法律案は、最近における犯罪情勢及び刑事手続の運用の実情にかんがみ、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　通信傍受の根拠規定の新設

通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによる旨の規定を設ける。

2　証人等の保護規定の新設

(1)　裁判長は、証人等を尋問する場合において、証人等の身体又は財産への加害行為等が行われるおそれがあり、これらの者の住居等が特定される事項が明らかにされると、十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。

(2)　証拠開示の際に、証人等の身体又は財産への加害行為等が行われるおそれがあるときは、検察官又は弁護人は、相手方に対し、証人等の安全が脅かされることがないように配慮することを求めることができる。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案（参第14号）

【要　旨】

本法律案は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のため

の措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

(1)　「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

(2)　「児童買春」とは、児童等に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器、肛門又は乳首を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。）をすることをいう。

(3)　「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であって、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態、他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの等で視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

2　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰

(1)　児童買春をした者は、３年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(2)　児童買春の周旋又は周旋をする目的で勧誘した者は、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、当該行為を業とした者は、５年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。

(3)　児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、若しくは公然と陳列した者、又はこれらの行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬した者は、３年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

(4)　このほか、児童買春等目的人身売買等の罪及び国民の国外犯の規定を設ける。

3　捜査及び公判における配慮等

児童買春、児童ポルノに係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

4　心身に有害な影響を受けた児童の保護

関係行政機関は、児童買春の相手方となったこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、必要な保護のための措置を講ずるものとする。

5　国際協力の推進

国は児童買春、児童ポルノに係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

6　施行期日等

(1)　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

(3)　児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後３年を目途として、施行状況等を勘案し、検討

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（12件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※3	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	11. 1.29	11. 3.29	11. 3.30 可決 附帯決議	11. 3.31 可決	11. 3. 9	11. 3.23 可決 附帯決議	11. 3.23 可決
※25	司法制度改革審議会設置法案	〃	2. 5	5.10	5.27 可決 附帯決議	6. 2 可決	3.23	4.21 修正 附帯決議	4.22 修正
			○11. 5.10 参本会議趣旨説明 ○11. 3.23 衆本会議趣旨説明						
76	商法等の一部を改正する法律案	〃	3.10	8. 4	8. 6 可決 附帯決議	8. 9 可決	6.11	7.23 可決 附帯決議	7.23 可決
79	外国人登録法の一部を改正する法律案	参	3.10	4.14	5.20 修正 附帯決議	5.21 修正	7.23	8.13 可決 附帯決議	8.13 可決
			○11. 4.14 参本会議趣旨説明 ○11. 7.23 衆本会議趣旨説明						
80	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	〃	3.10	4.14	5.20 可決 附帯決議	5.21 可決	7.29	8.13 可決 附帯決議	8.13 可決
			○11. 4.14 参本会議趣旨説明 ○11. 7.29 衆本会議趣旨説明						
83	民法の一部を改正する法律案	衆	3.15	8. 4	継続審査		3.17	7. 2 可決 附帯決議	7. 6 可決
84	任意後見契約に関する法律案	〃	3.15	8. 4	継続審査		4.14	7. 2 可決	7. 6 可決
85	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	〃	3.15	8. 4	継続審査		4.14	7. 2 可決	7. 6 可決
86	後見登記等に関する法律案	〃	3.15	8. 4	継続審査		4.14	7. 2 可決	7. 6 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
142／92	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案	衆	10. 3.13	11. 6. 9	11. 8. 9 可決	11. 8.12 可決	11. 1.19	11. 5.28 修正 附帯決議	11. 6. 1 修正
			○11. 6. 9 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						
142／93	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案	〃	3.13	6. 9	8. 9 可決	8.12 可決	1.19	5.28 修正 附帯決議	6. 1 修正
			○11. 6. 9 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						
142／94	刑事訴訟法の一部を改正する法律案	〃	3.13	6. 9	8. 9 可決	8.12 可決	1.19	5.28 可決	6. 1 可決
			○11. 6. 9 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続						

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案	林　芳正君 外６名 （11. 3.31）	11. 4. 2	11. 4.28	11. 4.15	11. 4.27 可決	11. 4.28 可決	11. 4.28	11. 5.14 可決	11. 5.18 可決

【地方行政・警察委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議１件）、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出１件及び本院議員提出１件の合計12件であり、内閣提出９件、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出１件を可決し、内閣提出の**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**については、委員会審査中に本会議における中間報告の後本会議において直ちに可決された。

また、本委員会付託の請願７種類49件のうち、３種類15件を採択した。

〔法律案の審査〕

まず、**地方税法の一部を改正する法律案**は、個人住民税の最高税率の引き下げ及び定率減税の実施、法人事業税の税率の引き下げ、不動産取得税の課税標準等の特例措置の要件緩和、低燃費自動車に係る自動車取得税の特例措置の創設などを行うほか、固定資産税の価格等に係る審査申出制度の見直し等を行おうとするものである。

次に、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、当分の間、法人税に係る地方交付税率を引き上げるとともに、平成11年度分地方交付税の総額の特例を講ずるほか、後年度法定加算額の特例の改正、交付税特別会計借入金の償還方法の変更等を行おうとするものである。

次に、**地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案**は、個人住民税及び法人事業税の収入の減少に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、当分の間の措置として、毎年度、地方公共団体に対して地方特例交付金を交付するとともに、地方債の特例措置等を講じようとするものである。

委員会では、上記３法律案を一括して審議し、巨額の借入金残高を抱える地方財政の今後の展望、景気対策のための公共事業の在り方、国から地方への財源移譲の必要性、恒久的な減税による景気回復効果、都市部財政の悪化と地方交付税の在り方、事業税への外形標準課税導入問題、政府資金の繰上償還拡充の必要性、地方分権の進展と地方債の格付け、統合補助金に関する今後の取組み等の質疑が行われ、３法律案に対する討論の後、いずれも多数で可決された。

なお、地方税法の一部を改正する法律案に対し５項目の附帯決議が付された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するための補助率のかさ上げ等の特別措置を行う同法の有効期限を５年間延長しようとするものである。

また、**消防施設強化促進法の一部を改正する法律案**は、人口急増市町村の消防施設の整備に係る補助率の特例措置の適用年度を５年間延長しようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して審議し、過疎化・高齢化に伴う消防団及び常備消防の

体制整備問題、消防力の基準の充足率と見直し問題、空港の利用状況と完成の見通し、成田空港の米軍提供の可能性等の質疑が行われ、いずれも全会一致で可決された。

警察法の一部を改正する法律案は、近年の情報化の進展に伴い増加している情報通信の技術を利用する犯罪等に効果的に対応するため、警察庁情報通信局の所掌事務を改めるとともに、関東管区警察局の移転に伴いその位置を改めようとするものである。

委員会では、ハイテク犯罪ナショナルセンターの人材確保及び人事管理、ハイテク犯罪の実情と捜査体制、ハイテク犯罪と人権の配慮、関東管区警察局移転の意義等の質疑が行われ、全会一致で可決された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、チャイルドシートの使用の義務付け、携帯電話等の走行中の使用及びカーナビゲーション装置等の注視の規制のための規定の整備を行うとともに、運転免許取得者教育に関する認定制度の新設等を行おうとするものである。

委員会では、参考人から意見を聴取した後、チャイルドシートの安全性の確保、携帯電話等の規制の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、８項目の附帯決議が付された。

地方公務員法等の一部を改正する法律案は、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等について、条例で定める年齢までの在職を可能とする制度、及び短時間勤務制度を内容とする再任用制度を設けるとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対する処分を可能にしようとするものである。

委員会では、再任用制度が新規採用に与える影響、再任用の選考基準の在り方、懲戒制度の改正の効果等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、１項目の附帯決議が付された。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図るため、不正アクセス行為を禁止するとともに、罰則及び再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めるものである。

委員会では、インターネット等のハイテク犯罪の態様、刑罰の性格、電子商取引の安全確保の配慮、犯罪意識に関する啓発の必要性、通信ログの取扱い等の捜査上の問題点等の質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案は、政治に対する国民の信頼を高めるため、公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられた者の被選挙権の停止期間をさらに５年間延長すること、船員である選挙人のうち、選挙の当日遠洋区域を航行する船舶において職務に従事すると見込まれる者に衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙における投票の機会を与えるため、船舶において投票の記載をし、これをファクシミリ装置を用いて送信する方法による投票方法を設けることとし、あわせて選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、当該ポスターにつき撤去義務を課そうとするものである。

委員会では、洋上投票の新制度の適用対象者の範囲、対象選挙を地方選挙に拡大する可

能性、選挙前に掲示された政治活動用ポスターを規制することの合理性等について質疑が行われた。質疑終局後、富樫理事（共産）から、ポスターの撤去義務に係る規定を削除する旨の修正案が提出されたが、討論の後、否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、今後地方公共団体が主体となり全国民を対象とするネットワークシステム導入に関しプライバシー保護に対する不安や懸念を払拭するため、本法施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われた。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、住民基本台帳法の制度趣旨、ネットワーク化の必要性及び効果、個人情報保護法の法整備の手順等、本人確認情報の安全確保と利用分野の限定、国民総背番号制への懸念、住民基本台帳カードの問題点等について質疑が行われた後、委員会に付託された。

委員会では、市町村における先行事例について現地視察を実施し、コンピュータセキュリティ関係の専門家、プライバシー問題の専門家、マスコミ関係者、自治体関係者等を参考人として意見を聴取し、さらに埼玉県大宮市で開催した地方公聴会において公述人から意見を聴取した。

委員会においては、民間部門を含む包括的な個人情報保護措置の必要性、本人確認情報の利用範囲拡大の可能性、住民基本台帳ネットワークシステムの費用と効果及びプライバシー保護対策、納税者番号制度への住民票コード活用の可能性、過去の住民基本台帳情報の漏えい事件、自治体の条例等によるオンライン結合禁止条項と本法律案との関係、住民基本台帳ネットワークシステムと国民総背番号制度の違い、使用済み本人確認情報の消去規定の必要性、衆議院における修正の理由と「所要の措置」の内容、政府における包括的な個人情報保護法の検討状況及び指定情報処理機関を認可法人とする理由等について、質疑が行われた。

しかし、会期末に近い８月10日に予定された委員会は同９日の法務委員会の組織的犯罪対策３法案の採決に伴う混乱の中で取りやめとなり、翌11日の委員会も取りやめとなった。翌８月12日、本会議において、組織的犯罪対策３法案が可決された後、国会法第56条の３第１項に基づき、本委員会で審査中の本法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の中間報告を求めることの動議を議題とすることの動議、同じく中間報告を求めることの動議が順次、提出され、多数で可決された。この中間報告が行われた後、国会法第56条の３第２項に基づき、本法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議が提出され、多数で可決された。討論の後、本法律案は、委員会の採決を経ることなく、多数で可決された。

〔決議〕

本委員会では、３月23日、極めて厳しい地方財政の状況及び財政需要の増大にかんがみ、

地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、地方の一般財源の充実強化に努める等７項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

３月４日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、野田自治大臣・国家公安委員長から所信を、また、平成11年度自治省関係予算及び警察庁関係予算並びに平成11年度海上保安庁業務概況及び関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同９日、野田自治大臣・国家公安委員長の所信及び海上保安庁業務概況について質疑を行った。

同日、平成11年度地方財政計画について野田自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度自治省、警察庁及び海上保安庁等関係予算の審査を行い、地方財政の現状認識と対応策、市町村合併、地方債の安定的消化、政見放送への手話通訳導入等の検討状況、国庫補助負担金の超過負担解消、企業団体献金等の見直し、消防職員の執務環境整備等への財政支援措置、外国人犯罪の現状、警察官の増員及び処遇改善、海上保安庁予算の充実の必要性、薬物・銃器等密輸及び密入国対策等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

- ○ 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。
- ○ 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について野田国務大臣から所信を聴いた。
- ○ 平成11年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- ○ 平成11年度海上保安庁業務概況及び関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

- ○ 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び平成11年度海上保安庁業務概況に関する件について野田国務大臣、政府委員、国土庁及び内閣官房当局に対し質疑を行った。
- ○ 平成11年度の地方財政計画に関する件について野田自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- ○ **地方税法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）
  地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
  地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
  以上３案について野田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月11日（木）（第３回）

○**地方税法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上３案について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第４回）

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（警察庁）、運輸省所管（海上保安庁）、自治省所管及び公営企業金融公庫）について野田国務大臣、政府委員、厚生省、総理府及び文部省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年３月16日（火）（第５回）

○**地方税法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上３案について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月23日（火）（第６回）

○**地方税法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上３案について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第13号)　賛成会派　自民、公明、自由、参院、無
　　反対会派　民主、共産、社民
(閣法第14号)　賛成会派　自民、公明、自由、参院、無
　　反対会派　民主、共産、社民
(閣法第15号)　賛成会派　自民、公明、自由、参院、無
　　反対会派　民主、共産、社民

なお、**地方税法の一部を改正する法律案**（閣法第13号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

○**新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第16号）（衆議院送付）
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
警察法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上３案について野田国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月30日（火）（第７回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第16号）（衆議院送付）

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について川崎運輸大臣、野田自治大臣、政府委員及び参考人新東京国際空港公団総裁中村徹君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第16号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
　　反対会派　なし

(閣法第17号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
　　反対会派　なし

○**警察法の一部を改正する法律案**（閣法第18号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長、政府委員及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第18号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
　　反対会派　なし

○平成11年４月13日（火）（第８回）

○**道路交通法の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年４月22日（木）（第９回）

○**道路交通法の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）について参考人国民生活センター相談部調査役島野康君、株式会社ＪＡＦメイト社取締役編集長岩越和紀君及び社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会専務理事鈴木邦芳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年４月27日（火）（第10回）

○**道路交通法の一部を改正する法律案**（閣法第58号）（衆議院送付）について野田国務大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第58号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月27日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○**地方公務員法等の一部を改正する法律案**（閣法第82号）について野田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月８日（火）（第12回）

○**地方公務員法等の一部を改正する法律案**（閣法第82号）について野田自治大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第82号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年７月８日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について野田自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮路和明君から説明を聴いた。

○平成11年７月22日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員宮路和明君、同桝屋敬悟君、同鰐淵俊之君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月27日（火）（第15回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員桝屋敬悟君、同宮路和明君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、参考人中央大学法学部教授堀部政男君、筑波大学社会科学系教授内野正幸君、東京大学国際・産学共同研究センター教授安田浩君及び情報処理振興事業協会セキュリティセンター所長前川徹君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年７月29日（木）（第16回）

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員鰐淵俊之君、同桝屋敬悟君、同宮路和明君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年８月３日（火）（第17回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について参考人毎日新聞社論説副委員長中村啓三君、日本弁護士連合会国民総背番号制度問題等対策協議会座長野村務君及び岐阜県知事梶原拓君から意見を聴き、各参考人

に対し質疑を行った後、修正案提出者衆議院議員宮路和明君、同鰐淵俊之君、同桝屋敬悟君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年８月５日（木）（第18回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○**不正アクセス行為の禁止等に関する法律案**（閣法第94号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案**（衆第33号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年８月６日（金）（第19回）

○**不正アクセス行為の禁止等に関する法律案**（閣法第94号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第94号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**公職選挙法の一部を改正する法律案**（衆第33号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第33号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

○平成11年８月13日（金）（第20回）

○請願第269号外14件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第270号外33件を審査した。

○地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　恒久的な減税等

個人及び法人の所得課税の在り方についての抜本的見直しが行われるまでの間、次の措置を講ずる。

(1) 最高税率の引下げ

個人の市町村民税の最高税率を10%（現行12%）に引き下げる。

(2) 定率減税の実施

個人の道府県民税及び市町村民税について所得割額の15%相当額（限度額４万円）を税額から控除する。

(3) 特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げ

現行の控除額（43万円）に２万円を加算した額とする。

(4) 法人事業税の税率引下げ

普通法人に係る年800万円超の所得に適用される税率（現行11%）を9.6%に引き下げる等の措置を講ずる。

2 道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について特別控除後の譲渡益が6,000万円超の部分に係る税率7.5%（道府県民税２%・市町村民税5.5%）を６%（道府県民税２%・市町村民税４%）に引き下げる。

(2) 一定の居住用財産を譲渡して買換え資産を取得した場合において譲渡損失があるときは前年前３年内に生じた譲渡損失の繰越控除制度を創設する。

3 事業税

個人の事業税について、事業主控除の額を290万円（現行270万円）に引き上げる。

4 不動産取得税

住宅及び住宅用土地に係る特例措置について、土地取得後住宅取得までの経過年数要件の緩和等の措置を講ずる。

5 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

恒久的な減税に伴い地方財政の円滑な運営に配慮する観点から、当分の間の措置として、その税率を道府県たばこ税については1,000本につき176円、市町村たばこ税については1,000本につき234円、それぞれ引き上げる。

6 固定資産税

固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間の延長等を行う。

7 特別土地保有税

既に徴収猶予を受けている土地が住宅・宅地供給のために譲渡された場合に徴収猶予の継続を認める特例措置の創設等を行う。

8 自動車取得税

一定の低燃費自動車に係る自動車取得税の特例措置の創設等を行う。

9 軽油引取税

輸入した軽油等に係る課税の適正化を図るため、道府県知事等が関税等に関する書類等を閲覧し又は記録することができることとする制度の創設等を行う。

10 非課税等特別措置

公害防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し等、非課税等特別措置の整理合理化を行う。

11　施行期日

この法律は平成11年４月１日から施行する。

ただし、次の改正はそれぞれに掲げる日から施行する。１(3)及び２(1)については平成12年４月１日から、５については平成11年５月１日から、６については平成12年１月１日から。

【附 帯 決 議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

1　地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方団体が地方分権の推進等に伴って増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営を行えるよう、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築に努め、地方税源の充実強化を図ること。

2　景気対策としての減税の実施に当たっては、現下の極めて厳しい地方財政の状況、地方分権の推進に伴う地方税財源の充実確保の要請等を踏まえ、地方財政の円滑な運営に十分配慮すること。なお、国と地方の税源配分の在り方を含めた税制の抜本的な見直しについて、早急に検討すること。

3　地方の法人課税については、税収の安定化、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化等の観点から、中小企業の取扱いにも配慮しつつ、事業税の外形標準課税の早期実現に努めること。

4　固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ること。また、平成12年度の土地の評価替えに当たっては、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価額に反映させるよう努めること。

5　税制の簡素化・税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税の総額の特例

(1)　法人税に係る地方交付税の率の引上げ

当分の間、法人税に係る地方交付税の率を35.8％（平成11年度にあっては32.5％）とする。

(2)　平成11年度分の地方交付税の総額の特例

地方交付税法第６条第２項の額（法定５税に係る地方交付税額）に、平成11年度における加算額5,560億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下、「交付税特別会計」という。）借入金８兆4,193億4,000万円及び交付税特別会計における剰余金1,500億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利子支払額5,882億6,000万円を控除した額とする。

(3) 平成13年度以降の各年度分の地方交付税の総額の特例

① 平成11年度の交付税特別会計借入金のうち、３兆4,484億5,000万円（通常収支不足対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計へ繰り入れる。

② 平成11年度の交付税特別会計借入金のうち、7,582億2,000万円（恒久的な減税対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計に繰り入れる。

③ 平成17年度から平成26年度までの地方交付税の総額について、6,685億円（平成11年度地方財政対策に伴う繰延分）を加算する。

④ 平成12年度から平成22年度までの間における交付税特別会計における借入金等に係る利子の繰入れに関する特例を設ける。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 単位費用の改定

地域の創意工夫に基づく地域経済の再生、人づくり等地域の活力創出に要する経費等地方団体の行政経費の財源を措置するため、単位費用を改定する。

(2) 単位費用・測定単位の新設

① 被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てた地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、新たに測定単位を設ける。

② 算定方法の簡明化を図るため、その他の教育費における公立大学の運営、私学助成、公立幼稚園の運営に係る経費、高齢者保健福祉費における老人医療費、林野行政費における公有林維持管理費、戸籍住民基本台帳費における戸籍事務に係る経費等について、新たに法律で定める単位費用として算定する。

3 基準財政収入額の算定方法の特例

平成10年度における住民税の特別減税に伴う平成11年度における減収額の一定割合を基準財政収入額に加算する算定方法の特例を設ける。

4 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）

【要　旨】

本法律案は、恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、地方特例交付金を交付する等の特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方特例交付金

(1) 交付総額

毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う当該年度の地方税の減収見込総額の４分の３に相当する額から、当該年度の道府県及び市町村

たばこ税の増収見込額の総額並びに当該年度の法人税の収入見込額の3.8%（平成11年度は0.5%）を控除した額（平成11年度交付総額約6,399億円）とする。

(2) 交付の対象

都道府県、市町村及び特別区

(3) 毎年度分として各地方公共団体へ交付すべき額

① 都道府県

当該都道府県の減収見込総額の４分の３を基準として定める率を乗じて得た額から、道府県たばこ税の増収見込額及び法人事業税の減収見込額（普通交付税の交付見込団体のみ）を控除して得た額とする。

② 市町村及び特別区

当該市町村又は特別区の当該年度における減収見込額に４分の３を乗じて得た額から市町村たばこ税の増収見込額を控除して得た額とする。

2 地方債の特例

(1) 地方公共団体は、恒久的な減税に伴う減収額を埋めるため、地方財政法第５条の特例債（減税補てん債）を発行できることとする。

(2) 各年度の地方債の発行限度額

① 都道府県

当該団体の減収見込額に４分の１を基準として定める率を乗じて得た額とする。

② 市町村及び特別区

当該団体の減収見込額に４分の１を乗じて得た額とする。

3 地方交付税の特例

普通交付税の額の算定の特例として、地方特例交付金及び減税補てん債の発行限度額の一定割合（道府県80%・市町村75%）を基準財政収入額に算入又は加算する。

4 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要　旨】

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成16年３月31日まで延長しようとするものである。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要　旨】

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き平成15年度まで講じようとするものである。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要　旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

1　警察庁情報通信局の所掌事務の追加

警察庁情報通信局の所掌事務に、電磁的記録の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術に関することを加えることとする。

2　関東管区警察局の位置の変更

関東管区警察局の移転に伴い、その位置を「東京都」から「大宮市」に変更することとする。

3　施行期日

本法律は、公布の日から施行することとする。ただし、２の改正規定は、政令で定める日から施行することとする。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　幼児用補助装置の使用の義務付けのための規定の整備

自動車の運転者は、幼児を乗車させるときは、幼児用補助装置を使用しなければならないこととする。

2　携帯電話等の走行中の使用の規制のための規定の整備

自動車等の運転中は、停止しているときを除き、携帯電話、自動車電話その他の無線通話装置を通話のために使用し、又はカーナビゲーション装置等の画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととする。

3　運転免許取得者教育に関する規定の新設

運転免許を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育を自動車教習所等の施設を用いて行う者は、その課程の区分ごとに、公安委員会に申請して、当該教育が効果的かつ適切に行われるものである旨の認定を受けることができることとする。

4　施行期日

１及び３については、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

1　幼児の自動車乗車中の交通事故による死傷者数が急増する中、チャイルドシートの適切な使用方法、効果についての広報啓発活動を一層推進するとともに、現場における指導に当たっては、国民の要請にかなった助言等に努めること。

2　チャイルドシートの使用義務化に当たり、国民の経済負担の軽減を図るため、リサイクル、レンタル活動の普及・支援及び価格の低廉化について、関係機関、団体等への協力を求めること。また、安全性と使い易さの観点から、チャイルドシートの機能性の向

上が図られるよう積極的に努めること。

3　チャイルドシートの使用義務については、本法の施行までに周知徹底に努めるとともに、本法の施行後においても、指導期間を設けるなど国民の理解と納得が得られるよう配意すること。

4　自動車等の走行中の携帯電話等の使用及びカーナビゲーション装置等の注視の危険性について、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、交通安全教育においても運転者のマナーの向上等に一層努めること。

5　本法の施行後、自動車等の走行中の携帯電話等の使用に係る交通事故の発生状況等からみて必要が生じた場合には、当該行為の規制に関する規定の違反に対する措置の在り方について検討すること。

6　チャイルドシートの使用義務及び携帯電話の走行中の使用規制に関する違反等の指導取締りに当たっては、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警察の第一線に明確な基準を示し、周知徹底を行い、適正な執行に努めること。

7　運転免許取得者教育の認定基準を定めるに当たっては、当該教育が任意の教育であることに留意すること。

8　本法の施行に当たっては、その内容が国民の日常生活に密接に関連するものであることにかんがみ、政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分尊重するとともに、国民への周知徹底を図ること。

右決議する。

地方公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、高齢社会の到来に対応し、高齢者の知識・経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳台前半の雇用と年金の連携に配慮するとの観点から、一般職の地方公務員の定年退職者等の再任用制度を整備するとともに、併せて懲戒制度の一層の適正化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　地方公務員の新たな再任用制度の導入

(1)　任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができるものとすること。

(2)　任期は、１年を超えない範囲内で更新できるものとし、任期の末日は、その者が条例で定める年齢に達した日以後における最初の３月31日までの間において条例で定める日以前でなければならないものとすること。

(3)　(2)の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとすること。

(4)　任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができるものとすること。この場合の任期については、(2)から(3)までを準用すること。

(5)　(4)の短時間勤務の職には、定年退職者等のうち、当該職について定年制度の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用できるものとするこ

と。

(6) 新たな再任用制度の導入に関し、所要の法律の整備を図るものとすること。

2 懲戒制度の整備

(1) 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員、地方公社又は条例で定める一定の法人に使用される者（以下「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合、当該退職前の引き続く職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとすること。

(2) 職員が、1により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間又は1によりかつて採用されて職員として在職していた期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとすること。

3 施行期日等

(1) この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、(2)は公布の日から、2の(1)は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) この法律の円滑な実施等を確保するため、任命権者は、長期的な人事計画の推進等必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し、必要な連絡、調整等を行うものとすること。

【附 帯 決 議】

再任用制度は、高齢社会の到来と少子化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれることにかんがみ、高齢者が豊かな知識、経験を生かすことを可能とする重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められている。政府は、地方公共団体が、この制度の活用を通じて雇用と年金の連携を図り、自主的に公務における雇用機会の拡充に努めるよう、支援すること。

右決議する。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案（閣法第94号）

【要 旨】

本法律案は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図るため、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 不正アクセス行為の禁止・処罰

特定電子計算機、すなわち電気通信回線に接続している電子計算機のうち、アクセス制御機能によりその利用を制限されているものに、電気通信回線を通じて他人の識別符号等を入力して作動させ、その制限されている利用をし得る状態にさせる行為を不正アクセス行為とし、これを禁止、処罰するものとする。

2 不正アクセス行為を助長する行為の禁止・処罰

他人の識別符号を無断で第三者に提供する行為を禁止、処罰するものとする。

3　アクセス管理者による防御措置

アクセス管理者は、識別符号等の適正な管理に努めるとともに、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　都道府県公安委員会による援助等

(1)　都道府県公安委員会は、不正アクセス行為に係るアクセス管理者に対し、その申出に基づき、再発防止のための援助を行うものとする。

(2)　国家公安委員会、通商産業大臣及び郵政大臣は、毎年少なくとも１回、不正アクセス行為の発生状況等を公表するものとするほか、国は、不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならないこととする。

なお、本法律は、公布の日から６月を経過した日（４(1)については公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について、善処すべきである。

1　不正アクセス行為は、コンピュータ・ネットワーク上の行為であり、一般の犯罪類型と異なる側面を有することから、本法の施行に当たっては、国民に対し犯罪構成要件の周知徹底を図ること。

2　ネットワーク・セキュリティ対策の促進及び充実を図るため、関係機関、団体等と緊密に連携・協力し、不正アクセス行為からの防御等に関する技術の研究開発に努めるとともに、不正アクセス行為に係る相談窓口の充実・強化を図ること。

また、ユーザ及びアクセス管理者等に対するセキュリティ対策に関する情報の提供及び啓発活動を積極的に行うこと。

3　不正アクセス行為の再発防止の援助申出の際提出することとされる「参考となるべき事項に関する書類その他の物件」に係るプライバシー情報等については、事例分析後は、速やかに返還・消去・廃棄等の処分を行うこと。

また、援助と犯罪捜査は別個の手続によるべきものであり、混同かつ職権濫用がないよう、特段に配慮すること。

4　不正アクセス行為を含むハイテク犯罪の対策を推進するに当たっては、諸外国の動向及び諸外国との整合性に配慮しつつ、情報通信分野におけるプライバシー保護についても十分配意すること。

5　通信履歴（ログ）については、憲法に保障されている通信の秘密の趣旨をそこなうことがないよう、今後とも慎重に扱うこと。

右決議する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）

【要　旨】

本法律案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　住民票コード

(1)　住民票の記載事項として新たに住民票コードを追加することとし、市町村長は、住民票に、転入した住民については転入前の住民票コードを、初めて住民票が作成される住民については全国を通じて重複しない住民票コードを記載するものとすること。

(2)　住民は、住民票コードの記載の変更請求をすることができるものとすること。

2　住民基本台帳事務の簡素化、効率化

(1)　住民は、住所地以外の市町村長に対して、自己又は自己と同一の世帯に属する者の住民票の写しの交付を請求できるものとすること。

(2)　住民基本台帳カードの交付を受けている住民については、住所異動をする際に、転出地の転出証明書の交付を不要にする手続を設けるものとすること。

3　本人確認情報の処理及び利用

(1)　市町村長は、住民票の作成などを行ったときは、本人確認情報として、その住民票に記載された氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を都道府県知事に電気通信回線を通じて通知するものとすること。

(2)　都道府県知事は、別表に掲げる国の機関等から別表に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、本人確認情報を提供するほか、一定の場合に本人確認情報を提供すること、及び自らの事務の遂行のために本人確認情報を利用することができるものとすること。

4　指定情報処理機関

(1)　都道府県知事は、自治大臣の指定する指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることができるものとし、これを行わせる場合には、市町村長から通知された本人確認情報を電気通信回線を通じて指定情報処理機関に通知するものとすること。

(2)　指定情報処理機関に、本人確認情報の保護のための委員会を置くものとすること。

5　本人確認情報の保護

(1)　市町村長、都道府県知事、指定情報処理機関及び本人確認情報の受領者である国の機関等（以下、「市町村長等」という。）について、本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を義務付け、また、定められた目的以外での本人確認情報の利用又は提供を禁止するとともに、本人確認情報の電子計算機処理等に従事するこれらの職員に対し本人確認情報に関する秘密保持義務を課し、これに違反した場合に、通常の公務員の秘密保持義務違反よりも重い罰則を科すものとすること。

(2)　市町村長等以外の者が、住民票コードの告知を要求することを禁止すること。

(3)　市町村長等以外の者が、業として行う行為に関して、住民票コードの告知を要求すること及び住民票コードの記録されたデータベースを構成することを禁止し、これらに違反した場合に、都道府県知事は中止の勧告、命令を行うことができるものとし、命令違反について罰則を科すものとすること。

6　住民基本台帳カードの交付

(1)　住民は、市町村長に対し、自己に係る氏名、住民票コード等が記録された住民基本台帳カードの交付を求めることができるものとすること。

(2)　市町村は、この住民基本台帳カードを、条例で定める目的のために利用することができるものとすること。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、次に掲げる事項は、次に掲げる日から施行するものとすること。

(1)　制度実施準備に必要な事項等　公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日

(2)　転入通知、住民票の写しの交付の特例、住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例及び住民基本台帳カード　公布の日から起算して５年を超えない範囲内において政令で定める日

なお、本法律案は、衆議院において、同法の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずる旨の修正が行われた。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第33号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　収賄罪等で刑に処せられた者の被選挙権の停止期間の延長

公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から５年を経過したものは、なお５年間被選挙権を有しないものとすること。

2　洋上投票

選挙人で遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして自治省令で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船員であるもののうち選挙の当日職務又は業務に従事すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができるものとすること。

3　選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去

(1)　衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければならないものとすること。

(2)　都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、(1)に違反して撤去しないポスターがあると認めるときは、撤去させることができるものとし、撤去の処分に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処するものとすること。

4　その他

(1)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとすること。ただし、２に係る規定は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

⑵　適用区分

①　１については、この法律の施行の日以後にした行為により刑に処せられた者について適用するものとすること。

②　２については、２に係る規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用するものとすること。

③　３については、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとすること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※13	地方税法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 2	11. 3. 8	11. 3.23 可決 附帯決議	11. 3.24 可決	11. 2. 9 地方行政	11. 2.23 可決 附帯決議	11. 2.25 可決
			○11. 3. 8 参本会議趣旨説明 ○11. 2. 9 衆本会議趣旨説明						
※14	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3. 8	3.23 可決	3.24 可決	2. 9 地方行政	2.23 可決	2.25 可決
			○11. 3. 8 参本会議趣旨説明 ○11. 2. 9 衆本会議趣旨説明						
※15	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案	〃	2. 2	3. 8	3.23 可決	3.24 可決	2. 9 地方行政	2.23 可決	2.25 可決
			○11. 3. 8 参本会議趣旨説明 ○11. 2. 9 衆本会議趣旨説明						
※16	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3.17	3.30 可決	3.31 可決	3. 5 地方行政	3.16 可決	3.17 可決
※17	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3.17	3.30 可決	3.31 可決	3. 5 地方行政	3.16 可決	3.17 可決
※18	警察法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3.19	3.30 可決	3.31 可決	3. 4 地方行政	3.18 可決	3.19 可決
58	道路交通法の一部を改正する法律案	〃	3. 2	4. 9	4.27 可決 附帯決議	4.28 可決	3.16 地方行政	3.30 可決 附帯決議	4. 1 可決
82	地方公務員法等の一部を改正する法律案	参	3.10	5.24	6. 8 可決 附帯決議	6. 9 可決	6.29 地方行政	7.13 可決 附帯決議	7.15 可決
94	不正アクセス行為の禁止等に関する法律案	衆	4.16	8. 4	8. 6 可決 附帯決議	8. 6 可決	6.11 地方行政	6.25 可決 附帯決議	6.29 可決
142／79	住民基本台帳法の一部を改正する法律案	〃	10. 3.10	6.28		8.12 可決	1.19 地方行政	6.11 修正 附帯決議	6.15 修正
			○11. 6.28 参本会議趣旨説明 ○11. 4.13 衆本会議趣旨説明 ○11. 8.12 参本会議中間報告						

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案	橋本　敦君外３名（11. 1.19）	11. 1.22		11. 3. 5	未　了				

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
33	公職選挙法の一部を改正する法律案	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井　新君（11. 7.26）	11. 7.27	11. 7.29	11. 8. 4	11. 8. 6 可決	11. 8. 9 可決			11. 7.29 可決

(5) 委員会決議

――地方財政の拡充強化に関する決議――

現下の極めて厳しい地方財政の状況及び財政需要の増大にかんがみ、地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

1　累増する巨額の借入金残高が、諸施策の実施を制約するなど地方団体の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の充実強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。

2　地方分権の一段の進展を図り、地方団体の自主性・自立性を高めるため、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた税体系を構築し、地方税の充実強化に努めること。

3　地方交付税総額の中長期的安定確保のため、地方交付税法第６条の３第２項の規定に則り、財源不足を解消するための方策を講ずること。

また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

4　地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併や広域行政など行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。

5　少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。

特に、平成12年度から実施される介護保険制度については、円滑な導入と安定的な運営を行うため、地方団体の意見を尊重し、介護基盤整備のための財政措置の拡充等適切かつ十分な体制整備を講ずること。

6　地方行財政の自主性を高めるため、国庫補助負担金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。

なお、整理合理化に当たっては、その内容、規模等を考慮しつつ、地方への負担転嫁とならないよう、地方税、地方交付税等一般財源の適切な確保を図ること。

7　今回の恒久的な減税は国の景気対策の一環として実施されることにかんがみ、将来の税制の抜本的な見直しに際しては、地方分権推進の要請、高齢社会に伴う財政需要の増大等を踏まえ、地方税源の拡充強化を実現すること。

右決議する。

【外交・防衛委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された案件は、条約15件（うち本院先議４件)、内閣提出法律案３件及び衆議院議員提出法律案１件であり、条約15件を承認し、法律案４件を可決した。

また、本委員会付託の請願８種類16件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書は、外国において標章の保護を受ける手続を簡略化する制度の確立を目的とし、国際出願、国際登録簿への登録、保護の効果が及ぶ領域の指定等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

国際通貨基金協定の第４次改正は、ＩＭＦの特別引出権・ＳＤＲが、1981年を最後に配分されておらず、その後の加盟国は配分を受けていない等の不均衡が生じていることから、これを衡平なものとするためＳＤＲの１回限りの特別配分を行うことについて定めるものである。委員会においては、協定改正の経緯と発効見通し、ＩＭＦを通じた我が国ＯＤＡの供与額等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正は、近年、債務の延滞増加による財務状況の悪化に伴い銀行の改革の必要性が認識され、銀行運営における我が国を含む域外加盟国の責任と発言権を高めるため、加盟国の出資比率、総務会の議決要件等を変更することについて定めるものである。委員会においては、銀行の議決要件改正が域内諸国に及ぼす影響、銀行の財務状況悪化の原因等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定は、現行協定に代わるものとして、対象税目への住民税の追加、一定の投資所得に対する源泉地国の限度税率の引き下げ等協定全般にわたり、最近の租税条約の改善された規定をできる限り取り入れることを内容とするものであり、また、**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書**は、国際運輸業に従事するカナダの企業が、相互主義を原則に我が国における住民税及び事業税を免除されること等を定めるものであり、また、**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書**は、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国の限度税率を引き下げること等を定めるものであり、さらに、**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約**は、現行条約に代わるものとして、一定の投資所得に対する源泉地国の限度税率の引き下げなど、最近の租税条約の改善された規定を取り入れることを内容とするものである。委員会においては、租税条約締結の基本方針、「みなし外国税額控除」の供与基準、租税条約による進出企業優遇措置等について質疑を行い、討論の後、いずれも多数で承認した。

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正は、国際海事衛星機構の名称を国際移動通信衛星機構に改めること、会社を通じてインマルサット衛星システムを運営するために機構の目的、構成等を変更することを内容とするものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定及び**投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定**は、我が国と両国との間の投資の促進及び保護を図るため、投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産・事業活動等に関する最恵国待遇及び内国民待遇、収用等の措置がとられた場合の補償、送金の自由等について定め、特にロシアとの協定では、これに加えて現地調達要求等に該当する貿易関連投資措置の禁止を定めるものである。委員会においては、投資保護協定締結の基本方針とアセアン諸国との締結見通し、ロシアとの投資保護協定の発効目途等について質疑を行い、討論の後、いずれも多数で承認した。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約は、公務員等による拷問を防止するため各締約国がこれを刑法上の犯罪とし、裁判権を設定すること等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定は、朝鮮半島エネルギー開発機構（ＫＥＤＯ）が、北朝鮮に対して加圧水型軽水炉２基から成る軽水炉プロジェクトの供与を行い、北朝鮮がＫＥＤＯに対して返済を行うという両者の合意に基づき、同軽水炉プロジェクト実施のための資金供与の枠組みを確立しようとするものであり、日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行が、ＫＥＤＯに対し1,615億円までの円貨による貸付けを行うこと、同貸付け元本の返済は３年間の据え置き期間を含む20年間の均等半年賦とすること、ＫＥＤＯが銀行に支払う利子の総額は、我が国政府がＫＥＤＯに贈与すること等について定めるものである。委員会においては、資金拠出に対する我が国国民の理解、貸付け元本の償還の確保、北朝鮮がミサイルを再発射した場合の資金供与凍結等について質疑を行い、全会一致で承認した。

核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書は、保障措置制度の実効性を強化し、その効率を改善するため、同機関に提供する情報の拡充、査察員による立入りの強化等について定めるものである。委員会においては、北朝鮮に対する保障措置の実施、核物質防護の現状、核兵器国の核軍縮義務等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）は、民間職業仲介事業所の運営を認め、そのサービスを利用する労働者を保護するための枠組みについて定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定は、我が国とイスラエルとの間に定期航空業務を開設するため、権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件、業務を行うことができる路線等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、ドイツの首都機能の移転に伴い、在ドイツ日本国大使館をボンからベルリンに移転するとともに、在ベルリン及び在ボンの各日本国総領事館を廃止するこ

と、アメリカ領・グアム島の在アガナ日本国総領事館の名称を変更すること、等を内容とするものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、平成８年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、陸上自衛隊の師団の改編等及び統合幕僚会議における情報機能の充実等を行うことに伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更を行うことを内容とするものである。委員会においては、情報収集・分析体制の強化、中期防に基づく師団改編等の進捗状況、即応予備自衛官の確保状況と訓練実績、法律改正に伴う予算の節減効果等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

自衛隊法等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて自衛隊員に新たな再任用制度を導入し、懲戒制度を整備するとともに、自衛隊員の再就職手続を整備しようとするものであり、委員会においては、多数で原案どおり可決した。なお、２項目の附帯決議が行われた。

自衛隊員倫理法案は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であって、その職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、自衛隊員倫理規程の制定、幹部自衛隊員に係る贈与・株取引・所得等の報告書の提出、自衛隊員倫理審査会及び倫理監督官の設置等、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じる等を内容とするものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

２月18日、欧州諸国の政治・経済等の諸問題について、特命全権大使オーストリア国駐箚髙島有終君、特命全権大使ドイツ国駐箚久米邦貞君、特命全権大使ハンガリー国駐箚糠澤和夫君、特命全権大使連合王国駐箚林貞行君、特命全権大使ロシア国駐箚都甲岳洋君及び政府委員から説明を聞いた後、質疑を行った。

３月４日、高村外務大臣及び野呂田防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

３月９日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

３月23日、新ガイドライン関連法案、有事法制、我が国の北朝鮮政策、日韓首脳会談等の諸問題について質疑を行った。

３月25日、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員から能登半島沖の不審船に関し報告を聴取した後、同問題について質疑を行った。

５月27日、コソヴォ問題について質疑を行った。

なお、３月12日及び15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、ＯＤＡの透明性・効率性、日米韓三国の対北朝鮮政策、ＫＥＤＯへの対応、基地周辺の騒音対策、国連の集団安全保障措置への我が国の参加、周辺事態の地理的範囲と戦闘地域の指定、防衛庁長官の「先制攻撃」発言と我が国の攻撃能力、在日米軍による低空飛行訓練、防衛関係予算の増減と後年度負担、自衛官の処遇に関する第三者機関、非核神戸方式、在日米軍基地への攻撃と自衛権、北方領土問題、ロシアの核流出問題、憲法と周辺事態における対米協力、日韓問題、国際法における交戦国と中立国、日韓逃亡犯罪人引渡し条約締結等の諸問題について質疑を行った。

また、２月23日には、海上自衛隊横須賀地方総監部、在日米軍横須賀海軍施設を視察した。

(2) 委員会経過

○平成11年２月18日（木）（第１回）

○外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○欧州諸国の政治・経済等に関する件について久米特命全権大使、林特命全権大使、糠澤特命全権大使、髙島特命全権大使、都甲特命全権大使及び政府委員から説明を聴いた後、久米特命全権大使、林特命全権大使、都甲特命全権大使、糠澤特命全権大使及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月４日（木）（第２回）

○外交の基本方針に関する件について高村外務大臣から、
国の防衛の基本方針に関する件について野呂田防衛庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第３回）

○外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月12日（金）（第４回）

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣、同長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第５回）

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について野呂田防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第20号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月18日（木）（第６回）

○**在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第20号）（衆議院送付）について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第20号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派　なし

○平成11年３月23日（火）（第７回）

○新ガイドライン関連法案に関する件、有事法制に関する件、我が国の北朝鮮政策に関する件、日韓首脳会談に関する件、ＮＥＣの政治献金に関する件等について野呂田防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○**標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件**（閣条第５号）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月25日（木）（第８回）

○能登半島沖の不審船に関する件について野呂田防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員から報告を聴いた後、同長官、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年４月13日（火）（第９回）

○**標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件**（閣条第５号）について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第５号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派　なし

○**国際通貨基金協定の第４次改正の受諾について承認を求めるの件**（閣条第３号）（衆議院送付）

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月14日（水）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際通貨基金協定の第４次改正の受諾について承認を求めるの件**（閣条第３号）（衆議院送付）

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第４号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、政府委員及び参考人国際協力事業団総裁藤田公郎君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決

した。

(閣条第３号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

(閣条第４号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

○**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第11号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上３件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月27日（火）（第11回）

○**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第11号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）

以上３件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第11号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

(閣条第12号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

(閣条第13号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

○平成11年５月27日（木）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○コソヴォ問題に関する件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○**国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件**（閣条第２号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上３件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月１日（火）（第13回）

○**国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件**（閣条第２号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）（衆議院送付）

以上３件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、**投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第６号）（衆議院送付）及び**投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第７号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第２号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

（閣条第６号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

（閣条第７号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　共産

○平成11年６月３日（木）（第14回）

○**拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月８日（火）（第15回）

○**拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件**（閣条第８号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第10号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
　　反対会派　なし

（閣条第８号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　共産

○**軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第14号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月29日（火）（第16回）

○**軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件**（閣条第14号）（衆議院送付）について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第14号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派　なし

○**核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件**（閣条第１号）（衆議院送付）

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

以上３件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年７月６日（火）（第17回）

○**核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件**（閣条第１号）（衆議院送付）

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

以上３件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、**核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件**（閣条第１号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第１号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　共産

（閣条第９号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派　なし

（閣条第15号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派　なし

○平成11年７月22日（木）（第18回）

○**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案**（閣法第19号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年７月27日（火）（第19回）

○**防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案**（閣法第19号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣条第19号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　共産

○平成11年８月５日（木）（第20回）

○**自衛隊法等の一部を改正する法律案**（閣法第87号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年８月６日（金）（第21回）

○**自衛隊法等の一部を改正する法律案**（閣法第87号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第87号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成11年８月９日（月）（第22回）

○**自衛隊員倫理法案**（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第37号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派　なし

○平成11年８月13日（金）（第23回）

○請願第339号外15件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第１号）

【要　旨】

「核兵器の不拡散に関する条約」（以下「ＮＰＴ」という。）の締約国は、核物質が核兵器等に転用されることを防止するため、国際原子力機関（以下「機関」という。）との間

に協定を締結し、同協定に定められた保障措置を受諾する義務を負っている。我が国は、1976年（昭和51年）にＮＰＴを批准し、翌年、「核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（以下「保障措置協定」という。）を締結した。その後、機関は、イラク及び北朝鮮の核開発疑惑を契機として、保障措置制度の実効性を強化し、その効率を改善するための検討を行い、1997年（平成９年）５月に保障措置の適用に関するモデル追加議定書を採択した。これを受け、我が国は、機関との間で数次にわたり協議を行った結果、1998年（平成10年）12月４日、ウィーンにおいて、機関に提供する情報の拡充、機関に対する補完的なアクセスの提供等について規定するこの追加議定書に署名した。この追加議定書は、前文、本文18箇条、末文及び二の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　保障措置協定の規定は、この追加議定書の規定と両立する限度において、この追加議定書について準用する。保障措置協定の規定とこの追加議定書との規定とが抵触する場合には、この追加議定書の規定を適用する。

2　日本国政府は、核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動（日本国政府の関与のあるもの）等の情報を含む報告を機関に行う。

3　機関は、申告されていない核物質が存在せず、又はそのような原子力活動が行われていないことを確認するための補完的なアクセスの実施に先立ち原則として24時間前までに日本国政府に対し通告を行う。

4　日本国政府は、機関に対し、原子力サイト内の場所、環境試料の採取のために機関が指定する場所等への補完的なアクセスを認める。

5　日本国政府が報告を行う必要がある活動の一覧表について附属書Ｉに定め、また、日本国政府が輸出入の報告を行う必要がある特定の設備及び資材の一覧表について附属書Ⅱに定める。

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第２号）

【要　旨】

両改正は、それぞれ、1994年（平成６年）12月及び1998年（平成10年）４月にロンドンで開催された国際海事衛星機構（インマルサット）（以下「機構」という。）の総会で採択されたものであり、機構が海事通信だけでなく航空通信及び陸上移動通信についても機構の衛星及び関連施設を提供し得るようになったことを踏まえ機構の名称を変更すること、及び独自の衛星を持つ民間企業の参入による競争の増大等の情勢の変化に対応することを目的として、会社を通じてインマルサット衛星システムを運営するために機構の目的、構成等を変更することを内容とするものである。両改正の主な内容は次のとおりである。

1　国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正

国際海事衛星機構（インマルサット）の名称を国際移動通信衛星機構（インマルサット）に改める。

2　国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正

(1)　機構は、海上における遭難及び安全に関する世界的な衛星通信業務を継続的に提供

すること、国籍を理由とした差別を行うことなしに業務を提供すること、専ら平和的目的のために活動すること等の基本原則に会社が従うことを確保することを目的とする。

(2) 機構は、会社が基本原則に従うことを確保するため、会社と公的業務契約等を締結する。

(3) 機構が必要とする資金は各締約国が指定する事業体等の分担金によって賄うこと、機構が商業上の原則に考慮を払いつつ健全な経済的及び財政的基礎の上に運営されること等の機構の運営上及び財政上の原則に関する現行条約の規定は、削除される。また、機構と各締約国が指定する事業体等との間で締結された運用協定（機構の運営、財政及び技術上の細目について定める文書）も、この改正の効力発生と同時に効力を失う。

(4) 条約の改正は、当該改正を受諾した締約国を拘束する。

なお、両改正は、現行条約の規定により、その採択の時における締約国の３分の２以上であってその時における出資率の全体の３分の２以上を代表するものによる受諾の通告を寄託者が受領した後120日ですべての締約国について効力を生ずる。

国際通貨基金協定の第４次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第３号）

【要　旨】

1969年（昭和44年）の国際通貨基金協定の改正により、国際通貨基金（以下「ＩＭＦ」という。）が創出する資産として特別引出権（以下「ＳＤＲ」という。）が導入され、これまで２期にわたりＳＤＲの配分が実施されたが、1981年（昭和56年）を最後に行われておらず、その後にＩＭＦに加盟した国（平成11年１月現在39箇国）が配分を受けていない等、加盟国間のＳＤＲの配分に不均衡が生じていた。この改正は、ＳＤＲの配分額をＩＭＦ加盟国間で衡平なものとするため、ＳＤＲの特別配分を行うことを目的とするものであり、1997年（平成９年）９月のＩＭＦの総務会で改正案が承認された。主な改正点は次のとおりである。

ＩＭＦは、従来のＳＤＲの配分とは別に、追加された付表Ｍの規定に従い、以下のとおりＳＤＲの１回限りの特別配分を行う。

1　1997年（平成９年）９月19日においてＳＤＲ会計の参加国（以下「参加国」という。）である各加盟国は、そのＳＤＲの純累積配分額が同日における当該加盟国の割当額（出資額）の29.315788813パーセントに等しくなるような額のＳＤＲの配分を受ける。

2　特別配分を希望しない参加国には、ＳＤＲの配分を行わない。

3　特別配分が行われる時において、ＩＭＦに対する債務の履行が遅滞している参加国に対しては、すべての当該債務が履行された時に、配分されるＳＤＲを引き渡す。

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第４号）

【要　旨】

近年、アフリカ開発銀行（以下「銀行」という。）は、アフリカ域内加盟国による債務の履行遅滞の増加により財務状況が悪化し、これに伴い銀行の運営改革の必要性が認識さ

れるようになった。この問題に対処するため、我が国を含む域外加盟国のイニシアティブにより、銀行運営における域外加盟国の責任と発言権を高める内容の改正案が提案され、1998年（平成10年）５月の総務会で承認された。この改正は、銀行の加盟国の出資比率、総務会の議決要件等を変更することを目的とするものであり、主な改正点は次のとおりである。

1　銀行の域内加盟国と域外加盟国の出資比率は60パーセント対40パーセントとする（現行は３分の２対３分の１）。

2　総務会の会合の定足数は、総務又は総務代理の過半数であって加盟国の総投票権数の70パーセント以上を代表するものとする（現行は加盟国の総投票権数の３分の２以上を代表する総務又は総務代理の過半数）。

3　理事会の会合の定足数は、理事の過半数であって加盟国の総投票権数の70パーセント以上を代表するものとする（現行は加盟国の総投票権数の３分の２以上を代表する理事の過半数）。

4　総務会及び理事会の決定するすべての事項は、一般に、投票権数の３分の２以上の多数による議決で決定し（現行は過半数）、重要な問題に関しては、総投票権数の70パーセント以上の多数による議決で決定する。

標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第５号）（先議）

【要　旨】

標章の国際登録制度は、1967年（昭和42年）に採択された「ストックホルムで改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定」（我が国は未締結）に基づいて従前より運用されてきたが、保護の効果が及ぶ領域として指定された当事国が保護の拒絶を通報する期間が１年と短いことなど、標章について審査主義を採用する国（我が国を含む。）が締結しにくいという問題点を有していた。そこで、一層多くの国が参加し得る標章の国際登録制度を確立することを目的として、本議定書が1989年（平成元年）６月にマドリッドで開催された国際会議において採択され、1995年（平成７年）12月１日に発効した。この議定書は、本文26箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

1　標章について、いずれかの締約国において標章登録出願（以下「基礎出願」という。）をした場合又は標章登録（以下「基礎登録」という。）がされた場合には、その名義人は、世界知的所有権機関の国際事務局（以下「国際事務局」という。）の登録簿への標章登録を受けることにより、すべての締約国の領域において当該標章の保護を確保することができる。

2　国際出願は、基礎出願を受理し又は基礎登録をした官庁（以下「本国官庁」という。）を通じ、国際事務局に対して行う。

3　本国官庁は、国際出願の願書の記載事項が基礎出願又は基礎登録の記載事項と一致している旨を証明する。出願人は、標章に係る商品及びサービスを指定して国際出願をし、国際事務局は、国際出願がされた標章を国際登録簿に直ちに登録する。

4　国際出願に際しては、国際登録による標章の保護の効果が及ぶ領域としていずれの締約国を指定するかを選択し、記載する。

5　標章の国際登録又は領域指定の記録の日から、当該標章は、関係締約国において、標章登録を当該関係締約国の官庁に直接求めていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えられるものとする。

後記６の保護の拒絶の通報が行われなかった場合又は保護の拒絶の通報が取り消された場合には、標章の国際登録又は領域指定の記録の日から、当該標章は、関係締約国において、当該関係締約国の官庁による登録を受けていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えられるものとする。

6　標章の保護について領域指定の通報を受けた締約国の官庁は、当該標章に対する保護を与えることができない旨を拒絶の通報において宣言する権利を有する。拒絶の通報については、国際事務局が領域指定の通報を当該官庁に行った日から１年の期間が満了する前に国際事務局に対して行う。締約国は、この期間を18箇月の期間とする旨を宣言することができる。（我が国は、締結に際してこの宣言を行う予定である。）

7　国際登録の存続期間は、10年とし、また、更新することができる。国際登録の日から５年の期間が満了する前に基礎出願、基礎登録等が保護を受けなくなった場合には、国際登録による保護を主張することができない。

8　国際登録に当たっては、基本手数料、追加手数料（商品又はサービスの国際分類の数が３を超える場合における１類ごとについての手数料）及び付加手数料（領域指定についての手数料）を前払しなければならず、追加手数料及び付加手数料の収入総額は関係締約国に配分する。締約国は、追加手数料及び付加手数料による収入の配分を受けることに代えて個別手数料の支払を受けることを希望する旨を宣言することができる。（我が国は、締結に際してこの宣言を行う予定である。）

9　国際登録が本国官庁の請求により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、当該標章登録出願は、国際登録の日又は領域指定の記録の日に行われたものとみなす。

投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第６号）

【要　旨】

この協定は、我が国とバングラデシュ人民共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、1998年（平成10年）11月10日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文14箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。

2　投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

3　投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

4　投資財産及び収益は、不断の保護及び保障を受け、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、収用等に係る事項に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

5　投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

6　一方の締約国は、他方の締約国又はその指定する機関による損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

7　投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。

8　投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的な協議により解決されない場合は、投資家の要請に基づき、紛争は投資紛争解決条約に従って調停又は仲裁に付託される。

9　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、仲裁委員会に付託される。

10　この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、1年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第７号）

【要　旨】

この協定は、我が国とロシア連邦との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、1998年（平成10年）11月13日にモスクワで署名されたものである。この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

1　投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。

2　投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。また、投資財産及び収益は、不断の保護及び保障を享受する。

3　投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

4　投資財産及び収益は、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、収用等に係る事項に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

5　投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

6　一方の締約国は、他方の締約国又はその指定する機関による損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。

7　投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。

8　投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的な協議により解決されない場合は、投資家の要請に基づき、紛争は投資紛争解決条約等

に従って調停又は仲裁に付託される。

9　各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関する相手国の申入れに対し好意的配慮を払う。

10　各締約国は、投資に関係する又は影響を及ぼす法令等を通常の形態により公表する。

11　いずれの締約国も、現地調達要求、輸出制限又は輸出入均衡要求に該当する貿易関連投資措置をとってはならない。

12　この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、１年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第８号）

【要　旨】

この条約は、1970年（昭和45年）に締結された我が国と韓国との間の現行の租税条約に代わる新たな条約として、1998年（平成10年）10月８日に東京において署名されたものであり、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

1　この条約の対象税目は、韓国においては所得税、法人税、所得税又は法人税の課税標準に対し直接又は間接に課される地方振興特別税及び住民税、我が国においては所得税、法人税及び住民税とする。

2　不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

3　事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

4　国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税することができる。

5　配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合には５パーセント（ただし、2003年（平成15年）末までは10パーセント）を、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。

6　利子及び使用料に対する源泉地国税率は、それぞれ10パーセントを超えないものとする。

7　不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。

8　自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は暦年を通じて183日以上の期間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。

9　勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。

10　短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。

11　法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。

12　退職年金については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。

13　この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、当該所得の受領者の居住地国においてのみ課税することができる。

14　我が国及び韓国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、「みなし外国税額控除」は、2003年（平成15年）末に廃止される。

15　両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する法令を実施し又は脱税を防止するため必要な情報を交換する。

16　各締約国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。

17　この条約は、それぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、無期限に効力を有するが、発効後５年の期間満後に終了の通告を行うことができる。

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件（閣条第９号）

【要　旨】

国際労働機関（以下「ＩＬＯ」という。）は、営利目的の有料職業紹介所の漸進的廃止又は規制について定めた「有料職業紹介所に関する条約(1949年の改正条約)(第96号)」（以下「第96号条約」という。）を1949年(昭和24年)に採択した。しかしその後、労働市場を取り巻く環境の変化により、有料職業紹介所の増加及び労働者派遣等の他の雇用関連サービスの拡大に見られるように、民間職業仲介事業所の労働市場における役割は、第96号条約が採択された当時と比べ大幅に増大した。

このような状況の変化を受けて、第96号条約の改正の必要性が検討された結果、1997年（平成９年）６月の第85回ＩＬＯ総会において、この条約が採択された。

この条約は、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護するために必要な枠組みについて定めたものであり、前文、本文24箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　「民間職業仲介事業所」とは、公の機関から独立した自然人又は法人であって、求人と求職とを結び付けるためのサービス、第三者の利用に供することを目的として労働者を雇用することから成るサービス等を提供するものをいう。

2　この条約は、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護することを目的とし、原則としてすべての種類の労働者及びすべての部門の経済活動について適用する。

3　加盟国は、許可又は認可の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律する条件を決定する。ただし、そのような条件が適当な国内法等によって別途規制されている場合は、この限りでない。

4　加盟国は、民間職業仲介事業所が人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統、社会的出身等による差別なしに労働者を取り扱うことを確保する。

5　民間職業仲介事業所による労働者の個人情報の処理は、労働者の個人情報を保護する方法で及び労働者の資格等直接に関連する情報に限って行われるものとする。

6　民間職業仲介事業所は、労働者から原則としていかなる手数料等も徴収してはならない。

7　加盟国は、民間職業仲介事業所が募集し又は紹介した移民労働者に対し十分な保護を与え及び当該移民労働者の不当な取扱いを防止するため、自国の管轄内で必要な措置をとる。

8　加盟国は、民間職業仲介事業所が児童労働を利用せず及び提供しないことを確保するための措置をとる。

9　権限のある機関は、民間職業仲介事業所の活動に関する苦情等を調査する適当な制度及び手続が維持されることを確保する。

10　加盟国は、第三者の利用に供することを目的として民間職業仲介事業所が雇用する労働者に対し、団体交渉、労働条件、社会保障等について十分な保護が与えられることを確保するため必要な措置をとる。

11　加盟国は、公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進するための条件を策定し、定期的に検討する。

12　この条約は、法令等により適用するものとし、違反があった場合における適当な救済措置が定められ及び適用されるものとする。

13　この条約は、２の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要　旨】

拷問等の禁止については、1948年（昭和23年）に採択された「世界人権宣言」、1966年（昭和41年）に採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等において規定されたが、1970年代に一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対する国際的非難が高まり、国際連合において、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。この条約は、こうした状況を背景に作成作業が行われた結果、1984年（昭和59年）の第39回国際連合総会において採択され、1987年（昭和62年）６月26日に発効したものであり、前文及び本文33箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

1　「拷問」とは、身体的又は精神的な重い苦痛を人に故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得る目的をもって又は何らかの差別に基づく理由によって、公務員その他の公的資格で行動する者により行われるもの等をいう。「拷問」には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない。

2　締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。

3　締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。

4　締約国は、拷問に当たるすべての行為を自国の刑法上の犯罪とする。拷問の未遂についても同様とし、拷問の共謀又は拷問への加担に当たる行為についても同様とする。これらの犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにす

る。

5　締約国は、前記４の犯罪が自国の管轄の下にある領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合、容疑者が自国の国民である場合及び自国が適当と認めるときは被害者が自国の国民である場合において、これらの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において前記４の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

6　容疑者がその管轄の下にある領域内で発見された締約国は、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

7　締約国は、前記４の犯罪を締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とする。

8　締約国は、拷問に当たる行為の被害者が救済を受けること及び公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保する。

9　締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、公務員その他の公的資格で行動する者により行われるもの等を防止する。

10　拷問の禁止に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、10人の専門家により構成する。

11　締約国は、委員会に対し、自国がこの条約に基づく約束を履行するためにとった措置に関する報告を提出する。委員会は、当該報告を検討し、一般的な性格を有する意見であって適当と認めるものを表明することができる。

12　委員会は、いずれかの締約国の領域内における拷問の制度的な実行の存在が十分な根拠をもって示されていると認める信頼すべき情報を受領した場合には、当該情報について調査する。締約国は、この条約の署名等の際に、委員会が調査を行う権限を有することを認めない旨を宣言することができる。

13　締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言をいつでも行うことができる。（我が国は、この条約の締結に際してこの宣言を行う予定である。）

14　締約国は、自国の管轄の下にある個人であっていずれかの締約国によるこの条約の規定の違反の被害者であると主張する者により又はその者のために行われる通報を、委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言をいつでも行うことができる。

15　この条約の解釈又は適用に関する紛争で交渉によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の組織について合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（先議）

【要　旨】

この協定は、1970年（昭和45年）に締結された我が国とマレイシアとの間の現行の租税協定に代わる新たな協定として、1999年（平成11年）２月19日にクアラ・ランプールにおいて署名されたものであり、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成る。その主な内容は次のとおりである。

1　この協定の対象税目は、マレイシアにおいては所得税及び石油所得税、我が国においては所得税、法人税及び住民税とする。

2　不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

3　事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

4　国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

5　配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合には５パーセントを、その他の場合には15パーセントをそれぞれ超えないものとする。

6　利子及び使用料に対する源泉地国税率は、それぞれ10パーセントを超えないものとする。

7　不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。

8　自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は暦年を通じて183日以上の期間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。

9　勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。

10　短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。

11　法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。

12　退職年金については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。

13　この協定に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。

14　我が国及びマレイシアにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、「みなし外国税額控除」は、この協定の発効後７年目の末に廃止される。

15　両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する法令を実施し又は脱税を防止するため必要な情報を交換する。

16　この協定は、それぞれの国内法上の手続が完了したことを相互に通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

17　現行租税協定は、この協定が適用される所得に対する租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（先議）

【要　旨】

この議定書は、1987年（昭和62年）に締結された我が国とカナダとの間の現行の租税条約（以下「現行条約」という。）を改正するため、1999年（平成11年）２月19日にオタワにおいて署名されたものであり、前文、本文９箇条及び末文から成る。その主な内容は次のとおりである。

1　現行条約第８条を改め、カナダの地方政府又は地方公共団体が国際運輸業に従事する我が国企業に対し所得に対する租税及び我が国の事業税に類似する税を課さないことを条件として、国際運輸業に従事するカナダの企業が我が国において住民税及び事業税を免除される規定を追加する。

2　現行条約第９条を改め、両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における課税上の調整方法及び調整が可能な期限についての規定を追加する。

3　現行条約第10条２を改め、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の10パーセントから５パーセントに改正する。

4　現行条約第24条の次に第24条のＡを加え、条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助について規定する。

5　この議定書は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、現行条約が有効である限り効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（先議）

【要　旨】

この議定書は、1983年（昭和58年）に締結された我が国とスウェーデンとの間の現行の租税条約（以下「現行条約」という。）を改正するため、1999年（平成11年）２月19日にストックホルムにおいて署名されたものであり、前文、本文８箇条及び末文から成る。その主な内容は次のとおりである。

1　現行条約第２条１（ｂ）のスウェーデンの対象税目について、名称を変更する。

2　現行条約第９条を改め、両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特別な関係がある場合における課税上の調整方法について定める規定を追加する。

3　現行条約第10条２を改め、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の10パーセントから５パーセントに改正する。

4　現行条約第25条の次に第25条のＡを加え、条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助について規定する。

5　この議定書は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、現行条約が有効である限り効力を有する。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）

【要　旨】

北朝鮮の核兵器開発問題を解決するため、1994年（平成６年）10月に米朝間で作成された「合意された枠組み」は、北朝鮮が既存及び開発中の核施設の凍結・解体を行う代わりに出力合計約2,000メガワットの２基の軽水炉を北朝鮮に供与すること等を定めており、この「合意された枠組み」を実施するため、日米韓３箇国は、1995年（平成７年）３月、朝鮮半島エネルギー開発機構（以下「ＫＥＤＯ」という。）を設立した。その後、1998年（平成10年）10月のＫＥＤＯ理事会において、ＫＥＤＯが北朝鮮に供与する軽水炉の総経費見積りを46億ドルとし、韓国がその70パーセント（32.2億ドル）の資金供与を行い、我が国が10億ドル相当円（1,165億円）の資金供与を行う旨の決議が採択された。これを受け、我が国政府とＫＥＤＯとの間で交渉を行った結果、1999年（平成11年）５月３日にニュー・ヨークにおいてこの協定の署名が行われた。この協定は、前文、本文８箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

1　日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行（以下「銀行」という。）は、ＫＥＤＯが北朝鮮に対して供与する加圧水型軽水炉２基から成る軽水炉プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施のため、ＫＥＤＯに対し1,165億円の額までの円貨による貸付け（以下「貸付け」という。）を行う。

2　貸付けの元本の返済は、プロジェクトのそれぞれの軽水炉プラントごとに３年間の据え置き期間を含む20年間の均等半年賦で行う。最初の返済の日にＫＥＤＯが貸付けの返済を開始することができない場合には、ＫＥＤＯ及び銀行は、返済計画を検討するため協議し、とるべき適切な措置を決定する。

3　日本国政府は、ＫＥＤＯが銀行に支払う利子の総額に相当する額の贈与をＫＥＤＯに対して行う。日本国政府が1996年（平成８年）３月にＫＥＤＯに設立した1,900万米ドルの特別の基金（流動性基金）は、この贈与の一部を成すものとみなす。

4　ＫＥＤＯは、貸付けを適正にかつプロジェクトのためにのみ使用する。

5　ＫＥＤＯは、貸付けの元本の現金による返済及び利子の支払を確実にする。

6　ＫＥＤＯは、この協定の実施に関する情報等を要請により日本国政府に提出する。

7　この協定の実施に関連して生ずることのある問題については、日本国政府とＫＥＤＯが相互に協議する。

8　この協定は、日本国政府とＫＥＤＯが、発効のための内部手続が完了した旨の公文を交換した日に効力を生じ、書面による合意によりこの協定を停止し又は終了させることができる。

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要　旨】

我が国とイスラエルとの間の定期航空路開設については、従来よりイスラエル側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、協定案文につき実質的な合意に達したので、1999年（平成11年）４月23

日に東京においてこの協定の署名が行われた。この協定は、我が国とイスラエルとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

1　両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。

2　両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。

3　指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、部品等について相手国の関税等を免除される。

4　特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

5　両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。

6　指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

7　運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

8　両国は、民間航空機、その旅客及び乗務員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。

9　両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、次のとおりである。

(1)　イスラエル国の指定航空企業が両方向に運営する路線

①　イスラエル国内の地点—ヨーロッパ内の１地点—モスクワ—大阪

②　次の路線のうち後に特定される１路線

(a)　イスラエル国内の地点—タシケント、北京、ソウル又はハバロフスクのうち後に特定される１地点—大阪

(b)　イスラエル国内の地点—後に特定されるインド、タイ又は香港内の１地点—大阪

(2)　日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

①　日本国内の地点—モスクワ—ヨーロッパ内の１地点—テル・アヴィヴ

②　次の路線のうち後に特定される１路線

(a)　日本国内の地点—ハバロフスク、ソウル、北京又はタシケントのうち後に特定される１地点—テル・アヴィヴ

(b)　日本国内の地点—後に特定される香港、タイ又はインド内の１地点—テル・アヴィヴ

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要　旨】

本法律案は、平成８年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、我が国の防衛力について合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の師団の改編等及び統合幕僚会議における情報機能の充実等を行うことに伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1　陸上自衛隊の自衛官の定数を1,604人削減し、統合幕僚会議の自衛官の定数を61人増加することにより、自衛官の定数を1,543人削減する。

2　即応予備自衛官の員数を993人増加する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1　在ドイツ日本国大使館の位置の地名をボンからベルリンに変更するとともに、在ベルリン日本国総領事館及び在ボン日本国総領事館を廃止し、両総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を削る。

2　在アガナ日本国総領事館（注、アメリカ領・グアム）の名称を在ハガッニャ日本国総領事館に、位置の地名及び所在地をハガッニャに変更する。

3　この法律案は、平成11年４月１日から施行する。ただし、ボンをベルリンに改める部分及び在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要　旨】

本法律案は、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を一括して改正し、一般職の国家公務員の例に準じて、高齢化社会、年金の満額支給開始年齢の引上げ等に対応するため、自衛隊員（以下「隊員」という。）の定年退職者等の再任用制度を改め、あわせて再任用された隊員の給与等に関する規定を整備し、及び懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとするほか、隊員の再就職に関する公務の公正性の一層の確保等を図るため、防衛庁長官の承認を要する再就職の範囲、承認状況の国会への報告等に関し、所要の規定を整備しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1　新たな再任用制度の導入

(1)　任命権者は、隊員の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、自衛官以外の隊員の常時勤務を要する官職に採用することができる。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の３月31日以前でなければならない。

(2) 任命権者は、隊員の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、自衛官以外の隊員の短時間勤務の官職に採用することができる。この場合の任期については、(1)を準用する。

(3) 任命権者は、自衛官の定年退職者及び自衛官で勤務延長の後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給等の業務に従事する自衛官の常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以前でなければならない。ただし、再任用された自衛官がその任期満了により退職することが自衛隊の任務遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官に防衛出動が下令されている場合には１年以内、その他の場合には６月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

(4) 指定職の官職以外の常時勤務を要する官職に再任用された隊員（以下「常勤の再任用隊員」という。）の俸給月額は、各俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級又は階級に応じた額とし、短時間勤務の官職に再任用された隊員の俸給月額は、指定職の官職を占める職員にあっては指定職俸給表等に掲げる俸給月額、その他の俸給表の適用を受ける職員にあっては常勤の再任用隊員の俸給月額に基づき算定した額とする。

(5) 再任用された隊員について、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当、寒冷地手当等は支給しない。

2 懲戒制度の整備

(1) 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合、当該退職までの引き続く隊員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。

(2) 隊員が新たな再任用制度により採用された場合において、隊員の定年退職者等となった日までの引き続く隊員としての在職期間又は新たな再任用制度によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。

3 再就職手続の整備

(1) 離職後２年間に就くことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利企業等の地位を、離職前５年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとする。

(2) 防衛庁長官が行った承認の処分に関し、国会に対し報告しなければならない。

4 施行期日

本法律は、平成13年４月１日から施行する。ただし、新たな再任用制度の導入に関する任命権者の準備等は公布の日から、２の(1)（懲戒制度の整備の一部）は公布の日から起算して３月を超えない範囲内で政令で定める日から、３（再就職手続の整備）は公布の日から起算して１年を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、適切な審査を経た上で自衛隊員の再就職を促進することが我が国の防衛力の健全な人的基盤の確保に資する等との基本的認識に立ち、次の事項について、検討の上善処

すべきである。

1　再就職の承認に関する本法の運用に当たっては、大多数の自衛官は、企業等と直接関係のない防衛関係の職務に任じているという実態及びその職務や任用形態の特殊性等を踏まえ、自衛官が自信と誇りを持って職務に精励し、安んじて再就職できるよう特段の配慮を行うこと。

また、再就職支援のための施策以外の施策についても適切な組織の設置等も含め、検討すること。

2　再就職の承認についての具体的基準を定めるに当たっては、公務の公正性確保に遺漏なきを期すとともに、特に、若年での定年退職を余儀なくされる自衛官の再就職の必要性、任務の特性等を十分に踏まえること。

右決議する。

自衛隊員倫理法案（衆第37号）

【要　旨】

本法律案は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、自衛隊員倫理規程の制定、幹部自衛隊員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、自衛隊員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　自衛隊員は、国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。また、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

2　内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

3　内閣は、自衛隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「自衛隊員倫理規程」という。）を国家公務員倫理規程に準じて定めるものとする。

4　部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が１件につき5,000円を超える場合に限る。）は、本法律で定める事項を記載した贈与等報告書を、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。以下同じ。）にあっては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

5　本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、本法律で定める事項を記載した株取引等報告書を、毎年、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

6　本庁審議官級以上の自衛隊員は、その所得等について、本法律で定める事項を記載し

た所得等報告書を、毎年、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

7　提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等（以下「各種報告書」という。）は、これらを受理した防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあっては、これらを受理した防衛施設庁長官）において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

8　何人も、防衛庁長官又は防衛施設庁長官に対し、保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が１件につき２万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、防衛庁長官が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの等として、あらかじめ認めた事項に係る部分については、この限りではない。

9　自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛庁長官の事務を補佐させるため、防衛庁本庁に、自衛隊員倫理審査会を置く。

10　自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官１人を置く。倫理監督官は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。これらの職務を行うに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に密接な連絡を保たなければならない。

11　本法律又は本法律に基づく命令に違反した者は、自衛隊法上の懲戒処分の対象とする。

12　本法律は、一部の規定を除き、平成12年４月１日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条　約（15件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
1	核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件	衆	11.2.19	11. 6.28	11. 7. 6 承認	11. 7. 7 承認	11. 6. 3 外務	11. 6. 4 承認	11. 6.10 承認
2	国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2.19	5.24	6. 1 承認	6. 2 承認	4.27 外務	5.13 承認	5.14 承認
3	国際通貨基金協定の第４次改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2.19	4. 9	4.14 承認	4.16 承認	3.17 外務	3.19 承認	3.23 承認
4	アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件	〃	2.19	4. 9	4.14 承認	4.16 承認	3.17 外務	3.19 承認	3.23 承認
5	標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件	参	2.19	3.19	4.13 承認	4.14 承認	4.27 外務	5.13 承認	5.14 承認
6	投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	3. 5	5.24	6. 1 承認	6. 2 承認	4.27 外務	5.13 承認	5.14 承認
7	投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	3. 5	5.24	6. 1 承認	6. 2 承認	4.27 外務	5.13 承認	5.14 承認
8	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件	〃	3. 5	6. 2	6. 8 承認	6. 9 承認	5.26 外務	5.28 承認	6. 1 承認
9	民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件	〃	3. 5	6.28	7. 6 承認	7. 7 承認	6. 3 外務	6. 4 承認	6.10 承認
10	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件	〃	3. 5	6. 2	6. 8 承認	6. 9 承認	4.22 外務	5.28 承認	6. 1 承認
			○11. 6. 2　参本会議趣旨説明			○11. 4.22　衆本会議趣旨説明			
11	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	参	3. 5	4.12	4.27 承認	4.28 承認	5.26 外務	5.28 承認	6. 1 承認
12	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 5	4.12	4.27 承認	4.28 承認	5.26 外務	5.28 承認	6. 1 承認
13	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	〃	3. 5	4.12	4.27 承認	4.28 承認	5.26 外務	5.28 承認	6. 1 承認

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	11. 5.14	11. 6. 7	11. 6.29 承認	11. 6.30 承認	11. 5.28 外務	11. 6. 2 承認	11. 6. 3 承認
			○11. 6. 7 参本会議趣旨説明				○11. 5.28 衆本会議趣旨説明		
15	航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	〃	5.14	6.28	7. 6 承認	7. 7 承認	6. 3 外務	6. 4 承認	6.10 承認

・内閣提出法律案（３件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※19	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 3	11. 7.21	11. 7.27 可決	11. 7.28 可決	11. 3.17 安全保障	11. 5.13 可決	11. 5.14 可決
※20	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 3	11. 3.10	3.18 可決	3.24 可決	2.12 外務	3. 3 可決	3. 4 可決
87	自衛隊法等の一部を改正する法律案	〃	3.16	8. 4	8. 6 可決 附帯決議	8. 6 可決	6. 2 安全保障	6. 3 可決 附帯決議	6.10 可決

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
37	自衛隊員倫理法案	内閣委員長二田孝治君（11. 8. 5）	11. 8. 6	11. 8. 6	11. 8. 9	11. 8. 9 可決	11. 8. 9 可決			11. 8. 6 可決

【財政・金融委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出15件（うち衆議院継続１件、本院先議１件)、衆議院議員提出２件、本院議員提出４件の合計21件であり、内閣提出15件、衆議院議員提出２件、本院議員提出１件を可決した。

また、本委員会付託の請願17種類381件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

本国会召集の冒頭提出されたのが**平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案**である。我が国の景気の一段の悪化を背景に、平成11年度一般会計予算では、税収が12年振りに50兆円を割り込む中で、公共事業費を前年度比10%超の伸びとするなど景気優先の財政運営で大幅な歳出増となった。本法律案は、税収減等に伴う歳入不足を補うため、政府が予算をもって国会の議決を経た範囲内で特例公債を発行することができるようにするものである。これにより発行が見込まれる特例公債は、21兆7,100億円である。本年度の建設公債を含んだ新規国債発行額が31兆円、借換債が40兆円と過去最高になったことから長期金利が急上昇したため委員会ではその対応策が問われ、資金運用部の既発債買い入れ停止・再開というめまぐるしい政府の政策変更が質された。特に、国債増発がクラウディングアウトを引き起こしたのではないかとの懸念に、宮澤大蔵大臣は、長期金利の上昇は国債の発行者として不注意であったが、「結論としてはクラウディングアウトには当たらなかった」と明確に否定した。

税制関係では、まず**平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**は、例年通り衆議院大蔵委員長提出によるもので、緊急生産調整推進対策に資するため、平成10年度において政府等が稲作の転作を行う者等に対し交付する緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等について、税制上の軽減措置を講ずるもので、全会一致で可決した。

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案は、我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に配慮したものである。昨年８月の小渕内閣発足直後の所信表明演説で、６兆円を相当程度上回る恒久的な減税を表明し、所得課税の最高税率を50%にすること、法人課税の実効税率を40%にすることなどが打ち出された。本法案は、その実現化が法案に盛り込まれたものである。具体的には、所得税の最高税率を50%から37%に引き下げるとともに、平成11年以降の所得額から、25万円を限度として、その20%相当額を税額控除する定率減税を実施するとともに、16歳未満の扶養親族及び特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に係る扶養控除額の加算を行うものである。法人税については、その基本税率を34.5%から30%に引き下げるとともに、中小法人の軽減税率等についても所要の引き下げを行うものである。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す

る法律の一部を改正する法律案も、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、景気に最大限配慮して、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済・金融情勢の変化への対応等の観点からの措置を講ずるものである。その内容は、①住宅・土地税制について、控除期間及び控除限度額の拡充等による住宅ローン減税を実施すること、長期所有土地等の譲渡所得課税の軽減等の措置を講ずること、②投資促進税制について、情報通信機器の即時償却制度の創設等の措置を講ずること、③金融関係税制について、非居住者等の受け取る一括登録国債の利子の源泉徴収の免除等の措置を講ずるほか、有価証券取引税等の廃止に併せ株式譲渡益課税の適正化措置を講ずること、④その他、小規模宅地等に係る相続税の特例の拡充、特別法人税の課税の停止、たばこ税の税率引下げ、利子税等の軽減、居住等の財産の譲渡所得課税の特例に係る阪神・淡路大地震による滅失家屋の敷地の譲渡期間要件の特例の創設等の措置を講ずることなどである。

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法案は、ビッグバンの進行など最近の金融情勢の変化に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を廃止しようとするものである。

委員会では、以上の内閣提出３法案に加え、民主党・新緑風会提出の**所得税法の一部を改正する法律案、児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案**と一括審議を行った。質疑では、所得税減税に関し、昨年の定額減税から定率減税に変わったことで所得の低い階層の大半が、前年比負担増になるのではないかとの指摘に対し、宮澤大蔵大臣は、「昨年の定額減税は、時間的にやむを得なかったが、これによって800万人近い納税者を失うことになり、課税最低限も491万円になった。かねてから我が国の課税最低限は高いと思っていたが、たくさんの人々が所得税を納めないという形は適当ではない。これが恒久化すると将来の基本的な税制改正ができなくなる。」と答弁した。このほか法人税減税の経済効果、国・地方の所得減税をめぐる争いを背景とした税財源配分の在り方などが質され、内閣提出３案をいずれも賛成多数で可決した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、産業活力再生特別法案と軌を一にして提出されたものである。我が国の生産性が著しく低迷し、経済の自立的な回復を達成していくためには、供給側における効率性の向上及び競争力の強化が急務とされ、産業活力再生特別法に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者について、事業革新設備の特別償却、設備廃棄等による欠損金の繰越期間の認定等の特例、登録免許税の税率を軽減する特例等の措置を講ずるものである。委員会では、雇用に悪影響を与えるのではないか、減税効果が具体的にあるのかなどの質疑がなされ、賛成多数で可決した。

なお、日本共産党提出の消費税率を４％から２％に引き下げることとする**租税特別措置法の一部を改正する法律案**は、審査未了となった。

次に、関税関係では、**関税定率法等の一部を改正する法律案**は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、ニオブ・チタン合金、絹紡糸等の関税率の引き下げ、適用期限の到来する154品目の暫定税率及び減免税還付制度の適用期限の延長等を行うものである。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るため、平成11年度の海上貨物通関情報処理システムの改善に合わせ、関税及び内国消費税にかかる手続に加え、

とん税及び特別とん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにするものである。

委員会では、これら２法案については、関税政策の在り方、通関手続の電子情報化の効果等について質疑が行われ、前者を多数で、後者を全会一致で可決した。

次に、金融関係では、**特定融資枠契約に関する法律案**は、貸し渋り対策の一環として提出された参議院議員提出の議員立法である。企業が金融機関に手数料を支払って融資枠を設定してもらい、その限度内でいつでも融資が受けられる融資枠（コミットメントライン）契約の解禁をしようとするものである。コミットメントライン契約については、米国では一般的な手法とされているが、我が国では、金利の上限を定めた利息制限法や出資法に抵触するおそれがあるとの理由から事実上禁止されていた。コミットメントライン契約が解禁されることによって、大企業が貸し渋りを警戒して不必要に手元資金を集める動きがなくなり、中小企業にも資金が回りやすくなること、融資枠を設定した企業の信用力が高まることなどを期待して提出されたものである。委員会では、コミットメントフィー名目の利息制限法等の脱法行為を助長する可能性などが質され、多数で可決した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院議員提出の議員立法で、金融機関の自己資本比率を高め、ＢＩＳ基準を達成する一方、貸出先に対する貸し渋りを解消することをその目的としている。「土地再評価」については、現行法上貸借対照表で、土地の含み益は負債に計上されているが、この一部を税効果会計を用いて資本の部に計上できるようにするとともに、「自己株式の消却」については、資本の部に組み入れられる再評価益の３分の２までを自社株消却の原資として活用することを認めることにするものである。これにより、企業の資本の増強、多数の株式を発行している企業の株価安定化等に利点が発生するとされている。委員会では、自社株を消却する必要性及び消却の見込み、原価評価と時価評価の関係などについて質疑が行われ、多数で可決した。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案は、第142回国会提出に係るもので、金融システム改革の一環として、投資者保護の観点からの措置を講じつつ、金融業者（ノンバンク）の社債の発行等による資金調達を自由化しようとするものである。委員会では、ノンバンクからの多重債務問題が年々大きくなっている中で、その対応策、出資法及び利息制限法の金利引下げの必要性などが問われ、多数で可決した。

次に、国際金融関係では、**国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、世銀グループの機関で貧困開発途上国に対し、経済開発・貧困削減のための長期・無利子の融資を行う国際開発協会（ＩＤＡ）が、1999年７月から2002年６月までの財源として総額86.4億ＳＤＲの第12次増資を行うこと、また、同じく世銀グループの一員で開発途上国向け民間海外直接投資に係る非商業的リスク（送金制限、戦争等）に対する保証を行う機関である多数国間投資保証機関（ＭＩＧＡ）が、最近の業務の拡大により、保証残高が保証限度額の上限に近づいていることから増資を行うことができるようそれぞれ規定するものである。委員会では、我が国の国際機関への出資基準、ＩＤＡとＩＭＦ・世銀との関係、アジア金融危機とＩＭＦプログラムの実施状況等について質され、多数で可決した。

次に、公的金融関係では、政府系金融機関を統廃合する関係４法案の審議が行われた。平成９年９月24日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」において、政府系金融

機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融機関の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努めるとともに、将来にわたる財政負担を含め、財政依存の抑制に努めるものとされているところであり、いずれもこの閣議決定に基づく法案である。

国際協力銀行法案は、日本輸出入銀行と海外経済協力基金を統合して国際協力銀行を設立するものである。委員会では、財政投融資改革が進められる中で新銀行の資金調達の在り方が問われたが、政府は、「国際協力銀行がＯＤＡや輸出入に係る政策金融を用務としているが、いずれも途上国等民間金融市場では提供できない長期かつ低利の資金供給を行うもので、国の信用に基づいて一括調達する債権である財投債を基本に資金調達を行うことが望ましいという議論もあり、今後関係者間で協議する」と答弁した。このほか、両組織統合の効果、新銀行とＩＭＦとの関係、海外経済協力案件の決定過程の透明性等について質疑が行われ、多数で可決した。

日本政策投資銀行法案は、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を統合して日本政策投資銀行を設立するものである。委員会では、５月27日、審議に先立ち横須賀市において、横須賀テレコムリサーチパーク、日産自動車（株）追浜工場など開銀融資の実情調査を行った。また、参考人として苫小牧東部開発株式会社代表取締役社長中田一男君、むつ小川原開発株式会社社長内田隆雄君、野村総合研究所研究理事富田俊基君、北海道大学経済学部教授濱田康行君等を招致した。質疑では、開銀・北東公庫の出融資の現状、失敗とされる苫小牧東部開発・むつ小川原開発両プロジェクトの原因究明、今後融資の失敗を繰り返さないための財投機関における政策コスト分析手法導入の必要性、新たにスタートする日本政策投資銀行の融資方針などについて質された。民主党・新緑風会から北東公庫の損失を一般会計で補てんする修正案が提出されたが少数で否決し、原案を多数で可決した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案は、国民金融公庫に環境衛生金融公庫を統合して、その名称を国民生活金融公庫法と改めるものである。委員会では、国民生活金融公庫に中小企業金融公庫を統合しなかった理由、今後の分野調整が問われたが、宮澤大蔵大臣は、「両公庫の分野は重複しておらず、国民生活金融公庫の貸出は、国民のなじみやすい層であるし、中小企業金融公庫は企業性の高い層をカバーしており、特に、国民生活金融公庫の貸出の90％は従業員20人未満である。」と答弁した。このほか、両組織統合の効果、政策金融のコスト分析の必要性などについても質疑が行われ、全会一致で可決した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫を統合し、日本政策投資銀行が設立されることに伴い、日本開発銀行の食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管するものである。委員会では、食品工業向け融資を農林漁業金融公庫に移管する意義、農林漁業金融公庫の果たす役割、農林漁業金融をめぐる今後の課題などについて質疑が行われ、全会一致で可決した。

次に郵政関係は、２法案である。**郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**は、金融・経済環境の変化を踏まえ、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用をより確実・有利に行うため、運用対象に特定社債及び通貨オプションを追加しようとするものである。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者が死亡したことにより支払う保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする簡易生命保険の制度（いわゆる一

病息災保険）を設けようとするものである。

委員会では、上記２法案に対し、郵貯・簡保資金による資産担保証券への運用に伴う問題点、一病息災保険を取り扱う意義、平成13年４月に予定されている郵貯の全額自主運用問題などについて質疑が行われた。特に郵貯・簡保資金の自主運用の在り方、責任の所在について野田郵政大臣は、「個々の職員については、国家公務員に課せられる『公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。』という義務で担保されているが、運用の在り方については郵貯・簡保資金運用研究会の議論を踏まえて対応したい。」と述べた。

〔国政調査等〕

２月４日、前国会で説明を聴取した日本銀行法第54条に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**に関し質疑を行った。同報告は、新日本銀行法発足後初めての報告であったが、日銀のアカウンタビリティーの在り方、保有資産の見直しなどが問われるとともに、折から景気に明るい兆しが見られると言われていたことから、景気に対する日本銀行の認識に質疑が集中した。

次いで、３月４日に宮澤大蔵大臣から所信を聴取するとともに、３月９日、所信に対する質疑を行った。ここでも依然として金融不安や失業率の増加が続き我が国経済の低迷が続いていることから、その再生策が問われた。

その後、３月12日、予算委員会から委嘱を受けた11年度予算の金融再生委員会・金融監督庁、大蔵省等所管の審査が行われた。

さらに、会期終盤の８月３日、２度目に提出された日本銀行法第54条に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告**の提出を受け、一般質疑がなされた。質疑では、山一證券への日銀特融の補てん問題、ゼロ金利継続の是非、ペイオフ実施の有無、ＣＰオペの功罪などが問われた。この中で、破綻した山一證券への日銀特融は、同社の債務超過がその後明らかになり、その取扱が問題化していることが取り上げられた。速水日銀総裁は、「平成９年11月24日付の大蔵大臣談話で、『寄託証券補償基金制度の法制化、同基金の財務基盤の充実、機能の強化等を図り十全の処理体制を整備すべく適切に対処したい』としており、日銀資金の最終的な回収に懸念はない」と答えた。この点について、宮澤大蔵大臣も「特融の要請をした大蔵大臣が最終的な責任を負わなければならない」と述べた。

(2) 委員会経過

○平成11年２月４日（木）（第１回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事引馬滋君、同銀行副総裁山口泰君、同銀行理事黒田巖君及び同銀行理事小畑義治君に対し質疑を行った。

○平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び

法人税の臨時特例に関する法律案（衆第１号）（衆議院提出）について提出者衆議院大蔵委員長村井仁君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第１号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成11年３月４日（木）（第２回）

○財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣から所信を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第３回）

○財政及び金融等の基本施策に関する件について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○**特定融資枠契約に関する法律案**（参第９号）について発議者参議院議員峰崎直樹君から趣旨説明を聴き、同塩崎恭久君及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（参第９号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

○**平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案**（閣法第１号）（衆議院送付）
経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）
有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）

以上４案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴き、
所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）
児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（参第11号）

以上両案について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月12日（金）（第４回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（金融再生委員会、金融監督庁）、大蔵省所管、郵政省所管（郵便貯金特別会計、簡易生命保険特別会計）、国民生活金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行、日本政策投資銀行及び国際協力銀行）について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣、同委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案**（閣法第１号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行い、

質疑を終局した。

○平成11年３月15日（月）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案**（閣法第４号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）

所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（参第11号）（衆議院送付）

以上５案について宮澤大蔵大臣、政府委員、建設省、自治省当局及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年３月16日（火）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案**（閣法第４号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）

所得税法の一部を改正する法律案（参第10号）

児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案（参第11号）

以上５案について発議者参議院議員峰崎直樹君、宮澤大蔵大臣、政府委員、自治省当局、参考人日本たばこ産業株式会社代表取締役社長水野勝君及び日本銀行理事黒田巖君に対し質疑を行い、

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第４号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）

以上３案について質疑を終局した。

○**平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案**（閣法第１号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第１号）　賛成会派　自民、公明、自由、参院

反対会派　民主、共産、社民

○平成11年３月19日（金）（第７回）

○**経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案**（閣法第４号）（衆議院送付）

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）（衆議院送付）
有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第６号）（衆議院送付）

以上３案について討論の後、可決した。

(閣法第４号)　賛成会派　自民、公明、自由、参院
　　反対会派　民主、共産、社民
(閣法第５号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産
(閣法第６号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

なお、**租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第５号）（衆議院送付）及び**有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案**（閣法第６号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第８号）（衆議院送付）
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）

以上３案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月23日（火）（第８回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第８号）（衆議院送付）
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第９号）（衆議院送付）

以上３案について宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第８号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産
(閣法第10号)　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産
(閣法第９号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、**関税定率法等の一部を改正する法律案**（閣法第８号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成11年３月30日（火）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第９号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員大原一三君から趣旨説明を聴き、同君、柳沢金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第９号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案**（第142回国会閣法第117号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成11年４月13日（火）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案**（第142回国会閣法第117号）（衆議院送付）について柳沢金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第142回国会閣法第117号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**国際協力銀行法案**（閣法第32号）（衆議院送付）について堺屋経済企画庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月15日（木）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国際協力銀行法案**（閣法第32号）（衆議院送付）について堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、政府委員、会計検査院当局、参考人日本輸出入銀行総裁保田博君及び海外経済協力基金総裁篠沢恭助君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第32号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第40号）

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第41号）

以上両案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月20日（火）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**

（閣法第40号）

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第41号）

以上両案について野田郵政大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、**郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第40号）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第40号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

（閣法第41号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成11年５月13日（木）（第13回）

○理事の補欠選任を行った。

○**国民金融公庫法の一部を改正する法律案**（閣法第34号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月18日（火）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**国民金融公庫法の一部を改正する法律案**（閣法第34号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長、政府委員、参考人国民金融公庫総裁尾崎護君及び環境衛生金融公庫理事長坂本龍彦君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第34号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月25日（火）（第15回）

○**日本政策投資銀行法案**（閣法第33号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月１日（火）（第16回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本政策投資銀行法案**（閣法第33号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、政府委員、参考人日本開発銀行総裁小粥正巳君、北海道東北開発公庫総裁濱本英輔君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った後、参考人苫小牧東部開発株式会社代表取締役社長中田一男君、むつ小川原開発株式会社代表取締役社長内田隆雄君、野村総合研究所研究理事富田俊基君及び北海道大学経済学部教授濱田康行君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年６月３日（木）（第17回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**日本政策投資銀行法案**（閣法第33号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣、川崎北

海道開発庁長官、政府委員、資源エネルギー庁、科学技術庁当局、参考人北海道東北開発公庫総裁濱本英輔君、日本開発銀行総裁小粥正巳君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第33号）　賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成11年６月10日（木）（第18回）

○**農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案**（閣法第47号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年７月22日（木）（第19回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案**（閣法第47号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び農林漁業金融公庫総裁鶴岡俊彦君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第47号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成11年８月３日（火）（第20回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○日本銀行法第54条第１項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁速水優君から説明を聴いた後、同件、日本債券信用銀行問題に関する件、預金保険制度等に関する件等について宮澤大蔵大臣、柳沢金融再生委員会委員長、政府委員、法務省当局、参考人日本銀行総裁速水優君、同銀行理事黒田巖君、同銀行理事小畑義治君、同銀行理事引馬滋君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成11年８月５日（木）（第21回）

○**租税特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第117号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年８月６日（金）（第22回）

○**租税特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第117号）（衆議院送付）について宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第117号）　賛成会派　自民、公明、自由、参院
　　反対会派　民主、共産、社民

○平成11年８月13日（金）（第23回）

○請願第16号外380件を審査した。

○財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第１号）

【要　旨】

本法律案は、平成11年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特例公債の発行等

(1)　特例公債の発行

財政法第４条第１項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成11年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（21兆7,100億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(2)　(1)による特例公債の発行は、平成12年６月30日まで行うことができることとし、同年４月１日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成11年度所属の歳入とする。

(3)　政府は、(1)の特例公債の発行のため、国会の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(4)　政府は、(1)により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

2　施行期日

本法律案は、平成11年４月１日から施行する。

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案（閣法第４号）

【要　旨】

本法律案は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応するとともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資するよう、個人及び法人の所得課税の在り方について、今後の我が国経済の状況等を見極めつつ将来抜本的な見直しを行うまでの間、早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　所得税法の特例

(1)　最高税率の引下げ

所得税の最高税率を37％（現行50％）に引き下げる。

(2)　定率減税

平成11年以後の各年分の所得税額から、25万円を限度として、その20％相当額を税額控除する定率減税を実施する。なお、給与所得者の１～３月分の減税については６

月以降に実施する。

(3) 扶養控除額の加算

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額（現行38万円）に10万円を加算するとともに、特定扶養親族（年齢16歳以上23歳未満の扶養親族）に係る扶養控除額（現行58万円）に５万円を加算する。

2 法人税法の特例

普通法人の税率を30%（現行34.5%）に、中小法人及び公益法人等の軽減税率を22%（現行25%）に、特定の協同組合等の特例税率を26%（現行30%）にそれぞれ引き下げる。

なお、本法律施行に伴う平成11年度の租税減収見込額は、約４兆6,620億円である。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）

【要　旨】

本法律案は、現下の厳しい経済情勢等を踏まえつつ、経済・金融情勢の変化等に対応するため、土地・住宅税制、投資促進税制、金融関係税制等について特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住宅・土地税制

(1) 住宅税制

① 住宅ローン減税について、住宅借入金等の年末残高の限度額を5,000万円以下（現行3,000万円以下）に、控除期間を15年間（現行６年間）に、控除期間中の控除額の合計を587万5,000円（現行平成11年居住分で170万円）にそれぞれ拡充する。また、適用対象となる住宅借入金の範囲に、住宅と同時に取得する土地（現行は住宅のみ）を加える。

② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度について、住宅ローン減税との併用（現行住宅ローン減税との選択制）を認める。

③ 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、特例の計算限度額を1,500万円（現行1,000万円）に引き上げる。

(2) 土地税制

個人の長期譲渡所得の課税の特例について、税率を一律20%（現行　特別控除後の譲渡益6,000万円以下の部分　20%、特別控除後の譲渡益6,000万円超の部分　25%）に軽減する。

2 投資促進税制

100万円未満の情報通信機器を取得した場合、取得価額の全額の損金算入を認める。

3 金融関係税制

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度については、平成13年３月31日まで適用する経過措置を講じた上、廃止する。

(2) 非居住者・外国法人の受け取る一括登録国債の利子に対する源泉徴収の免除、特定のＴＢ（短期国債）・ＦＢ（政府短期証券）の償還差益に係る源泉徴収の免除等の措置を講ずる。

4　阪神・淡路大震災の被災者等に係る特例

居住用財産の譲渡所得課税の特例に関し、阪神・淡路大震災による滅失家屋の敷地についての譲渡期間要件を、災害があった日から平成12年３月31日まで（現行　災害があった日から３年を経過する日の属する年の12月31日まで）の間とする特例措置を講ずる。

5　その他

(1)　小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等に係る特例の適用対象面積を330平方メートル（現行200平方メートル）に拡大する。

(2)　年7.3％の割合の利子税等について、当分の間の措置として、公定歩合に４％を加算する方式により軽減する。

(3)　製造たばこに係るたばこ税の税率を、当分の間、2,716円／1,000本（現行　3,126円／1,000本）に引き下げる。

(4)　その他の租税特別措置の改正

渇水準備金の廃止、輸入促進税制の見直し等既存の特別措置の整理合理化等を行うほか、交際費の損金不算入制度、中小企業者等の機械の特別償却等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う平成11年度の租税減収見込額は、約7,970億円である。

【租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案及び有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、一層の歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、個人及び法人の所得課税の在り方についての抜本的見直し等を含め、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一　利子・株式等譲渡益に対する課税の在り方については、総合課税化の問題を十分勘案しつつ、課税の公平・適正の観点から引き続き検討すること。また、納税者番号制度の導入については、プライバシーの保護等にも十分配慮しつつ、更に掘り下げた検討を行うこと。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　国及び地方の財政が極めて厳しい状況になっていることに配意し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、国と地方の税源配分の在り方について引き続き中長期的に検討すること。

一　急速に進展する高度情報化社会に伴う経済取引の広域化・複雑化及び電子商取引の拡大等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案（閣法第６号）

【要　旨】

本法律案は、最近における経済・金融情勢の変化等に対応するため、有価証券取引税法及び取引所税法を平成11年３月31日をもって廃止するものである。

なお、本法律施行に伴う平成11年度の租税減収見込額は、約1,880億円である。

【附 帯 決 議】

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第５号）と同一内容の附帯決議が行われている。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第８号）

【要　旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　関税率等の改正

ニオブ・チタン合金、絹紡糸等の関税率の引下げ等を行う。

２　暫定関税率の適用期限の延長

平成11年３月31日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を延長する。

３　減免税還付制度の適用期限の延長等

平成11年３月31日に適用期限の到来する減免税還付制度について、その適用期限の延長等を行う。

４　延滞税の軽減等

延滞税及び還付加算金の割合等について、当分の間、特例を設けることとする。

５　官公署等への協力要請

税関職員が他の官公署等に対し、資料の提供等の協力要請を行う根拠規定を設ける。

６　その他

その他所要の規定の整備を行う。

７　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成11年４月１日から施行することとする。

なお、本法律施行に伴う平成11年度一般会計の関税減収見込額は約２億円である。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一　著しい国際化の進展等による貿易量及び出入国者数の伸長等に伴い税関業務が増大、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・

社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の一層の効率的・重点的な運用に努めるとともに、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第９号）

【要　旨】

本法律案は、海上運送貨物に係る税関手続のより一層の迅速かつ的確な処理を図るため、関税及び内国消費税に係る手続に加え、とん税及び特別とん税に係る手続についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにする等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　電子情報処理組織により処理される税関手続に関する規定の整備

電子情報処理により処理される税関手続に、とん税及び特別とん税に係る手続等を含めるための所要の改正を行う。

2　財務諸表等に関する規定の整備

通関情報処理センターに財務諸表等の備え置き義務等を設ける。

3　罰則規定の整備

所要の罰則規定の整備を図る。

4　その他

(1)　施行期日

この法律は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　経過措置

所要の経過措置について定める。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要　旨】

本法律案は、国際開発協会及び多数国間投資保証機関に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国際開発協会の第12次増資に伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、今後３年間にわたって総額2,950億5,286万円の範囲内において、追加出資することができる。なお、追加出資は、全額出資国債により払い込むこととしている。

2　多数国間投資保証機関に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同機関に対し、従来の出資の額のほか、今後２年間にわたって総額4,202万4,880合衆国ドルの範囲内において、追加出資することができる。なお、追加出資は、追加出資限度額の17.65パーセントをアメリカ合衆国ドル又は本邦通貨により払い込み、残りは請求払い資本とすることとしている。

3　この法律は、公布の日から施行する。

国際協力銀行法案（閣法第32号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立を図るため、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を解散して、国際協力銀行を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

2　役員

(1)　国際協力銀行に、役員として、総裁１人、副総裁２人、理事７人以内及び監事２人以内を置く。

(2)　国際協力銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならないものとし、これを変更したときも、同様とする。

3　海外経済協力業務運営協議会

国際協力銀行に、海外経済協力業務運営協議会を置く。同協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員15人以内で組織し、海外経済協力業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議し、総裁に意見を述べることができる。

4　業務の範囲

(1)　国際金融等業務

①　輸出金融

設備の輸出等のための必要な資金の貸付け等を行う。

②　輸入金融

重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金の貸付け等を行う。

③　投資金融（海外投資金融、海外事業金融）

我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に充てられる長期資金の貸付け等を行う。

④　アンタイドローン

外国政府等、外国金融機関等若しくは国際機関に対して、その海外で行う事業等に必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付け等を行う。

⑤　ブリッジローン

外国政府又は外国の居住者で、当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の

対外取引を行うことが著しく困難となり、かつ、緊急に当該取引の円滑化を図る必要がある場合、国際機関又は当該外国以外の２以上の国の政府等若しくは銀行が資金の供与を行うまでの間、短期資金を貸し付ける。

⑥　リファイナンス

我が国からの設備の輸出等により我が国の法人等に対して債務を有する者の居住国（その者が外国の政府であるときは、当該外国。以下この号において同じ。）が、国際収支上の理由により当該債務の履行が著しく困難である場合に、当該居住国の政府等又は銀行に対して必要な資金を貸し付ける。

⑦　出資・保証

海外で事業を行う者に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合（我が国の法人等から借り入れる場合を除く。）において、当該長期資金に係る債務等を保証する。

⑧　①から⑦までの業務に関連して必要な調査及び業務に附帯する業務を行う。

(2)　海外経済協力業務

①　円借款

開発途上地域の外国政府等に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける。

②　海外投融資

我が国又は開発途上地域の法人等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金の貸付け等を行う。

③　①と②の業務に関連して必要な調査及び業務に附帯する業務を行う。

5　海外経済協力業務実施方針

国際協力銀行は、円借款業務を効果的かつ効率的に実施するため、総理府令で定めるところにより実施方針を定め、経済企画庁長官の承認を受けた上で、これを公表しなければならない。

6　財務及び会計

(1)　国際協力銀行は、毎事業年度、収支に関する予算を作成し、経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出し、大蔵大臣は、閣議の決定を経て、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(2)　国際協力銀行は、国際金融等業務と海外経済協力業務でそれぞれ勘定を設け、区分経理を行わなければならない。

(3)　国際協力銀行は、決算完結後、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、財務諸表とともに遅滞なく経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

(4)　決算報告書及び財務諸表は、内閣に送付され、内閣は会計検査院の検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

(5)　国際協力銀行は、その業務を行う財源として、政府若しくは銀行等から資金の借入れをし、又は国際協力銀行債券（以下「銀行債券」という。）を発行することができる。また、政府は、予算をもって定める金額の範囲内において、発行する銀行債券に係る債務の保証を行うことができる。

(6)　政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、海外経済協力業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

7　監督

国際協力銀行は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督するものとし、必要があると認めるときは、国際協力銀行に対して業務に関し監督上必要な命令等を行うことができる。

8　附則

(1)　この法律は、公布の日から施行する。ただし、日本輸出入銀行法及び海外経済協力基金法の廃止等についての規定は、平成11年10月１日から施行する。

(2)　日本輸出入銀行及び海外経済協力基金は、国際協力銀行の成立時に解散するものとし、同時にその一切の権利及び義務は、国際協力銀行が承継する。また、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金に対する政府出資金の相当額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとする。

(3)　その他本法の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関連法律の一部を改正する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　日本輸出入銀行及び海外経済協力基金の統合に当たっては、特殊法人の整理合理化を推進する趣旨にかんがみ、その効率的な運営に努めること。

一　国際協力銀行の組織及び業務については、統合の効果を発揮させるため、積極的な人材育成と内部登用の促進を図り、併せて民間からの有能な人材の登用を通じて、経済協力に関する役職員の専門的な知見とノウハウが組織及び業務の運営に十分反映される人員配置とし、もって業務の一層の活性化を図ること。

一　国際協力銀行が行うＯＤＡ業務及び国際金融等業務に関する情報公開については、国民の理解を得るため、今後の特殊法人の情報公開に関する法制上の措置を踏まえ、その内容の充実に努めること。

一　海外経済協力案件については、国民の理解を得るため、その決定の透明性を確保するとともに、相手国の国民的な理解を一層深め、ＮＧＯとも連携した情報分析等を行うこと。

一　海外経済協力については、効率的・効果的な事業運営を担保するため、実施後の状況を的確に把握し、その効果に対する第三者による客観的な評価体制を拡充すること。

一　海外経済協力案件の決定において、環境アセスメントの導入を徹底し、相手国の自然環境等に与える影響を十分調査した上で行うこと。

一　国際金融等業務については、民業補完の原則を遵守して業務のスリム化を図り、貿易保険制度及び他の投融資業務との役割分担を明確化するとともに、資金調達の在り方について検討すること。

一　国際協力銀行の設立後３年を経過した時期に、運営状況を勘案し、その業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

日本政策投資銀行法案（閣法第33号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化及び経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止して日本政策投資銀行を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

2　資本金

日本政策投資銀行の資本金は、12(2)②により、政府から出資があったものとされる金額とする。

3　役員

(1)　日本政策投資銀行に、役員として、総裁１人、副総裁２人、理事12人以内及び監事２人以内を置く。

(2)　日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。

4　業務の範囲

日本政策投資銀行は、１に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

(1)　経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の取得又は当該資金に係る貸付債権の譲受けを行うこと。

①　設備の取得等に必要な資金等

②　①に掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得等に必要な資金又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

③　①又は②に掲げる資金の返済に必要な資金

(2)　経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

(3)　(1)及び(2)の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務を行うこと。

(4)　(1)から(3)の業務に附帯する業務を行うこと。

5　中期政策方針

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した３年間の中期政策方針に従って、貸付け等を行わなければならない。

6　投融資指針

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、投融資指針を作成しなければならない。

7　運営評議員会

日本政策投資銀行に、評議員８人以内で組織される運営評議員会を置く。

8　利益金の処分及び国庫納付金

(1)　日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

(2)　日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から(1)により準備金として積み立てた額を控除した残額を国庫に納付しなければならない。

9　資金の借入れ等

(1)　日本政策投資銀行は、その業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

(2)　日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができるほか、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、寄託金の受入れをすることができる。

10　債券の発行

日本政策投資銀行は、その業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券を発行することができる。

11　雑則

主務大臣は、次のとおりとする。

(1)　役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、大蔵大臣

(2)　4の業務のうち北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定めるものに関する事項については、内閣総理大臣及び大蔵大臣

(3)　4の業務のうち(2)の業務以外のものに関する事項については、大蔵大臣

12　附則

(1)　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、日本開発銀行法及び北海道東北開発公庫法の廃止に伴う経過措置等についての規定は、平成11年10月1日から施行する。

(2)　日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の解散等

①　日本開発銀行（以下「開銀」という。）及び北海道東北開発公庫（以下「北東公庫」という。）は、日本政策投資銀行の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において日本政策投資銀行が承継する。

②　①により日本政策投資銀行が開銀及び北東公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における開銀及び北東公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、日本政策投資銀行の設立に際し政府から日本政策投資銀行に出資されたものとする。

③　①により日本政策投資銀行が開銀及び北東公庫の権利及び義務を承継したときにおいて、その承継に伴い必要となる所要の規定を設ける。

(3)　業務の特例

日本政策投資銀行は、平成13年3月31日までを限り、4に掲げる業務のほか、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発

展に資する事業であって、銀行その他の金融機関による金融取引の調整その他の金融機関側の事由による当該金融機関からの借入れの減少等が生じていることによりその実施に支障を生じている事業の円滑な遂行を図るために必要な長期運転資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証、当該資金の調達のために発行される社債の取得又は当該資金に係る貸付債権の譲受けに関する業務を行うことができる。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　日本政策投資銀行の業務については、経済社会情勢の変化に応じて適切に改善するよう随時検討するとともに、特殊法人の整理合理化の趣旨を踏まえ、民業補完の原則を徹底し、併せて効率的な運営に努めること。

一　日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の統合に当たっては、両機関等が融資の対象としてきた地域整備関連分野を新銀行が円滑に引き継ぐとともに、新銀行の業務において両機関等の対象であった分野への金融が十全に確保されるよう努めること。

一　日本政策投資銀行の業務の運営については、償還確実性の原則の趣旨等を踏まえ、財務の健全性の保持に配慮すること。特に、苫小牧東部開発株式会社等への北海道東北開発公庫の融資が、多額の償却を行わざるを得ない状況に至ったことを厳しく反省し、今後、リスクの一層厳格な管理に努めること。

一　日本政策投資銀行においては、財務内容の透明性の一層の向上を図るため、ディスクロージャーの充実に取組むとともに、外部監査法人の活用に努めること。

一　日本政策投資銀行の設立後３年を経過した時期に、運営及びその業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

一　苫小牧東部開発及びむつ小川原開発の両プロジェクトについては、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するものとなるよう、抜本的な見直しを行うこと。

一　むつ小川原開発プロジェクトにおける北海道東北開発公庫の出資・貸付債権の再点検を行い、統合前に不良債権額を確定し、ディスクローズするとともに、現在関係者間で行われている協議を精力的に進め、日本政策投資銀行設立までのできるだけ早期に成案を得ること。

右決議する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第34号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、国民金融公庫に環境衛生金融公庫を統合してその名称を国民生活金融公庫と改め、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給させることにより、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　目的

国民生活金融公庫は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的とする。

2　役員及び職員

(1)　国民生活金融公庫に、役員として、総裁１人、副総裁２人、理事５人以内及び監事２人以内を置く。

(2)　国民生活金融公庫は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。

3　業務

国民生活金融公庫は、その目的を達成するため、次の業務等を行う。

(1)　事業資金貸付

独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対して、当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金((3)の資金等を除く。)の貸付けを行うこと。

(2)　教育資金貸付

教育を受ける者又はその者の親族に対して、教育を受け、又は受けさせるために必要な小口の教育資金の貸付けを行うこと。

(3)　環衛資金貸付

環境衛生関係営業者、環境衛生同業組合等に対して、衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付けを行うこと。

4　会計

(1)　国民生活金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入金をすることができることに加え、資金繰りのため主務省令で定める金融機関からの短期借入金をすることができる。

(2)　国民生活金融公庫は、主務大臣の認可を受けて、国民生活債券を発行することができる。

(3)　政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、国民生活金融公庫の発行する債券に係る債務について保証することができる。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　国民生活金融公庫の業務実施に当たっては、民業補完の原則を踏まえつつ、今後の業務の実態に即して、管理運営体制等について適切な見直しを行い、効率的かつ効果的な運営に努めること。

一　国民生活金融公庫に関するリスク管理債権等の情報開示を充実するとともに、政策遂行による効果と費用について、より分かりやすい情報の提供に努めること。

一　国民生活金融公庫の設立後３年を経過した時期に、運営状況を勘案し、融資制度の改善・見直しをはじめ公庫の業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金及び簡易生命保険特別会計の積立金の運用対象に特定社債及び通貨オプションを追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　郵便貯金法の一部改正

郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に特定社債及び通貨オプションを加える。

2　簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に特定社債及び通貨オプションを加える。

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者が死亡したことにより支払う保険金額を死亡の原因に応じて異なる額とする簡易生命保険の制度（いわゆる「一病息災保険」）を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　簡易生命保険の制度の改善

(1)　被保険者が死亡したことにより支払う保険金額について、死亡の原因に応じて異なる額とすることができるようにする。

(2)　その他所要の規定の整備をする。

2　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要　旨】

1　目的規定の改正

農林漁業金融公庫（以下「公庫」という。）の目的として、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを加える。

2　食品の製造等の事業を営む者に対する貸付業務規定の整備

(1)　公庫は、１の目的を達成するため、卸売市場近代化資金、新規用途事業等資金及び

中山間地域活性化資金（加工流通施設）のほか、食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通（以下「食品の製造等」という。）の事業を営む者等に対し、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用を行うのに必要な資金であって、主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行う。

(2) (1)の「食品」とは、飲食料品のうち薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

(3) (1)に規定する資金の貸付けの利率は年９分５厘以内、償還期限は15年以内、据置期間は３年以内で公庫が定める。

3　施行期日

この法律は、平成11年10月１日から施行する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第117号）

【要　旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、企業による事業の再構築の円滑化に資するため、「産業活力再生特別措置法」に基づく事業再構築計画の認定を受けた事業者について、事業革新設備の特別償却、設備廃棄等による欠損金の繰越期間等の特例、登録免許税の税率を軽減する特例等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　事業再構築を行う一定の中小企業者が、取得等をして事業の用に供する機械装置について、取得価額の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の７の特別税額控除の選択適用を認める。

2　事業再構築計画の認定を受けた一定の事業者が、取得等をして事業の用に供する特定の機械装置等（事業革新設備）について、取得価額の100分の18（一定の事業革新設備は、100分の24）の特別償却を認める。

3　事業再構築計画の認定を受けた一定の事業者等が行う長期所有土地等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、課税繰延割合100分の80（国又は地方公共団体に対する譲渡は100分の90）とする圧縮記帳を認める。

4　共同で事業再構築計画の認定を受けた法人が、共同で現物出資により会社（共同新設会社）を設立する際に生ずる譲渡益について、一定の要件の下に、課税の繰延べを認める。

5　事業再構築計画の認定を受けた法人が、特定設備の廃棄等を行った場合に生じた損失に係る一定の欠損金額について、繰越控除期間を７年間とする措置と前１年間の繰戻し還付との選択適用を認める。

6　認定事業者等が、一定の認定事業再構築計画等に基づき行う株式会社の設立登記に対する登録免許税の税率を1,000分の3.5（本則1,000分の７）に軽減する等の措置を講ずる。

7　産業活力再生特別措置法の制定に伴い廃止される特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法に係る措置については、所要の経過措置を講じた上、廃止する等所要の規定の整備を行う。

8　この法律は、産業活力再生特別措置法の施行の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平年度の租税減収見込額は、約40億円である。

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案（第142回国会閣法第117号）

【要　旨】

本法律案は、金融システム改革の一環として、投資者保護の観点からの措置を講じつつ、金融業者の社債の発行等による資金調達を自由化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　登録

(1)　金融業者（貸金業規制法に規定する貸金業者等）は、登録を受けた法人である金融業者（以下「特定金融会社等」という。）でなければ社債の発行等による貸付資金の受入れをしてはならない。

(2)　一定の財産的基礎（最低資本金基準）、人的構成等を登録の要件とする。

(3)　特定金融会社等登録簿を公衆の縦覧に供する。

2　ディスクロージャー

特定金融会社等に対し、証券取引法に基づく有価証券報告書等に、融資業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確にするための会計の整理を義務付ける。

3　監督

この法律の施行に必要な限度において、特定金融会社等に対し、その業務又は経理の状況に関する報告の徴収を行うことができる。

4　罰則

無登録の金融業者が社債の発行等により貸付資金の受入れをすること等に関して罰則規定を設ける。

5　出資法の改正

(1)　第２条第２項（名義の如何に係わらず預り金を禁止する規定）の名義の例示として社債を追加する。

(2)　第２条第３項（貸付業者による貸付資金調達のための社債発行を禁止する規定）を削除する。

6　見直し

法律の施行後５年以内に、この法律に規定する制度について検討を加え、所要の措置を講ずる。

なお、衆議院において、登録・監督の主体を内閣総理大臣から金融再生委員会に改めるとともに、施行期日を平成10年12月１日から、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日に改める等の修正が行われている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　金融業者が発行する社債を購入する投資者を保護するため、金融業者の監督体制の強化を図るとともに、不良債権の状況など融資業務の特殊性に対応したディスクロージャーの充実を図ること。また、本法律に基づいて金融業者が発行する社債については、社債と銀行預金等との違いを正しく認識した上で投資者が購入できるように、その趣旨の

周知・徹底を図ること。

一　多重債務問題が深刻化している現状にかんがみ、金融業者に対し、与信審査の一層の厳格化、過剰貸付の禁止、貸出金利の引下げ等について適切な指導・監督・要請を行うとともに、暴力的取立てなどの悪質な行為は厳重に取り締まること。また、借手に対する消費者信用教育、カウンセリング機能の充実等を図るほか、統一的な消費者信用保護に関する法整備について検討すること。

一　出資法等で定められている金融業者の貸出金利の規制の在り方については、借手保護の視点も踏まえ検討すること。

右決議する。

特定融資枠契約に関する法律案（参第９号）

【要　旨】

１　目的

この法律は、特定融資枠（いわゆるコミットメントライン）契約に係る手数料について利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例を定めることにより、企業の資金調達の機動性の増大を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

２　定義

この法律において特定融資枠契約とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であって、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第２条に規定する株式会社（いわゆる大会社）であるものをいう。

３　利息制限法等の適用除外

利息制限法第３条及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第６項のみなし利息に係る規定は、特定融資枠契約に係る手数料については、適用しない。

４　施行期日等

(1)　この法律は、公布の日から施行し、この法律の施行後に締結される特定融資枠契約について適用する。

(2)　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3)　特定融資枠契約に係る制度の在り方については、この法律の施行後２年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第１号）

【要　旨】

本法律案は、緊急生産調整推進対策に資するため、平成10年度において政府等が稲作の転作を行う者等に対し交付する緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等につい

て、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

1　個人が交付を受ける同補助金等については、一時所得に係る収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

2　農業生産法人が交付を受ける同補助金等については、交付を受けた後２年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う平成10年度における租税の減収見込額は、約３億円である。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第９号）

【要　旨】

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を１年延長し、再評価差額金を税効果会計を用いて貸借対照表に計上することとするとともに、公開会社について、再評価差額金をもってその株式を消却することができることとする等所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　事業用土地の再評価の実施期限の延長

事業用土地の再評価を行うことができる期限を１年延長する。

2　再評価差額金の貸借対照表への計上

(1)　事業用土地の再評価を行った法人は、当該事業用土地の再評価額から帳簿価額を控除した額のうち、当該再評価額が帳簿価額を上回る場合においては繰延税金負債の金額を貸借対照表の負債の部に、当該再評価額が帳簿価額を下回る場合においては繰延税金資産の金額を貸借対照表の資産の部に、計上しなければならない。

(2)　(1)の場合においては、当該再評価差額から繰延税金負債を控除した金額又は当該再評価差額に繰延税金資産を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

3　配当可能利益からの再評価差額金の控除

配当可能利益の算定に当たっては、純資産額から再評価差額金の額を控除する。

4　再評価差額金の取崩しの特例

(1)　公開会社（株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律に規定する公開会社をいう。）は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもってその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

(2)　(1)の場合においては、平成13年３月31日までの間に限り、再評価差額金を取り崩し、これをもって株式を買い受けて消却することができる。

(3)　(1)により買い受けて消却することができる株式の取得価額の総額は、再評価差額金の額の３分の２を限度とする。

5　施行期日等

(1)　この法律は、平成11年３月31日から施行する。

(2)　平成12年３月31日前に到来する決算期において、税効果会計を採用していない法人の当該決算期に係る再評価差額金については、この法律による改正前の土地の再評価に関する法律の規定を適用することができる。

(3)　その他所要の規定の整備を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　資産の評価については、国際的な会計基準の動向等に留意しながら現行の評価原則の在り方について検討すること。

一　現下の経済状況に対応するため、企業の財務の健全性及び投資家等への情報開示の必要性からみて緊急的に行われている措置については、望ましい会計処理に移行するよう努力すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※1	平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案	衆	11. 1.19	11. 3. 5	11. 3.16 可決	11. 3.17 可決	11. 2. 4 大蔵	11. 2.19 可決	11. 2.19 可決
			○11. 3. 5 参本会議趣旨説明 ○11. 2. 4 衆本会議趣旨説明						
※4	経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案	〃	1.29	3. 5	3.19 可決	3.24 可決	2. 4 大蔵	2.19 可決	2.19 可決
			○11. 3. 5 参本会議趣旨説明 ○11. 2. 4 衆本会議趣旨説明						
※5	租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	〃	1.29	3. 5	3.19 可決附帯決議	3.24 可決	2. 4 大蔵	2.19 可決附帯決議	2.19 可決
			○11. 3. 5 参本会議趣旨説明 ○11. 2. 4 衆本会議趣旨説明						
※6	有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案	〃	1.29	3. 5	3.19 可決附帯決議	3.24 可決	2.12 大蔵	2.19 可決附帯決議	2.19 可決
※8	関税定率法等の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3.15	3.23 可決附帯決議	3.24 可決	3. 4 大蔵	3. 9 可決附帯決議	3.11 可決
※9	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3.15	3.23 可決	3.24 可決	3. 5 大蔵	3. 9 可決	3.11 可決
※10	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3.15	3.23 可決	3.24 可決	3. 5 大蔵	3. 9 可決	3.11 可決
※32	国際協力銀行法案	〃	2. 9	4. 9	4.15 可決附帯決議	4.16 可決	3. 9 商工	3.23 可決附帯決議	3.26 可決
※33	日本政策投資銀行法案	〃	2. 9	5.20	6. 3 可決附帯決議	6. 4 可決	4.13 大蔵	4.23 可決附帯決議	4.27 可決
※34	国民金融公庫法の一部を改正する法律案	〃	2. 9	5.12	5.18 可決附帯決議	5.21 可決	4.13 大蔵	4.16 可決附帯決議	4.22 可決
40	郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	参	2.16	4.14	4.20 可決	4.21 可決	5.12 逓信	5.19 可決	5.21 可決
41	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	〃	2.16	4.14	4.20 可決	4.21 可決	5.12 逓信	5.19 可決	5.21 可決
47	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	衆	2.23	6. 8	7.22 可決	7.23 可決	4. 1 農林水産	4.27 可決	5. 7 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
117	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	11. 7.21	11. 8. 4	11. 8. 6 可決	11. 8. 6 可決	11. 7.22 大蔵	11. 7.28 可決	11. 7.29 可決
142／117	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案	〃	10. 5.19	3.29	4.13 可決 附帯決議	4.14 可決	1.19 大蔵	3.19 修正 附帯決議	3.23 修正

・本院議員提出法律案（４件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	租税特別措置法の一部を改正する法律案	橋本　敦君外３名 (11. 1.19)	11. 1.22		11. 3. 5	未了				
9	特定融資枠契約に関する法律案	塩崎　恭久君外６名 (11. 2.19)	2.22	11. 3.10	3. 8	11. 3. 9 可決	11. 3.10 可決	11. 3.17 大蔵	11. 3.19 可決	11. 3.23 可決
10	所得税法の一部を改正する法律案	峰崎　直樹君外３名 (11. 3. 3)	3. 4		3. 5	未了				
		○11. 3. 5　参本会議趣旨説明								
11	児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案	峰崎　直樹君外３名 (11. 3. 3)	3. 4		3. 5	未了				
		○11. 3. 5　参本会議趣旨説明								

・衆議院議員提出法律案（２件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 村井　仁君 (11. 2. 2)	11. 2. 2	11. 2. 2	11. 2. 2 (予備)	11. 2. 4 可決	11. 2.10 可決			11. 2. 2 可決
9	土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案	大原　一三君外３名 (11. 3.19)	3.19	3.23	3.29	3.30 可決 附帯決議	3.31 可決	11. 3.19 大蔵	11. 3.23 可決 附帯決議	3.23 可決

【文教・科学委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出５件（うち本院先議２件）、本院議員提出１件の合計６件であり、内閣提出５件を可決し、本院議員提出１件は継続審査とした。

また、本委員会付託の請願35種類120件のうち、３種類10件を採択した。

〔法律案の審査〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案は、新潟大学医療技術短期大学部及び鳥取大学医療技術短期大学部を廃止するとともに、昭和48年度以降に設置された国立医科大学等に係る職員の定数を改めようとするものである。

委員会においては、看護系大学・大学院の整備方針、資質の高い看護婦等の養成の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、学術の進展に寄与するため、日本学術振興会が、業務として、科学研究費補助金の審査・配分事務を行うことができるようにするとともに、規制緩和の一環として、余裕金の運用の方法を拡大する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、21世紀における学術・科学技術振興の在り方、科学研究費補助金の審査・評価の充実のための方策、今後の科学研究費補助金の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、３項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**国立教育会館の解散に関する法律案**は、特殊法人の整理合理化を推進するため、国立教育会館を解散しようとするものである。

委員会においては、解散に伴う国立教育会館の業務の移管先、教員の研修制度の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。

学校教育法等の一部を改正する法律案は、大学審議会の答申等を受け、大学制度の弾力化を推進するとともに大学の組織運営体制の整備を行おうとするものであり、その主な内容は、所定の単位を優秀な成績で修得した者について３年以上の在学で大学の卒業を認めることができる制度を設けること、大学院の研究科の位置付けを明確化するとともに研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるようにすること、国立大学について、運営諮問会議及び評議会を設置するほか、教授会の所掌事務を定めること、国公立大学の教員の選考における学部長等の役割を定めることなどである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、３年以上の在学で卒業を認める制度の濫用防止策、運営諮問会議と大学の自律性、評議会・教授会と学長・学部長等との関係、大学に関する情報の公表方法と内容等について質疑が行われた。

質疑を終局し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、５項目の附帯決議が付された。

参議院先議として提出された**著作権法の一部を改正する法律案**は、近年のデジタル化、ネットワーク化に対応した著作権保護の国際的枠組みとして世界知的所有権機関において採択されたＷＩＰＯ著作権条約に盛り込まれている事項を中心に著作権制度の整備を図るため、技術的保護手段の回避に係る規制、権利管理情報の改変等の規制、譲渡権の創設、上映権の対象の拡大、録音物による演奏についての経過措置の廃止を行おうとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、著作権思想の普及啓発の必要性、デジタル時代における音楽著作権の保護、附則第14条廃止後の著作物使用料の徴収方法、著作権仲介業務団体の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、３項目の附帯決議が付された。

小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案は、小学校及び中学校の同学年の児童又は生徒で編制する１学級の児童又は生徒の数並びに高等学校の全日制の課程及び定時制の課程における１学級の生徒の数が、それぞれ30人以下となるよう学級規模の適正化を推進する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、趣旨説明の聴取を行った後、継続審査要求書を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

３月４日、有馬文部大臣から文教行政の基本施策について所信を、森田文部政務次官から平成11年度文部省関係予算について説明を聴取し、また、有馬科学技術庁長官から科学技術振興のための基本施策について所信を、稲葉科学技術政務次官から平成11年度科学技術庁関係予算について説明を聴取した。

３月９日、文教行政の基本施策及び科学技術振興のための基本施策について質疑が行われ、伝統文化の学校教育での指導、30人学級問題への文部省の取組、使用済み燃料輸送容器データ問題のフォローアップ、長野オリンピック招致に関する疑惑問題、アメラジアン問題への文部省の対応、高校の授業料滞納者の実態、老朽化した校舎の改善、教育の地方分権と学校裁量権の拡大、教育改革と教育基本法の改正、心の教育の在り方等が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）及び文部省所管予算について審査を行い、美術館・博物館の充実策、広島県立世羅高等学校長の自殺と国旗・国歌の扱い、人権教育への文部省の取組、学校施設のバリアフリー化、教科書価格の水準、研究員や審議会委員に占める女性の割合の向上、スポーツの振興と学校の関係等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○文教行政の基本施策に関する件について有馬文部大臣から所信を聴いた。

○平成11年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○科学技術振興のための基本施策に関する件について有馬科学技術庁長官から所信を聴いた。
○平成11年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

○文教行政の基本施策に関する件及び科学技術振興のための基本施策に関する件について有馬国務大臣、政府委員及び国土庁当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第３回）

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（日本学術会議））について政府委員から説明を聴き、
（総理府所管（日本学術会議、科学技術庁）及び文部省所管）について有馬国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年３月23日（火）（第４回）

○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月30日（火）（第５回）

○**日本学術振興会法の一部を改正する法律案**（閣法第22号）（衆議院送付）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。
○**国立学校設置法の一部を改正する法律案**（閣法第21号）（衆議院送付）について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第21号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
○**日本学術振興会法の一部を改正する法律案**（閣法第22号）（衆議院送付）について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第22号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

○平成11年４月13日（火）（第６回）

○**国立教育会館の解散に関する法律案**（閣法第72号）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月15日（木）（第７回）

○**国立教育会館の解散に関する法律案**（閣法第72号）について有馬文部大臣及び政府委

員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第72号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

○平成11年５月11日（火）（第８回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第67号）（衆議院送付）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月13日（木）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第67号）（衆議院送付）について有馬文部大臣、政府委員及び文部省当局に対し質疑を行った。

○平成11年５月18日（火）（第10回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第67号）（衆議院送付）について参考人国立学校財務センター研究部長天野郁夫君、筑波大学教育学系教授門脇厚司君及び九州大学理学部教授矢原徹一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年５月20日（木）（第11回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**（閣法第67号）（衆議院送付）について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第67号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産
なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月25日（火）（第12回）

○**著作権法の一部を改正する法律案**（閣法第114号）について有馬文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月27日（木）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**著作権法の一部を改正する法律案**（閣法第114号）について参考人専修大学法学部教授齊藤博君、社団法人全国環境衛生同業組合中央会理事長森茂雄君、社団法人日本音楽著作権協会会長遠藤実君及び社団法人日本芸能実演家団体協議会専務理事棚野正士君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年６月１日（火）（第14回）

○**著作権法の一部を改正する法律案**（閣法第114号）について有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第114号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年８月13日（金）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。

○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第13号）について発議者参議院議員石田美栄君から趣旨説明を聴いた。

○請願第119号外９件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第２号外109件を審査した。

○**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**（参第13号）の継続審査要求書を提出することを決定した。

○教育、文化、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　新潟大学併設の医療技術短期大学部及び鳥取大学併設の医療技術短期大学部を廃止すること。

2　昭和48年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成11年度の職員の定員を、２万79人（16人減）に改めること。

3　この法律中、国立医科大学等の職員の定員の改正規定は平成11年４月１日から、鳥取大学併設の医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成14年４月１日から、新潟大学併設の医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成15年４月１日から施行すること。

日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要　旨】

本法律案は、学術の進展に寄与するため、科学研究費補助金を研究者に交付する業務を日本学術振興会（以下「振興会」という。）ができるようにするとともに、余裕金の運用の方法を拡大する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1　振興会は、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する補助金を研究者に交付する業務を行うことができることとすること。

2　１により振興会が交付する補助金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の補助金の交付の決定の取消し及び返還等に関する規定の一部を準用すること。

3　余裕金の運用の方法として、文部大臣の指定する金融機関への預金を追加すること。
4　罰金の額の引上げを行うこと。
5　この法律は、平成11年４月１日から施行すること。

【附 帯 決 議】

政府は、学術研究が人類の普遍的な知的創造活動であって、その応用や技術化を通じて人類・社会の発展の基盤を形成するものであることを十分認識し、本法施行に当たり、次の事項について、配慮すべきである。

1　科学技術創造立国を目指す我が国にとって、広く学術研究の振興を図ることが最重要課題であることにかんがみ、科学研究費の充実・拡充に今後とも一層努めること。
2　科学研究費補助金の効率的・効果的でより適切な配分等を図るため、その交付申請に係る審査に当たっては、透明性を確保するとともに、研究者に必要な情報の公開に努めること。
3　日本学術振興会が新たに行う科学研究費補助金交付業務の執行に当たっては、同振興会の事務処理体制の整備・充実に努めるとともに、その運用の改善に努めること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要　旨】

本法律案は、大学が教育研究上の多様な要請にこたえられるよう大学制度の弾力化を推進し、また、大学が一体的、機能的に運営され責任ある意思決定が行われ、あわせて社会に対して開かれた大学となるよう組織運営体制を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　学校教育法の一部改正
(1)　大学は、文部大臣の定めるところにより、卒業要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得した者について、３年以上の在学でその卒業を認めることができるものとすること。
(2)　大学に学部長を置くことができるものとし、学部長は学部に関する校務をつかさどるものとすること。
(3)　大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とするとともに、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができるものとすること。
2　国立学校設置法の一部改正
(1)　運営諮問会議の設置
①　国立大学に、大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項、教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する重要事項、その他大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行うため、運営諮問会議を置くものとすること。
②　運営諮問会議の委員は、当該国立大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命するものとする

こと。

(2) 評議会の設置

① 国立大学に、大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項、学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教育研究活動等の状況について当該大学が行う評価に関する事項その他の大学の運営に関する重要事項について審議し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行うため、評議会を置くものとすること。

② 評議会は、学長、学部長等をもって充てる評議員で組織し、評議会の定めるところにより、学部等から選出される教授及び評議会の議に基づいて学長が指名する教員を加えることができるものとすること。

③ 学長、学部長等以外の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命するものとすること。

④ 評議会の議長は学長をもって充てることとし、議長は評議会を主宰するものとすること。

(3) 教授会の設置

① 国立大学の学部等に、学部等の教育課程の編成に関する事項その他の学部等の教育又は研究に関する重要事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行うため、教授会を置くものとすること。

② 教授会の議長は当該教授会を置く組織の長をもって充てることとし、議長は教授会を主宰するものとすること。

(4) 国立大学等の運営の基準

国立大学及び国立短期大学は、当該国立大学等の教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するようにしなければならないものとすること。

(5) 教育研究等の状況の公表

国立大学及び国立短期大学は、文部省令で定めるところにより、当該大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表しなければならないものとすること。

3 教育公務員特例法の一部改正

(1) 教授会が教員の採用及び昇任のための選考について審議する場合には、その教授会が置かれる組織の長は、当該選考に関する意見を教授会に対して述べることができるものとすること。

(2) 学長、教員及び部局長の採用のための選考の方法等に係る学長、評議会及び教授会のそれぞれの所掌事務に関する規定を整備すること。

4 施行期日等

(1) この法律は、平成12年4月1日から施行するものとすること。

(2) 学校教育法の一部改正中3年以上の在学で大学の卒業を認めることができる規定は、この法律の施行前から引き続き大学に在学する者には適用しないものとすること。

【附 帯 決 議】

政府及び関係者は、新たな時代の要請のもとでの学問の自由や大学の自治に留意しつつ、大学改革を積極的に推進するため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段

の配慮をすべきである。

1　３年以上の在学で大学の卒業が認められる在学期間の特例については、例外的な措置である本制度の趣旨を踏まえ、導入の前提となる厳格な成績評価等、実施に当たっての要件を明確にするなど制度の適正な運用が確保されるよう努めること。

2　大学の運営に当たって、学長が評議会の審議を尊重し、また、学部の運営に当たって、学部長が教授会の審議を尊重するなど、適正な運用が確保されるよう努めること。

3　運営諮問会議については、その制度の運用に当たって、大学の教育研究の自主性を尊重しつつ、大局的な見地からの意見が広く各界から取り入れられるよう配慮すること。

4　大学の教育研究等の状況の公表に当たっては、公共的機関としての大学に関する情報公開への社会的要請に幅広く応えるとともに、積極的な情報発信に努めること。

5　先進諸国に比べ高等教育に対する公費負担の少ない我が国の実情に鑑み、大学等高等教育機関の活性化と各大学の個性的かつ創造的な発展を図るため、財政措置の拡充を含む必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

国立教育会館の解散に関する法律案（閣法第72号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を図るため、国立教育会館を解散しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国立教育会館（以下「教育会館」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、一般会計に帰属するものとすること。

2　教育会館は、平成12年４月１日から解散の日までの間においては、教育職員その他の教育関係者のための研修施設を運営し一般の利用に供する業務を行わないものとすること。

3　主として教育職員等のための研修施設を運営する業務及び一般の利用に供する業務の用に供されている教育会館の財産で政令で定めるものは、平成12年４月１日に国が承継し、一般会計に帰属するものとすること。

4　その他所要の規定の整備を図るものとすること。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第114号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、近年のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権保護の国際的枠組みとして世界知的所有権機関（ＷＩＰＯ）において採択された、「ＷＩＰＯ著作権条約」に盛り込まれている事項を中心に著作権制度の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有することとすること。

2　著作者、実演家又はレコード製作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）、実演又はレコードをその複製物等の譲渡により公衆に提供する権利を専有することとするとともに、当該権利を有する者の許諾を得た者により公衆に譲渡された複製物等の譲渡には

当該権利が及ばないこととすること。

3　私的使用を目的として技術的保護手段の回避により可能となった複製等をその事実を知りながら行うことについては著作権を制限しないこととすること。

4　複製権の制限により作成された複製物を公衆に譲渡できる場合について定めること。

5　権利管理情報を故意に除去又は改変等する行為について、著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなすこととすること。

6　著作物の複製物等の譲渡を受けた時において、当該複製物等が譲渡権者の許諾を得て公衆に譲渡されたもの等でないことを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該複製物等を公衆へ譲渡する行為について、譲渡権を侵害する行為でないとみなすこととすること。

7　技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置の公衆への譲渡等を行った者、業として公衆の求めに応じて技術的保護手段の回避を行った者及び営利を目的として権利管理情報を故意に除去又は改変等した者についての罰則を定めることとすること。

8　録音物による演奏についての経過措置を廃止すること。

9　その他関係規定の整備を行うこと。

10　この法律は、平成12年１月１日から施行すること。ただし、３、５及び７の規定は、平成11年10月１日から施行すること。

【附 帯 決 議】

政府は、著作権思想の一層の普及・啓発に努めるとともに、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る国際的動向にかんがみ、著作権の保護を適切に行うため、次の事項について配慮すべきである。

1　附則第14条の廃止に係る著作物使用料の徴収が適正かつ円滑に実施されるよう、関係者間の調整に努めること。

2　著作権の集中管理の在り方については、権利者の適切な保護を図るとともに、利用者の多様なニーズを踏まえたものとなるよう、仲介業務制度の見直しも含めて検討すること。

3　実演家の人格権及び視聴覚的実演に関する権利について検討を進め、「ＷＩＰＯ実演・レコード条約」の早期批准を目指すとともに、視聴覚的実演に係る新たな国際的合意の形成に積極的役割を果たすこと。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（５件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※21	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 3	11. 3.15	11. 3.30 可決	11. 3.31 可決	11. 3. 4 文教	11. 3.11 可決	11. 3.12 可決
※22	日本学術振興会法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3.29	3.30 可決 附帯決議	3.31 可決	3. 9 文教	3.19 可決 附帯決議	3.19 可決
67	学校教育法等の一部を改正する法律案	〃	3. 9	5. 7	5.20 可決 附帯決議	5.21 可決	4. 1 文教	4.22 可決 附帯決議	4.27 可決
			○11. 5. 7 参本会議趣旨説明				○11. 4. 1 衆本会議趣旨説明		
72	国立教育会館の解散に関する法律案	参	3. 9	4. 9	4.15 可決	4.16 可決	5.12 文教	5.19 可決	5.21 可決
114	著作権法の一部を改正する法律案	〃	5.21	5.24	6. 1 可決 附帯決議	6. 2 可決	6. 9 文教	6.11 可決	6.15 可決

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
13	小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案	本岡　昭次君 外２名 (11. 3.30)	11. 4. 1		11. 5.28	継続審査				

【国民福祉委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決・修正議決した。

また、本委員会付託の請願89種類1856件のうち、14種類569件を採択した。

〔法律案の審査〕

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案は、最近の精神医療及び精神障害者の福祉をめぐる状況を踏まえ、精神障害者の人権に配意しつつ、その適正な医療及び保護を確保し、並びに精神障害者の社会復帰の一層の推進を図るため、医療保護入院の対象者を明確にし、精神保健指定医の職務を適正なものとし、精神医療審査会の機能を強化するとともに、緊急に入院が必要となる精神障害者の移送に関する制度を整備するほか、精神障害者居宅介護等事業を創設し、在宅の精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心に推進する体制を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人（４名）からの意見聴取を行うとともに、精神医療審査会の人権擁護機能の強化、適切な精神医療を確保するための情報公開の推進、保護者制度の在り方、精神障害者福祉の水準の引上げと市町村に対する支援の必要性等について質疑が行われた。

質疑終局後、自由民主党の清水嘉与子理事より、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会及び二院クラブ・自由連合を代表して、任意入院者及び通院医療を継続して受けている精神障害者の保護者の義務の範囲を明確化すること、政府はこの法律の施行後５年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決された。なお、12項目の附帯決議を付した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、平成７年４月から平成11年３月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する措置を講じようとするものである。

委員会においては、年金等の支給に係る国籍要件を撤廃する必要性、戦没者遺骨収集事業の取り組み方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成11年度以後における国民年金の保険料の額を、平成10年度の保険料の額と同額にしようとするものである。

本法律案は、まず、本会議において趣旨説明が行われ、老後生活に関する国民意識についての政府の認識、年金制度の在り方、基礎年金国庫負担割合引上げのための財源確保の方策等について質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、保険料凍結の理由と期間、基礎年金の国庫負担の引上げと税方式への移行の必要性、無年金障害者対策等について質疑が行われた後、賛成多数をもって原案どおり可決された。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額を、平成11年の保険料の額と同額にしようとするものである。

委員会においては、農業者年金制度の在り方、農業に従事する女性に対して必要とされる施策、制度の抜本的改革の必要性等について質疑が行われた後、賛成多数をもって原案どおり可決された。なお、１項目の附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

３月４日、宮下厚生大臣から所信を、政府委員から平成11年度厚生省関係予算概要説明を聴取した。

３月９日、厚生行政の基本施策について質疑が行われ、環境ホルモン対策、医療保険制度抜本改革の検討状況、コンピューター2000年問題への取組、脳死臓器移植の実施状況と検討課題、脳卒中対策等の問題が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度厚生省関係予算を審査し、医療保険制度抜本改革への取り組み方、中央省庁再編と障害者施策の関連、介護保険制度実施に向けての検討課題、社会福祉基礎構造改革への取組、少子化に対応した今後の保育対策等について質疑が行われた。

４月13日、介護保険について質疑が行われ、保険料と介護報酬額決定の時期、要介護認定の試行的事業結果、ホームヘルパー等の人材確保策、低所得者に対する保険料及び自己負担の軽減策、自治体における介護保険制度施行準備状況等の問題が取り上げられた。

７月13日、宮下厚生大臣から、臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した（報告書については委員会会議録の末尾に掲載することに決した）。

７月27日、社会保障等に関する調査が行われ、脳死臓器移植の実施状況と今後の検討課題、介護保険を円滑に実施するための施策と基盤整備充実、歯科医療の診療報酬の在り方、医療過疎地域における救急医療体制、障害者の移送補助システムの充実等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

○社会保障等に関する調査を行うことを決定した。
○厚生行政の基本施策に関する件について宮下厚生大臣から所信を聴いた。
○平成11年度厚生省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

○厚生行政の基本施策に関する件について宮下厚生大臣、政府委員、文部省、通商産業

省、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第３回）

○ **平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生省所管及び環境衛生金融公庫）について宮下厚生大臣、政府委員、厚生省及び労働省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年３月23日（火）（第４回）

○ **戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案**（閣法第35号）（衆議院送付）について宮下厚生大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、総務庁及び法務省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第35号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派　なし

○平成11年３月24日（水）（第５回）

○ **国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について宮下厚生大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月30日（火）（第６回）

○ **国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（閣法第36号）（衆議院送付）について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第36号）　賛成会派　自民、公明、共産、自由、参院
反対会派　民主、社民、二連

○平成11年４月13日（火）（第７回）

○ **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第81号）について宮下厚生大臣から趣旨説明を聴いた。
○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。
○介護保険に関する件について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成11年４月15日（木）（第８回）

○ **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第81号）について宮下厚生大臣、政府委員、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

○平成11年４月20日（火）（第９回）

○**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第81号）について参考人財団法人全国精神障害者家族会連合会常務理事・弁護士池原毅和君、社団法人日本精神病院協会会長河崎茂君、社会福祉法人全国精神障害者社会復帰施設協会会長谷中輝雄君及び大阪精神医療人権センター事務局長山本深雪君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年４月22日（木）（第10回）

○**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第81号）について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年４月27日（火）（第11回）

○**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第81号）を修正議決した。

（閣法第81号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派　なし
欠席会派　参院

なお、附帯決議を行った。

○平成11年７月13日（火）（第12回）

○臓器移植に関する件について宮下厚生大臣から報告を聴いた。

○平成11年７月27日（火）（第13回）

○脳死臓器移植の実施状況と今後の検討課題に関する件、介護保険を円滑に実施するための施策と基盤整備充実に関する件、歯科医療の診療報酬の在り方に関する件、医療過疎地域における救急医療体制に関する件、障害者の移送補助システムの充実に関する件、医療事故の再発防止に関する件、卒後臨床研修の必修化に関する件、患者の権利擁護に関する件、障害者の雇用確保と精神障害者施策の充実に関する件、心停止後の腎臓と角膜の移植に関する件等について宮下厚生大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成11年８月５日（木）（第14回）

○**農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（閣法第89号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第89号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派　参院

なお、附帯決議を行った。

○平成11年８月13日（金）（第15回）

○請願第５号外568件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第３号外1286件を審査した。

○社会保障等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要　旨】

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、平成７年４月１日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

(1)　障害年金の額の引上げ

障害年金の額を引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、平成11年４月分から年額570万9,000円（現行年額566万9,000円）に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げる等とする。

(2)　遺族年金及び遺族給与金の額の引上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ、公務死に係る額について、平成11年4月分から年額194万8,700円（現行年額193万3,500円）に増額するとともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても増額する等とする。

２　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正

平成11年４月１日における戦没者等の遺族で、平成７年４月１日から平成11年３月31日までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受ける者がいなくなったものに対し、特別弔慰金として額面24万円、６年償還の国債を支給する。

３　施行期日

この法律は、平成11年4月１日から施行する。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要　旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成11年度以後における国民年金の保険料の額を、平成10年度の保険料の額と同額にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　平成11年度以後の国民年金の保険料の額の改正

平成11年度以後の国民年金の保険料の額（月額１万4,000円）を、平成10年度の保険料の額（月額１万3,300円）と同額とする。

２　平成11年度の保険料を前納した者への還付

この法律の施行の日前に、平成11年度の国民年金の保険料を前納した者については、この法律による改正前後の国民年金の保険料の額の差額を基準として政令で定める額を、その者の請求に基づき、平成11年４月１日以後、還付する。

3　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近の精神医療及び精神障害者の福祉をめぐる状況を踏まえ、精神障害者の人権に配意しつつその適正な医療及び保護を確保し、及び精神障害者の社会復帰の一層の推進を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　精神障害者の人権に配慮した適正な医療の確保に関する事項

(1)　精神医療審査会の機能強化

①　委員数の規制を撤廃する。

②　関係者に対する報告徴収権限を付与する。

(2)　精神保健指定医の職務の適正化

①　診療録記載義務を拡充する。

②　本法律に違反した場合等における職務停止処分を創設する。

③　精神保健指定医は、精神病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置がとられるよう努めなければならない。

(3)　医療保護入院及び応急入院の対象者の要件として、その対象者が精神障害のため本人の同意に基づいた入院を行う状態にないと判定された者であることを追加する。

(4)　仮入院制度を廃止する。

(5)　改善命令等精神病院に対する監督権限を強化する。

2　緊急に入院が必要となる精神障害者に係る移送に関する事項

緊急に入院が必要であるにもかかわらず、精神障害のため本人の同意に基づいた入院を行う状態にないと精神保健指定医が判定した精神障害者を、都道府県知事が応急入院指定病院に移送する制度を創設する。

3　保護者に関する事項

(1)　自傷他害防止監督義務の規定を削除する。

(2)　任意入院者等自らの意思で医療を受けている精神障害者の保護者については、本人に治療を受けさせる義務等を免除する。

4　精神障害者の保健福祉施策の充実に関する事項

(1)　精神保健福祉センターについて、通院医療費の公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に係る判定並びに精神医療審査会の事務を一元的に行わせること等により、その機能を拡充する。

(2)　在宅の精神障害者の相談、助言等を行う精神障害者地域生活支援センターを社会復帰施設として法定化する。

(3)　精神障害者居宅生活支援事業として現行の精神障害者地域生活援助事業の外に、精神障害者居宅介護等事業及び精神障害者短期入所事業を追加する。

(4)　精神障害者居宅生活支援事業の主たる実施主体を都道府県から市町村に変更する。

(5)　社会復帰施設等の利用に関する相談、助言、あっせん等については、保健所による技術的支援の下で、市町村において実施する。

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、４の(1)、(3)、(4)及び(5)については、平成14年４月１日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

1　保護者の義務に関する事項

任意入院者及び通院医療を継続して受けている精神障害者の保護者の義務の範囲を明確化すること。

2　検討条項に関する事項

政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

3　その他

その他所要の規定の整理を行うこと。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

1　今後の精神保健福祉施策を進めるに当たっては、他の障害者施策との均衡や雇用施策との連携に留意しつつ、障害者プランの着実な推進を図ること。

2　医療保護入院については、国連原則等の国際的な規定に照らし、その適切な運用に努めること。

3　医療保護入院等のための移送の実施に当たっては、適正な運用が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、都道府県の責任において適切な入院治療が提供できるよう二次医療圏を勘案し、その体制を整備すること。

4　市町村を中心とする在宅福祉サービスの充実が図られるよう、財政的な支援を行うとともに、専門的・技術的な支援を行うこと。また、市町村障害者計画の策定について市町村が主体的に取り組むことができるよう、積極的に支援すること。

5　精神病床に係る人員配置基準、医療計画その他の精神医療提供体制及び長期入院患者の療養の在り方について、早急に検討を行うこと。

6　チーム医療及び精神保健福祉サービスの一層の推進を図るため、人材の育成・確保に努めること。また、現在検討中の臨床心理技術者の国家資格制度の創設については、速やかに結論を得ること。

7　重大な犯罪を犯した精神障害者の処遇の在り方については、幅広い観点から検討を行うこと。

8　精神医療審査会がより適正な機能を発揮し、独立性と実効性を確保できるよう努めるとともに、合議体の構成についても検討すること。

9　成年後見制度及び社会福祉事業法等の見直しの動向を踏まえ、保護者制度及び精神障害者の権利擁護制度の在り方について、引き続き検討を進めること。

10　小規模作業所については、社会福祉事業法の見直しの中で、通所授産施設の要件緩和が検討されていることから、その検討結果を踏まえ、通所授産施設への移行を促進すること。

11　精神病院における不祥事件の多発にかんがみ、適切な医療を確保するとともに、医療機関等の情報公開の推進と精神病院の指導監督の徹底を図ること。

12　精神障害者に関する各種資格制限の緩和と撤廃について検討し、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずること。

右決議する。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）

【要　旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額を、平成11年の保険料の額と同額にしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額の改正

平成12年及び平成13年の農業者年金の保険料の額（平成12年月額２万1,250円、平成13年月額２万2,070円）を、平成11年の保険料の額（月額２万440円）と同額とする。

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附 帯 決 議】

農業者年金制度については、農業従事者の高齢化及び減少、農業就業人口の過半を女性が占めるに至っている現状などの農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の悪化などにより、抜本的な改革が必要とされる状況にあること、また、社会保障制度審議会から、農業政策上の有効性、年金制度としての社会的妥当性、財政的健全性などについて、再三にわたる根本的な検討が要請されていることにかんがみ、政府は、農業者年金制度の在り方について検討を進め、早急に抜本的な改革を行うべきである。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（4件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※35	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 9	11. 3.16	11. 3.23 可決	11. 3.24 可決	11. 3. 4 厚生	11. 3.12 可決	11. 3.16 可決
※36	国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 9	3.24	3.30 可決	3.31 可決	3. 9 厚生	3.19 可決	3.23 可決
			○11. 3.24 参本会議趣旨説明　○11. 3. 9 衆本会議趣旨説明						
81	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案	参	3.10	4. 9	4.27 修正 附帯決議	4.28 修正	4.28 厚生	5.21 可決 附帯決議	5.28 可決
89	農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆	3.26	8. 4	8. 5 可決 附帯決議	8. 6 可決	7.14 農林水産	7.28 可決	7.29 可決

【労働・社会政策委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出４件（うち衆議院継続１件）、本院議員提出４件の合計８件であり、内閣提出４件を可決した。

また、本委員会付託の請願18種類418件のうち、２種類35件を採択した。

〔法律案の審査〕

雇用・能力開発機構法案は、特殊法人の整理合理化を推進し、併せて労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、雇用促進事業団を解散し、新たに雇用・能力開発機構を設立するとともに、事業団の業務のうち、雇用開発・能力開発等の業務について機構へ移管しようとするものである。

委員会においては、雇用促進事業団の果たしてきた役割、新たに雇用・能力開発機構を設立することの意義、移転就職者用宿舎等の譲渡方針、職業能力開発における省庁間並びに民間との連携の在り方、雇用開発・能力開発に係る助成金等の周知徹底の必要性等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、本法律案に対し５項目にわたる附帯決議が行われた。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、深夜業に従事する労働者の健康を保持するため、当該労働者が自発的に受診した健康診断の結果について事業者が医師等から意見聴取を行うこととする等その健康管理の充実を図るとともに、化学物質等による労働者の健康障害の防止に資するため、化学物質等を譲渡又は提供する者に、当該化学物質等の有害性等に係る事項を記載した文書の交付等を義務付けるほか、検査業者又は作業環境測定機関が合併等を行った場合における承継規定を設ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の内容及び費用助成の在り方、深夜業に係る女性保護規定の解消に伴う就業環境の整備の必要性、「化学物質等安全データシート」の交付義務の実効性、小規模事業場における安全衛生確保策、労働現場におけるダイオキシン類対策、過労自殺に関しての労災認定の在り方、メンタルヘルスケアへの取組等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致で可決された。なお、本法律案に対し９項目にわたる附帯決議が行われた。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、第143回国会に提出され、衆議院で継続審査になっていたものであるが、本国会において同院で修正議決され、本院に送付されてきたものであり、その内容は、労働者派遣事業を行うことができる業務の範囲を拡大するとともに、一定の業務を除き労働者派遣の役務の提供を受ける期間を１年に制限するほか、個人情報等に係る秘密の保持等派遣労働者の保護を拡充する措置を講ずるなど、所要の改正を行おうとするものである。なお、本法律案に対する衆議院の修正内容は、個人情報の管理の適正化、派遣先の雇用管理責任の強化、社会・労働保険への加入の促進、派遣期間の制限の実効性確

保等に関するものである。

一方、**職業安定法等の一部を改正する法律案**は、有料職業紹介事業の取扱職業の範囲を拡大するとともに、求職者の個人情報保護のための措置を講ずるなど、所要の改正を行おうとするものである。

委員会においては、以上の２法律案に、吉川春子君外１名発議に係る**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（参第18号）及び**職業安定法等の一部を改正する法律案**（参第19号）の２法律案を加え、４案一括して議題とし、政府及び発議者に対して質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取したほか、労働者派遣事業所、有料職業紹介事業所及び公共職業安定所をそれぞれ訪問し、実情を視察するなど、慎重に審査が行われた。

委員会における質疑の主な内容は、派遣の対象業務拡大による功罪、派遣期間の制限に係る規定の解釈及び制限に反した場合における雇入れ勧告等の実効性、派遣がリストラの手段として利用されることへの懸念、派遣労働者に適合した社会・労働保険制度についての検討の必要性、派遣労働に係る紛争への対応策、有料職業紹介事業の規制緩和による弊害の可能性、ＮＰＯが職業紹介事業等を行うことのメリット、職業安定に係る行政体制の整備・拡充の必要性等であった。

以上の４法律案のうち、衆議院送付の労働者派遣法等改正案及び職業安定法等改正案について質疑を終了した後、討論に入り、日本共産党を代表して市田委員より反対、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、自由党及び参議院の会を代表して山本委員より賛成する旨の意見がそれぞれ述べられた。討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、労働者派遣法等改正案に対しては12項目にわたる附帯決議が、職業安定法等改正案に対しては２項目にわたる附帯決議がそれぞれ行われた。

〔国政調査等〕

３月４日、甘利労働大臣から所信を、野寺労働大臣官房長から平成11年度労働省関係予算について説明を聴取した。

３月９日、労働行政の基本施策について質疑が行われ、最近の雇用失業情勢と今後の見通し、企業が抱えている企業内失業者の状況、大企業の大量人員削減に対する対策の必要性、雇用流動化政策の是非、転籍出向の際の本人同意の必要性、77万人雇用創出策の内容と実現可能性、中高年求職者就職支援プロジェクトの具体的内容、中小企業労働力確保法に基づく賃金助成制度のＮＰＯへの適用の可否、ワシントン雇用サミットに対する労相の印象、経済戦略会議の提唱したバウチャー制度の評価、コンピューター2000年問題への取組等の問題が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度労働省関係予算についての審査を行い、構造的失業の発生要因とその解消策、雇用保険収支の現状と今後の対応、中高年齢者の雇用の安定策、雇用調整助成金の適用状況とその効果、時間外労働の抑制策、障害者雇用促進への取組、育児休業取得率の向上に向けた施策、長期有給休暇制度の必要性等について質疑が行われた。

５月20日、現下の雇用失業情勢と雇用対策について、参考人として、早稲田大学商学部教授鈴木宏昌君、慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君及び株式会社三和総合研究所副主任研究員鹿野達史君を招致し、意見を聴取し、質疑が行われた。その際、今後の失業率の上

昇見通し、雇用ミスマッチ解消の具体策、ワークシェアリング制導入の是非、ドイツ・フランスの労働時間短縮の背景、年齢差別禁止の法制化の必要性、終身雇用制と労働移動の両立の可能性、起業推進のための職業訓練の重要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○労働問題及び社会政策に関する調査を行うことを決定した。

○労働行政の基本施策に関する件について甘利労働大臣から所信を聴いた。

○平成11年度労働省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

○労働行政の基本施策に関する件について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（労働省所管）について甘利労働大臣、政府委員、文部省、総理府及び厚生省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年３月16日（火）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**雇用・能力開発機構法案**（閣法第23号）（衆議院送付）について甘利労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月23日（火）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○**雇用・能力開発機構法案**（閣法第23号）（衆議院送付）について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第23号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年４月27日（火）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○**労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案**（閣法第71号）（衆議院送付）について甘利労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月13日（木）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○**労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案**（閣法第71号）（衆議院送付）について甘利労働大臣、政府委員及び人事院当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第71号)　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし
　　欠席会派　無

なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月20日（木）（第８回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○現下の雇用失業情勢と雇用対策に関する件について参考人早稲田大学商学部教授鈴木宏昌君、慶應義塾大学商学部教授樋口美雄君及び株式会社三和総合研究所副主任研究員鹿野達史君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年５月25日（火）（第９回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

以上両案について甘利労働大臣から趣旨説明を聴き、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院労働委員長岩田順介君から説明を聴き、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）

以上両案について発議者参議院議員吉川春子君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月27日（木）（第10回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）
以上４案について発議者参議院議員吉川春子君、甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月１日（火）（第11回）
○理事の補欠選任を行った。
○**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）
以上４案について参考人日本経営者団体連盟常務理事荒川春君、全国一般東京一般労働組合組織担当者広松栄香君、社団法人日本人材派遣協会理事井上勇夫君、全日本金属情報機器労働組合副中央執行委員長小林宏康君及び弁護士古川景一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年６月８日（火）（第12回）
○理事の補欠選任を行った。
○**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）
以上４案について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月10日（木）（第13回）
○理事の補欠選任を行った。
○**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）
以上４案について甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月29日（火）（第14回）

○**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（参第18号）
職業安定法等の一部を改正する法律案（参第19号）

以上４案について甘利労働大臣に対し質疑を行い、
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）（衆議院送付）
職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

（第143回国会閣法第10号）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、自由、参院
	反対会派	共産
	欠席会派	無
（閣法第90号）	賛成会派	自民、民主、公明、社民、自由、参院
	反対会派	共産
	欠席会派	無

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成11年８月13日（金）（第15回）

○理事の補欠選任を行った。
○請願第2333号外34件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第508号外382件を審査した。
○労働問題及び社会政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

雇用・能力開発機構法案（閣法第23号）

【要　旨】

本法律案は、行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、雇用促進事業団（以下「事業団」という。）を解散するとともに、新たに雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）を設立し、事業団が行ってきた職業能力開発等の業務を機構に行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

１　機構は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置・運営等の業務を行うことにより、雇用開発及び職業能力の開発・向上を促進し、もって労働者の雇用

の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

2　機構は、雇用管理に関する相談等の雇用開発に関する業務、公共職業能力開発施設の設置・運営等の能力開発に関する業務等を行う。

3　機構は、事業団が行っていた移転就職者用宿舎・福祉施設の新たな設置の業務は行わないこととするとともに、既設及び建設中の移転就職者用宿舎・福祉施設については地方自治体等へ譲渡することとし、その譲渡までの間の管理運営を行う。

4　機構の主たる事務所を横浜市に置くこととする。

5　機構に、役員として、理事長１人、副理事長１人、理事５人以内及び監事２人以内を置くものとする。

6　事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、機構が承継する。

7　この法律は、公布の日から施行する。なお、事業団法の廃止は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において政令で定める日（平成11年10月１日を予定）から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　雇用・能力開発機構において、その業務運営の円滑適正化に資することを目的とする機関として、公労使を含む関係者で構成する運営協議会を設置するとともに、同機構が中小企業事業主と労働者にとって利用しやすいものとなるよう各種の情報提供や相談援助の充実を図ること。

2　企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、雇用・能力開発機構における職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、自発的に職業能力開発を行おうとする離転職者を始め広く労働者個々人が、高度な知識・技能を習得することができるよう、教育訓練給付制度の積極的活用並びに段階的かつ体系的な職業訓練体制の整備・充実を図ること。

3　ベンチャー企業等活力ある中小企業における新たな雇用機会の創出の促進及び中高年労働者の失業なき労働移動への支援に資するため、雇用関係助成金の積極的活用を含め雇用開発等に関する事業主支援事業の一層の拡充・強化を図ること。

4　移転就職者用宿舎及び福祉施設の譲渡並びに譲渡までの間の管理運営に当たっては、利用者へのサービス低下を招かないよう十分配慮するとともに、当該施設が地域振興に資するよう地方自治体等と十分に協議すること。

5　この法律の施行後３年を経過した場合において、雇用・能力開発機構の業務運営の状況を勘案しつつ、この法律の各規定について見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

右決議する。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第71号）

【要　旨】

本法律案は、最近の経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康を確保するため、深夜業に従事する労働者の健康管理の充実を図るとともに、化学物

質等による労働者の健康障害の防止対策の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　事業者は、深夜業に従事する労働者が自発的に受けた健康診断の結果に基づき、当該労働者の健康保持のために必要な措置について医師の意見を聴かなければならないものとし、必要な場合には、作業の転換、深夜業の回数の減少等就業上の措置を講じなければならないこととする。

2　労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、その相手方に対し、文書の交付等の方法により、有害性等の情報を通知しなければならないこととする。

3　労働大臣は、化学物質等による労働者の健康障害の防止のために事業者が講ずべき措置に関する指針を公表し、これに従い必要な指導、援助を行うことができることとする。

4　検査業者又は作業環境測定機関に合併等が生じた場合には、合併後に存続する法人等が、当該検査業者又は作業環境測定機関の地位を承継することとする。

5　労働大臣は、その指定する者に労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの試験及び登録に関する事務を行わせることができることとする。

6　この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、４については、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　深夜業に従事する労働者の健康確保及び就業上の措置の適切かつ有効な実施を図るため、労働者が自発的に受診する健康診断の項目等の内容については、医師等の専門家による検討委員会を設け、深夜業に従事する労働者の健康診断の在り方を含めて検討し、その意見を踏まえて策定すること。また、深夜業に従事する労働者が自発的に受診する健康診断の費用について助成を行い得るよう必要な措置を講ずること。

2　深夜業に従事する労働者の健康確保の観点から、深夜業に係る女性保護規定の解消を踏まえ、就業環境の実態を把握し、女性労働者の就業環境や関連制度の整備、深夜業に係る業種別の自主的ガイドライン等の動向を踏まえた就業環境の快適化について、必要に応じ適切な措置を講ずること。

3　労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質で、表示、作業環境管理、健康管理等の規制の対象となるものについては、今後、必要に応じて追加することを含め、検討を行うこと。

4　化学物質に係る有害性等の情報提供及びそれに基づく事業者の措置を実効あらしめるため、事業者や化学物質の譲渡・提供者が行う人材の育成、有害性等の情報の評価等について支援を行うよう努めること。

5　小規模事業場における健康確保方策については、平成８年改正労働安全衛生法施行後５年経過の平成13年の見直しに当たって、衛生委員会、産業医等の対象事業場の範囲等の制度上の格差を含め、中央労働基準審議会において総合的な見地から検討を加え、所要の措置を講ずるよう努めること。

6　地域における労使の参加と協力を進め、地域産業保健センターの機能と活動の強化を図るとともに、労災防止指導員の活用を推進し、労働災害の多発する中小企業の労働安

全衛生の改善に向けての制度と施策の充実を図ること。

7　労働者の健康確保を図るため、作業関連疾患の予防または悪化の防止という観点から、健康診断の結果等を踏まえた措置の在り方について、労使等の関係者の意見を聴きながら検討を進めること。

8　職場での作業に伴う労働者のダイオキシン類へのばく露防止措置を徹底させるとともに、ダイオキシン類のばく露を受けた労働者の健康状況等について調査を進め、その結果を踏まえて適切な対策を講ずること。

9　労働安全衛生に関するＩＬＯ条約の趣旨を勘案して労働安全衛生施策を推進するとともに、批准に向けての環境整備に努めること。

右決議する。

職業安定法等の一部を改正する法律案（閣法第90号）

【要　旨】

本法律案は、労働力需給に係るニーズの変化及び民間の職業紹介事業に係るＩＬＯ第181号条約の採択等の国際的動向を踏まえつつ、現下の厳しい雇用失業情勢の下での雇用の安定を図るため、公共及び民間の職業紹介事業等による労働力の需給調整の円滑、的確な実施及び労働者保護の確保に向けた措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　職業安定法の改正

(1)　法律の目的規定に、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等を追加する。

(2)　公共職業安定所及び職業紹介事業者等は、事業目的達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集、保管、使用し、また、これを適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととするとともに、賃金等の基本的な労働条件等の明示を文書により行わなければならないこととする。

(3)　有料職業紹介事業については、港湾運送業務に就く職業、建設業務に就く職業その他命令で定める職業を除き、労働大臣の許可を受けて、これを行うことができることとするとともに、許可の有効期間を現行の１年から新規の場合は３年、更新の場合は５年に延長する。また、無料職業紹介事業については、許可の有効期間を現行の３年から５年に延長する。

(4)　その他、通勤圏外からの直接募集に係る届出義務の廃止、職場体験機会の付与等公共職業安定所の業務に関する規定の整備、苦情処理業務等を行う職業紹介責任者の選任、有料職業紹介事業者等に対する守秘義務、求職者等からの労働大臣に対する申告制度の創設、罰則の整備等、所要の措置を講ずる。

2　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の改正

派遣元事業主による労働者の個人情報の取扱について、職業安定法の改正内容に準じた規定を設ける。

3　建設労働者の雇用の改善等に関する法律の改正

労働省令で定める区域に係る直接募集について、通勤圏の内外を問わず届出を要することとする等所要の整備を行う。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1　現下の厳しい雇用・失業情勢の下で、公共職業安定所その他の職業安定機関が働く人々の雇用の安定及び多様な職業選択の機会の確保のためのセーフティネットとしての役割を適切に発揮できるよう、また、民間の事業者がその活力や創意工夫を活かし労働力需給調整の役割を適切に果たせるよう、職業安定機関の職業紹介、職業指導等の機能の拡充強化、民間職業紹介事業者、労働者派遣事業者等に対する指導監督の強化、求職者、派遣労働者等からの苦情等への対応の充実等を図るとともに、必要な体制整備に努めること。

2　この法律の施行３年経過後における職業安定法の規定の検討に際し、短時間・短期労働者に対する職業紹介等職業紹介事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

右決議する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（第143回国会閣法第10号）

【要　旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化への対応、働き方についての労働者の多様な選択肢の確保及びＩＬＯ第181号条約の採択による労働者派遣事業についての新たな国際基準の提示等にかんがみ、臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策としての労働者派遣事業制度を実施することができることとするとともに、派遣労働者保護のための措置の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　対象業務の範囲等

労働者派遣事業の対象業務の範囲については、港湾運送業務、建設業務、警備業務及びその他中央職業安定審議会の意見を聴いて政令で定める業務を除いた業務をその対象業務とする。

なお、附則において、物の製造の業務のうち労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行ってはならないこととしている。

2　一般労働者派遣事業の許可等の欠格事由

一般労働者派遣事業の許可等の欠格事由として、社会保険、労働保険等に係る法律の規定により罰金の刑に処せられ一定の期間を経過しない者を追加する。

3　労働者派遣の期間

臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策として労働者派遣事業制度を位置付ける観点から、専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務等のうち中央職業安定審議会の意見を聴いて定める業務等を除き、派遣先は、同一の業務について１年を超える

期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととする。

また、労働大臣は、労働者派遣の期間の制限に違反している派遣先に対し、指導・助言をした場合において、なおそれに違反し、又は違反するおそれがあるときは勧告・公表をすることができることとする。

4　派遣労働者の雇用

派遣先は、1年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはならないこととしている業務に継続して1年間労働者派遣を受けた場合において、引き続きその業務に従事させるために労働者を雇い入れようとするときは、当該派遣労働者を雇い入れるよう努めなければならないこととする。

5　派遣労働者保護の措置

(1)　派遣先は、派遣労働者に対して、適切な就業環境の維持及び診療所、給食施設等の利用に関する便宜供与等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(2)　派遣元事業主等は、派遣労働者の個人情報等に係る業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこととする。

(3)　派遣元事業主又は派遣先がこの法律等に違反する場合、派遣労働者は、その事実を労働大臣に申告することができることとするとともに、派遣元事業主及び派遣先は、この申告を理由として派遣労働者に対し解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないこととする。

(4)　公共職業安定所は、派遣労働者等の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うことができることとする。

(5)　労働大臣は、労働者派遣事業の運営等について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができることとし、同協力員は、派遣労働者等の相談に応じ、専門的な助言を行うこととする。

6　その他

法律施行後3年を経過した場合に、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる等所要の改正を行う。

なお、本法律案については、衆議院において、一般労働者派遣事業の許可の基準として個人情報が適正に管理されていることを追加するものとすること、派遣元事業主が派遣先に派遣労働者の社会・労働保険への加入状況を通知しなければならないものとすること、男女雇用機会均等法におけるセクシュアルハラスメント防止等に関する規定については派遣先もまた雇用主とみなして適用するものとすること、派遣先が労働者派遣の期間の制限を超えて同一業務に同一労働者を受け入れた場合に、労働大臣は当該派遣労働者の雇用努力義務を負う派遣先に対し、雇い入れるよう指導・助言しても従わないときは勧告・公表をすることができるものとすること、労働者派遣の期間の制限に違反する派遣元事業主に対し罰則を科するものとすること、法律の施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に改めること等の修正が行われている。

【附 帯 決 議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

1　適用除外業務を政令で定めるに当たっては、その業務の実施の適正を確保するためには労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務につい

て、中央職業安定審議会の意見を踏まえ適切に措置すること。

2　今回の改正により新たに対象となる業務における登録型の派遣労働者については、この法律の施行３年経過後における労働者派遣法の規定についての検討に際し、その就業の実情、労働条件の確保等の状況を把握、分析し、必要な検討を加えること。

3　請負等を偽装した労働者派遣事業の解消に向けて、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準について一層の具体化、明確化を図るとともに、周知徹底、厳正な指導・監督を行うこと。

4　派遣期間１年の制限に係る「同一の業務」及び「継続」の判断基準について、中央職業安定審議会の意見を聴き指針に可能な限り明確に定めること。

また、派遣期間１年の制限に違反して労働者派遣の受入れを行っている場合における労働大臣による派遣先に対する雇入れ勧告について、実効性を確保するためその適切な運用を図ること。

5　派遣元における派遣労働者の個人情報保護の実効性を確保するため、派遣元事業主が収集、保管、使用する個人情報の範囲並びに許可基準中の個人情報の適正管理等に係る要件及び派遣元責任者の業務の内容について、中央職業安定審議会の意見を聴き可能な限り明確に定めること。

6　派遣先におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、派遣先に対し必要な指導等適切な措置を講ずること。

7　派遣先は派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の中途解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは契約解除の少なくとも30日前に派遣元事業主にその旨の予告を行わなければならないこととするとともに、この予告をしない派遣先は派遣労働者の30日分以上の賃金に相当する損害賠償（解除の30日前の日と予告をした日との間の日数が30日未満の場合はその日数分以上の賃金に相当する損害賠償）を行わなければならない旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。

8　派遣先は当該派遣先における労働者派遣契約の定めに反する事案を知ったときは、これを早急に是正すること、労働者派遣契約の定めに反する行為を行った者及び当該派遣先責任者に対し労働者派遣契約を遵守させるために必要な措置を講ずること、派遣元事業主と十分協議した上で損害賠償等の善後処理方策を講ずること等適切な措置を講ずべき旨を指針に明記し、派遣先による労働者派遣契約違反の防止等のための指導の徹底を図ること。

9　派遣元事業主は社会・労働保険に加入の必要がある派遣労働者について加入させてから労働者派遣を行うべき旨及び派遣先は社会・労働保険に加入している派遣労働者を受け入れるべき旨を指針に明記し、その履行の確保を図ること。

また、派遣労働者を含む短期雇用労働者に係る社会・労働保険の在り方について、早急に検討すること。

10　派遣労働者の職業能力の開発・向上を図るため、派遣元事業主による一層の教育訓練の機会の確保が図られるよう、適切な指導等に努めること。

11　派遣労働者の保護の実効性の確保について、都道府県労働局において職業安定行政と労働基準行政とが統合されることを念頭に置き、使用者責任の遵守の観点から、労働基

準監督官との連携の在り方も含め、検討を行うものとすること。

12　この法律の施行３年経過後における労働者派遣法の規定の検討に際し、派遣労働者の保護や職業能力の開発等労働者派遣事業の制度の在り方について総合的に検討を加えること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（４件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※23	雇用・能力開発機構法案	衆	11. 2. 3	11. 3.16	11. 3.23 可決 附帯決議	11. 3.24 可決	11. 3. 5 労働	11. 3.12 可決 附帯決議	11. 3.16 可決
71	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案	〃	3. 9	4.26	5.13 可決 附帯決議	5.14 可決	3.17 労働	4.16 可決 附帯決議	4.22 可決
90	職業安定法等の一部を改正する法律案	〃	3.26	5.24	6.29 可決 附帯決議	6.30 可決	4.15 労働	5.19 可決 附帯決議	5.21 可決
			○11. 5.24 参本会議趣旨説明　○11. 4.15 衆本会議趣旨説明						
143／10	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	〃	10.10. 6	5.24	6.29 可決 附帯決議	6.30 可決	1.19 労働	5.19 修正 附帯決議	5.21 修正
			○11. 5.24 参本会議趣旨説明　○11. 4.15 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（４件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
3	解雇等の規制に関する法律案	市田　忠義君外１名（11. 1.20）	11. 1.25		11. 8. 4	未了				
4	解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	市田　忠義君外１名（11. 1.20）	1.25		8. 4	未了				
18	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	吉川　春子君外１名（11. 5.20）	5.21		5.24	未了				
19	職業安定法等の一部を改正する法律案	吉川　春子君外１名（11. 5.20）	5.21		5.24	未了				

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件（うち本院先議６件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願18種類110件のうち、１種類２件を採択した。

なお、平成11年度畜産物価格の決定に当たり、**畜産物価格等に関する決議**を行っている。

〔法律案の審査〕

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案は、米穀等についての関税措置への切換えに伴い、輸出入の許可制の廃止、輸入に係る納付金制度の創設等の措置を講ずるとともに、関税率の設定等を行おうとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人を招致して意見を聴取するとともに、関税措置への切換え決定に至る経過、関税化に伴う国内農業・国民生活への影響、譲許表の改正手続と国内法との関係、３か国・１地域の異議申立て等の内容とこれへの対応、次期ＷＴＯ農業交渉に臨む政府の基本姿勢、関税化された場合の国内対策、関税化に伴う米の輸入見通し等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対し、農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものである。**肥料取締法の一部を改正する法律案**は、肥料の品質の保全を図るため、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措置を講じようとするものである。**家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案**は、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国の基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従って施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫から資金の貸付けを行おうとするものである。なお、以上の３法律案は参議院先議として提出された。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、持続性の高い農業生産方式に関する技術の開発と普及、導入を促進するための諸方策、たい肥等の品質表示及び汚泥肥料の検査体制、家畜排せつ物の管理基準等の具体的内容、施設整備に対する助成の強化等について質疑が行われた後、いずれも全会一致で可決された。なお、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対し、それぞれ附帯決議が行われた。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、法律の有効期間を５年間延長しようとするものである。**卸**

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案は、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものである。**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**は、認定を受けた製造業者が自ら日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置を講じようとするものである。なお、以上の３法律案は参議院先議として提出された。

委員会においては、３法律案を一括して議題とし、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、それぞれ参考人を招致して意見を聴取するとともに、特定農産加工業の経営状況と今後の見通し、卸売市場の公共性・公開性の確保、卸売業者等の経営改善方策、零細な生産者や卸売市場関連業者への配慮、取引手数料の在り方、生鮮食料品の原産地表示の在り方、有機農業の振興策、有機農産物の検査・認証及び表示の在り方等について質疑が行われた。

質疑を終了し、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致で可決された。次に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案については、討論の後、賛成多数で可決された。なお、７項目の附帯決議が行われた。次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案については、全会一致で可決された。なお、９項目の附帯決議が行われた。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案は、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るため、政府又は漁船保険中央会が行う再保険事業の範囲を見直すとともに、転載漁獲物等の損害及びプレジャーボートによる漁船の損害を適切に保険する任意保険事業を実施する制度を整備する等の措置を講じようとするものである。**持続的養殖生産確保法案**は、最近における養殖漁場の悪化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疾病等のまん延の防止のための措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、漁船保険組合の経営安定と加入の促進、漁船保険等における保険料率の改訂の見通しと漁業者への影響、再保険主体の変更の影響、養殖漁場環境の改善対策、漁場改善計画の運用方針、深層水の利用促進、魚病等のまん延防止対策、魚類防疫体制の整備、漁業基本法の制定等について質疑が行われた後、両法律案は、いずれも全会一致で可決された。なお、持続的養殖生産確保法案について６項目の附帯決議が行われた。

森林開発公団法の一部を改正する法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、農用地整備公団を廃止し、その権利義務について森林開発公団を改称した緑資源公団に継承させるとともに、水源をかん養するため森林の造成を行う必要があるものとして指定された地域のうち、農業の生産条件が不利な地域において、森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する事業を緑資源公団の業務に追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、農用地整備公団の廃止に伴う基盤整備事業の推進方針、緑資源公団における組織・業務の在り方、特定地域整備事業の実施方針、林道整備の在り方等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、４項目の附帯決議が行われた。

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案は、最近における農業事情の変化等に即応して農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、蚕繭共済の畑作物共済への統合、農業共済組合等の負う共済責任等の範囲の見直し、農業共済組合の共済事業の運営基盤の充実及び強化の促進等の措置を講ずるとともに、農業共済基金を解散し、その業務を農林漁業信用基金に行わせる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、農業災害補償制度が果たす役割、麦共済における災害収入共済方式の試験的導入の意義、農業共済組合の広域合併、二段階制への対応方針、収入保険制度導入の必要性等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

食料・農業・農村基本法案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和36年に制定された農業基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、小渕内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、公聴会のほか、６月15日、仙台市及び福岡市において、いわゆる地方公聴会を開会した。

質疑の主な内容は、農業基本法下における農政の展開と評価、前文の位置付け、次期ＷＴＯ農業交渉への基本的な考え方、食料・農業・農村基本計画の具体的内容、食料自給率の向上、世界の食料需給と食料安全保障の確立、安全で良質な食料の安定供給、優良農地の確保策と株式会社の農地取得に対する考え方、担い手の育成・確保の重要性、市場原理の導入と農業経営の安定方策、農業・農村の有する多面的機能の発揮、農村地域の振興策、中山間地域等に対する直接支払の在り方、予算の確保問題等である。

質疑を終了した後、修正案が提出された。討論の後、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は、賛成多数で可決された。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における農業及び農村をめぐる諸情勢にかんがみ、農用地等を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しつつ、農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、優良農地を確保するために本法が果たす役割、食料自給率向上に必要な農地総量、農振制度と他の土地利用制度との関係、都市農業の振興等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。

〔決議〕

本委員会は、３月18日、ゆとりある生産性の高い酪農経営と効率的な乳業の実現に向け、酪農経営の安定と所得の確保を図る等総合的な施策を講ずることなど６項目にわたる**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

第144回国会閉会後の昨年12月18日、米の関税化に関する件について、政府に対する質疑を行った。この中で、関税化を行う理由、二次税率の水準、次期ＷＴＯ交渉に当たってのミニマム・アクセス米の増大と生産調整の関係、国家貿易制度の位置付け、三者合意の性格、合意形成の在り方、次期ＷＴＯ交渉に向けての基本姿勢、今後の米政策の在り方、備蓄米の在庫水準の適正化、効果的な土地改良事業の実施等について質疑が行われた。

また、３月４日、平成11年度の農林水産行政の基本施策に関する件について、中川農林水産大臣から所信を聴取し、11日にこれに対する質疑を行った。この中で、農業基本法下における農政、食料・農業・農村基本法案の制定理由、食料の安定供給と食料安全保障の確保、食料自給率の目標設定、農業・農村が有する多面的機能の位置付け、自然循環機能の維持増進、中山間地域等の振興施策、優良農地の確保、農業の担い手対策、次期ＷＴＯ農業交渉に向けての基本姿勢、米の関税化、インドネシアへの食糧援助、生産コスト削減のための公共事業の実施状況と効果、ダイオキシン問題への対応、施設園芸への取組強化の必要性、遺伝子組換え食品の表示の在り方等について質疑が行われた。

さらに、３月18日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、新たな酪農・乳業対策大綱における価格政策、乳価決定に当たっての考え方、生産性向上のメリット還元、乳業メーカーの再編合理化、飲用牛乳の流通問題、不足払い制度の廃止と経営安定対策、学校給食用牛乳供給事業の在り方、搾乳労働のロボット化、畜産生産基盤の拡大、食肉の需給見通し、食肉の原産国表示、ぬれ子価格の下落要因とその対策、肉用子牛生産者補助金制度の見直し、地域肉豚生産安定基金に係る発動基準、豚コレラワクチン接種の中止と家畜防疫互助基金制度、飼料の需給計画、配合飼料価格安定制度の運営、要望の多い畜産環境保全施設整備事業への対応等について質疑が行われた。

なお、３月12日及び15日に、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度農林水産省関係予算の審査を行い、食料・農業・農村基本法案の検討に当たっての世界の食料事情のとらえ方、食料・農業・農村基本計画における食料自給率の目標策定に向けた基本的考え方と今後の作業日程、中山間地域等への直接支払の在り方、農業農村整備事業の効率的実施、第４次土地改良長期計画の縮小、環境保全型農業と農業の効率化・規模拡大の両立、りんごの輸入解禁、い草製品の需給喚起対策、米の関税措置への切換えに関し、ＷＴＯに異議が申し立てられた場合の食糧法等改正案の扱い、学校給食向け米穀の値引販売、国産材の自給率低下に対する有効策、日韓漁業協定に基づく操業条件の再協議問題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年12月18日（金）（第144回国会閉会後第１回）

○米の関税化に関する件について中川農林水産大臣、農林水産省、食糧庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月４日（木）（第１回）

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。
○平成11年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成11年３月11日（木）（第２回）
○平成11年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月12日（金）（第３回）
○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について中川農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第４回）
○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について中川農林水産大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年３月18日（木）（第５回）
○畜産物等の価格安定等に関する件について政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
○**畜産物価格等に関する決議**を行った。

○平成11年３月24日（水）（第６回）
○理事の補欠選任を行った。
○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年３月25日（木）（第７回）
○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月26日（金）（第８回）
○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）

（衆議院送付）について参考人全国農業協同組合中央会常務理事髙野博君、東洋大学経済学部教授服部信司君、主婦連合会参与甲斐麗子君及び日本農民組合新潟県連合会執行委員吉崎春治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年３月30日（火）（第９回）

○ **主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第11号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第11号）　賛成会派　自民、公明、自由、二連
　　反対会派　民主、共産、社民

○平成11年４月13日（火）（第10回）

○ **持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案**（閣法第54号）
肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第55号）
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案（閣法第66号）
以上３案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月15日（木）（第11回）

○ **持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案**（閣法第54号）
肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第55号）
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案（閣法第66号）
以上３案について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第54号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし
（閣法第55号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし
（閣法第66号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし

なお、**持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案**（閣法第54号）及び**家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案**（閣法第66号）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成11年４月20日（火）（第12回）

○ **特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第48号）
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）
以上３案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月27日（火）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案**（閣法第73号）について参考人全国農業協同組合連合会常務理事杉谷信一君、大阪府中央卸売市場場長杉山征一君及び全国水産物卸組合連合会会長増田誠次君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第74号）について参考人農事組合法人米沢郷牧場代表理事伊藤幸吉君、産直運動全国協議会事務局長齋藤敏之君及びお茶の水女子大学生活科学部教授本間清一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第48号）
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）

以上３案について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月６日（木）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第48号）
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）

以上３案について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）を可決した。

（閣法第48号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派　なし

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）について討論の後、可決した。

（閣法第73号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、二連
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）を可決した。

（閣法第74号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月11日（火）（第15回）

○**漁船損害等補償法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）

持続的養殖生産確保法案（閣法第49号）（衆議院送付）

以上両案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月13日（木）（第16回）

○**漁船損害等補償法の一部を改正する法律案**（閣法第38号）（衆議院送付）

持続的養殖生産確保法案（閣法第49号）（衆議院送付）

以上両案について中川農林水産大臣、政府委員、運輸省及び建設省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第38号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし

（閣法第49号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
　　反対会派　なし

なお、**持続的養殖生産確保法案**（閣法第49号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成11年５月20日（木）（第17回）

○**森林開発公団法の一部を改正する法律案**（閣法第37号）（衆議院送付）

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）

以上両案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月３日（木）（第18回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**森林開発公団法の一部を改正する法律案**（閣法第37号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、政府委員及び参考人森林開発公団理事長塚本隆久君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第37号）　賛成会派　自民、公明、社民、自由、二連
　　反対会派　民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○**農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案**（閣法第64号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第64号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由
　　反対会派　なし
　　欠席会派　二連

○平成11年６月４日（金）（第19回）

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員松岡利勝君から説明を聴いた。

○平成11年６月８日（火）（第20回）

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成11年６月29日（火）（第21回）

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月１日（木）（第22回）

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成11年７月６日（火）（第23回）

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）について小渕内閣総理大臣及び中川農林水産大臣に対し質疑を行った。

○平成11年７月６日（火）（公聴会　第１回）

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

全国農業協同組合中央会常務理事	山田　俊男君
日本学士院会員 東京大学名誉教授	大内　力君
財団法人日本生態系協会会長	池谷　奉文君
農民運動全国連合会代表常任委員	小林　節夫君
全日本農民組合連合会副会長	鎌谷　広治君
阿蘇百姓村代表	山口　力男君
全国消費者団体連絡会事務局長	日和佐　信子君

○平成11年７月８日（木）（第24回）

○**食料・農業・農村基本法案**（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第68号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、二連

反対会派　共産

○平成11年７月22日（木）（第25回）

○理事の補欠選任を行った。

○ **農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第69号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年７月27日（火）（第26回）

○ **農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第69号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第69号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、二連
　　反対会派　共産

○平成11年８月13日（金）（第27回）

○ 理事の補欠選任を行った。

○ 請願第586号外１件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第278号外107件を審査した。

○ 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○ 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要　旨】

本法律案は、米穀等についての関税措置への切換えに伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、関税定率法及び関税暫定措置法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　米穀についての関税措置への切換えに伴い、平成11年４月１日以降は、二次税率を支払えば任意に輸入することができるようにする必要があることから、米穀の輸入の許可制を廃止するとともに、許可を受けて輸入された米穀の政府への売渡義務を廃止する。また、これに伴い、米穀の輸出の許可制についても廃止する。

2　政府以外の者が米穀等の輸入を行おうとする場合には、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならないものとする。

3　米穀の輸出入を行おうとする者は、一定の場合を除き、あらかじめ、当該輸出入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。

4　農業に関する協定の規定に基づき算定した関税相当量を米穀等の基本税率として設定する。

5　関税相当量に基づき算定される各年の二次税率のうち、納付金を除いた額を暫定税率として設定するとともに、輸入数量が一定の基準数量を超えた場合又は輸入価格が一定の基準価格から一定率以上下落した場合に発動される特別緊急関税制度の対象に米穀等を追加する。

森林開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、農用地整備公団を廃止し、その権利義務について森林開発公団を改称した緑資源公団に承継させるとともに、水源をかん養するため森林の造成を行う必要があるものとして指定された地域のうち、農業の生産条件が不利な地域において、森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する事業を緑資源公団の業務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農用地整備公団を解散し、その権利義務を森林開発公団を改称した緑資源公団に承継させることとする。

2　業務の追加に伴い、目的規定を改正し、森林資源及び農業資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、森林及び農用地に関する一定の事業を行い、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とすることとする。

3　水源林の造成を行う必要がある地域のうち農業の生産条件が不利な地域において、森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する事業を緑資源公団の本来業務として位置付けることとする。

4　緑資源公団は、農用地整備公団の実施及び調査中の本来業務のほか、海外農業開発の調査業務を承継することとする。

5　緑資源公団の役員数について、両公団の役員合計数の４分の１以上の縮減を行うこととする。

6　緑資源公団の財務会計は、造林及び育林に関する業務につき、特別の勘定を設けて区分経理を行うこととする。

7　農用地整備公団法を廃止するほか、関係する法律について、所要の改正を行うこととする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

1　緑資源公団は、その事業の適正な実施を通じて、森林及び農用地の持つ公益的機能の発揮、中山間地域の振興に努めること。

　特に、水源かん養機能の強化と温暖化対策等環境面への配慮から水源林造成事業を積極的に推進すること。

2　緑資源公団の事業の実施に当たっては、地域の実情、受益者の意向、自然環境の保全に十分配慮すること。

3　緑資源公団における職員の雇用問題については、平成７年に閣議決定された「特殊法人の整理合理化について」を踏まえ、労使協議を尊重するとともに、労働条件の悪化を来さないよう留意すること。

4　特定森林地域開発林道事業等により整備された林道については、安全な通行の確保と自然環境の保全を図るため、土砂流出の防止、法面の緑化、周辺の樹木植栽等の改良事業に万全を期すこと。

　右決議する。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要　旨】

本法律案は、最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るため、政府又は漁船保険中央会が行う再保険事業の範囲を見直すとともに、漁船以外の船舶で運搬中の漁獲物等の損害及びスポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船の損害を適切に保険する任意保険事業を実施する制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　漁船保険団体が、冷凍運搬船等に積み替えられた漁獲物の損害をてん補する保険と、スポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船被害等をてん補する保険を、新たに行うこととする。

2　保険事業の効率的・安定的運営を図るため、普通保険及び漁船積荷保険につき、再保険主体を国から漁船保険中央会に変更し、国は、再々保険を実施することとする。

3　漁船船主責任保険に係る保険料の国庫負担額の計算の基礎となる「衝突損害」と「一般損害」の損害の区分を廃止することとする。

4　天変地異による保険継続の困難防止を図るため、保険料の払込みを契約の成立要件から外し、意思の合致により契約が成立することへ変更することとする。

5　漁船保険組合の定款記載事項から保険事業関係の規定を分離し、保険事業関係の事項の改正要件を緩和することとする。

6　現在国が実施している満期保険の積立保険料部分の再保険事業について、漁船保険中央会が行うこととし、政府の再保険を廃止することとする。

7　加入区の区域が漁協の区域と異なる場合の農林水産大臣の認可を廃止することとする。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を５年間延長するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

持続的養殖生産確保法案（閣法第49号）

【要　旨】

本法律案は、最近における養殖漁場の状況の変化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疾病のまん延の防止のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るための基本的な方向を明らかにする基本方針を策定することとする。

2　漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための計画制度を創設し、漁業協同

組合等は、養殖漁場の改善に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとし、その計画に従って漁業権行使規則の変更を行おうとする場合の手続を簡略化する等の措置を講ずることとする。

3　国内における発生が確認されていない等の特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するため、都道府県知事は、感染魚の移動制限等の措置を命ずることができることとする。

4　都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、都道府県の職員である魚類防疫員に立入検査等を行わせることができることとする。

【附帯決議】

我が国の養殖業は、沿岸漁業の重要な一部門を構成しており、沿岸漁業の振興と漁村の活性化を図る上で極めて重要な位置を占めている。

また、養殖生産の拡大は、国民の豊かな食生活の実現に大きな役割を果たしている。

しかるに、近年養殖漁場の環境悪化や新たな魚病被害等が深刻化しており、その対応が喫緊の課題となっている。

よって、政府は、持続的な養殖生産を確保するため、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　養殖経営の安定を確保するため、生産基盤・体制の整備、流通・加工及び価格安定対策、養殖共済制度の充実に努めること。

2　漁場改善計画の作成が全国的に進められるよう、国及び都道府県の試験研究機関、水産業改良普及組織等の連携を図るとともに、漁業協同組合等による推進体制の整備に努めること。

また、漁場環境の現状把握に必要な支援・指導を積極的に行うこと。

3　養殖漁場の環境改善を図るため、魚類のふんや残餌等の処理、海底の浚渫、赤潮の発生防止に係る技術開発等の積極的な推進に努めること。

4　低廉かつ安定した餌飼料の確保を図るため、未利用魚種の利用や安価で飼料効率の高い配合飼料の開発を推進すること。

5　特定疾病等のまん延を防止し、被害を最小限に抑えるため、魚病発生の早期把握及び情報の迅速な伝達体制の確立を図るとともに、国、都道府県の関係機関、種苗生産業者、養殖業者等の連携による魚類防疫体制の強化を図ること。

6　国内防疫措置の実効性を確保するため、魚類防疫員及び魚類防疫協力員の養成・能力の向上のための研修制度の整備等を図ること。

右決議する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案（閣法第54号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対し、農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　都道府県は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を策定し、導入すべき持

続性の高い農業生産方式を、地域の実情を踏まえて具体的に定めることとする。

2　農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。

3　都道府県知事の認定を受けた農業者に対し、農業機械や農業資材の購入等に必要な農業改良資金の償還期間の特例、農業機械についての課税の特例といった措置を講ずることとする。

【附 帯 決 議】

政府は、農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりが年々減退する一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者のニーズが高まっている実情にかんがみ、国民に安全な食料の安定的な供給を確保するとともに、農業が本来持っている自然循環機能が十分に発揮され、農業の持続的な発展を図るため、本法施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

1　農業の公益的機能を適正に評価する手法を確立し、国民の理解と支持を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業への総合的な支援策の検討に取り組むこと。

2　持続性の高い農業生産方式の確立のため、土づくりにおけるたい肥その他の有機質資材の施用に関する技術、肥料の施用に関する技術及び有害動植物の防除に関する技術の開発を推進するとともに、地域の特性に即した技術開発・指導体制強化への取組を進めること。

3　持続性の高い農業生産方式の普及浸透を図る上で効果の大きい高能率農業機械や天敵農薬・肥効調節型肥料の導入を促進するため、これらを導入する農業者に対する支援策の一層の充実に努めること。

4　持続性の高い農業生産方式は、地域全体で取り組む効果が大きいことから、集団的にこの方式の導入が進むよう支援の充実と誘導策の強化を図ること。

5　都道府県による導入指針の決定に当たっては、国が適切に支援・助言していくとともに、都道府県間において著しい不均衡が生じないよう配慮すること。

右決議する。

肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、肥料の品質の保全を図るため、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　有害成分を含有するおそれが高い汚泥等を原料として生産される特殊肥料について、普通肥料として移行するための区分を新たに設け、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格を定めることとする。

2　農林水産大臣は、特殊肥料について、品質に関する表示の基準を定めるとともに、必要と認める場合にはその生産業者等に対し、指示及び公表の措置をとることができることとする。

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要　旨】

本法律案は、最近における農業事情の変化等に即応して農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、蚕繭共済の畑作物共済への統合、農業共済組合等の負う共済責任等の範囲の見直し、農業共済組合の共済事業の運営基盤の充実及び強化の促進等の措置を講ずるとともに、農業共済基金を解散し、その業務を農林漁業信用基金に行わせる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農作物共済については、麦について、災害による減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補償する災害収入共済方式を試験的に導入するとともに、水稲について、過去の共済事故の発生状況等が主務大臣の定める基準に適合する農業共済組合等に限り、支払開始損害割合を引き下げることができる特例を設けることとする。

2　家畜共済については、家畜の死亡事故の一部を共済事故としない旨の申出を行うことができる事故除外方式を追加するとともに、肉豚について、その飼養頭数を適正に確認することができる見込みのある者を対象として、その者の飼養する肉豚を一体として共済関係を成立させることができる引受方式を試験的に導入することとする。

3　蚕繭共済については、当然加入制・必須事業制を任意加入制・任意事業制に改めるとともに、畑作物共済に統合することとする。

4　農業共済組合等の行う共済責任等の範囲を見直し、家畜共済について、農業共済組合等の責任保有割合を原則として１割から２割に引き上げることとするとともに、園芸施設共済について、被害の深さやその発生様態にかかわりなく一定の再保険効果が発揮されるような新たな責任分担方式を導入することとする。

5　都道府県で１つの規模となった農業共済組合が農業共済組合連合会の権利義務を承継する仕組みを創設することとする。

6　農業共済基金を解散し、その業務を農林漁業信用基金に行わせることとするほか、権利義務の承継等所要の措置を講ずることとする。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案（閣法第66号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資するため、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国の基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従って施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫から資金の貸付けを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産大臣は、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき管理基準を定めなければならないこととし、畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならないこととする。

2　都道府県知事は、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができることとする。

3　都道府県知事は、指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準

に違反していると認めるときは、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができることとし、勧告に従わなかった者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。

4　農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を定めることとする。

5　都道府県は、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めることができることとする。

6　畜産業を営む者は、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための処理高度化施設の整備に関する計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

7　農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法に規定する業務のほか、認定を受けた者に対し、認定に係る処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を行うことができることとする。

【附帯決議】

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、飼養規模の急激な拡大、担い手の減少、高齢化の進行等極めて厳しい情勢に直面している。こうしたことを背景として、地力の向上に大きな役割を果たす貴重な資源としての家畜排せつ物の利用が困難となり、他方では畜産環境問題が深刻化している。

よって政府は、本法の運用等に当たっては、次の事項の実現に努め、環境と調和した畜産経営と家畜排せつ物の有効利用の促進を通じた畜産業の健全な発展に万遺憾なきを期すべきである。

1　管理基準及び基本方針については、地域において畜産業が占める地位にかんがみ、実態を踏まえて定めること。

2　都道府県知事が行う指導・助言、勧告、命令については、地域の実情等を考慮するとともにきめ細かい配慮をするよう、周知を図ること。

また、罰則等に関する措置の適用に当たっては、周知徹底の必要性、地域の実情、畜産・酪農経営の状況等を踏まえ、慎重に対応すること。

3　都道府県計画を定めるに当たっては、畜種、飼養規模、飼養形態、経営農地の確保状況、たい肥の需要量、自然条件、社会条件等地域における多様な要因を考慮し、地域や個々の経営に最適なものとなるよう周知を図ること。

4　家畜排せつ物の不適切な管理を解消するため、補助事業やリース事業、制度資金等により、家畜排せつ物処理施設の計画的、総合的な整備を円滑に推進するとともに、支援の一層の充実に努めること。

5　効率的かつ低コストで家畜排せつ物を処理し、利用するため、悪臭防止、浄化処理、資源化等に関する技術の開発・普及を促進するとともに、そのための支援を充実すること。

6　飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立し、飼料自給率の向上等への対応を図るため、草地の造成・整備の計画的な推進、自給飼料生産の拡大に努めること。

また、環境保全にかなう畜産の確立に努めるとともに、畜産部門と耕種部門との連携を確立・強化し、たい肥の広域流通を促進するための支援の充実を図ること。

右決議する。

食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）

【要　旨】

本法律案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興の４つの基本理念と、国及び地方公共団体の責務等を定めることとする。

2　政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策についての基本的な方針、食料自給率の目標等の事項を内容とする食料・農業・農村基本計画を定め、これを公表しなければならないこととする。同計画は、諸情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね５年ごとに変更することとする。

3　国は、食料の安定供給の確保に関し、食料消費に関する施策、食品産業の健全な発展、農産物の輸出入に関する措置、不測時における食料安全保障、農業及び農村に関する国際協力の推進等の施策を講ずることとする。

4　国は、農業の持続的な発展に関し、望ましい農業構造の確立、専ら農業を営む者等による農業経営の展開、農地の確保及び有効利用、農業生産の基盤の整備、人材の育成及び確保、技術の開発及び普及、農産物の価格の形成と経営の安定に関する措置、自然循環機能の維持増進等の施策を講ずることとする。

5　国は、農村の振興に関し、農村の総合的な振興、中山間地域等の振興、都市と農村の交流等の施策を講ずることとする。

6　政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村に関する年次報告を提出しなければならないこととする。

7　農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会を置くこととする。

8　農業基本法は、廃止することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として行われなければならないものとすること等の修正が行われている。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要　旨】

本法律案は、近年における農地面積の減少や耕作放棄地の増大、農業従事者の減少等、農業及び農村をめぐる諸情勢にかんがみ、農用地等を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しつつ、農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産大臣は、農用地等の確保に関する基本的な方向、農業振興地域の指定の基準に関する事項等を内容とした農用地等の確保等に関する基本指針を定めることとする。

また、都道府県知事は、この基本指針に基づき、農業振興地域整備基本方針を定めることとする。

2　都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村等の定める農業振興地域整備計画の内容を拡充し、農用地等の保全に関する事項並びに農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項を新たに追加することとする。

3　従来、通達により運用されていた、農用地区域に定める土地の基準を法律に規定することにより、土地の農業上の利用の確保を図るとともに、行政事務の円滑かつ適切な推進を図ることとする。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況その他の卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、卸売市場の健全な発展及び活性化を図るため、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　卸売市場法の一部改正

中央卸売市場における売買取引について、公正かつ効率的でなければならない旨の原則を明示するほか、取引価格等の公表措置の充実を図るとともに、市場利用者の多様な要請に適切に対応するため、開設者が、市場及び品目ごとに、関係者の意見を聴いて定める方法によらなければならないこととする。

中央卸売市場に設置される市場取引委員会について、その業務規程の変更及び公正かつ効率的な取引の確保のため、開設者に対して意見を述べることができることとし、その委員は、利害関係者等で構成することとする。

中央卸売市場における決済について、業務規程で定める支払期日、支払方法等に従って行わなければならないこととする。

自己の計算による卸売の禁止及び市場外にある物品の卸売の禁止に関する規制について、業務規程で定める一定の場合について、例外措置を講ずることとする。

2　食品流通構造改善促進法の一部改正

卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化を図るため、農林漁業金融公庫資金の貸付けの対象となる卸売市場機能高度化事業に、その経営規模の拡大等を図るための措置を追加することとする。

【附 帯 決 議】

生鮮食料品は、国民生活に不可欠な基礎的物資であり、その生産・流通の円滑化と価格の安定を図ることは極めて重要な課題である。

よって政府は、今後とも卸売市場が流通の中核としての役割を十分果たしていくよう、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　需給の会合による生鮮食料品の公正な価格形成機能を維持するため、卸売市場の公共性、公開性を十分確保すること。

2　生鮮食料品の継続的な安定供給を確保するため、価格競争力の弱い出荷者に対しても、常に安定した取引が確保されるよう十分配慮すること。

3　相対取引を行う卸売市場については、生産及び消費の実態を適正に反映した合理的な価格が形成されるよう指導するとともに、零細な仲卸業者や売買参加者が不当な差別的取扱いを受けることのないよう監督すること。

4　長期化の傾向にある量販店等の買受代金支払いが、仲卸業者の経営に影響を与えることのないよう十分配慮すること。

5　卸売市場における情報処理の機械化を積極的に推進するとともに、流通情報のシステム化に対応できない産地や零細業者に十分配慮すること。

6　近年におけるコールドチェーンの進展に対処するため、卸売市場における保冷施設等の整備に努めること。

7　地域農業の振興を図る観点から、地域農産物の流通システムの在り方について検討すること。

右決議する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における農林物資の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、認定を受けた製造業者等が自ら日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　日本農林規格及びその格付に関する制度の改善

日本農林規格の制定に当たっては、国際規格の動向を考慮し、農林物資規格調査会の議決を経なければならないこととするとともに、少なくとも５年ごとに既存の規格を見直すこととする。また、認定を受けた製造業者等が自ら格付して格付の表示を付することができる仕組みを導入するとともに、登録格付機関の格付業務等について、営利法人、外国法人が行うことができるよう措置することとする。

2　品質の表示に関する制度の充実強化

一般消費者の選択に資するため、飲食料品についての横断的な表示の基準を定め、生鮮食料品については原産地、加工食品については原材料等の表示の基準を定めることとする。

3　有機農産物など生産の方法に特色のある農林物資の表示の適正化

登録認定機関等の認定を受けた生産者が生産するもののみに「有機」などその名称の表示が付されることとなるよう措置することとする。

【附 帯 決 議】

近年、輸入食品や有機食品等の生産・流通が増大する中で、食品に関するより多くの情報提供が求められており、的確かつ包括的で分かりやすい表示・規格制度の構築が重要な課題となっている。

よって政府は、今後とも日本農林規格制度の充実に努めるとともに、安全な食品を供給するため、本法の運用に当たっては、次の事項の実現について万全を期すべきである。

1　有機農業の健全な発展を図るため、地域の実情を踏まえた振興施策等を早期に確立すること。

2　有機食品の検査・認証のための具体的基準については、関係者の意見を踏まえて設定するとともに、検査・認証業務の確立及び円滑化を図るための支援措置を講じること。

3　有機食品の検査・認証制度の導入に当たっては、有機農家の負担に十分配慮するとともに、その意見の反映に努めること。

4　有機食品の表示については、有機農家と消費者の間において信頼関係が保持されている有機農産物の流通実態に特に配慮すること。

5　国民の要請に応えるため、遺伝子組換え食品の表示制度を早急に整備すること。

6　事業者自身による格付の表示のための仕組みの導入に当たっては、公正な格付を確保するため、登録認定機関による認定の基準を明確に定めること。

7　登録格付機関及び登録認定機関として民間能力を活用するに当たっては、適正な検査・認証業務の確立が図られるよう指導・監督すること。

8　日本農林規格の改廃等については、農林物資の生産、流通、消費等の現状を考慮して措置すること。

9　関係省庁との密接な連携の下で、安全な食品を供給するための体制づくりを一層進めるとともに、食品の安全性確保に資する情報の積極的な提供に努めること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※11	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 2	11. 3.24	11. 3.30 可決	11. 3.31 可決	11. 3. 4	11. 3.16 可決	11. 3.17 可決
			○11. 3.24 参本会議趣旨説明　○11. 3. 4 衆本会議趣旨説明						
※37	森林開発公団法の一部を改正する法律案	〃	2.10	5.17	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決	4. 1	4.27 可決	5. 7 可決
※38	漁船損害等補償法の一部を改正する法律案	〃	2.10	5. 7	5.13 可決	5.14 可決	3.17	4.14 可決	4.15 可決
48	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	参	2.23	4.19	5. 6 可決	5. 7 可決	6.23	6.24 可決	6.24 可決
49	持続的養殖生産確保法案	衆	2.26	5. 7	5.13 可決 附帯決議	5.14 可決	3.17	4.14 可決 附帯決議	4.15 可決
54	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案	参	2.26	4. 9	4.15 可決 附帯決議	4.16 可決	7.12	7.21 可決	7.22 可決
55	肥料取締法の一部を改正する法律案	〃	2.26	4. 9	4.15 可決	4.16 可決	7.12	7.21 可決	7.22 可決
64	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案	衆	3. 5	5.19	6. 3 可決	6. 4 可決	4. 1	4.27 可決	5. 7 可決
66	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案	参	3. 5	4. 9	4.15 可決 附帯決議	4.16 可決	7.12	7.21 可決	7.22 可決
68	食料・農業・農村基本法案	衆	3. 9	6. 4	7. 8 可決	7.12 可決	5. 7	6. 2 修正	6. 3 修正
			○11. 6. 4 参本会議趣旨説明　○11. 5. 7 衆本会議趣旨説明						
69	農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 9	7.21	7.27 可決	7.28 可決	6. 3	6.30 可決	7. 1 可決
73	卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案	参	3. 9	4.19	5. 6 可決 附帯決議	5. 7 可決	6.23	7.13 可決	7.15 可決
74	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 9	4.19	5. 6 可決 附帯決議	5. 7 可決	6.23	7.13 可決 附帯決議	7.15 可決

(5) 委員会決議

――畜産物価格等に関する決議――

我が国畜産・酪農は、食肉、牛乳・乳製品等国民生活に不可欠な食料の安定供給という基本的な使命に加え、地域社会の活力維持、国土・自然環境の保全等多様かつ重要な役割を果たしている。しかしながら、近年、畜産物需要の伸びが総じて鈍化する中で、ウルグァイ・ラウンド合意による牛肉及び豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、担い手の減少・高齢化、畜産環境問題の深刻化等極めて厳しい情勢に直面している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成11年度畜産物価格の決定に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

1　我が国酪農の健全で持続的な発展を期するため、生産者・乳業者等の創意工夫と自主性を生かし、ゆとりある生産性の高い酪農経営と効率的な乳業の実現に向け、酪農経営の安定と所得の確保を図る等総合的な施策を講ずること。

2　加工原料乳保証価格については、農家が意欲と希望を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。

また、近年における飲用乳需要の減少傾向にかんがみ、牛乳及び乳製品の自給率の向上を図るため、輸入乳製品との競合・原料代替性のおそれが少ない液状乳製品及び国産ナチュラルチーズの生産振興対策を推進すること。

さらに、ゆとりある経営の実現に向け、酪農ヘルパー、コントラクターへの支援対策を今後とも積極的に推進すること。

3　牛肉及び豚肉の安定価格については、畜産農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。

また、肉用牛生産基盤の縮小が懸念されている実情にかんがみ、繁殖雌牛飼養頭数の拡大並びに生産の安定を図るための支援対策の充実を図ること。

4　飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立し、飼料自給率の向上と生産コストの低減を図るため、草地の造成・整備を計画的に推進するとともに、既耕地・低利用地等の畜産・酪農家への土地利用の集積対策、優良な草種・品種の開発・普及対策、林地や公共牧場等の活用による放牧利用の促進対策、飼料用稲の技術開発を推進すること。

5　学校給食用牛乳供給制度は、牛乳飲用習慣の定着化を図る上で極めて重要な制度であることにかんがみ、今後とも引き続き供給促進対策を確保するとともに、望ましい助成措置の在り方を検討すること。

6　畜産業の持続的発展に資するため、経営継承・担い手対策を含めた畜産経営に対する財政、金融、税制に係る支援の適切な運用等の諸施策を講ずるとともに、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、堆きゅう肥の生産・流通促進対策、家畜改良

促進対策、家畜衛生・防疫対策、原産国表示の徹底を含めた表示の適正化等を推進すること。

また、食肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。

右決議する。

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議２件）であり、いずれも可決した。また、本委員会提出の法律案が１件成立している。

さらに、本委員会付託の請願４種類22件のうち、２種類８件を採択した。

〔法律案の審査〕

ものづくり基盤技術振興基本法案は、ものづくりという言葉で象徴される製造基盤技術及びその担い手である労働者は、国の存立基盤にかかわる重要な経済的・社会的役割を果たしているが、近時、経済の多様化かつ構造的な変化による影響を受け、製造業の衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつある現状を踏まえ、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ものづくり労働者等に対し、研究開発の振興、産業集積の促進、雇用の確保等必要な施策を講ずるとともに、ものづくり基盤技術基本計画を策定しようとするものである。委員会においては、提案者から草案の趣旨説明を聴取するとともに、提案者及び政府に対する質疑が行われた後、本委員会提出の法律案として提出することが決定された。

中小企業経営革新支援法案は、近年のグローバル経済下で、中小企業においては製品、サービスの高付加価値化等の経営課題に対応することが求められている状況を踏まえ、幅広い中小企業の創意工夫を活かした新たな事業活動による経営の向上等への支援を強化するため、中小企業近代化促進法と中小企業新分野進出等円滑化法を発展的に統合し、行政庁の承認を受けた経営革新計画に対して中小企業近代化資金貸付の特例等の措置を講じようとするものである。

また、**中小企業総合事業団法案**は、平成９年に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び繊維産業構造改善事業協会を統合し、新たに中小企業総合事業団を設立しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、中小企業支援策の在り方、３法人統合による業務合理化の効果、繊維産業の活性化策等について質疑が行われ、日本共産党による中小企業総合事業団法案に対する反対討論の後、中小企業経営革新支援法案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、４項目の附帯決議が付された。また、中小企業総合事業団法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

特許法等の一部を改正する法律案は、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対応し、工業所有権制度の国際的調和を図るため、特許出願の審査期間の短縮、特許権等の侵害に対する救済措置の拡充等を図るとともに、「マドリッド協定議定書」に加入するための国際商標登録出願に係る手続を整備し、あわせて、特許料の引下げ等を行おうとするものである。委員会においては、審査請求期間短縮への対応、商標制度の国際的課題、知的財産権に係る総合的取組の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決さ

れた。なお、６項目の附帯決議が付された。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、音楽、映画、ゲームソフト等をＣＤ－ＲＯＭやインターネットを用いて頒布する、いわゆるコンテンツ提供事業の公正な競争を確保するため、番組や商品の無断視聴、無断複製を可能とする装置等の販売などを不正競争行為として禁止し、差止請求権及び損害賠償請求権をコンテンツ提供事業者等に認めようとするものである。

また、**訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**は、規制緩和の進展や消費者ニーズの変化に伴う商品サービスの多様化が進むなど、消費者取引を取り巻く環境がますます複雑化する中で、消費者と事業者の間における契約を巡るトラブルが増加していることから、産業構造審議会消費経済部会報告書及び割賦販売審議会クレジット産業部会報告書を踏まえ、特にトラブルが急増しているエステティックサロン、外国語会話教室等の継続的役務取引について、契約締結時における書面交付の義務付け、契約解除時の損害賠償額の制限等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案については参考人からの意見聴取を行うとともに、消費者取引トラブルに対する機動的な対応、自主ルールと法規制の関係、前払金保全措置の見送りの理由等について質疑が行われた。質疑終局後、両法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対して８項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案は、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとする観点から、平成10年３月閣議決定の「規制緩和推進３か年計画」を踏まえ、独占禁止法上の適用除外制度の縮小、独占禁止法適用除外法の廃止及び適用除外関係法律の整備等、所要の改正を行おうとするものである。委員会においては、適用除外制度の縮減の是非、諸外国の競争政策との整合性、過剰設備の共同廃棄に対する独占禁止法の運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案は、原子炉の運転等により、原子力損害が生じた場合における賠償措置額を現行の300億円から600億円に引上げるとともに、適用期限が平成11年末までとされている国の援助規定等を10年間延長する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、損害賠償額引上げの根拠、原発の被害想定の有無、原子力防災対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案は、電気及びガス事業において、一層の競争導入の促進を図るため、特別高圧需要家に対する電気の小売を電力会社以外の供給者にも新たに認めるとともに、一般ガス事業者が保有する導管ネットワークを新規参入者が利用するためのルールを整備するほか、電気及びガス料金の引下げなど需要家の利益になるような場合は、許可制を届出制による変更を可能とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、事業の効率化と公益性の関係、電力会社の託送ルールの明確化、風力等の新エネルギー利用の推進等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、６項目の附帯決議が付された。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、以

下のような経緯のもとに提出された。

イラクの核開発計画の発覚及び北朝鮮の核開発疑惑が発生したことから、今後の国際的核不拡散体制を強化するため、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）による国際保障措置の強化・効率化方策を実施するための追加議定書が採択された。また、使用済燃料の海外再処理への搬出終了、六ヶ所村再処理施設の操業の遅れ等から、原子力発電所内における使用済燃料の貯蔵状況は逼迫傾向にあることから、政府は平成９年２月発電所外の施設における使用済燃料の貯蔵について検討を進めることを閣議了解し、これを踏まえて、総合エネルギー調査会原子力部会は発電所外において使用済燃料を中間的に貯蔵する施設の必要性について報告書をとりまとめた。以上の諸点について、原子力委員会は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正を行い、必要な措置を講じることが適当である旨を決定し、本法律案はこのような経緯から提出された。その主な内容は追加議定書の担保措置としてＩＡＥＡに提供する必要のある情報を関係者から徴収し、ＩＡＥＡが特定する場所に国の職員の立会いの下でＩＡＥＡ査察員の立入りが行えるよう必要な規定を整備するとともに、使用済燃料の貯蔵事業を許可制とし、その際、原子力委員会及び原子力安全委員会によるダブルチェックを行うこととするほか、使用済燃料貯蔵施設について、設計及び工事方法の認可、定期検査等所要の規定を整備しようとするものである。

委員会においては、東海村における原子力発電所の視察、参考人からの意見聴取を行うとともに、使用済燃料の処理と中間貯蔵との関係、原子力利用における安全性、風力等新エネルギーの利用の推進等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、５項目の附帯決議が付された。

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案は、最近の消費生活用製品等の安全性及び電気工作物等の保安水準の向上を踏まえ、従来政府が中心となっていた基準・認証制度について、可能な限り事業者自らが安全性を確認し、必要に応じ民間第三者機関による検査を義務付ける等の措置を講じるため、通商産業省所管の11法律を改正しようとするものである。委員会においては、規制緩和と安全性の確保、第三者検査機関の中立性及び公平性の担保等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

産業活力再生特別措置法案は、以下のような経緯のもとに提出された。

現下の我が国経済は、民間需要の回復力が弱く、雇用情勢が厳しさを増すなど依然として極めて厳しい状況にあり、自律的な成長軌道に乗せるためには、需要面の対策のみならず、経済の供給面の体質強化が必要とされている。しかし、経済の潜在成長率を左右する生産性の伸び率は近年大きく低下しており、その原因として効率性の低い設備、負債による企業収益の低下、高い失業率等にみられるように、景気低迷の長期化に伴い、労働や技術等の経営資源が有効に活用されていないことが指摘されている。このような状況に対応するため、平成11年１月に「産業再生計画」が閣議決定され、また同年２月には経済戦略会議から「日本経済再生への戦略」と題する答申が内閣総理大臣に対して行われ、さらに、同年３月に設置された総理主宰の産業競争力会議では「産業再生計画」の検討課題が論議された。これらを踏まえて、同年６月には産業構造転換・雇用対策本部で「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策」が決定され、事業再構築のための環境整備、技術開発の活性化、中小・ベンチャー企業の育成、税制上の措置が産業競争力対策として盛り込まれた。本法

案はこのような経緯から提出された。その主な内容は、主務大臣の認定する事業再構築計画策定事業者に対して分社化等商法の特例、債務の株式化のための優先株発行限度枠の拡大、ストックオプション付与の対象及び上限の拡大等の特例措置を設けるとともに、創業者及び新事業の開発を行う中小企業者に対し設備近代化資金貸付等の金融支援措置を講じるほか、国の委託研究開発に係る特許権を開発者に帰属させることなどによって、産業活力の再生を速やかに実現しようとするものである。

委員会においては参考人からの意見を聴取するとともに、産業再生下で生ずる雇用不安の解消策、事業再構築計画の認定基準の明確化、過剰債務に関する経営者のモラルハザードの防止、ベンチャー企業への支援策、企業の集中・合併による寡占化の懸念等について質疑が行われ、民主党・新緑風会、日本共産党及び社会民主党・護憲連合による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、10項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

３月９日、通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、景気対策、貿易摩擦問題、石油公団問題、貸し渋り対策、太陽光発電支援策、通商政策、技術開発促進策、原子力政策、情報家電支援策等の問題が取り上げられた。

３月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省予算の審査を行い、景気対策、不当景品表示、繊維産業対策、石油公団問題、ダイオキシン対策、日本映画の振興策、中小企業対策、愛知万博、財政健全化と景気対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

- ○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- ○通商産業行政の基本施策に関する件について与謝野通商産業大臣から所信を聴いた。
- ○経済計画等の基本施策に関する件について堺屋経済企画庁長官から所信を聴いた。
- ○平成10年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

- ○**ものづくり基盤技術振興基本法案**の草案について提案者今泉昭君から説明を聴き、同君及び与謝野通商産業大臣に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
- ○通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件等について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第３回）

- ○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
  平成11年度特別会計予算（衆議院送付）

平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官及び根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣、根來公正取引委員会委員長、政府委員、外務省、運輸省、農林水産省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○**中小企業経営革新支援法案**（閣法第28号）（衆議院送付）
中小企業総合事業団法案（閣法第29号）（衆議院送付）
以上両案について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月23日（火）（第４回）

○**中小企業経営革新支援法案**（閣法第28号）（衆議院送付）
中小企業総合事業団法案（閣法第29号）（衆議院送付）
以上両案について堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、**中小企業総合事業団法案**（閣法第29号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第28号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし
（閣法第29号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○**特許法等の一部を改正する法律案**（閣法第30号）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月30日（火）（第５回）

○**特許法等の一部を改正する法律案**（閣法第30号）について与謝野通商産業大臣、政府委員、法務省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第30号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**不正競争防止法の一部を改正する法律案**（閣法第60号）（衆議院送付）
訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）
以上両案について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月13日（火）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○**訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**（閣法第65号）（衆

議院送付）について参考人東京都生活文化局消費生活部指導担当課長舟橋とみ子君、全日本エステティック業連絡協議会副理事長小暮元一郎君及び日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長村千鶴子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年４月15日（木）（第７回）

○ **不正競争防止法の一部を改正する法律案**（閣法第60号）（衆議院送付）
訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第60号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし
（閣法第65号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

なお、**訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**（閣法第65号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○ **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案**（閣法第39号）について野中内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月20日（火）（第８回）

○ **私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案**（閣法第39号）について根來公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第39号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○ **原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月27日（火）（第９回）

○ 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○ **原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第26号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○平成11年５月11日（火）（第10回）

○ **電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案**（閣法第42号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月13日（木）（第11回）

○**電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案**（閣法第42号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第42号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月18日（火）（第12回）

○**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月27日（木）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月１日（火）（第14回）

○**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）について参考人全国原子力発電所所在市町村協議会副会長村上達也君、東京大学大学院工学系研究科教授近藤駿介君及び明治大学理工学部講師市川富士夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年６月３日（木）（第15回）

○**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月８日（火）（第16回）

○**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第27号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院

反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）及び**化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案**（参第17号）について国土・環境委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成11年７月22日（木）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○**通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案**（閣法第95号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年７月29日（木）（第18回）

○**通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案**（閣法第95号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第95号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
　　反対会派　共産

○平成11年８月３日（火）（第19回）

○**産業活力再生特別措置法案**（閣法第116号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年８月５日（木）（第20回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**産業活力再生特別措置法案**（閣法第116号）（衆議院送付）について参考人アサヒビール株式会社名誉会長樋口廣太郎君、東北大学未来科学技術共同研究センター教授大見忠弘君、日本ＳＯＨＯセンター理事長花田啓一君及び日本労働組合総連合会副事務局長野口敞也君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、与謝野通商産業大臣、甘利労働大臣、堺屋経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年８月６日（金）（第21回）

○**産業活力再生特別措置法案**（閣法第116号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣、根來公正取引委員会委員長、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第116号）　賛成会派　自民、公明、自由、参院
　　反対会派　民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成11年８月13日（金）（第22回）

○請願第279号外７件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第514号外13件を審査した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要　旨】

本法律案は、最近における原子力損害賠償制度に係る内外の状況の進展にかんがみ、賠償措置額を引き上げ、原子力損害賠償補償契約及び原子力事業者に対し政府が行うものとされる援助に係る期限を延長するための措置を講ずるとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案において新設することとなる使用済燃料の貯蔵の事業に係る原子力損害を賠償の対象とするための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　賠償措置額の引上げ

現在の原子力損害の賠償措置額300億円について、民間責任保険の引受能力や国際的動向等を勘案し、これを600億円に引き上げる。

2　適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約、損害が賠償措置額を超えた場合等に原子力事業者に対して政府が行う援助に係る規定の適用期限（平成11年12月31日まで）を10年間延長し、平成21年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

3　使用済燃料の貯蔵の許可を受けた事業者に係る規定等の整備

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案において使用済燃料の貯蔵の事業に関する規制を新たに設けることに伴い、原子力損害の賠償責任を負うべき原子力事業者として使用済燃料の貯蔵の許可を受けた事業者を加える等所要の規定の整備を行う。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要　旨】

本法律案は、核物質が平和利用以外の目的の活動に転用されていないことを確認するための保障措置の強化・効率化に関する規定の整備及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規定を新設するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　保障措置の強化・効率化に関する規定の整備

(1)　保障措置協定追加議定書附属書Ⅰに掲げられた活動（ウラン・プラズマ発生システムの製造又は組立て、原子炉制御棒の製造等）について、内閣総理大臣への届出制度を設ける。

(2)　内閣総理大臣は、追加議定書の定めるところにより、国際原子力機関からの要請に係る事項等について、関係者から報告を徴収することができる。

(3)　国際原子力機関の指定する者は、政府職員の立会いの下に、国際原子力機関が指定する場所において、立入検査等を行うことができる。

(4)　内閣総理大臣は、追加議定書の適切な実施を確保するため、立入検査等を行うことができる。

(5) 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関に、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を行わせることができる。

(6) 指定保障措置検査等実施機関に関する指定の基準、当該機関による保障措置検査の実施、当該機関に対する監督命令等について所要の規定を整備する。

2 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規定の新設

(1) 使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者（以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。）は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

(2) 通商産業大臣は、許可の申請があった場合においては、その申請が基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(3) 通商産業大臣は、許可をする場合においては、あらかじめ、原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

(4) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、設計及び工事の方法について通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(5) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の工事及び性能について、その使用前に通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ使用してはならない。

3 その他

使用済燃料の貯蔵の事業の許可等の規定の新設に伴い、事業開始等の届出、貯蔵計画、使用済燃料取扱主任者の義務等所要の規定を整備する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 エネルギー供給における原子力利用の現状にかんがみ、原子力開発利用に係る安全性の確保に万全を期すこと。

2 核燃料サイクル政策における使用済燃料の再処理、プルトニウムの利用、高レベル放射性廃棄物の処分等については、整合性ある、一層明確な施策の確立に努めるとともに、これらに係る情報の十分な公開に引き続き努めること。また、リスクに関する評価の調査研究を進めること。

3 使用済燃料の中間貯蔵施設の建設に当たっては、その十分な安全の確保が図られるよう万全を期するとともに、地元住民や関係地方自治体の意向を踏まえ、施設の立地地方自治体に対し適切な支援措置を講ずること。

4 国際的な核不拡散体制の維持・強化に積極的に取り組むとともに、追加議定書に基づく保障措置を実施するに際しては、原子力産業の競争力及び健全な発展を阻害することのないよう配慮すること。

5 原子力防災対策については、立地地方自治体の要望に配慮し、事業者と関係防災機関との連携・協力の推進等防災実施機能の強化等に努め、その実効性をより一層高めるための措置を講ずること。

右決議する。

中小企業経営革新支援法案（閣法第28号）

【要 旨】

本法律案は、昨今における経済的環境の変化に即応して、新商品・新役務の開発、新生

産方式の導入等の事業革新を行おうとする中小企業を支援するとともに、経済的環境の著しい変化により影響を受けるため、経営基盤を強化しようとする中小企業を支援するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　経営革新計画

(1)　経営革新指針

通商産業大臣は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関し、その内容、実施方法その他経営革新の実施に当たって配慮すべき事項について、経営革新指針を定める。

(2)　経営革新計画の承認

中小企業者は、単独または共同で行おうとする経営革新計画を作成し、主務大臣又は都道府県知事の承認を受けることができる。

(3)　経営革新計画に対する支援措置等

承認された経営革新計画に基づく事業を行う中小企業者に対し、保険のてん補率の引上げ、設備資金借入における償還期限の延長等、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法の特例措置を設けるほか、中小企業投資育成株式会社の支援措置の特例、一定の課税特例等の支援措置を設ける。

2　経営基盤強化計画

(1)　経営基盤強化計画の承認

経済的環境の著しい変化による影響を受け、生産額等が著しく減少している業種の組合等が策定する経営基盤強化計画に対し主務大臣の承認を受けることができる。

(2)　経営基盤強化計画に対する支援措置等

承認された経営革新計画に基づく事業を行う中小企業者に対し、保険のてん補率の引上げ、設備資金借入における償還期限の延長等、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法の特例措置を設けるほか、一定の課税特例等の支援措置を設ける。

3　その他の措置

その他、国、都道府県は一定の条件の下、経営革新計画、経営基盤強化計画について、調査、指導、助言等を行う。

4　報告の徴収及び罰則

経営革新計画、経営基盤強化計画の実施状況に関し報告の徴収を行うとともに、報告義務違反に対する罰則を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　経営革新指針における「新たな事業活動」及び「経営の相当程度の向上を図る」とする経営革新の内容の策定に当たっては、幅広い中小企業が経営革新計画に基づく支援が受けられるように配慮すること。

2　経営基盤強化計画の特定業種の指定及び計画の承認については、経済的環境の著しい変化による影響を受けた対象中小企業者の経営実態に即応できるよう迅速かつ適切に対応すること。

3　計画承認申請の事務手続は、利用者の利便性を考慮して、それに必要な書類、様式等において簡素化に努めること。

また、中小企業者等が計画に基づく各種支援策を十分に活用できるように、周知徹底を図るとともに、今後とも施策の充実に努めること。

4　中小企業における信用保証の重要性にかんがみ、信用保証制度のより一層の充実に努めること。特に、中小企業金融安定化特別保証制度においては、保証枠の動向に即した時宜にかなった適切な対応措置をとること。

また、金融機関による不当な旧債振替等が行われないように引き続き監視し、こうした事態が発生した際には厳正に対処すること。

右決議する。

中小企業総合事業団法案（閣法第29号）

【要　旨】

本法律案は、中小企業施策の総合的・効率的推進、都道府県との連携の一層の強化を図るため、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団、繊維産業構造改善事業協会を統合し、中小企業総合事業団を設立しようというものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

中小企業総合事業団（以下「事業団」という）が中小企業事業団、中小企業信用保険公庫、繊維産業構造改善事業協会の業務を引き継ぐことを受けて、本法律案の目的を中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業開拓のための指導、融資、出資、助成のほか、信用保険、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済等の事業により中小企業の振興等に寄与することを目的とする。

2　資本金

事業団の資本金は、中小企業事業団、中小企業信用保険公庫、繊維産業構造改善事業協会に対し政府が出資した金額の合計額をもって資本金とするとともに、必要に応じ、政府から新たに事業団に出資された額とすることができる。

3　役員等

事業団に代表権限のある理事長、副理事長及びその他の役員を置くこととするほか、理事長の諮問機関として評議員会を置く。

4　事業団の業務

事業団は、中小企業指導法に基づく都道府県等の診断・指導事業への協力を行うとともに、都道府県が行う中小企業者に対する貸付け（中小企業構造の高度化に資する事業用土地・施設の取得・設置資金）に必要な資金の一部貸付けを行う。また、中小企業者の新事業開拓に対する助成等の新事業開拓業務（新規）、中小企業信用保険法に基づく信用保険等の業務、小規模企業共済法に基づく小規模企業共済業務を行うほか、中小企業者及びその従業員に対する研修、調査、情報収集等の業務を行う。

5　財務及び会計

事業団は毎会計年度（信用保険業務は半期毎）予算、事業計画、資金計画を作成し、通商産業大臣（信用保険業務は主務大臣）の認可を受けることとするほか、財務諸表、決算報告書等の作成、主務大臣の承認、一般の閲覧供出を行う。また、事業団の各業務については、それを区分して経理する。

6　監督

主務大臣は、事業団を監督し、本法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法、中小企業倒産防止共済法の施行に必要な命令、報告徴収、立入検査を行うことができる。

7　業務特例

繊維産業構造改善臨時措置法の廃止に伴い、繊維産業構造改善事業協会の行っていた事業のうち、新商品の開発等に必要な資金助成、人材育成事業、繊維製品の生産・流通・消費に関する情報収集等の業務について当分の間、事業団が引き継ぐ。

8　廃止

中小企業信用保険公庫法、繊維産業構造改善臨時措置法及び中小企業事業団法は廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　３法人の統合による新事業団設立の趣旨にかんがみ、新事業団における業務の整理合理化並びに人事交流及び組織体制の整備等により、中小企業に対する総合的かつ効率的な施策が迅速に実施できるよう努めること。

2　統合に伴う職員の処遇については、不利益が生じないよう特段に配慮すること。

3　新事業団の設立後、３年を経過した時期に、運営状況を勘案し、事業団の業務について検討を加え、その結果に基づいて適当な措置を講ずること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、国際的な大競争時代を迎え、我が国の経済の活性化を図るためには、創造的な技術開発を促進することが重要であることから、技術開発の成果である知的財産権の迅速かつ十分な保護を行うとともに、商標権の国際登録を簡便化する等のマドリッド協定議定書の実施のため、国際登録出願に係る手続を整備する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　権利取得の早期化

出願審査を請求できる期間について、特許出願から７年を３年に短縮する。

2　権利侵害に対する救済措置の拡充

(1)　特許出願から１年６月を経過する前であっても、特許出願人の請求があったときは出願公開する。

(2)　薬事法に基づく承認、農薬取締法に基づく登録等、国の許認可を得るのに相当の期間を要し、その間に特許期間が２年以上侵食された場合、特許存続期間を最大５年まで延長できる延長登録制度において、期間２年以上の条件を廃止し、その期間が２年未満でも延長を認める。

(3)　特許発明の技術的範囲を特許庁が判断する判定制度について、証拠調べ等の規定を整備する。

(4)　特許侵害訴訟において、相手方の侵害行為を立証するために必要な書類の提出命令の規定を整備する。

(5)　損害の計算を行うための計算鑑定人制度を設け、当事者に計算鑑定人に対する必要

な事項の説明義務を課す。

(6) 損害額を立証するために必要な事実を立証することが、事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所が相当な損害額を認定できる。

(7) 特許等に係る詐欺行為罪及び虚偽表示罪について、法人の罰金刑の額の上限300万円を1億円に引き上げる。

3 出願者・権利者の負担軽減

(1) 特許料及び審査請求料を引き下げる。

(2) 特許料及び審査請求料の納付を猶予又は減免する特例措置の対象に、個人だけでなく、資力に乏しい法人を加える。

4 商標の早期保護

(1) 商標登録出願について出願公開制度を新設する。

(2) 設定登録前の商標について、出願人が出願後に警告したときは、商標を使用した者に対し、使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭的請求権を行使することができる。

5 マドリッド協定議定書の実施のための商標制度の改正

(1) 日本国に出願又は登録されている商標を、国際事務局に、保護を求める締約国を示して国際出願する国際登録出願についての手続を新設する。

(2) 締約国が、国際事務局に、保護を求める指定国として日本国を示して国際出願した国際商標登録出願についての手続を新設する。

(3) 日本国を指定する国際登録の対象であった商標について、当該国際登録が取り消されたとき、当該国際登録の名義人が、日本国内で同一の商標登録の出願を行う場合には、国際登録日に出願されていたものとみなす等の特例を定める。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 知的創造の進展・複雑化にかんがみ、知的財産権に係る国全体としての総合的な取組を行うため、我が国の知的財産権の今後の方向に関する基本的な方針の策定に努めること。

2 特許権等の侵害に対する救済措置の拡充を図る法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、知的財産権紛争に対し国際的に遜色のない紛争処理能力及び紛争処理体制の確立に努めること。

3 創造的技術開発の促進とその成果の権利化・利用の促進を図るため、産学連携の強化、弁理士等による知的財産権専門サービスの充実等知的インフラの一層の整備に努めること。

4 マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願及び商標権について出願時及び登録時に発行される商標公報に翻訳を付す等により、我が国ユーザーが出願内容及び権利内容を十分に理解できるようにすること。

5 我が国ユーザーの一層の利便性向上のため、マドリッド協定議定書未加入国に対する加入の働きかけに努めること。

6 アジア諸国等における工業所有権制度全般の整備についての国際協力を積極的に進めること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第39号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、競争政策の積極的展開による公正かつ自由な競争を促進するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の適用除外制度の関連規定を整備するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（以下「適用除外法」という。）を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　独占禁止法に基づく適用除外制度の廃止

独占禁止法により適用除外とされている、特定の事業についての法律又は当該法律に基づく命令により行われる正当な行為、不況カルテル及び合理化カルテルを廃止する。

2　適用除外法に基づく適用除外制度の廃止等

(1)　適用除外法の廃止等

適用除外法を廃止する。

適用除外法の廃止に伴い、農業協同組合中央会及び中小企業団体中央会等が行う一定の行為について、独占禁止法の適用除外とする規定を農業協同組合法及び中小企業等協同組合法に設ける。

また、一定の事業者団体に対し公正取引委員会への届出義務を免除する規定を独占禁止法に設ける。

(2)　組合のみなし規定の整備

一定の要件を満たす組合等を適用除外とする独占禁止法の規定に対応して当該組合のみなし規定を設けている、たばこ耕作組合法、信用金庫法、農業協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法及び労働金庫法について、必要な限度において、みなし規定を整備する。

3　個別法に基づく適用除外制度の整備等

(1)　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

環境衛生同業組合が行う過度競争防止カルテルについて、独占禁止法の適用除外の範囲を限定する。

(2)　海上運送法

船舶運航事業者が行う海運カルテルについて、独占禁止法の適用除外の範囲を限定するとともに、運輸大臣と公正取引委員会との手続規定等を整備する。

(3)　内航海運組合法

内航海運組合が行う内航海運カルテルについて、独占禁止法の適用除外の範囲を限定するとともに、運輸大臣と公正取引委員会との手続規定を整備する。

(4)　航空法

航空事業者が行う国際航空カルテルについて、運輸大臣と公正取引委員会との手続規定を整備する。

4　その他

本法律は公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。また、本法律案の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、許可、認可等の整理に関する法律外３法律について所要の改正を行う。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要　旨】

本法律案は、電気事業及びガス事業について、効率的な電気及びガスの供給が実現するよう、両事業に係る一層の競争導入の促進を図るため、参入規制の緩和を行うとともに、料金規制の見直し等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　電気事業法の一部改正

(1)　特定規模電気事業

大口の需要家に対する電気の小売供給事業を新たに特定規模電気事業と定義し、電力会社以外の事業者にも参入を認める。

(2)　兼業規制の廃止

電力会社が一般電気事業以外の事業を行う際の許可制を廃止する。

(3)　最終保障約款

電気の供給をどこからも受けられない特定規模の需要家に対しては、電力会社が供給義務を負うこととし、その料金等の条件について最終保障約款を定め、通商産業大臣に届け出るものとする。

(4)　料金引下げの届出

料金規制を緩和し、電気料金引下げの際は、認可を不要とし届出制とする。

(5)　卸供給の供給条件の届出

卸供給の供給条件について、認可を不要とし届出制とする。

2　ガス事業法の一部改正

(1)　接続供給

独自の導管を持たない事業者等の大口供給への参入を容易にするためガス供給の橋渡しを行う接続供給制度を導入する。

(2)　地方ガス事業調整協議会の廃止

通商産業局長が、一般ガス事業者の供給区域に係る簡易ガス事業の許可を行う場合には、地方ガス事業調整協議会の意見を聞かなければならないこととされていたが、これを不要とするとともに、地方ガス事業調整協議会を廃止する。

(3)　兼業規制の廃止

一般ガス事業者が一般ガス事業以外の事業を行う際の許可制を廃止する。

(4)　料金引下げの届出

料金規制を緩和し、ガス料金引下げの際は、認可を不要とし届出制とする。

(5)　選択約款制度の創設

選択メニューの設定が届出により可能となるよう、選択約款制度を創設する。

3　附則

(1)　施行期日

平成12年３月21日から施行する。ただし、ガス事業法の改正に係る規定等について

は、公布の日から６か月以内の政令で定める日から施行する。

⑵　検討

政府は、この法律の施行後３年を経過した場合において、その施行状況に基づき必要な措置を講ずる。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　電気・ガスが国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、事業の効率化を進めるに当たっては、エネルギーセキュリティ、地球環境問題等に配慮したエネルギーのベストミックスを図りつつ、安定供給の確保等の公益的課題への取組が損なわれることがないよう配意すること。

2　本制度改正の具体的設計に当たっては、新規参入の拡大が有効な競争を促進し業務の合理化・効率化に資するものとなるよう、公正かつ公平なルールの整備を行うこと。特に、電力会社の送電ネットワーク及びガスの導管の利用に係る料金算定根拠を明確にするなど、利用条件の透明性の確保を図ること。

なお、託送の利用が電力会社の系統運用やベースロード電源の活用に支障を来すことのないよう適切な制度設計に努めること。

3　本制度改正により期待される一般電気事業者及び一般ガス事業者の経営の合理化・効率化等の成果が、小口需要家の電気・ガス料金等に適切に均てんされるよう制度の運用を図ること。

4　負荷平準化を更に進めるため、蓄熱式空調システム、ガス冷房等の負荷移行手段の更なる普及促進に積極的に取り組むとともに、夏季ピーク時の需要抑制について国民の理解と協力が得られるよう引き続き情報提供等に努めること。

5　地球環境問題への対応等の観点から、発電分野における自由化の拡大が二酸化炭素排出の増加など環境負荷の増大を招くことがないよう、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの普及・促進を積極的に支援するとともに、自然エネルギーを利用した電力の売買を促進するための施策について、引き続き積極的に推進すること。

併せて、途上国における自然エネルギー開発への取組支援に対し、先導的な支援・貢献に努めること。

6　施行後３年経過時に予定される本改正の検証と制度の見直しに向けて、大口及び小口需要家並びに供給事業者等から広く意見を聴取するとともに、諸外国の実情把握に努めること。

右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要　旨】

本法律案は、音楽、映画、ゲームソフト等をデジタル化して、インターネット、ＣＤ－ＲＯＭ等の媒体を用いて消費者に提供する際に付した無断視聴防止機能等を無効化する装置の提供等の不正な取引行為を防止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

(1)　不正競争行為の追加

不正競争行為の類型に、次の２つを追加し、侵害を受けたコンテンツ提供事業者（音楽、映画、ゲームソフト等をデジタル化して、インターネット、ＣＤ－ＲＯＭ等の媒体を用いて消費者に提供する事業者）に、差止請求、損害賠償請求等を認める。

イ　営業上用いられる技術的制限手段により制限されている影像又は音の視聴又は記録等を可能とする装置、プログラム等の譲渡等の行為

ロ　有料衛星放送等のように他人が特定の者以外の者に影像又は音の視聴又は記録等をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像又は音の視聴又は記録等を可能とする装置、プログラム等の当該特定の者以外の者への譲渡等の行為

(2)　技術的制限手段等の定義

この法律における「技術的制限手段」、「プログラム」を定義する。

２　適用除外

１の(1)の不正競争行為のうち、技術的制限手段の効果を妨げる装置、プログラム等を試験又は研究の目的で譲渡等をする行為については、適用を除外する。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要　旨】

本法律案は、エステティックサロン、外国語会話教室等の特定継続的役務取引における消費者トラブルの実態にかんがみ、訪問販売等に関する法律において取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、特定継続的役務取引に関し書面の交付義務等の規制及び契約の解除等の制度を設け、並びに罰金の引上げ等の措置を講ずるとともに、割賦販売法において役務の提供を対象とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

１　訪問販売等に関する法律の一部改正

(1)　特定継続的役務提供に係る取引の適正化

イ　「特定継続的役務」を定義し、これらの役務の提供又はその権利の販売を「特定継続的役務提供」として規制対象とする。

ロ　特定継続的役務提供等契約の締結前には概要を記載した書面、締結時には内容及び履行に関する一定の事項を記載した書面の交付を、事業者に義務付ける。

ハ　特定継続的役務の内容、効果等に関し、誇大広告を禁止する。

ニ　特定継続的役務提供等契約の締結の際又は契約の解除を妨害するため、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項につき事業者の不実告知を禁止するとともに、威迫して困惑させる行為を禁止する。

ホ　前払方式で特定継続的役務提供を行うときは、事業者に業務及び財産に関する書類の備付け及び閲覧に応じることを義務付ける。

ヘ　主務大臣は、事業者に対し、規定に違反した場合等において、必要な措置を指示できるとともに、指示に従わないとき等は、１年以内の期間を限り、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

ト　書面交付から８日間は、役務の提供を受ける者による契約解除（クーリングオフ）

を認めるとともに、その場合の事業者の損害賠償又は違約金の請求を認めない。

チ　書面交付から８日経過後にも、役務の提供を受ける者による契約解除を認めるとともに、その場合の事業者の損害賠償等請求額の上限を定める。

(2)　指定法人制度の導入

訪問販売等取引における購入者の利益が害されるおそれのあるときに主務大臣に適当な措置を求める申出制度の活用を図るため、申出しようとする者に対する指導、助言等訪問販売取引等適正化業務を行う法人を主務大臣が指定できる。

(3)　罰則

イ　禁止行為、業務停止命令違反の罰金額の上限100万円を300万円に、書面交付義務等違反の罰金額50万円を100万円に引き上げるとともに、懲役の上限を引き上げ、併せて罰金と懲役の併科を導入する。

ロ　業務停止命令違反につき３億円を上限とする法人重課を導入する。

2　割賦販売法の一部改正

(1)　定義

指定権利及び指定役務を定義し、割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あっせんの対象に追加し、規制対象とする。

(2)　指定権利又は指定役務の割賦販売等に対する規制

指定権利又は指定役務の割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あっせんをした場合に、書面交付義務、申込みの撤回、契約の解除に伴う損害賠償額の制限等の規定を適用する。

(3)　ローン提携業者に対する抗弁の接続

ローン提携販売に係る分割返済金の返済について、販売業者又は役務提供事業者に対して生じている債務不履行による解約等の事由をもって、購入者又は役務を受ける者がローン提携業者に返済を拒むことができるとする抗弁の接続の規定を新たに設ける。

(4)　割賦購入あっせん業者に対する抗弁の接続

割賦購入あっせんに係る支払分の支払について、販売業者に対して生じている債務不履行による解約等の事由をもって、割賦購入あっせん事業者に支払を拒むことができるとする抗弁の接続の規定を、指定権利又は指定役務についても認める。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1　特定継続的役務取引等の現状にかんがみ、広く国民に対し、今回の法改正の内容の周知徹底を図ること。

特に、交付書面に記載すべき事項、クーリング・オフ制度、中途解約制度及び割賦購入あっせんにおける抗弁権の接続については、通達等によりそのわかりやすい解説を行うこと。

2　役務提供、権利販売に係る消費者トラブルの実態を的確に把握し、対象となる役務等の指定については的確かつ迅速に行うこと。

3　特定継続的役務提供事業者等の事業活動の一層の適正化を図るため、業界の組織化を促進し、業界団体等に対し、自主ルールの一層の充実とその遵守の徹底に努めるよう指

導すること。

4　消費者が多様な役務の選択を的確に行えるよう、第三者による役務の適正評価システム構築のための環境整備を図るとともに、消費者ニーズに対応した多様な役務提供が図られるよう、産業の健全な発展に留意すること。

5　消費者トラブルが累増していることにかんがみ、消費者からの苦情の内容等の情報提供により一層努めるとともに、消費者教育の充実を図ることにより、消費者被害の未然防止に努めること。

6　電子商取引を始めとする商取引の国際化、高度化の進展が予想されるなか、新しい形態の消費者被害が多発することのないように、それらの動向を的確に把握するとともに、必要な場合には、消費者被害防止対策を迅速に講ずること。

7　消費者被害の拡大防止に万全を期すため、地方自治体の消費生活センター及び国民生活センターとの一層の連携強化を図り、迅速な苦情処理と機動的な行政措置発動のための体制を強化すること。

8　企業等の窓口において苦情相談を担当する人材の養成、供給が円滑に進むよう、必要な配慮を行うとともに、適切かつ迅速な苦情処理体制の確立が図られるよう支援すること。

右決議する。

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案（閣法第95号）

【要　旨】

本法律案は、近年における事業者の品質管理体制の整備の進展、安全確保能力の向上等を踏まえ、製品、工作物等の技術基準への適合を確認する手続において、民間事業者の能力を活用すること等により、基準・認証制度等の整理及び合理化を図るため、通商産業省関係法律について所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　消費生活用製品安全法の一部改正

技術基準への適合の確認について検定等の政府認証を廃止し、事業者による自己確認を基本とするとともに、消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、事業者による品質の確保が十分でないと認められる製品については、第三者検査機関による適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

2　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

技術基準への適合の確認について検定等の政府認証を廃止し、事業者による自己確認を基本とするとともに、特に災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等については、第三者検査機関による適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

3　火薬類取締法の一部改正

火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査に関し、十分な検査体制を有するものとして国の認定を受けた事業者に自主検査を認める制度を導入するとともに、指定代行機関による検査制度を導入する等の改正を行う。

4　高圧ガス保安法の一部改正

高圧ガスを輸入する際に必要な輸入検査について、指定代行機関による検査を可能と

するとともに、指定代行機関については、公益法人に限らず民間企業の参入を可能とする等の改正を行う。

5　計量法の一部改正

指定検定機関等の指定機関について、公益法人に限らず民間企業の参入を可能とする等の改正を行う。

6　航空機製造事業法の一部改正

航空機の製造及び修理の確認、航空機用機器の製造証明については、通商産業大臣による確認等を廃止し、事業者による自己確認とするとともに、自己確認後の通商産業大臣への届出を義務付ける等の改正を行う。

7　揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正

指定分析機関の指定の基準において、公益法人であることの要件を廃止する等の改正を行う。

8　熱供給事業法の一部改正

導管の設置又は変更の工事に関し、国による使用前検査を廃止し、技術基準への適合の確認を事業者自ら行うこととするとともに、その検査結果について記録の作成・保存を義務付ける等の改正を行う。

9　電気事業法の一部改正

原子力発電設備を除く事業用電気工作物については、工事計画の認可を廃止し、また国による使用前検査、溶接検査、定期検査を廃止し、技術基準への適合の確認を設置者が自ら行うことを基本とするとともに、設置者に対し、検査記録の作成・保存を義務付ける等の改正を行う。

10　電気用品取締法の一部改正

技術基準への適合の確認について、型式認可等の政府認証を廃止し、事業者による自己確認を基本とするとともに、特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品については、第三者検査機関による適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

11　ガス事業法の一部改正

ガス工作物の工事計画の認可を廃止し、届出とするとともに、使用前検査、定期検査、ガス用品に係る検定・事業者登録・型式承認を廃止し、原則、事業者による自己確認に移行するとともに、特に重要なガス工作物、災害の発生するおそれの多いと認められるガス用品については、第三者機関による検査又は適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

12　施行期日

平成12年７月１日から施行する。

産業活力再生特別措置法案（閣法第116号）

【要　旨】

本法律案は、内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状にかんがみ、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するために、事業者の事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併

せて研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　事業再構築の円滑化

(1)　事業再構築計画の認定と支援策

イ　事業者は、平成15年３月31日までに主務大臣に事業再構築計画を提出して、認定を受けることができる。

ロ　認定事業者に対する商法の特例として、①分社化の際の検査役の調査につき、手続を簡素化する、②子会社とともに事業再構築を行う場合、新株引受権付与の対象を子会社の役職員にまで拡大する、③純資産額の20分の１以下の営業譲渡について、株主総会の特別決議を不要とする簡易営業譲受制度を創設する、④営業譲渡に際して、債権者の個別同意を不要とする債務一括移転制度を創設する。

ハ　自らの債務を消滅させるために債権者に対して株式を発行するものが、議決権のない株式を発行する場合の限度枠を発行済株式総数の３分の１から２分の１に引き上げる。

ニ　産業基盤整備基金は、認定事業者又はその関係事業者がその事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務保証を行う。

ホ　一定の要件を満たす認定事業者に対する減価償却資産の課税の特例、事業用資産の買換えの場合の課税の特例、共同で新法人を設立して現物出資を行う場合の課税の特例、施設の撤去又は設備の廃棄について法人税の欠損金の繰越し又は法人税の還付についての特別措置等を講ずる。

ヘ　認定事業者は雇用安定について、国は雇用安定と就職あっせん等について、国及び都道府県は職業訓練等についてそれぞれ必要な措置を講ずるよう努める。

(2)　活用事業計画の認定と支援策

イ　認定事業者の経営資源で、事業再構築計画によっても有効に活用できないものがあるときに、これを活用しようとする事業者は、平成15年３月31日までに主務大臣に活用事業計画を提出して、認定を受けることができる。

ロ　認定事業者の役職員が認定事業者から営業を譲り受けて経営を支配する特定認定活用事業者が、その役職員に対して新株の引受権を付与する場合においては、その限度枠を発行済株式総数の10分の１から４分の１に引き上げるとともに、特定認定活用事業者が、議決権のない株式を発行する場合の限度枠を発行済株式総数の３分の１から２分の１に引き上げる。

ハ　産業基盤整備基金は、認定活用事業者がその事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務保証並びに特定認定活用事業者の事業に必要な資金の出資を行う。

ニ　中小企業信用保険の普通保険、無担保保険又は特別小口保険に、活用事業関連保証を設け、保険の付保限度額を別枠化し、てん補率を引き上げるとともに、保険料を引き下げる。

2　創業及び中小企業者の新事業開拓の支援

(1)　中小企業者は、平成15年３月31日までに都道府県知事に経営資源活用新事業計画を提出して、認定を受けることができる。

⑵　中小企業信用保険の無担保保険に、創業関連保証を創設し、保険料を引き下げるとともに、中小企業信用保険の普通保険、無担保保険又は特別小口保険に、経営資源活用関連保証を設け、保険の付保限度額を別枠化、てん補率の引上げ及び保険料の引下げを行う。

⑶　中小企業近代化資金等助成法に規定する中小企業設備近代化資金貸付金の貸付対象に創業者を追加するとともに新事業開拓等を行う中小企業者への貸付要件を拡充する。

⑷　中小企業投資育成株式会社は、創業者又は経営資源活用新事業を実施する中小企業者が資本金１億円以上の株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行う。

3　研究活動の活性化

⑴　一定の要件を満たす場合は、国の委託研究開発に係る特許権等を受託者に帰属させることができる。

⑵　大学技術移転機関が、大学技術移転事業を実施するときは、特許料等の減免等の措置を講ずる。

4　その他

⑴　平成15年３月31日までに、廃止を含めて見直しを行う。

⑵　特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法を廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、景気対策に万全を期するとともに、産業活力の再生を図るため、本法施行に当たり、雇用の確保に配慮しつつ、産業サイドの構造改革及び新たな雇用機会の創出等に向けた施策の総合的推進を図る観点から、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

1　事業再構築計画等の認定に当たっては、事業者の主体的な取組を尊重し、行政の過度の介入や恣意性を排除する観点から、可能な限り認定基準を具体的に提示する等、手続の透明性確保を図るとともに、事業再構築に対する支援については、経営倫理の欠如を惹起することのないよう十分留意すること。

2　中小企業者が取り組む事業再構築については、計画の認定及び施策の適用につき特段の配慮を払うとともに、事業革新に向けた中小企業者の取組を積極的に支援するための環境整備に努め、事業再構築に伴う新規投資に係る支援措置の拡充に十分な配慮をすること。

3　事業再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、事業者による事業再構築計画の作成及びその実施に当たり、当該計画が雇用に影響を及ぼす場合には関係労働組合等との十分な協議を行う等、雇用労働者の意見を十分聴取し、関連中小企業等の労働者を含めた雇用の安定に最大限の考慮を払い、その理解と協力を得つつ当該計画が推進されるよう適切な指導を行うこと。また、当該地域の経済や雇用に与える影響についても十分留意すること。

さらに、事業再構築の実施が雇用不安を助長することのないよう、事業者が雇用労働者の雇用機会の確保、能力開発に努めるよう適切な指導を行うほか、これら事業者の取組に対する支援措置の適切な実施を図るとともに、規制緩和や新産業の育成・振興のための施策を強力に推進することにより、新たな雇用機会の創出に全力を挙げて取り組む

こと。

4　企業の組織変更が円滑に実施され、かつ、実効あるものとなるためには、従業員の権利義務関係等を明確にする必要があることにかんがみ、労使の意見等も踏まえつつ、企業の組織変更に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置も含め検討を行うこと。

5　今後の企業法制の在り方については、本法における事業再構築制度の趣旨等を踏まえ、企業活力の活性化に資する企業組織の変更手続の整備等、関係法制全般の見直しを不断に行うこと。

6　創業者及び成長期の中小ベンチャー企業の資金需要に的確に対応するため、本法に基づく信用保証制度等金融支援措置の適切な運用、周知徹底に努めるとともに、エンジェルといわれる個人投資家等からの投資を促進するための環境を整備し、併せて、未公開株式市場や店頭市場の整備等直接金融の基盤整備に努めること。

また、女性起業家に対する支援の一層の充実に努めること。

7　民間事業者への研究開発の委託の実施に当たっては、広範な知的財産権において各省庁等の連携の下、受託者が特許権等を取得できるよう最大限努めるとともに、技術力を有する中小企業者の機会確保に十分配慮すること。

また、委託研究開発の成果としての特許権等については、受託者等においてその活用が促進されるよう指導するとともに、既存の国有特許権等についても、民間事業者において一層の活用が図られるよう、その体制整備に努めること。

8　国立大学等における研究開発の成果の民間事業者への移転を促進するため、ＴＬＯの設立・事業運営に対する一層の支援を行うこと。

9　産業活力活性化のための研究・技術開発の重要性にかんがみ、官民連携の下、戦略的、集中的な研究開発を行っていくこと。特に、我が国経済社会の特性や条件に対応した先進的、効果的な研究開発を行うこと。

10　本法に基づく各般の施策の実効を確保するため、必要な財政、税制上の措置等の充実を図るとともに、今後とも産業活力の再生に向けて施策の積極的な展開を図ること。

右決議する。

ものづくり基盤技術振興基本法案（参第12号）

【要　旨】

本法律案は、ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図るため、ものづくり基盤技術基本計画を策定し、総合的かつ計画的な対応を促そうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　前文及び目的

本法律案は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

2　定義及び基本理念

「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用

性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいい、ものづくり基盤技術に係る業種、事業者、労働者をそれぞれ「ものづくり基盤産業」、「ものづくり事業者」及び「ものづくり労働者」という。ものづくり基盤技術の振興においては、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運の醸成、ものづくり労働者の確保及び資質の向上等が図られなければならない。

3　国、地方公共団体等の責務

国は、ものづくり基盤技術の振興に関する総合的な施策を策定・実施する責務、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地域の特性を生かした自主的な施策を策定・実施する責務、ものづくり事業者は、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上に努める責務を有する。

4　法制上の措置等

政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

5　年次報告

政府は、毎年、国会に、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

6　ものづくり基盤技術基本計画

政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ものづくり基盤技術基本計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、計画を策定又は変更したときは遅滞なくこれを国会に報告しなければならない。

7　基本的施策

以上のほか、国は、ものづくり基盤技術に関し、ものづくり基盤技術の研究開発、ものづくり労働者の確保、産業集積の推進、中小企業の育成、その他「熟練ものづくり労働者」の有する知識、技能の有効活用とその継承、学校教育等におけるものづくり基盤技術に関する学習の振興、ものづくり基盤技術に関する国際的な技術協力の推進等に必要な施策を講ずる。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）　　※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※26	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 5	11. 4.15	11. 4.27 可決	11. 4.28 可決	11. 3. 5 科学技術	11. 3.16 可決	11. 3.17 可決
※27	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 5	5.14	6. 8 可決附帯決議	6. 9 可決	4.16 科学技術	5.12 可決附帯決議	5.13 可決
			○11. 5.14 参本会議趣旨説明				○11. 4.16 衆本会議趣旨説明		
※28	中小企業経営革新支援法案	〃	2. 5	3.15	3.23 可決附帯決議	3.24 可決	3. 9 商工	3.10 可決附帯決議	3.11 可決
			○11. 3.15 参本会議趣旨説明				○11. 3. 9 衆本会議趣旨説明		
※29	中小企業総合事業団法案	〃	2. 5	3.15	3.23 可決附帯決議	3.24 可決	3. 9 商工	3.10 可決附帯決議	3.11 可決
			○11. 3.15 参本会議趣旨説明				○11. 3. 9 衆本会議趣旨説明		
※30	特許法等の一部を改正する法律案	参	2. 5	3.19	3.30 可決附帯決議	3.31 可決	4.14 商工	4.27 可決附帯決議	5. 7 可決
39	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案	〃	2.16	4.14	4.20 可決	4.21 可決	6. 9 商工	6.15 可決	6.15 可決
42	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案	衆	2.19	5. 7	5.13 可決附帯決議	5.14 可決	3.30 商工	4.20 可決附帯決議	4.22 可決
			○11. 3.30 衆本会議趣旨説明						
60	不正競争防止法の一部を改正する法律案	〃	3. 2	3.24	4.15 可決	4.16 可決	3. 5 商工	3.19 可決	3.19 可決
			○11. 3.24 参本会議趣旨説明						
65	訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案	〃	3. 5	3.24	4.15 可決附帯決議	4.16 可決	3. 5 商工	3.19 可決附帯決議	3.19 可決
			○11. 3.24 参本会議趣旨説明						
95	通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案	〃	4.19	7.21	7.29 可決	8. 2 可決	6. 3 商工	6.11 可決	6.15 可決
116	産業活力再生特別措置法案	〃	7.21	8. 2	8. 6 可決附帯決議	8. 6 可決	7.22 商工	7.28 可決附帯決議	7.29 可決
			○11. 8. 2 参本会議趣旨説明				○11. 7.22 衆本会議趣旨説明		

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
12	ものづくり基盤技術振興基本法案	経済・産業委員長 須藤　良太郎君 (11. 3. 9)	11. 3. 9	11. 3.10			11. 3.10 可決	11. 3. 9 (予備) 商工	11. 3.12 可決 附帯決議	11. 3.12 可決

【交通・情報通信委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件（うち本院先議４件)、承認案件は内閣提出２件（うち本院先議１件）であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願４種類41件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

内閣提出13件中、参議院先議は次の４件であった。

電波法の一部を改正する法律案は、衛星通信やデジタル技術を利用した新たな海上遭難・安全システム（ＧＭＤＳＳ）への移行のため、モールス信号による遭難通信の聴守を義務付けた規定を廃止する等の措置を講ずるとともに、無線局の増加の状況等にかんがみ電波利用料の金額を引き下げる等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、ＧＭＤＳＳ遭難信号誤発射対策、不法無線局対策強化の必要性、電波利用料の使途の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、５項目から成る附帯決議を行った。

郵便法の一部を改正する法律案は、郵便料金の納付を他者に委託して行うことができることとするものである。これは、郵政省が平成11年度からの導入を予定している、利用者がパソコンで作成した文書・図画をインターネット経由で郵便として差し出すハイブリッドメールサービスについて、このサービスの料金の納付をクレジットカードの利用によりインターネット上で処理が完結できるようにしようとするものである。

委員会においては、ワンストップ行政サービスへの取組、ハイブリッドメールサービスの収支見込みと料金設定、クレジットカード決済の範囲と拡大の可能性、郵便事業における地球環境対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、事業用トラック、バス、タクシー等について、定期点検の間隔を現行の１か月から３か月に延長するとともに、車両総重量８トン未満の貨物トラック、レンタカーの乗用車について、初めて交付される自動車検査証の有効期間を、１年から２年に延長しようとするものである。

委員会においては、法改正に伴う影響と整備事業者への支援強化策、自動車排ガス検査体制の強化策、自動車検査証への留意事項明記等、点検整備の確実な実施策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

船舶法の一部を改正する法律案は、現行の船舶法が、取締役の全員が日本国民である株式会社の所有する船舶を日本船舶としているのを、代表者の全員及び取締役の３分の２以上が日本国民である会社が所有する船舶を日本船舶とする等の改正を行うものである。

委員会においては、法改正の経緯と政策的意図、船舶の登記・登録制度の一元化の是非、日本商船隊における日本籍船の現状と確保策、外航海運の空洞化対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

衆議院送付は次の９件であった。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、通信・放送機構に行わせる特定公共電気通信システム（公共性を有する業務の用に供する電気通信システムのうち、当該業務の利便性を効果的に高めるもの）として、国家公安委員会及び自治省との連携によるものを追加しようとするものである。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案は、郵政省の認可法人である通信・放送機構が行う通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部について、経営の自立化を図るため、業務に必要な資金の出資資格者から政府を除く等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、公共分野の情報化に対する省庁間連携の必要性、機構の衛星管制業務の自立化と今後の在り方、機構が実施している業務の評価方法等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

以下の運輸省提出４法律案は、平成９年３月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画の再改定について」において、国内航空運送、タクシー、バス、鉄道及び国内旅客船の各事業分野の需給調整規制廃止等が盛り込まれたことを受け提出されたものである。

鉄道事業法の一部を改正する法律案は、鉄道事業への参入について、需給調整規制を廃止し、現行の免許制から、路線ごとに事業の実現可能性・継続性・安定性、輸送の安全性等を審査する許可制へと改め、また、鉄道事業からの退出について、現行の許可制を改め、原則１年前の事前届出制とするとともに、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること、鉄道間の乗継ぎの円滑化のための措置を創設すること等により鉄道事業者による多様かつ良質なサービスの提供を促進し、併せて、鉄道技術の発達等に対応して、鉄道に係る安全規制の合理化等を行おうとするものである。

道路運送法の一部を改正する法律案は、一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）への参入について、需給調整規制を廃止し、現行の免許制から、申請が輸送の安全上や事業遂行上適切な事業の計画を有する等の一定の基準に適合していれば参入を認める許可制に改め、事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により貸切バス事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、運行管理制度の充実を図ることにより旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保しようとするものである。

海上運送法の一部を改正する法律案は、一般旅客定期航路事業等への参入について、需給調整規制を廃止し、現行の免許制を許可制へ改め、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とするとともに、航路の休廃止について、許可制から休廃止の日の30日前までの事前届出制に改め、船舶以外には交通機関がない区間等に係る離島等の地域住民の生活に必要不可欠な生活航路における輸送を確保するため、運輸大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定区間を指定し、指定区間においては、事業の休廃止については休廃止の日の６か月前までの事前届出制とすること等の特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

航空法の一部を改正する法律案は、国内航空運送事業への参入について、需給調整規制を廃止して、事業への参入を路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に改め、運航ダイヤ並びに運賃・料金の設定及び変更につき原則届出制とし、併せて、航空技術の発達等に対応して、航空に係る安全規制の合理化を行うとともに、国内定期航空運送事業に係る路線の廃止について、原則として廃止の日の６か月前までの事前届出制とする等の改正を行お

うとするものである。

委員会においては、鉄道事業法の一部を改正する法律案及び道路運送法の一部を改正する法律案を一括して審査し、鉄道及び貸切バス事業の需給調整規制廃止の意義とその及ぼす影響、鉄道事業に対する国の支援の在り方、鉄道事業の廃止を許可制から届出制としたことの是非と代替輸送の確保、運行管理者制度の強化による安全運行確保と労働環境の改善等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、鉄道事業法の一部を改正する法律案に対し、５項目から成る附帯決議を、また、道路運送法の一部を改正する法律案に対し、４項目から成る附帯決議を行った。

また、後日、海上運送法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案を一括して審査し、需給調整規制の廃止と生活交通の確保策、航空及び海上運送における安全確保と公正競争の維持、航空事業への新規参入促進と整備体制の在り方、離島航路の維持と補助制度の必要性等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、海上運送法の一部を改正する法律案に対し、４項目から成る附帯決議を、また、航空法の一部を改正する法律案に対し、３項目から成る附帯決議を行った。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案は、ケーブルテレビ事業者に合併等があったときの地位の承継規定を整備し手続きを簡素化するとともに、ケーブルテレビ施設設置の許可について外国人等であることを欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものである。これらの措置は、平成10年３月31日に閣議決定された「規制緩和推進３か年計画」を受けたものである。

放送法の一部を改正する法律案は、地上放送の分野においてデジタルテレビジョン放送等を導入するに際して、「テレビジョン放送」及び「超短波放送」の定義を拡大し、従来、別の放送として送信されていた映像又は音声に伴わない文字・図形等（映像又は音声と同時性かつ直接的関連性を持たない独立データ）を映像又は音声にあわせ送信することができるようにする等の改正を行おうとするものである。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案は、デジタルテレビジョン放送の早期の普及を図るため、高度テレビジョン放送施設整備事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができることとし、併せて、通信・放送機構の業務に高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務保証の業務を追加しようとするものである。なお、この法律は、地上デジタルテレビジョン放送の普及及びアナログ放送終了の目標である平成22年末までに廃止するものとされている。

委員会においては、３法律案を一括して審査し、地上放送デジタル化の意義・スケジュール等の国民への周知の必要性、各放送メディアの将来展望と放送政策の在り方、デジタル化に要する投資費用及び財政支援、ケーブルテレビに係る外資規制撤廃による国内事業者への影響等について質疑が行われ、まず、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案は、討論の後、多数をもって可決された。次に、放送法の一部を改正する法律案、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案は、それぞれ全会一致をもって可決された。なお、放送法の一部を改正する法律案に対し、６項目から成る附帯決議を、また、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措

置法案に対し、２項目から成る附帯決議を行った。

内閣提出の承認案件は、次の２件であった。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成11年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、地上放送のデジタル化に向けた取組、映像国際放送のさらなる充実と国の支援の在り方、字幕放送の充実強化策等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。なお、８項目から成る附帯決議を行った。

地方自治法第156条第６項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件は、栃木県佐野市に関東運輸局栃木陸運支局佐野自動車検査登録事務所を設置するに当たり、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

３月４日、運輸行政の基本施策及び平成11年度運輸省関係予算について運輸大臣から所信及び説明を、郵政行政の基本施策及び平成11年度郵政省関係予算について郵政大臣から所信及び説明をそれぞれ聴取し、３月９日、まず、運輸行政の基本施策について質疑を行い、次に、郵政行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策については、運輸分野の2000年問題に対する取組、自動車損害賠償責任保険再保険の在り方、二酸化炭素排出削減対策の状況、需給調整規制廃止に伴う鉄道事業の生活路線確保策、中央省庁再編における総合交通政策推進の明確化、国鉄長期債務の厚生年金移換分のＪＲ追加負担の経緯等について質疑を行った。

郵政行政の基本施策については、学校インターネットへの取組、放送デジタル化に伴う費用負担の在り方、ＮＴＴの分割・再編問題、情報バリアフリーへの取組、情報化推進における政府の役割、放送デジタル化のメリットと国による支援の必要性等について質疑を行った。

７月27日、山陽新幹線福岡トンネルコンクリート剥落事故に関する件及び全日空61便ハイジャック事件に関する件について運輸大臣から報告を聴取した後、両件、ＪＲ株式の売却とＪＲ各社の完全民営化、チャイルドシートの普及促進策等について質疑を行った。

なお、３月12日及び15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度運輸省関係予算及び郵政省関係予算の審査を行った。

運輸省関係については、整備新幹線全線フル規格化へ向けた基本スキーム見直し、地方鉄道に対する国の支援の必要性、自動車関係税制のグリーン化による税の加重負担の懸念、空港周辺での曲芸飛行の禁止、総合交通体系確立のための関係特別会計一本化、ナホトカ号重油流出事故のその後の対応等について質疑を行った。

郵政省関係については、地上波デジタル化への取組、我が国通信事業者の諸外国への参入時の障壁、通信技術の国際標準化への国のバックアップ、情報通信分野の2000年問題への対応、郵政三事業の経営見直しの有無、郵便事業収支悪化の原因分析、郵便物新型区分機調達の入札談合疑惑への対応等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

○運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。

○運輸行政の基本施策に関する件及び平成11年度運輸省関係予算に関する件について川崎運輸大臣から所信及び説明を聴いた。

○郵政行政の基本施策に関する件及び平成11年度郵政省関係予算に関する件について野田郵政大臣から所信及び説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

○運輸行政の基本施策に関する件について川崎運輸大臣、政府委員、大蔵省及び金融監督庁当局に対し質疑を行った。

○郵政行政の基本施策に関する件について野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月12日（金）（第３回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（運輸省所管（海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く）及び郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く））
（郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く））について野田郵政大臣、政府委員、会計検査院当局及び参考人日本放送協会理事酒井治盛君に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第４回）

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（運輸省所管（海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く）及び郵政省所管（郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く））
（運輸省所管（海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く））について川崎運輸大臣、政府委員、環境庁、自治省及び海上保安庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年３月23日（火）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件**（閣承認第１号）（衆議院送付）について野田郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、政府委員、参考人日本放送協会専務理事・技師長長谷川豊明君、同協会専務理事河野尚行君、同協会理事酒井治盛君、同協会会長海老沢勝二君、同協会理事松尾武君及び同協会理事芳賀譲君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第１号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**電波法の一部を改正する法律案**（閣法第56号）
郵便法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

以上両案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月13日（火）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**電波法の一部を改正する法律案**（閣法第56号）について野田郵政大臣、政府委員及び参考人日本放送協会理事酒井治盛君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第56号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○**郵便法の一部を改正する法律案**（閣法第57号）について野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第57号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

○**道路運送車両法の一部を改正する法律案**（閣法第61号）
船舶法の一部を改正する法律案（閣法第62号）
地方自治法第156条第６項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第２号）

以上３案件について川崎運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月15日（木）（第７回）

○**道路運送車両法の一部を改正する法律案**（閣法第61号）について川崎運輸大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第61号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産

○**船舶法の一部を改正する法律案**（閣法第62号）について川崎運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第62号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産

○**地方自治法第156条第６項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登**

録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第２号）を承認すべきものと議決した。

（閣承認第２号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

○**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）
通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
以上両案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月27日（火）（第８回）

○**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案**（閣法第50号）（衆議院送付）
通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）
以上両案について野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第50号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
（閣法第51号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

○平成11年５月11日（火）（第９回）

○**鉄道事業法の一部を改正する法律案**（閣法第43号）（衆議院送付）
道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）
以上両案について川崎運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月13日（木）（第10回）

○**鉄道事業法の一部を改正する法律案**（閣法第43号）（衆議院送付）
道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）
以上両案について川崎運輸大臣、政府委員及び国土庁当局に対し質疑を行った。
鉄道事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第43号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。
道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第44号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○**有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を**

改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）
放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案（閣法第93号）（衆議院送付）
以上３案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月18日（火）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案**（閣法第70号）（衆議院送付）
放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案（閣法第93号）（衆議院送付）
以上３案について野田郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会理事山田勝美君及び同協会専務理事・技師長長谷川豊明君に対し質疑を行った。
有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第70号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産
放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第92号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

○**高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案**（閣法第93号）（衆議院送付）を可決した。
（閣法第93号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
なお、附帯決議を行った。

○平成11年６月１日（火）（第12回）

○**海上運送法の一部を改正する法律案**（閣法第45号）（衆議院送付）
航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
以上両案について川崎運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月３日（木）（第13回）

○**海上運送法の一部を改正する法律案**（閣法第45号）（衆議院送付）
航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）
以上両案について川崎運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。
（閣法第45号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院
反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第46号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院
　　反対会派　共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成11年７月27日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○山陽新幹線福岡トンネルコンクリート剥落事故に関する件及び全日空61便ハイジャック事件に関する件について川崎運輸大臣から報告を聴いた後、両件、ＪＲ株式の売却とＪＲ各社の完全民営化に関する件、チャイルドシートの普及促進策に関する件等について川崎運輸大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。

○平成11年８月13日（金）（第15回）

○請願第290号外40件を審査した。

○運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

鉄道事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要　旨】

本法律案は、近年の鉄道事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、鉄道事業への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること、鉄道間の乗継ぎの円滑化のための措置を創設すること等により鉄道事業者による多様かつ良質なサービスの提供を促進し、併せて、鉄道技術の発達等に対応して、鉄道に係る安全規制の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　鉄道事業に係る参入規制の見直し

(1)　鉄道事業の参入規制を免許制から許可制に改めることとする。

(2)　運輸大臣は、許可の申請が輸送の経営上、安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば鉄道事業の許可をすることとし、事業の開始が輸送需要に対し適切なものであるか否か、事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであるか否かについての審査を廃止することとする。

2　鉄道事業に係る安全規制の見直し

(1)　運輸大臣は鉄道事業者の申請により、鉄道施設又は車両の設計に関する業務を一体

的かつ有機的に実施する事務所ごとに、当該業務の能力が一定の基準に適合することについて、認定を行うこととする。

(2) 認定鉄道事業者は、その設置する(1)の認定を受けた事務所が、鉄道施設又は車両を設計し、かつ、技術上の基準に適合することを確認した場合には、工事の施行の認可の申請等に際し、簡略化された手続によることができることとする。

3 鉄道事業に係る運賃及び料金規制の見直し

(1) 旅客又は貨物の運賃及び一定の料金の設定又は変更についての認可を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるか否かを審査して運輸大臣が認可した上限の範囲内での事前届出に改めることとする。

(2) 運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができることとする。

4 乗継円滑化措置

(1) 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継円滑化措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(2) 鉄道事業者が他の鉄道事業者に対し乗継円滑化措置に関する協議を求めたときは、当該他の鉄道事業者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととするとともに、運輸大臣は、一方の鉄道事業者から申立てがあったときは、他の一方の鉄道事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずることができることとする。

(3) (2)の命令があった場合において、乗継円滑化措置に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、運輸大臣の裁定を申請することができることとする。

(4) 運輸大臣は、利用者の利便の増進の程度、建設又は改良に要する費用等を考慮して特に必要があると認める場合には、鉄道事業者に対し、乗継円滑化措置を講ずべきことを勧告することができるものとするとともに、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとする。

5 鉄道事業に係る退出規制の見直し

(1) 事業の休止についての許可を事前届出に改めることとする。

(2) 事業の廃止についての許可を1年前の事前届出に改めることとし、運輸大臣は、当該届出に係る廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取することとする。

(3) 運輸大臣は、(2)の意見聴取の結果、届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行ったとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を鉄道事業者に通知することとし、当該鉄道事業者は、当該通知を受けたときは、あらかじめ運輸大臣に届け出ることにより、廃止の日を繰り上げることができることとする。

6 その他

(1) 鉄道事業に係る参入規制及び退出規制について、当分の間、貨物運送に関する特例を規定することとする。

(2) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行することとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

1　鉄道事業者が鉄道事業を廃止する場合には、地元住民・利用者の声を反映し、沿線地域の交通利便を確保するため、地元協議会を設置するなど関係者の意見を十分に聴取し尊重すること。

2　鉄道事業を廃止し、代替輸送に転換する時には、利用者に過重な費用負担をかけることのないよう配慮すること。

3　鉄道事業の廃止によって鉄道貨物輸送ネットワークの確保に支障が生じないよう十分に配慮すること。

4　乗継円滑化措置を講ずるに当たっては、利用者利便の向上を図るため、運輸大臣の協議命令・裁定・勧告に関する規定については、その要件の明確化に努め、適切に運用すること。

5　安全規制の見直しに当たっては、認定事業者の業務の能力基準を明確に定めると同時に、鉄道事故の発生を未然に防止し、安全を確保するため、事故原因の調査・分析と再発防止策を適正に行うための措置を講じること。

右決議する。

道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要　旨】

本法律案は、近年の一般貸切旅客自動車運送事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、一般貸切旅客自動車運送事業への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により一般貸切旅客自動車運送事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、運行管理制度の充実を図ることにより旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　一般貸切旅客自動車運送事業に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し

(1)　参入規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業の参入について、免許制を許可制とし、運輸大臣は、許可申請が輸送の安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によって供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査を廃止する。

(2)　運賃及び料金規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金の設定又は変更について、認可制から事前届出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、これを変更することを命ずることができることとする。

(3)　事業計画規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業計画の変更については、原則認可制とするが、事業用自動車の数その他の事項については事前に、営業所の名称その他の軽微な事項については事後に、それぞれ運輸大臣に届け出ることとする。

(4) 退出規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業の休廃止について、許可制から事後届出制に改めることとする。

2 旅客自動車運送事業に係る安全規制の見直し

旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保を図るため、運行管理者の権限の明確化等を行うとともに、その他所要の改正を行う。

3 その他

この法律は、平成12年２月１日から施行するとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

1 一般貸切旅客自動車運送事業の許可に当たっては、最低車両台数の確保等輸送の安全を確保するための適切な事業計画及び事業遂行能力等に関する審査を厳正に行うこと。また、その許可基準を具体的に定めて公示するなど、許可制度の運用について統一性、透明性を確保すること。

2 運転者の過労運転による事故防止を図るため、自動車運転者の労働時間改善基準遵守を前提とする運行計画の策定及び書面による運行指示を徹底する措置を講ずること。また、運送契約時においても基準が遵守されるよう関係者間の協議の場を設置するなど適切な措置を講ずること。

3 一般貸切旅客自動車運送事業の適正化を図るため、運賃料金の変更命令、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令、許可の取り消し処分等について厳正かつ機動的に行うこと。

4 一般貸切旅客自動車の運行の安全を確保することにおいて、一般貸切旅客自動車運送事業者の責任が回避されることのないよう、運行管理に係る規定の運用に十分留意すること。

右決議する。

海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要 旨】

本法律案は、近年の船舶運航事業者間の競争の促進による国内海上旅客輸送の利便性の向上の要請に対応して、離島等の住民の生活に必要な輸送を確保するための措置を講じつつ、一般旅客定期航路事業等への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により当該事業を営む者による多様なサービスの提供を促進するとともに、旅客輸送に係る安全の確保及び利用者の保護の徹底を図るための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

海上運送法の目的を、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとすることにより、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することとする。

2　一般旅客定期航路事業に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し

(1)　参入規制の見直し

一般旅客定期航路事業の参入について、免許制を許可制とし、運輸大臣は、許可申請が輸送の安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によって供給輸送力が輸送需要に対し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査を廃止することとする。

(2)　運賃及び料金規制の見直し

一般旅客定期航路事業に係る運賃及び料金の設定又は変更について、認可制を事前届出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するときは、これを変更することを命ずることができることとする。

(3)　運航ダイヤ規制の見直し

一般旅客定期航路事業に係る運航ダイヤの設定又は変更について、事業計画の一部としての認可制から、事業計画とは独立した船舶運航計画としての事前届出制に改めることとする。

(4)　退出規制の見直し

一般旅客定期航路事業に係る航路の休廃止について、許可制から休廃止の日の30日前までの事前届出制に改めることとする。

(5)　指定区間に係る特例

①　船舶以外には交通機関がない区間等に係る離島等の地域住民の生活に必要不可欠な生活航路における輸送を確保するため、運輸大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定区間を指定することとする。

②　指定区間においては、船舶運航計画の内容が一定の基準を満たすものであることを事業参入の許可の要件とすること、運賃の設定又は変更については認可を受けた運賃の上限の範囲で行わなければならないこと、船舶運航計画は事業参入の許可申請時に提出しその変更については認可制とすること、事業の休廃止については休廃止の日の６月前までの事前届出制とすること等の特例を設けることとする。

3　人の運送に係る安全規制及び利用者保護規制の適用範囲の見直し

旅客輸送に係る安全の確保及び利用者利益の保護の徹底を図るため、旅客定員の多寡、内航外航の別にかかわらず、すべての旅客輸送を行う事業者に対して運航管理規程の作成義務、運賃及び料金並びに運送約款の公示義務等の規制を適用することとする。

4　その他

(1)　航路を定めて旅客船により短期間人の運送をする不定期航路事業を旅客不定期航路事業として扱い、当該事業に係る参入並びに運賃及び料金の設定又は変更について、一般旅客定期航路事業と同様の見直しを行うこととする。

(2)　自動車航送貨物定期航路事業及び遊覧旅客不定期航路事業に関する規定を廃止するほか、所要の改正を行うこととする。

(3) この法律は、平成12年10月１日から施行することとするが、指定区間の指定に係る規定については、公布の日から施行することとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

1 安全で安定的な海上運送サービスを確保するため、公正な市場環境を整備するよう適切な措置を講ずること。

2 離島航路など生活交通を確保するため、クリームスキミングの防止に努め、国及び地方公共団体における必要な行財政措置を講ずること。

3 海上運送における安全を確保するため、事業者の遵守事項を明確にし、計画的かつ着実な監査を実施するなどの指導監督を強化するとともに、輸送の安全確保に関する命令等について厳正かつ機動的に行うこと。

4 需給調整規制の廃止に伴う競争により船員の雇用不安が生じないよう、船員雇用施策の拡充を図ること。

右決議する。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要 旨】

本法律案は、近年の航空運送事業者間の競争の促進による国内航空輸送の利便性の向上の要請に対応して、国内航空運送事業への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、路線ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により航空運送事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、航空技術の発達等に対応して、航空に係る安全規制の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的の改正

航空法の目的を、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することとする。

2 航空運送事業に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し等

(1) 参入規制の見直し

定期航空運送事業と不定期航空運送事業の事業区分を航空運送事業に一本化するとともに、参入規制を路線ごとの免許制から事業ごとの許可制とし、輸送の安全、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば航空運送事業の許可をすることとし、当該事業の開始によって当該路線における供給輸送力が輸送需要に対し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査を廃止する。

(2) 運賃及び料金規制の見直し

国内航空運送に係る運賃及び料金の設定又は変更について、認可制を事前届出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができる。

(3)　運航ダイヤ規制の見直し

国内定期航空運送事業に係る運航ダイヤについての規制を、事業計画の一部としての認可制から、事業計画とは独立した運航計画としての事前届出制に改める。

(4)　混雑飛行場に係る特例

混雑飛行場を使用して国内定期航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、混雑飛行場を使用して運航を行うことについて一定期間ごとに運輸大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、許可を受けた事項の変更をするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(5)　退出規制の見直し

路線の休止を廃止に一本化するとともに、国内定期航空運送事業に係る路線の廃止について、原則として廃止の日の６月前までの事前届出制とする。

3　航空技術の発達等に対応した安全規制の見直し

(1)　整備士制度の見直し

航空整備士の資格について、航空機の最大離陸重量による１等から３等までの区分から、航空機の用途による１等及び２等の区分に改めるとともに、新たに航空運航整備士の資格を設け、これについても航空整備士の資格と同様に１等及び２等に区分する。

(2)　機長路線資格制度の見直し

航空運送事業の用に供する航空機の機長の資格について、路線ごとに運輸大臣の認定を受けることを不要とする。

(3)　事故等の報告の制度の義務付けの見直し

機長は、事故が発生するおそれがあると認められる運輸省令で定める事態が発生したと認めたときは、運輸大臣にその旨を報告しなければならない。

4　施行期日

この法律は、平成12年２月１日から施行する。ただし、整備士制度の見直しの規定については平成12年９月１日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

1　離島住民の日常生活に必要不可欠な航空路線を確保するため、国及び地方公共団体における必要な財政措置を講ずること。

2　航空運送事業の許可に当たっては、輸送の安全確保の観点から適切な事業の計画及び事業遂行能力等についての審査を厳正に行うとともに、その基準を具体的に定めて公表する等、許可の運用について明確性、透明性を確保すること。

3　航空旅客の利便増進を図るため、混雑空港解消に向けて、大都市圏の空港整備を積極的に進めるなど航空交通容量の拡大に格段の努力をすること。

右決議する。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要　旨】

本法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、警察通信の安全を確保するための機能を有する電気通信システム並びに水火災等の災害の状況を把握し、及びこれらの災害による被害を予測するための機能を有する電気通信システムを特定公共電気通信システムに加える等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　特定公共電気通信システムの有する機能として次に掲げるものを追加する。

(1)　警察通信の安全を確保するための機能

(2)　水火災又は地震等の災害の状況を把握し、及びこれらの災害による被害を予測するための機能

2　特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発と次の(1)及び(2)に掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施する業務を追加する。

(1)　電気通信をその手段とする犯罪の手口に関する情報の管理の技術

(2)　消防情報の管理の技術

3　主務大臣の追加等所要の改正を行う。

4　この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要　旨】

本法律案は、通信・放送機構（以下「機構」という。）が行う通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部について、経営の自立化を図るため、当該一部の業務に必要な資金に係る出資資格者から政府を除くこととする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　出資資格者の限定

機構が通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部に必要な資金に充てるため資本金の増加をするときは、政府は出資資格を有しないこととする。

2　財務諸表等に関する規定の整備

機構に貸借対照表等の官報公告等を義務付ける。

3　その他

(1)　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　これまで通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部に必要な資金に充てるため機構に出資された政府出資金は、施行日において払い戻されたものとし、その払い戻された金額に相当する金額が、施行日において、政府の一般会計から機構に対し無利子で貸し付けられたものとする。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における航空無線通信の多様化に対処するため航空機地球局等について電気通信業務を行うこと以外のことを目的としても開設することができるようにすることとし、あわせて国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則等の改正に伴い海上における遭難通信等に関する規定の整備をするとともに、無線局の増加の状況等にかんがみ電波利用料の金額を引き下げる等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　航空機地球局等に関する規定の整備

航空機地球局及び航空地球局について、電気通信業務を行うことを目的とするものに加えて、同業務以外のことを目的としても開設することができるようにするため、その開設目的等に関する規定の整備を行う。

2　遭難通信に関する規定の整備

新たな海上遭難・安全システムへの移行のための国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則等の改正に伴い、モールス信号による遭難通信の聴守を義務付けた規定及び遭難通信で使用する周波数の電波を発射してはならない時間を定めた規定の廃止等の措置を講ずる。

3　電波利用料の金額の見直し

無線局の増加の状況等にかんがみ、一部の無線局の区分について電波利用料の金額を引き下げる。

4　その他

この法律は、公布の日から施行する。ただし、航空機地球局及び航空地球局に関する事項は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

1　免許人の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、電波利用料を財源とする施策とその他の施策を明確に区分し、電波行政経費の負担を免許人に安易に転嫁することなく、一般財源による十分な電波行政予算の確保を図り、電波行政の充実に努めること。

2　電波利用料額については、最近の携帯電話等の無線局の増加状況等を踏まえ、今後ともその算定について見直しを行い、適正な水準を確保すること。

3　電波の公共性・希少性にかんがみ、周波数割当方式の在り方を検討するとともに、周波数割当手続の透明性の一層の向上を図ること。

4　電波利用の拡大に適切に対応するため、今後とも電磁波の人体に対する影響等について調査・研究を進め、国民が安心して電波を利用できるよう環境整備を図ること。また、不法無線局による混信・妨害が及ぼす影響の重大性にかんがみ、その対策の一層の充実・強化に努めること。

5　ＧＭＤＳＳ（海上における遭難及び安全に関する世界的な制度）について、その遭難警報の大半が誤発射である現状を踏まえ、誤発射の原因の究明を図るとともに、使用方

法の周知徹底等の対策を進め、ＧＭＤＳＳのより円滑な運営が図られるよう万全を期すこと。

右決議する。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、郵便の利便の向上を図るため、郵便に関する料金の納付を他の者に委託して行うことができることとするものであり、その主な内容は、郵便利用者が郵便に関する料金の納付をクレジットカードの事業者であって郵政大臣が指定する者に委託することができることとするものである。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び使用形態の変化に対応して、自動車運送事業の用に供する自動車等に係る定期点検の間隔を延長するとともに、一定の車両総重量未満の貨物の運送の用に供する自動車等に係る自動車検査証の有効期間を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　自動車運送事業の用に供する自動車等に係る定期点検の間隔の延長

自動車運送事業の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車に係る定期点検の間隔を現行の１月から３月に延長する。

2　一定の車両総重量未満の貨物自動車等に係る自動車検査証の有効期間の延長

車両総重量８トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車について、初めて自動車検査証の交付を受ける場合の自動車検査証の有効期間を現行の１年から２年に延長する。

3　その他

(1)　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2)　２については、この法律の施行の日以後に初めて自動車検査証の交付を受けた自動車について適用する。

船舶法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員の３分の２以上が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　日本の法令により設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の３分の２以上が日本国民であるものが所有する船舶を日本船舶とすることとする。

2　罰則に関し所要の改正を行うこととする。

3　この法律は、公布の日から起算して２週間を経過した日から施行することとするとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要　旨】

本法律案は、有線放送の分野における規制の合理化を図るため、有線放送の業務を行う者の地位の承継に係る規定を整備し手続の簡素化を図るとともに、有線テレビジョン放送施設の設置許可について外国人等であることを欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正

有線ラジオ放送の業務を行う者に合併等があったときの地位の承継に係る規定を整備する。

2　有線テレビジョン放送法の一部改正

(1)　有線テレビジョン放送施設の許可の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについて削除する。

(2)　有線テレビジョン放送施設者に合併等があったときの地位の承継に係る規定を整備する。

(3)　有線テレビジョン放送事業者に合併等があったときの地位の承継に係る規定を整備する。

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

【要　旨】

本法律案は、地上放送の分野においてデジタル信号による送信をするテレビジョン放送等を導入するに際して、映像又は音声と文字、図形等とを併せ送る高度かつ多様な放送を行うことができるようにするため、テレビジョン放送等の定義に関する規定を整備する等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。）をいうこととする等定義規定の改正を行う。

2　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

1　放送のデジタル化の推進に当たっては、デジタル技術を活用した高度で多彩な放送により視聴者がその成果を享受できるよう配慮すること。

2　地上放送のデジタル化の意義、国民生活・経済・社会への影響等をすみやかに国民に明らかにしその周知を図ること。また、国民の要望及び放送事業者の意見を十分に踏まえた計画を策定し、その実施に当たっては、視聴者の理解が得られるよう努めること。

3　地上放送のデジタル化によって、地域的、経済的な情報格差が生じないように十分に

配意するとともに、高齢者、視聴覚障害者等の社会的弱者の情報アクセスが一層円滑に行われるよう努めること。

4　地上放送のデジタル化に要する放送事業者の設備投資に対し、これを支援する措置を講じること。また、デジタル化への移行期間において現行アナログ放送の視聴に障害が生じた場合、その対策に係る負担を安易に視聴者に転嫁しないよう配慮し、視聴者のデジタル放送受信に要する設備の変更等の負担を軽減するための諸施策を検討すること。

5　放送のデジタル化の推進に当たり、放送法の基本理念に基づき、表現の自由等について十分留意すること。

6　デジタル化によって促進される放送と通信の融合によってもたらされる情報通信産業の新たな展開に対応した行政の役割を検討するとともに、デジタル放送時代を見据え、より一層視聴者の利益を増進するための総合的施策及び法体系の在り方を検討すること。

右決議する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案（閣法第93号）

【要　旨】

本法律案は、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図るため、高度テレビジョン放送施設の整備を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　高度テレビジョン放送施設、高度テレビジョン放送施設整備事業等の定義を定める。

2　郵政大臣は、デジタルテレビジョン放送の早期普及を図るため、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な方針を定め、これを公表する。

3　高度テレビジョン放送施設整備事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

4　通信・放送機構は、通信・放送機構法（昭和54年法律第46号）第28条第１項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1)　認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

(2)　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

5　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

6　この法律は、平成22年12月31日までに廃止するものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

1　高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計画の認定及び通信・放送機構が行う債務保証業務の実施に当たっては、公正かつ厳正な審査が行われるよう努めること。

2　地上放送のデジタル化に伴う放送事業者の設備投資に対し、一層の支援策を検討するとともに、デジタル化設備投資余力が脆弱な地方放送局に特段の配意を行うこと。

右決議する。

放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第１号）

（平成11年度ＮＨＫ予算）

【附 帯 決 議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一　放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、正確かつ公正な報道と豊かな放送文化の創造に努めること。

一　協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の理解促進を図るとともに、負担の公平を期するため、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と収納の確保に努め、受信料免除の在り方についても、抜本的に検討を行うこと。

また、引き続き、経営全般にわたる抜本的な見直しと全職員の意識改革に取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減に一層努めるとともに、関連団体の業務の在り方について検討すること。

一　協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、協会及び関連団体の経営内容等の公開を含め、積極的な広報活動を行うとともに、経営及び番組編成に視聴者の意向が的確に反映されるよう努めること。

一　マルチメディア時代における放送をめぐる環境の変化に適切に対応し、デジタル放送の円滑な導入に向けた諸準備を推進するとともに、積極的な研究開発等に努めること。

また、デジタル放送の導入に当たっては、視聴者の負担に十分配慮し、デジタル化の成果をあまねく国民が享受できるよう配意すること。

一　放送が青少年に与える影響を深く自覚し、青少年の健全育成に配慮し、豊かな情操を養う放送番組の拡充に努めること。

一　障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を一層拡充するための総合的な施策を推進すること。

一　我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送を一層拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。

一　協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

右決議する。

地方自治法第156条第６項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第２号）（先議）

【要　旨】

本承認案件は、栃木県の南部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第43条第１項の規定により、栃木県佐野市に、関東運輸局栃木陸運支局佐野自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第156条第６項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
43	鉄道事業法の一部を改正する法律案	衆	11. 2.19	11. 5.10	11. 5.13 可決 附帯決議	11. 5.14 可決	11. 4.13 運輸	11. 4.27 可決 附帯決議	11. 5. 7 可決
44	道路運送法の一部を改正する法律案	〃	2.19	5.10	5.13 可決 附帯決議	5.14 可決	4.13 運輸	4.27 可決 附帯決議	5. 7 可決
45	海上運送法の一部を改正する法律案	〃	2.19	5.31	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決	4.13 運輸	4.27 可決 附帯決議	5. 7 可決
46	航空法の一部を改正する法律案	〃	2.19	5.31	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決	4.13 運輸	4.27 可決 附帯決議	5. 7 可決
50	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2.26	4.14	4.27 可決	4.28 可決	3. 9 逓信	3.11 可決	3.12 可決
51	通信・放送機構法の一部を改正する法律案	〃	2.26	4.14	4.27 可決	4.28 可決	3. 9 逓信	3.11 可決	3.12 可決
56	電波法の一部を改正する法律案	参	2.26	3.19	4.13 可決 附帯決議	4.14 可決	4.27 逓信	5.12 可決	5.13 可決
57	郵便法の一部を改正する法律案	〃	2.26	3.19	4.13 可決	4.14 可決	4.27 逓信	5.12 可決	5.13 可決
61	道路運送車両法の一部を改正する法律案	〃	3. 2	4. 9	4.15 可決	4.16 可決	5.13 運輸	5.28 可決	5.28 可決
62	船舶法の一部を改正する法律案	〃	3. 2	4. 9	4.15 可決	4.16 可決	5.13 運輸	5.26 可決	5.28 可決
70	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	衆	3. 9	5.12	5.18 可決	5.21 可決	4.13 逓信	4.28 可決	5. 7 可決
92	放送法の一部を改正する法律案	〃	4. 9	5.12	5.18 可決 附帯決議	5.21 可決	4.13 逓信	4.28 可決 附帯決議	5. 7 可決
93	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案	〃	4. 9	5.12	5.18 可決 附帯決議	5.21 可決	4.13 逓信	4.28 可決 附帯決議	5. 7 可決

・国会の承認を求めるの件（２件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	11. 2.26	11. 3.16	11. 3.23 承認 附帯決議	11. 3.24 承認	11. 3. 9 送信	11. 3.15 承認 附帯決議	11. 3.16 承認
2	地方自治法第156条第６項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	参	3. 2	4. 9	4.15 承認	4.16 承認	5.13 運輸	5.28 承認	5.28 承認

【国土・環境委員会】

(1) 審議概観

第145回国会においては、本委員会から法律案１件を提出した。また、本委員会に付託された法律案は、内閣提出８件（うち本院先議２件)、本院議員提出１件、衆議院建設委員長提出１件の合計10件であり、内閣提出８件、衆議院建設委員長提出１件を可決した。

また、本委員会付託の請願13種類177件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長、奄美群島振興開発計画の改訂、新たな小笠原諸島振興開発計画の策定等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案は、都市の再開発が防災、居住環境、景観等の機能の充実、改善を図るとともに、民間投資を誘発する効果も大きく内需主導の景気回復を図る上でも大きな役割を担うことが期待されることから、民間事業者が取り組む都市の再開発を積極的に推進するため提出されたものであり、市街地再開発事業等に対する都市開発資金無利子貸付制度の創設、民間都市開発推進機構の土地取得業務に係る取得期限の３年間の延長、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度の創設等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、都市開発関連４法を一括提案した背景、再開発事業等における地方分権及び住民参加の在り方、民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務の現状と課題等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、著しく増加し、又は減少した鳥獣について長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るとともに狩猟者の減少防止に資するため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善を行おうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、本法律案の背景と必要性、保護管理計画の策定手続、エゾシカの実態、鳥獣による農林業被害の実態等について質疑の後、福本理事（公明）より、附則に検討条項を設ける修正案が提出され、修正案に対する質疑を行い、討論の後、多数をもって修正議決した。なお、附帯決議を付した。

住宅の品質確保の促進等に関する法律案は、住宅に対する消費者の意識が高まる中、欠陥住宅問題等の住宅に関するトラブルが増加していることから、住宅購入者と専門業者の間の住宅に関する情報格差を是正していくことなどにより、良質な住宅ストックの整備を推進することが重要な課題となっていることから提出されたものであり、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、

住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めを行おうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行い、日本住宅性能表示基準に定めるべき内容、瑕疵の立証責任の在り方、建築基準法の運用を含めた総合的な欠陥住宅対策等について質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

海岸法の一部を改正する法律案は、総合的な視点に立った海岸の管理及びその充実を図るため、海岸の管理の内容として、海岸環境の整備及び保全並びに公衆の海岸の適正な利用を位置付けるとともに、海岸の保全に関し、海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画を定めることとするほか、海岸保全区域外の公共海岸の区域を対象とする一般公共海岸区域の制度の創設、海岸の管理における市町村の参画の促進、主務大臣による海岸保全区域に関する管理等の特例等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、海岸環境保全の方策、市町村が行う海岸管理への支援等について質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

環境事業団法の一部を改正する法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて最近における地球環境問題等をめぐる情勢に適切に対応するため、環境事業団の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務を追加するとともに、資金の貸付けに係る業務を廃止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境問題の今日的な課題に環境事業団が果たす役割、融資業務移管に伴う影響等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

都市基盤整備公団法案は、「特殊法人等の整理合理化について」（平成９年６月閣議決定）に基づき、住宅・都市整備公団を解散して都市基盤整備公団を設立し、大都市地域等における都市の基盤整備としての市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理、都市公園の整備等の業務を行わせようとするものであり、民間による供給が見込まれる分譲住宅業務については、再開発等に伴い必要なものを除き、撤退することとしている。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、新公団の目的、賃貸住宅の家賃等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案は、特定の化学物質について、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するため、事業者による届出等による環境への排出量等の把握並びにその性状及び取扱いに関する情報の提供の措置等を講じようとするものであるが、衆議院において、①特定化学物質を定める政令は、人の健康に係る被害等が未然に防止されることとなるよう配慮すること。②事業者からの届け出は、営業秘密に係る請求がある場合を除き都道府県知事を経由しなければならないものとする。等の修正が行われた。

本法律案の審査に当たっては、経済・産業委員会との連合審査会を行ったほか、委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、衆議院修正部分の評価、届出事項の正確性を期すための措置、対象物質の範囲、選定方法等について質疑を行った後、小川理事（民主）より、化学物質の届け出は、営業秘密に係る場合を除き、都道府県知事を経由して環境庁長官及び通商産業大臣とする。届け出られた事項は、主務大臣及び都道府県知

事に通知するとともに、公表すること。等を内容とする修正案が、また、岩佐委員（共産）より、排出量等の届け出先を都道府県知事や指定都市等の市長とする。営業秘密の判断は、特定化学物質情報公開審査会の議を経て環境庁長官が行うこととする。等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、討論の後、修正案はいずれも否決し、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議を付した。

また、本法律案の対案として、**化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案**が提出され、一括議題として審査を行ったが、質疑終局前、発議者から申し出があり撤回を許可した。

ダイオキシン類対策特別措置法案は、所沢市のダイオキシン類による野菜汚染や産業廃棄物処理施設郡からの排出問題、大阪府能勢町のごみ焼却施設周辺土壌の高濃度汚染問題などが大きな社会問題となり、ダイオキシン類対策の充実強化は緊急の課題となっているが、本法案は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ろうとするものであって、ダイオキシン類に関する耐容一日摂取量を、４ピコグラム以下で政令で定める値とすることとしている。

委員会においては、草案の趣旨説明を聴いた後、予算を伴うものであることから内閣の意見を聴き、本委員会提出の法律案とすることに異議無く決定した。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案は、わが国の財政状況が極めて厳しいなか、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに民間事業者の事業機会を創出し、国民経済の発展に寄与するために提案されたもので、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置等を講じようとするものであり、委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

３月４日、関谷建設大臣から建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策について、川崎北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、真鍋環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴き、政府委員から公害等調整委員会の業務について説明を聴いた。

同月９日、建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策について質疑を行い、生活空間倍増戦略プランと地域戦略プランの概要と関係、住宅・都市整備公団保有地の不良債権化問題、公共事業費の各省庁別シェアと配分の見直し、国土庁に計上の推進費の配分と執行方法、公共事業の説明責任向上行動指針策定の経緯と目的、生活福祉空間づくり大綱による建設省の取組と進捗状況、自然環境と道路・河川行政との調和、21世紀へ向けての建設業の改革について建設省の方針、提言「日本経済再生への戦略」についての政府の取組姿勢、住宅金融公庫の住宅ローン返済困難者対策、建設業退職金共済制度の運用実態、圏央道八王子城址トンネルの建設に伴う問題、首都圏における大規模地震対策、大深度地下利用に当たっての取組と課題、地方分権の推進に向けての直轄事業の見直しと今後の対応、国際都市形成構想21世紀に向けた沖縄のグランドデザイン等が取りあげられた。

同月11日、北海道開発行政の基本施策、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務について質疑を行い、省庁再編後の北海道開発行政、農薬の内分泌攪乱作用について調査の必要性、ダイオキシンの発生源ごとの対策の実態、道路交通騒音の実態と幹線道路近接空間の特例を設けることとした経緯、白神山地地域での低空飛行とイヌワシへの影響、化学物質の排出量の届け出先が多省庁になることの懸念、ＰＲＴＲ法の立案に向けての環境庁長官の決意、学校給食の食材についてのダイオキシン調査の必要性、地球温暖化問題を念頭においたライフスタイル変化への取組、北海道における経済の現状と公共事業を中心とする経済対策の効果、建設廃棄物の不法投棄についての対策、河川法改正に伴う河川整備の方向と環境への影響、沖縄県における赤土流出防止対策事業の概要と事業効果等が取りあげられた。

４月13日、質疑を行い、ダイオキシン対策基本指針に基づく発生源対策や各種基準設定の作業状況、公共事業の入札・談合の実情、建設省ＯＢの建設業界への天下り問題、白神山地入山規制の実情と管理計画の見直し、ダイオキシン総量削減の見通し、ＴＤＩと大気、水質、土壌の環境基準の設定方法、未規制の小型産業廃棄物施設への対応、産業廃棄物処理施設の排出実態に対する大気汚染防止法の実効性、産廃業者神環保への国費投入問題等が取りあげられた。

また、３月12、15日の両日、予算委員会から委嘱を受けた総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫関係予算について審査を行い、高山植物の盗掘防止のための方策、ダイオキシン類の耐容一日摂取量の統一的基準の必要性、開発と保全の両立についての認識、苫小牧東部開発株式会社の経営悪化に対応できなかった理由、気象庁が収集する気象データの一般への公開状況、沖縄の国際サンゴ礁研究モニタリングセンター構想の概要、公共事業の重点化についての見解、シックハウス症候群についての対策、元請け企業倒産についての対策、琵琶湖の総合保全についての今後の対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年３月４日（木）（第１回）

○国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。

○建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について関谷国務大臣から、
北海道開発行政の基本施策に関する件について川崎北海道開発庁長官から、
環境行政の基本施策に関する件について真鍋環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○公害等調整委員会の業務に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年３月９日（火）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について関谷国務

大臣、政府委員、労働省当局及び参考人住宅・都市整備公団理事島崎勉君に対し質疑を行った。

○平成11年３月11日（木）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○北海道開発行政の基本施策に関する件、環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務に関する件について川崎北海道開発庁長官、真鍋環境庁長官、政府委員、農林水産省及び林野庁当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月12日（金）（第４回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、北海道東北開発公庫）について川崎国務大臣、真鍋環境庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、川崎北海道開発庁長官、真鍋環境庁長官、政府委員、林野庁当局及び参考人北海道東北開発公庫総裁濱本英輔君に対し質疑を行った。

○平成11年３月15日（月）（第５回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫）
（総理府所管（国土庁）、建設省所管及び住宅金融公庫）について関谷国務大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、農林水産省、文部省、運輸省及び資源エネルギー庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）について関谷国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年３月16日（火）（第６回）

○**奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）について関谷国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成11年３月23日（火）（第７回）

○ **奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第７号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第７号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○ **都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第12号）（衆議院送付）について関谷建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月30日（火）（第８回）

○ **都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案**（閣法第12号）（衆議院送付）について関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第12号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○平成11年４月13日（火）（第９回）

○ ダイオキシン対策に関する件、入札談合及び建設省の天下り問題に関する件、白神地域の保全に関する件、廃棄物処理等に関する件、神環保問題に関する件等について真鍋環境庁長官、関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○ **鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案**（閣法第53号）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月15日（木）（第10回）

○ 参考人の出席を求めることを決定した。

○ **鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案**（閣法第53号）について真鍋環境庁長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成11年４月20日（火）（第11回）

○ **鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案**（閣法第53号）について参考人林野庁森林総合研究所東北支所保護部長・自然環境保全審議会臨時委員三浦慎悟君、日本獣医畜産大学獣医畜産学部獣医学科野生動物学教室専任講師羽山伸一君、財団法人日本自然保護協会保護部長吉田正人君及び財団法人世界自然保護基金日本委員会自然保護室員草刈秀紀君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○ **住宅の品質確保の促進等に関する法律案**（閣法第63号）について関谷建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年４月27日（火）（第12回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**住宅の品質確保の促進等に関する法律案**（閣法第63号）について参考人京都大学名誉教授・福山大学工学部教授巽和夫君及び弁護士・日本弁護士連合会住宅性能表示・保証制度に係る住宅紛争審査会検討ワーキンググループ座長平山正剛君から意見を聴き、両参考人、関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第63号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
欠席会派　二連

なお、附帯決議を行った。

○**海岸法の一部を改正する法律案**（閣法第24号）（衆議院送付）について関谷建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月13日（木）（第13回）

○**海岸法の一部を改正する法律案**（閣法第24号）（衆議院送付）について関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○**環境事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第75号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年５月20日（木）（第14回）

○**海岸法の一部を改正する法律案**（閣法第24号）（衆議院送付）について関谷建設大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第24号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派　なし
欠席会派　参院

なお、附帯決議を行った。

○**環境事業団法の一部を改正する法律案**（閣法第75号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第75号）　賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○**鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案**（閣法第53号）に対し修正案が提出され、同修正案について修正案提出者福本潤一君及び真鍋環境庁長官に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

（閣法第53号）　賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院
反対会派　民主、共産、二連

なお、附帯決議を行った。

○平成11年５月25日（火）（第15回）

○**都市基盤整備公団法案**（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣から趣旨

説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年５月27日（木）（第16回）

○**都市基盤整備公団法案**（閣法第31号）（衆議院送付）について参考人横浜国立大学工学部教授小林重敬君、全国公団住宅自治会協議会事務局長井上紘一君、中部大学工学部教授・ＪＷＡ建築・都市設計代表渡辺純君及び埼玉大学経済学部教授岩見良太郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年６月１日（火）（第17回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**都市基盤整備公団法案**（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁牧野徹君、同公団理事今泉浩紀君、同公団理事福田秀文君、同公団理事荒田建君、同公団理事増山雍二君、同公団理事平岡哲也君及び同公団理事島崎勉君に対し質疑を行った。

○平成11年６月３日（木）（第18回）

○**都市基盤整備公団法案**（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣、政府委員、参考人住宅・都市整備公団総裁牧野徹君、同公団理事今泉浩紀君、同公団理事荒田建君及び同公団理事島崎勉君に対し質疑を行った。

○平成11年６月８日（火）（第19回）

○**都市基盤整備公団法案**（閣法第31号）（衆議院送付）について関谷建設大臣、政府委員、環境庁当局、参考人住宅・都市整備公団総裁牧野徹君、同公団理事増山雍二君、同公団理事伊藤英昌君、同公団理事荒田建君、同公団理事島崎勉君、同公団理事福田秀文君、同公団理事下田公一君及び同公団理事今泉浩紀君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第31号）　賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）について真鍋環境庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大口善徳君から説明を聴いた。

○**化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案**（参第17号）について発議者参議院議員清水澄子君から趣旨説明を聴いた。

○また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年６月10日（木）（第20回）

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）及び**化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案**（参

第17号）について経済・産業委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した。

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について参考人中央環境審議会環境保健部会長井形昭弘君、高崎経済大学経済学部講師水口剛君、横浜国立大学環境科学研究センター教授中西準子君及び横浜国立大学工学部教授浦野紘平君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年６月29日（火）（第21回）

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員清水澄子君、修正案提出者衆議院議員大口善徳君、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月１日（木）（国土・環境委員会、経済・産業委員会連合審査会第１回）

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について発議者参議院議員清水澄子君、修正案提出者衆議院議員福留泰蔵君、同大口善徳君、与謝野通商産業大臣、真鍋環境庁長官、政府委員、科学技術庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成11年７月６日（火）（第22回）

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）

化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）

以上両案について修正案提出者衆議院議員大口善徳君、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○**化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案**（参第17号）の撤回を許可した。

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**（閣法第88号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第88号）　賛成会派　自民、公明、共産、自由、参院、二連

反対会派　民主、社民

なお、附帯決議を行った。

○**ダイオキシン類対策特別措置法案**の草案について委員長から説明を聴き、国会法第57条の３の規定により内閣の意見を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。

○平成11年７月22日（木）（第23回）

○ **民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案**（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院建設委員長平田米男君から趣旨説明を聴き、同君、衆議院建設委員長代理小杉隆君、同佐田玄一郎君、関谷国土庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第21号）賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産
欠席会派　二連

なお、附帯決議を行った。

○平成11年８月13日（金）（第24回）

○請願第280号外176件を審査した。

○国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第７号）

【要　旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、引き続きこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

１　奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

(1)　奄美群島振興開発計画の計画期間を現行法の５箇年から10箇年に延長する。

(2)　地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収を地方交付税により補てんする措置を講ずる。

(3)　法律の有効期限を５箇年延長し、平成16年３月31日までとする。

２　小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

(1)　小笠原諸島振興開発計画の計画期間を平成11年度を初年度として５箇年とする。

(2)　法律の有効期限を５箇年延長し、平成16年３月31日までとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

１　奄美群島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発計画の策定に当たっては、住民の生活基盤の強化と福祉の向上及び教育の充実を図るとともに、地元市町村の意向を十分に尊重すること。

また、その計画の進捗状況を把握し、本法有効期限以降の制度及び各種施策の在り方

について検討を行うこと。

2　振興開発事業については、沖縄との均衡を考慮しつつ補助率、補助採択基準等について十分な配慮をするとともに、事業の効率的展開に資するよう当該自治体の基盤強化を図ること。

3　奄美群島の特性を生かした産業の振興を図るため、大島紬等地場産業の育成に努めること。

また、農林水産業、観光・リゾート産業等の開発・推進及び流通の改善に資するよう農業基盤、交通基盤等の整備を強力に推進すること。

さらに、奄美群島振興開発基金については、出資業務の在り方の検討を含め、基金の業務の効率化を図るとともに、その充実強化に努めること。

4　小笠原諸島における産業の振興を図るため、交通施設、農漁業施設、観光施設等の整備に特段の配慮をすること。

なお、空港整備構想の推進を図るため諸課題の解決に努めるとともに、自然環境の保全にも十分留意すること。

右決議する。

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要　旨】

本法律案は、民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、市街地再開発事業等に対する都市開発資金無利子貸付制度の創設、民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）の土地取得業務に係る取得期限の延長、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行制度の創設等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

(1)　市街地再開発事業及び土地区画整理事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度を創設・拡充し、市街地再開発事業に係る個人施行者又は組合が施行するものの事業費及び市街地再開発事業に係る保留床、土地区画整理事業に係る保留地を管理する法人が当該保留床、保留地を取得するのに必要な費用について、地方公共団体が当該事業施行者等に対し貸付けを行う場合において、国は、当該地方公共団体に対し、その必要な資金を貸し付けることができるものとする。また、平成11年度における特例措置として、本無利子貸付制度において、国は、地方公共団体が行う貸付けに必要な額を全額負担することができるものとする。

(2)　国は、民間都市機構に対する貸付金でその参加業務に要する資金について、特に必要があると認めるときは、その償還を一括償還の方法によるものとすることができるものとする。

2　民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正

(1)　民間都市開発事業を施行しようとする者は（事業者に土地を譲渡・賃貸する目的で事業用地を集約化しようとする者を含む。）、従前から所有権等を有する土地とこれに隣接する土地を合わせて民間都市開発事業の事業用地としようとする場合、当該土地の形状、面積等を適正化する計画を作成し、建設大臣の認定を申請することができる

ものとする。この場合において、民間都市機構による資金のあっせん等の支援措置及び税制に係る特例措置を講ずるものとする。

(2) 民間都市機構の土地取得譲渡業務のうち、事業見込地の取得を行うことができる期限を平成14年３月31日まで延長するとともに、同機構による道路事業の見込地を取得する制度を創設し、国は、一定の道路整備に関する費用について、道路整備特別会計からの無利子貸付を同機構に対し行うことができるものとする。

3 土地区画整理法の一部改正

(1) 土地区画整理組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立ち、７人以上共同して定款及び事業基本方針を定め、当該組合設立に関する都道府県知事の認可を受けることができるものとする。

(2) 市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域を施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に施行すべき土地の区域を定めることができるものとする。

(3) 土地区画整理士技術検定の実施に係る事務に関し、建設大臣は、指定検定機関を一に限り指定し、これを行わせることができるものとする。

4 都市再開発法の一部改正

(1) 市街地再開発組合を設立しようとする者は、事業計画の決定に先立ち、５人以上共同して定款及び事業基本方針を定め、当該組合設立に関する都道府県知事の認可を受けることができるものとする。

(2) 市街地再開発事業の転出者に対する補償金等に係る利息相当額の算出に際して、物価変動に応ずる修正率を加味した方法に見直すものとする。

(3) 特定建築者制度を拡充し、施行者は従前の権利者がすべてを取得するもの以外の施設建築物の建築を他の者に行わせることができるものとする。

(4) 土地区画整理事業との一体的施行制度を創設し、土地区画整理事業における換地計画に基づき仮換地として指定された土地（以下「特定仮換地」という。）を含む土地の区域においては、当該特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を、施行地区又は施行区域内となるべき区域内の土地に関する権利とみなし、これを特定仮換地に係る土地に関する権利に代えて市街地再開発事業を施行するものとする。

5 施行期日

この法律は、平成11年４月１日から施行するものとする。ただし、４の(2)及び(3)については、公布の日から起算して３月を超えない範囲において政令で定める日から、３の(2)及び(3)並びに４の(4)については、公布の日から起算して６月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 民間主導による都市再開発を促進し、土地の流動化を図るため、民間事業者、地方公共団体等に対する改正内容の周知徹底を図るとともに、今後とも制度の充実に配慮すること。また、都市計画・事業制度等都市政策のあり方については、その制度体系に関し一層のわかりやすさと利便性の確保を念頭に検討を進めること。

2　都市再開発事業・土地区画整理事業については、地方分権や地域住民の参加、地域社会の機能維持を基本としつつ、迅速な事業展開の方策を検討すること。

3　再開発事業等における施行者の資金能力や事業の安定化を図るため、都市開発資金貸付制度の充実に配慮すること。また、まちづくりに係る補助金制度については、その統合化・簡素化を積極的に進めること。

4　民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務については、その業務が適正に遂行されるよう指導を徹底するとともに、一層の情報開示に努めること。また、同機構が取得した土地については、事業化への検討を積極的に進め、譲渡等の促進を図ること。

5　事業用地適正化計画の建設大臣認定制度については、地方公共団体の意向にも十分配慮すること。

6　土地区画整理組合及び市街地再開発組合の事業準備段階における設立に当たっては、地権者等関係住民に対し、事業基本方針等についての十分な説明を行うなど、理解を得るよう努めること。

7　土地区画整理事業及び市街地再開発事業の一体的施行に際しては、関係権利者の意向を十分尊重して事業を行うよう指導を徹底すること。

8　まちづくりに関する専門家の育成・確保等支援体制の強化に努めるとともに、土地区画整理事業に関する技術検定においては、指定検定機関による業務が適正に行われるよう指導すること。

9　再開発事業においては、権利変換をせずに転出を希望する権利者等の事業施行後における生活の安定・再建が図られるよう、補償金その他救済の措置について十分配慮すること。

右決議する。

海岸法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要　旨】

本法律案は、総合的な視点に立った海岸の管理及びその充実を図るため、海岸の管理の内容として、海岸環境の整備及び保全並びに公衆の海岸の適正な利用を位置付けるとともに、海岸の保全に関し、海岸保全基本方針及び海岸保全基本計画を定めることとするほか、海岸保全区域外の公共海岸の区域を対象とする一般公共海岸区域の制度の創設、海岸の管理における市町村の参画の促進、主務大臣による海岸保全区域に関する管理等の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的の追加

従来は海岸の「防護」だけであった海岸法の目的に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を追加する。

2　一般公共海岸区域制度の創設

公共の用に供されている国有の海岸を「公共海岸」と規定し、海岸保全区域以外の公共海岸の区域を対象とする「一般公共海岸区域」の制度を創設する。

3　海岸保全に関する基本方針及び基本計画

海岸の保全に関し、主務大臣が海岸保全基本方針を、都道府県知事が海岸保全基本計画を定めることとし、併せて地域の意見等を反映するための手続を導入する。

4　海岸管理における市町村参画の促進

市町村長が海岸の日常的な管理を行うことができる制度を導入する。

5　海岸保全区域に関する管理等の特例

国土保全上極めて重要で地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸（政令で沖ノ鳥島を指定予定）については、国が全額負担の上、直接管理できる制度を創設する。

6　その他

海岸の適正な保全のため、海岸の汚損その他の一定の行為の禁止、油濁事故処理等の海岸の維持のために必要な諸制度の導入等を図るとともに、砂浜の保全、回復や海岸環境と利用に配慮した海岸の整備を進めるため、海岸保全施設の定義及び技術上の基準を見直す。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　海岸保全基本方針の策定に当たっては、海岸環境の重要性にかんがみ、環境庁との連携を密にするとともに、海岸に関し高い識見のある者から幅広く意見を聴き、海岸環境の保全に特に努めること。また、海岸保全基本計画の策定に当たっては、地域の実情に即した海岸の管理がなされるよう十分配慮すること。

2　離岸堤、人工リーフ等の海岸保全施設に係る整備事業の実施に当たっては、総合的な土砂管理対策が適切に推進されるなかで、海岸・海洋環境の保全に配慮しつつ、効果的かつ効率的に行うこと。

3　市町村が行う海岸の管理については、当該市町村における適切な管理が確保されるよう地方交付税等の措置の配慮を含め、その支援に万全を期すこと。

4　限られた財源のなかで海岸事業の効果的な実施を図るため、コスト縮減等技術開発に努め、美しく安全でいきいきした海岸の実現を目指し、総合的な視点から海岸事業の充実に努めること。

右決議する。

都市基盤整備公団法案（閣法第31号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を解散して新たに都市基盤整備公団を設立し、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下、大都市地域等における居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給等を効率的、合理的な執行体制により行わせようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　大都市地域等における市街地の整備改善

都市基盤整備公団（以下「新公団」という。）は、公共施設の整備又は土地の整序を伴う敷地の整備、宅地の造成等を行うこととし、建築物の整備については、再開発のため必要なもの等を除いて民間にゆだねる。

2　住宅の供給

分譲住宅業務からは原則撤退し、国の施策上特に必要な賃貸住宅の供給に限定する。また、住宅・都市整備公団が管理している賃貸住宅については、新公団が承継し管理、建替え等を行うこととし、建替えに当たっては再入居後の家賃の減額措置を講ずるなど居住者の居住の安定に配慮する。

3　賃貸住宅の家賃の決定

低所得高齢者等のための減免措置を講じつつ、市場家賃を基準とする方式を採ることとする。新規入居者の家賃は近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないよう設定し、家賃を変更しようとする場合には近傍同種の住宅の家賃、変更前の家賃等を総合的に勘案して定める。

4　業務の実施

地方公共団体との連携を強化するため、賃貸住宅の建替えに際しての公営住宅の併設、入居のあっせん等を行うとともに、地方公共団体等を支援しつつ市街地の整備改善を円滑に推進するため、調査、調整、技術提供等の受託業務の促進策等を講ずる。

5　その他

組織・業務運営を合理化するため理事定数の削減、運営委員会の設置等の措置を講ずるほか、新公団の設立に伴う経過措置等所要の措置を講ずる。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　政府は、国民生活の安定向上のためには住宅政策を通じた福祉の増進が不可欠であることを踏まえ、公団賃貸住宅、公営住宅等の適切な役割分担と連携に配慮しつつ、大都市地域等において居住水準の向上が必要な世帯等のために、良質な公共賃貸住宅を計画的に供給するよう努めること。

2　都市基盤整備公団（以下「新公団」という。）は、既存の賃貸住宅団地について、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。また、老朽化した賃貸住宅の建替えや住戸改善に当たっては、居住者の居住の安定に努めること。

3　新公団は、賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること。

4　新公団は、地方公共団体等が推進するまちづくりを支援する業務に積極的に取り組むとともに、賃貸住宅の建替えに併せた公営住宅や福祉施設等の整備への協力に努めること。

5　新公団は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、事業の有効性、経済性等を確保するため、可能な限り初期の段階から地方公共団体、民間都市開発推進機構、民間事業者等との協力及び適切な役割分担を図り、リスク負担の明確化に配意するとともに、関係権利者の意思が十分反映されるよう努めること。

6　新公団は、用地の取得等既に事業に着手している分譲住宅団地について、事業の見通しや採算性について再評価を行い、必要な計画の見直しを行うよう努めること。併せて、

住宅建設工事未着工用地の管理を徹底し、有効活用に努めること。

7　新公団は、公団関連業務に従事する関係法人について、新公団発足後３年以内を目途に出資の見直しや整理合理化の推進に努めること。また、公団関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とすることにより、民間事業者の業務機会の拡大に努めること。

8　新公団に置かれる運営委員会に関しては、公正中立性を確保した権限の行使がなされるよう十分に配慮すること。また、新公団は、関係法人を含め、財務内容等の情報公開を積極的に進め、国民のニーズを踏まえた国民に分かりやすい業務運営を行うよう努めること。

右決議する。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案（閣法第53号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、最近における鳥獣の生息状況及び狩猟の実態にかんがみ、著しく増加し、又は減少した鳥獣について長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るとともに狩猟者の減少防止に資するため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　特定鳥獣保護管理計画制度の創設

(1)　特定鳥獣保護管理計画の樹立

都道府県知事は、当該都道府県の区域内において著しく増加し、又は減少した鳥獣がある場合であって、当該鳥獣の生息状況その他の事情を勘案して長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るため特に必要があると認めるときは、保護管理の目標、数の調整に関する事項、生息地の保護及び整備に関する事項等を内容とする特定鳥獣保護管理計画を樹てることができるものとする。

(2)　特定鳥獣保護管理計画の達成を図るための特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限等

都道府県知事は、特定鳥獣保護管理計画の達成を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において環境庁長官が定める特定鳥獣についての捕獲の禁止又は制限に代えて当該特定鳥獣について捕獲の禁止又は制限を定める等の措置を講ずることができるものとする。

(3)　許可事由の追加

鳥獣の捕獲等に関する許可に関して特定鳥獣保護管理計画に定めるところによる特定鳥獣の数の調整をその許可の事由として追加するものとする。

(4)　指示

環境庁長官は、鳥獣の保護繁殖を図るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対して特定鳥獣に関する捕獲の禁止又は制限等に関し必要な指示をすることができるものとする。

2　狩猟免許制度の改善

乙種狩猟免許（装薬銃に関する狩猟免許）の狩猟免状を交付された者は、丙種狩猟免許（空気銃等に関する狩猟免許）の狩猟免状を交付された者とみなすものとする。

3　施行期日

狩猟免許制度の改善に関する規定は平成12年４月16日から、その他の規定は公布の日から３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

政府は、この法律の施行後３年を目途として、改正後の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討条項を附則に設けるものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　緑の国勢調査その他の自然環境に関する調査を徹底し、国全体の鳥獣の生息状況を適切に把握するとともに、都道府県における調査を支援し、これらの成果を野生鳥獣の保護管理施策に積極的に活用すること。

2　鳥獣の保護繁殖等を担当する人材の確保、資質の向上を図ること。また、野生鳥獣との共存の森づくりに係る事業、鳥獣保護区の適切な設定等を通じ、野生鳥獣の生息しやすい環境整備を進め、野生鳥獣の移動ができる回廊づくりを積極的に検討するとともに、防護柵の整備等の被害防除対策事業の推進、被害防除に係る対策技術の開発及び普及を図ること。

3　狩猟者が生態系の安定的な維持等に十分な配慮を行うこととなるよう、狩猟者のモラルの向上を図ること。また、狩猟や駆除が、事故、水鳥等の鉛中毒等の悪影響を及ぼさないよう、適切な措置を早急に講ずるとともに、関係地方公共団体と協力し、狩猟、駆除の対象となったシカ等の死骸の適切な処理体制の整備を促進すること。

4　特定鳥獣保護管理計画の策定のための指針等を定めるに当たっては、専門家及び自然保護団体等の意見を広く聴くとともに、計画の内容が、野生鳥獣の生息地の保全整備、被害の防除に万全を期し、過剰な捕獲をもたらすことがないように定められるべきである趣旨を明確にすること。また、都道府県において適切な合意の下で特定鳥獣保護管理計画が策定されるよう、科学的な調査の徹底、目標や対策についての野生鳥獣の被害者、専門家、自然保護団体、ＮＧＯなどの意見の十分な反映等に関し、政府は、都道府県に対し、助言、指導その他の支援を行うこと。

5　西日本地域のツキノワグマなどの個体数が著しく減少している特定の野生鳥獣の個体群についても、関係県において特定鳥獣保護管理計画が積極的に策定されるよう、政府は、その策定及び実施に対する支援に万全を期すこと。

6　関係地方公共団体における鳥獣保護行政の体制強化のため必要な支援に努めるとともに、都道府県知事の権限に属する普通種等の鳥獣の捕獲等に関する許可に係る事務について、地域の実状に応じて適切に市町村に委譲され、円滑に制度の運用が図られるよう、都道府県を指導すること。

7　関係都道府県が特定鳥獣の個体群の増減等に関する調査を十分に行い、その結果を当該計画の運用又は改定に反映させるよう、政府は、指導、助言に努めるとともに、国による適切なモニタリングを実施し、それらの結果緊急に必要な場合は、関係都道府県又

は市町村に対し迅速かつ的確な指示を行うこと。

8　野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度、鳥獣による農林業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等につき早急に検討を行うこと。

右決議する。

住宅の品質確保の促進等に関する法律案（閣法第63号）（先議）

【要　旨】

本法律案は、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任について特別の定めをしようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　住宅の性能表示の整備

(1)　建設大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準である日本住宅性能表示基準を定めなければならない。

(2)　建設大臣が指定した住宅性能評価機関は、日本住宅性能表示基準に基づく住宅性能評価を行い、標章を付した住宅性能評価書を交付することができる。

(3)　住宅性能評価書が契約において交付された場合等には、表示された性能を有する住宅を完成させ、又は引き渡す契約がなされたものとみなす。

(4)　日本住宅性能表示基準に基づく評価について、業務の効率化を図る体制を整備するとともに、日本住宅性能表示基準が予想していない評価方法について、特別の定めをする。

2　住宅に係る紛争処理体制の充実

(1)　建設大臣は、弁護士会等を指定住宅紛争処理機関として指定することができる。

(2)　指定住宅紛争処理機関は、住宅性能評価書が交付された住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行う。

(3)　建設大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として設立された財団法人を、住宅紛争処理支援センターとして指定することができる。

3　瑕疵担保責任の特例

住宅の新築に係る建設工事の請負契約及び新築住宅の売買契約において、請負人又は売主は、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵を10年間担保する責任を負うこととするとともに、契約によって期間を伸長できる特例を設ける。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　住宅性能表示制度の利用の促進及び瑕疵担保責任特例制度により欠陥住宅に関するトラブルが根絶されるよう、多様な媒体を活用する等の積極的な広報活動により、制度の

周知徹底を図ること。

2　日本住宅性能表示基準の策定に当たっては、積雪寒冷地等地域の特殊性を勘案するとともに、住宅のバリアフリー化や居住者の健康に配慮したものとなるよう検討すること。また、いわゆるシックハウス問題に関し、関係省庁間の連携を図り、調査研究や被害の防止等に積極的に取り組むとともに、地方公共団体等による取組を支援すること。

3　住宅性能表示制度及び瑕疵担保責任特例制度の運用に当たっては、情報提供や技術普及の体制整備及び瑕疵保証円滑化基金の充実強化等により、中小業者が特に不利になることのないよう配慮すること。

4　住宅性能表示制度を利用しない住宅及び中古住宅並びに住宅のリフォームに関する売買・請負契約等に係る紛争の相談窓口の整備充実に努めること。また、中古住宅に係る性能表示制度や保証体制の整備について早急に検討すること。

5　指定住宅紛争処理機関の行う住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準は、住宅紛争処理が的確に行われるよう客観的かつ具体的な記述に努めるとともに、その策定に際しては、関係者の意見の十分な聴取や策定経過の公開等を通じ手続の透明性を確保すること。

6　本法に基づく各種機関の指定に当たっては、既存の公益法人を活用するとともに、各種機関の情報開示を促す等その業務が適正に行われるよう指導監督に努めること。

7　住宅紛争処理支援センターによる各種業務の公正な実施を確保するため、その役職員には幅広い人材の活用がなされるよう指導監督すること。

8　住宅購入者等と専門業者間の情報の格差にかんがみ、住宅購入等に必要な知識や情報の住宅購入者等への積極的な提供に努めるとともに宅地建物取引業法の的確な運用等を通じて、不動産取引一般に関する紛争の予防に努めること。

右決議する。

環境事業団法の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要　旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて最近における地球環境問題等をめぐる情勢に適切に対応するため、環境事業団（以下「事業団」という。）の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務等を追加するとともに、資金の貸付けに係る業務を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　目的の改正

事業団の業務の見直しに伴い、目的に地球環境保全に寄与することを加えるほか所要の改正を行う。

2　業務の追加

事業団の業務として新たに次の業務を定める。

(1)　一般廃棄物の最終処分場若しくは産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると

認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡する。

(2) 産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理等を図るため、産業廃棄物処理施設であると同時に一般廃棄物処理施設である施設等を設置し、及び譲渡する。

(3) 廃棄物の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るため必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行う。

(4) 公害の原因となる物質の除去に必要な機材であって政令で定めるものの貸付けを行う。

(5) 開発途上地域からの技術研修員に対し事業団の業務に関する技術的知識であって開発途上地域における環境の保全に資するものを習得させるための研修を行う。

3 業務の廃止

従前行っていた公害防止施設、産業廃棄物処理施設等への融資業務を廃止する。

4 その他

事業団に毎年度長期借入金等の償還計画を立てることを義務づける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 廃棄物、リサイクル、有害物質、地球環境保全対策等、環境政策の今日的な課題に的確に対応し、環境事業団がその期待される役割を積極的に展開し得るよう適切な措置を講ずること。

2 環境事業団の融資業務を引き継ぐ日本政策投資銀行においては、環境対策分野への金融が十全に確保される措置を講ずるとともに、他の分野の政策金融機関においても、循環型社会の形成の視点に立った適切な融資を行う等、環境対策の実効が上がるよう努めること。

3 特殊法人の改革が行われているなかで、環境事業団の個別事業の実施に当たっては、将来国民に負担転嫁することとならないよう特に留意するほか、環境事業団が引き続き処理する既往の貸出債権の管理及び回収が今後とも適正に行われるよう適切な措置を講ずること。

4 環境分野については、非営利団体の活動が特に重要であることにかんがみ、その支援の一翼を担う地球環境基金のさらなる充実に努めること。

5 地球温暖化対策緑地の整備に当たっては、最終処分場跡地等並びにそれらの周辺の環境調査を十分に行い、その結果を公表すること。また、地球温暖化対策緑地の整備の際には、緑地整備に限らず太陽光発電施設の設置などの対策も併せて行うことを検討する等、再生可能エネルギーの普及にも資する施策に配慮すること。

右決議する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）

【要　旨】

本法律案は、特定の化学物質について、事業者による自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、事業者による届出等による環境への排出量等の把握並びにその性状及び取扱いに関する情報の提供の措置等を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　化学物質管理に係る事業者の責務等

国が定める化学物質管理指針に留意して特定の化学物質の取扱い等に係る管理を行うこと等を事業者の責務とし、国及び地方公共団体は、事業者に対する技術的助言、必要な人材の育成等の措置を講ずる。

2　化学物質の排出量等の届出の義務付け（ＰＲＴＲ制度）

⑴　事業者に、その事業活動に伴う特定の化学物質の排出量の把握等及び国への届出を義務付けるとともに、国はその届け出られた事項について集計し、集計結果を公表する。

⑵　個別事業所の排出量等の情報についても、営業秘密を確保しつつ、国民の請求に応じて開示する。

⑶　届出義務を課されない中小の事業者、家庭等からの排出量について、国が当該排出量を算出、集計し、その集計結果を事業者から届け出られた排出量等と併せて公表する。

3　化学物質安全性データシート（ＭＳＤＳ）の交付の義務付け

事業者に、特定の化学物質等を譲渡し、又は提供する場合、その相手方に対して当該化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務付ける。

4　その他

⑴　国による調査の実施、罰則等に関し、所要の規定を設ける。

⑵　施行期日

公布の日から起算して９月を超えない範囲内で政令で定める日からとするが、２の制度については２年６月、３の制度については１年６月を超えない範囲内で政令で定める日からとする。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

第１に、指定化学物質を定める政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息及び生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮する。

第２に、事業者からの届出は、営業秘密に係る請求がある場合を除き、都道府県知事を経由しなければならないものとし、その際、都道府県知事は意見を付すことができる。

また、営業秘密に係る請求がある場合については、国に直接届け出るものとし、届出を受けた国は、届出事項を都道府県知事に通知する。

第３に、都道府県知事は、必要があると認めるときは、国に対し、当該地域に係る営業秘密が認められた届出事項について、説明を求めることができる。

第４に、法律の検討に係る期間を７年とする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　本法における都道府県の果たす役割の重要性にかんがみ、都道府県との連携を強化し、届出・受付事務が円滑かつ的確に行われるよう体制整備を図り、技術的な指導助言を行うとともに、人材の育成等が図られるよう支援すること。

2　対象物質の選定に当たっては、内分泌攪乱作用など化学物質排出の環境への影響を未然に防止するという衆議院修正の趣旨を十分に踏まえるとともに、広く関係者からの意見を聴取する機会を設けるなどＯＥＣＤ原則に沿った方法とすること。

3　化学物質排出の環境への影響を未然に防止する観点から、排出量等を適切に把握できるよう届出対象事業者等の種類、範囲を定めること。

特に、有害性の強い指定化学物質については、含有率や取扱量の下限を小さくするよう配慮すること。

4　非点源からの排出量を的確に把握するため、基礎となる資料について関係省庁、事業者団体等の積極的な協力を求めるとともに、移動体の種類ごとの内訳がわかるように推計量を算出するよう努めること。

また、推計の資料、推計式などを都道府県に提供するとともに公開し、地方公共団体等による化学物質環境汚染対策に資すること。

5　営業秘密の審査に当たっては、諸外国の実情を勘案し、厳格かつ公正に行うとともに、環境庁長官又は都道府県の説明要求に対しては、事業を所管する主務大臣は十分納得できる説明を行うこと。

6　情報の共有が本制度運用の前提となるため、特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとするとともに、利用者の利便性を勘案したインターネットの利用など幅広い情報提供手段を活用すること。

右決議する。

ダイオキシン類対策特別措置法案（参第22号）

【要　旨】

本法律案は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与える物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　ダイオキシン類に関する耐容一日摂取量を、４ピコグラム以下で政令で定める値とするとともに、大気、水質（水底の底質を含む。）、土壌についての環境基準を定める。

2　排出ガス及び排出水に関する規制

(1)　ダイオキシン類を排出する特定施設について、排出ガス、排出水に関する排出基準を定める。

(2)　排出ガスの排出基準のみでは、大気の環境基準の確保が困難な地域については、都道府県知事が、総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定める。

(3) 都道府県知事は、一定の猶予期間経過後は、排出基準又は総量規制基準に違反して継続的にダイオキシン類を排出するおそれがある者に対し改善命令を出し、排出基準違反、改善命令違反に対し、罰則をかける。

3 ばいじん及び焼却灰中の濃度基準を定めるとともに、最終処分場における維持管理基準を定める。

4 都道府県知事は、土壌に関する基準を満たさない地域を対策地域として指定し、対策計画を定める。

5 国は、ダイオキシン類の削減計画を作成する。

6 都道府県知事は汚染状況を調査測定するとともに、施設設置者は汚染状況を測定し、その結果を都道府県知事に報告する。

7 住民は、都道府県知事が総量削減地域の指定の申出を内閣総理大臣に行うよう申し出ることができ、総量削減計画、土壌汚染対策計画へは公聴会を通じて参加することができる。

8 その他

(1) 健康被害及び食品への蓄積の状況、小規模施設及び施設によらない廃棄物焼却の規制の在り方について検討規定を設ける。

(2) 施行は、原則として、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日からとする。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案（衆第21号）

【要　旨】

本法律案は、効率的かつ効果的に社会資本を整備するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の促進を図るための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針

(1) 内閣総理大臣は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される公共施設等の整備等に関する事業（以下「特定事業」という。）の実施に関する基本方針を定めることとする。

(2) 基本方針は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担を明確にすること等による事業の適正かつ確実な実施の確保、民間事業者の自主性の尊重等に配慮した上、特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、財政上及び金融上の支援等に関する基本的な事項を定めることとする。

2 実施方針等

(1) 特定事業を実施しようとする大臣、地方公共団体の長等（以下「公共施設等の管理者等」という。）は、基本方針にのっとり、特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、事業の継続が困難となった場合の措置、公共施設等の立地並びに規模及び配置等を内容とする実施方針を定めることとする。

(2) 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき特定事業を選定し、選定された特定事業は事業計画又は協定に基づいて実施されることとする。

3 支援措置

特定事業に対する支援として、国庫債務負担行為の年限の延長、国有財産の無償使用、事業者に対する政府による無利子貸付け、担保不動産の活用、規制緩和の推進等の措置を定める。

4　民間資金等活用事業推進委員会

(1)　基本方針の内容、実施方針の策定状況及び特定事業の選定状況等を調査審議するため、学識経験者から成る民間資金等活用事業推進委員会(以下「ＰＦＩ推進委員会」という。)を総理府に置く。

(2)　ＰＦＩ推進委員会は、民間事業者等から特定事業に関する意見を受け、また、総合調整等を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1　ＰＦＩに対する国民の理解を深め、また、民間事業者による発案や創意工夫を促すため、ＰＦＩの仕組みや理念等についてインターネット等多様な媒体を利用した情報提供に努めるとともに、民間事業者や出資者等による事業参加や投資の判断のため、具体的な事業の内容や官民の役割・責任・リスクの分担、安全性の確保等民間事業者が遵守すべき事項等について十分な情報開示に努めること。

2　特定事業の選定に当たっては、その費用や便益について通常の事業方式とＰＦＩ方式の比較を行うこと等を通じ、資金の効率的使用を実現するよう基本方針に定めること。また、客観的な比較を行うため、通常の事業方式とＰＦＩ方式の比較に関するガイドラインを策定するとともに、より的確な評価方法の開発に努めること。

3　ＰＦＩ事業の効率性を確認し、問題点の分析及び改善を行うため、事業実施後において事業の経済性、効率性、有効性等に関する評価を実施し、公表すること。

4　ＰＦＩが複雑な契約手続を要することに鑑み、ＰＦＩ契約に関するガイドラインやマニュアル等を策定すること。また、地方公共団体によるＰＦＩの導入を支援するため、情報提供、研修及び相談窓口等の体制整備に努めること。

5　民間資金等活用事業推進委員会の委員の任命に当たっては、民間主導の考えの下、民間人(公務員としての長期の経歴を有する者を除く。)又は学者を中心として選出すること。

6　ＰＦＩ事業により整備される公共施設等について、その公共性と整備促進の必要性を踏まえた上で、税制上の措置が講じられるよう特段に配慮すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
※7	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 2	11. 3.10	11. 3.23 可決 附帯決議	11. 3.24 可決	11. 2.12 建設	11. 3. 3 可決 附帯決議	11. 3. 4 可決
※12	都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案	〃	2. 2	3.18	3.30 可決 附帯決議	3.31 可決	3. 5 建設	3.12 可決 附帯決議	3.16 可決
			○11. 3. 5 衆本会議趣旨説明						
※24	海岸法の一部を改正する法律案	〃	2. 3	4.26	5.20 可決 附帯決議	5.21 可決	3.12 建設	4.16 可決 附帯決議	4.22 可決
※31	都市基盤整備公団法案	〃	2. 8	5.21	6. 8 可決 附帯決議	6. 9 可決	4.27 建設	5.14 可決 附帯決議	5.18 可決
			○11. 5.21 参本会議趣旨説明 ○11. 4.27 衆本会議趣旨説明						
53	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案	参	2.26	4. 9	5.20 修正 附帯決議	5.21 修正	6. 3 環境	6. 8 可決 附帯決議	6.10 可決
63	住宅の品質確保の促進等に関する法律案	〃	3. 3	4.19	4.27 可決 附帯決議	4.28 可決	6. 3 建設	6.11 可決 附帯決議	6.15 可決
75	環境事業団法の一部を改正する法律案	衆	3.10	5.12	5.20 可決 附帯決議	5.21 可決	3.17 環境	4.16 可決 附帯決議	4.22 可決
88	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案	〃	3.16	5.26	7. 6 可決 附帯決議	7. 7 可決	4. 1 商工	5.21 修正 附帯決議	5.21 修正
			○11. 5.26 参本会議趣旨説明 ○11. 3.30 衆本会議趣旨説明						

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
17	化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案	清水 澄子君外6名（11. 5.13）	11. 5.18		11. 5.25					
			○11. 7. 6 撤回申出 ○11. 7. 6 撤回（委員会許可）							
22	ダイオキシン類対策特別措置法案	国土環境委員長 松谷 蒼一郎君（11. 7. 6）	7. 6	11. 7. 7			11. 7. 7 可決	11. 7. 8 環境	11. 7. 9 可決	11. 7.12 可決

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への送付月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
21	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案	建設委員長 平田　米男君 (11. 6. 4)	11. 6. 4	11. 6.10	11. 7.21	11. 7.22 可決 附帯決議	11. 7.23 可決			11. 6.10

【予算委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本委員会は平成11年度総予算３案、平成11年度補正予算（第１号）２案の審査を行った。予算の執行状況に関する調査として、日債銀・長銀等金融問題について集中審議を行った。

〔予算の審査〕

平成11年度総予算３案は、昨年12月の財政構造改革法停止を受けて、一般会計予算の規模は81兆8,601億円、10年度当初に比べ5.4%増の高い伸びとなり、再び積極型の予算となった。しかし、歳入面では景気対策のための恒久的減税の実施等によって税収が減少することとなったため、国債発行額は31兆500億円（公債依存度37.9%）と大量の国債に依存することとなった。

総予算３案は、１月19日に国会に提出され、３月17日成立した。戦後最も早い成立となった（総予算の概要については、「Ⅲの２　(3)財政演説」を参照されたい)。

予算委員会における総予算審議の経過は、衆議院からの送付を待って、まず総括審議を２月22日開始し、３月２日までの７日間行った。その後３月３日には財政金融・景気・雇用に関する集中審議を行い、また翌４日には公聴会を開き、東京大学教授神野直彦君ほか５名の公述人から意見を聞き、質疑を行った。次いで、３月５日から11日まで一般質疑を行ったが、その間８日には外交・防衛に関する集中審議を、９日には前大蔵省銀行局長山口公生君ほか３名の参考人に対して質疑を行い、また、10日には教育・環境・福祉に関する集中審議を行った。その後、３月12日、15日及び16日の午前まで各常任・特別委員会において委嘱審査を行い、16日午後及び17日に締めくくり総括質疑を行い、討論の後、採決を行った。

主な論点は以下の通りである。まず、「昨年の参議院選挙で反自民を訴えた自由党と自由民主党が連立を組むのは憲政の常道に反し、国民の期待を裏切るものではないか。自自連立については、国民の信を問うべきだ、との意見に対してどう考えるか」との質疑に対し、小渕内閣総理大臣及び野田自治大臣から「自由民主党と自由党の党首会談の結果、現在我が国は国家的危機のただ中にあるとの時局認識を等しくし、国家国民のために政権を安定させて責任を分かち合うことが必用であるとの基本的考え方で一致し、連立政権が誕生した。連立政権の信を問うべきとの意見については、必ずしも否定はしないが、生きた政治の中で政権の組み合わせが変化する毎に国民の信を問うのがルールとは考えていない」との見解が示された。

また、国旗・国歌の問題について賛成、反対双方の立場から質疑が行われたが、小渕内閣総理大臣より「既に、長年の慣行により、国民の間に日の丸、君が代が国旗、国歌であるとの認識は定着しており、政府として21世紀を迎えるにあたり、国旗・国歌の法制化を含めた検討に着手した。今国会に法案として提出するよう努力したい」との基本的考え方が示され、その後６月11日、政府から国旗・国歌法案が提出され、８月９日成立した。

さらに、景気動向及び経済問題について「景気が依然低迷しているのは何故か。11年度の政府経済見通し0.5%の達成は可能か」との質疑に対し、小渕内閣総理大臣等から「景気低迷の理由は短期及び長期の景気循環が下降局面にあるほか、我が国経済の体質改善が必用になっていることなどの要因が重なっていることにある。個人消費の低迷、設備投資の減少、輸出の伸び悩み等、我が国経済は全体として極めて厳しい状況だが、一方で公共投資が高水準を維持している他、減税等の効果で個人消費の一部に好調さが見られ、住宅需要も活発化しつつある。11年度の経済見通しについては、公共事業費の伸びを10%以上確保したほか、全体で９兆4,000億円の減税を行うなど、0.5%の達成に万全の対策をとった」との答弁がなされた。

財政及び金融について「国債金利の急激な上昇は、市場の国債吸収能力の限界を示すものではないか。金利上昇を抑制するには、日銀が国債の買いオペを増やすなどの措置が必要ではないか」との質疑が行われ、小渕内閣総理大臣等から「長期金利が急上昇したのは、11年度の国債発行額が相当大きくなったことのほか、資金運用部資金による国債買い入れを停止したことによるもので、市場の過剰反応だと思われる。国債の日銀引き受けは、法律で禁止されており、特に、新規国債を引き受ければ財政節度が失われ、悪性インフレの原因となって、内外の信任を失うので考えていない。国債の買い切りオペは、あくまでも日銀券の増加に見合った額を資産として持つというルールを今後も守っていく」との答弁がなされた。

このほか、日米新ガイドラインへの対応、介護保険制度導入に伴う課題、消費税の福祉目的税化、新農業基本法と米の関税化、ダイオキシン対策、教育問題、北朝鮮への対応等について質疑が行われた。

平成11年度補正予算（第１号）は、まず一般会計の歳出についてみると、不況による雇用失業情勢に対応するため5,198億円を追加する一方、予備費の減額1,500億円を行うこととしており、歳出の純追加総額は3,698億円となっている。歳入については、国債の増発は行わず、前年度剰余金の受け入れを行うこととしている。補正予算は、７月８日国会に提出され、衆議院からの送付を待って16日及び19日の両日委員会で質疑を行った後、討論、採決を行い、21日に成立した（補正予算の概要については、「Ⅲの２　(5)財政演説」を参照されたい)。

委員会の質疑においては、まず政府の景気の現状判断が質された。小渕内閣総理大臣等から「経済は、個人消費が緩やかに回復し、住宅建設も持ち直しているが、設備投資が大幅な減少を続け、雇用情勢も依然厳しい情勢にあるなど、全体として民間需要の回復力が弱い状況にある。しかし、このところ各種の政策効果が浸透し、景気はやや改善している。補正予算の追加については、今後発表される４～６月のＧＤＰの数値を見た上で、柔軟に対応したい」との見解が示された。

また、今回の雇用対策では不十分ではないか、との質疑に対し、小渕内閣総理大臣等から「雇用問題は現下の最大の政策課題で、当初の１兆円の雇用対策予算に加え、今回5,200億円を追加して、その相乗的効果を期待している。また、今回の対策は、特に中高年の非自発的失業者に焦点を当てるなど、経済構造の変化による失業も念頭に置いた内容になっている」との答弁がなされた。

このほか、少子化対策、日米新ガイドラインの法整備状況、豪雨災害への対応、環境対

策とクリーンエネルギーの確保、介護保険制度の進め方等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として、日債銀・長銀等金融問題について集中審議を行った。

平成10年10月から12月にかけて相次いで特別公的管理の下におかれることとなった日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の旧経営者９名が、今年６月から７月にかけて逮捕された。逮捕者は日本長期信用銀行関係者が３名、日本債券信用銀行関係者は６名にのぼった。こうした事態を受けて８月４日、集中審議が行われた。

質疑では、日債銀の増資要請の際に交わされた確認書の責任の所在、山一證券に対する日銀特融返済問題、生保のセーフティネットの整備、長銀の売却先、ペイオフ解禁の是非論等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年１月22日（金）（第１回）

○予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（予）
平成11年度特別会計予算（予）
平成11年度政府関係機関予算（予）
以上３案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成11年２月22日（月）（第２回）　――総括質疑――

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
以上３案について小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、野田国務大臣、中村法務大臣、堺屋経済企画庁長官、宮下厚生大臣、有馬国務大臣、甘利労働大臣、与謝野通商産業大臣、中川農林水産大臣、柳沢金融再生委員会委員長、野田郵政大臣、高村外務大臣、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成11年２月23日（火）（第３回）　――総括質疑――

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、野田国務大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、太田総務庁長官、有馬文部大臣、柳沢金融再生委員会委員長、与謝野通商産業大臣、野中国務大臣、真鍋環境庁長官、甘利労働大臣、中川農林水産大臣、中村法務大臣、川崎運輸大臣、野田郵政大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年２月24日（水）（第４回）　――総括質疑――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、関谷建設大臣、野田自治大臣、与謝野通商産業大臣、有馬文部大臣、宮下厚生大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、中川農林水産大臣、甘利労働大臣、中村法務大臣、柳沢金融再生委員会委員長、野田郵政大臣、疋田会計検査院長、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年２月25日（木）（第５回）　――総括質疑――

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、高村外務大臣、中村法務大臣、堺屋経済企画庁長官、有馬国務大臣、野田郵政大臣、野呂田防衛庁長官、野田国務大臣、関谷建設大臣、太田総務庁長官、野中内閣官房長官、中川農林水産大臣、真鍋環境庁長官、宮下厚生大臣、川崎運輸大臣、政府委員、参考人日本銀行副総裁藤原作弥君及び日本開発銀行総裁小粥正巳君に対し質疑を行った。

○平成11年２月26日（金）（第６回）　――総括質疑――

○平成11年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○派遣委員から報告を聴いた。
○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、高村外務大臣、宮下厚生大臣、野田自治大臣、宮澤大蔵大臣、野中内閣官房長官、中川農林水産大臣、川崎運輸大臣、中村法務大臣、真鍋環境庁長官、堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣、野呂田防衛庁長官、有馬文部大臣、柳沢金融再生委員会委員長、関谷建設大臣、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成11年３月１日（月）（第７回）　――総括質疑――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、宮下厚生大臣、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、野田国務大臣、与謝野通商産業大臣、有馬文部大臣、野田郵政大臣、甘利労働大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、野中内閣官房長官、中村法務大臣、太田総務庁長官、柳沢金融再生委員会委員長、真鍋環境庁長官、関谷建設大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月２日（火）（第８回）　――総括質疑――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、真鍋環境庁長官、高村外務大臣、野中国務大臣、中村法務大臣、太田総務庁長官、川崎運輸大臣、野呂田防衛庁長官、野田国務大臣、野田郵政大臣、与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、甘利労働大臣、宮下厚生大臣、中川農林水産大臣、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月３日（水）（第９回）　――集中審議――

○参考人の出席を求めることを決定した。
○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、甘利労働大臣、有馬文部大臣、与謝野通商産業大臣、柳沢金融再生委員会委員長、中村法務大臣、野田国務大臣、野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月４日（木）（公聴会　第１回）

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

東京大学大学院経済学研究科教授	神野	直彦君
東京工業大学大学院社会理工学研究科教授 大阪大学社会経済研究所教授	小野	善康君
株式会社野村総合研究所主任研究員	森本	敏君
南山大学法学部教授	小林	武君
株式会社環境総合研究所代表取締役所長	青山	貞一君

伊藤忠商事株式会社金融部門チーフエコノミスト　　中島　　精也君

○平成11年３月５日（金）（第10回）　――一般質疑――

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について有馬文部大臣、野中内閣官房長官、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、高村外務大臣、宮下厚生大臣、真鍋環境庁長官、中川農林水産大臣、与謝野通商産業大臣、甘利労働大臣、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月８日（月）（第11回）　――集中審議――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、宮澤大蔵大臣、野中内閣官房長官、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

平成11年３月９日（火）（第12回）　――参考人質疑――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について参考人前大蔵省銀行局長山口公生君、日本生命保険相互会社代表取締役副社長名原剛君、前日本債券信用銀行頭取東郷重興君及び元大蔵大臣官房金融検査部長中川隆進君に対し質疑を行った。

○平成11年３月10日（水）（第13回）　――集中審議――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について、以下の当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することに決定した。

〔３月12日～16日正午〕

・総務委員会、法務委員会、地方行政・警察委員会、外交・防衛委員会、財政・金融委員会、文教・科学委員会、国民福祉委員会、労働・社会政策委員会、農林水産委員会、経済・産業委員会、交通・情報通信委員会、国土・環境委員会

〔３月16日午前〕

・沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○以上３案について参考人の出席を求めることを決定した後、小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、有馬文部大臣、野中内閣官房長官、真鍋環境庁長官、宮下厚生大臣、与謝

野通商産業大臣、中川農林水産大臣、野田国務大臣、甘利労働大臣、陣内法務大臣、政府委員及び参考人広島県公立高等学校長協会会長岸元學君に対し質疑を行った。

○平成11年３月11日（木）（第14回）　――一般質疑――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について甘利労働大臣、有馬文部大臣、宮下厚生大臣、宮澤大蔵大臣、中川農林水産大臣、堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣、真鍋環境庁長官、野田自治大臣、野中内閣官房長官、川崎運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年３月16日（火）（第15回）　――締めくくり総括質疑――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、有馬国務大臣、野中内閣官房長官、宮下厚生大臣、甘利労働大臣、川崎運輸大臣、与謝野通商産業大臣、疋田会計検査院長及び政府委員に対し質疑を行った。

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成11年３月17日（水）（第16回）　――締めくくり総括質疑――

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上３案について小渕内閣総理大臣、野中内閣官房長官、太田総務庁長官、陣内法務大臣、高村外務大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、甘利労働大臣、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

（平成11年度総予算）　賛成会派　自民、自由
反対会派　民主、公明、共産、社民、参院
欠席会派　二連

○平成11年７月13日（火）（第17回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成11年度一般会計補正予算**（第１号）（予）
平成11年度特別会計補正予算（特第１号）（予）

以上両案について宮澤大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年７月16日（金）（第18回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○ **平成11年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）
平成11年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
以上両案について小渕内閣総理大臣、甘利労働大臣、与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、野中内閣官房長官、陣内法務大臣、野田国務大臣、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、野田郵政大臣、関谷国務大臣、有馬文部大臣、中川農林水産大臣、川崎運輸大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、真鍋環境庁長官、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年７月19日（月）（第19回）
○ **平成11年度一般会計補正予算**（第１号）（衆議院送付）
平成11年度特別会計補正予算（特第１号）（衆議院送付）
以上両案について小渕内閣総理大臣、有馬文部大臣、宮下厚生大臣、野呂田防衛庁長官、堺屋経済企画庁長官、関谷建設大臣、野田自治大臣、甘利労働大臣、宮澤大蔵大臣、陣内法務大臣、与謝野通商産業大臣、太田総務庁長官、真鍋環境庁長官、野田郵政大臣、高村外務大臣、柳沢金融再生委員会委員長、中島人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。
（平成11年度補正予算）　賛成会派　自民、公明、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産、社民

○平成11年８月４日（水）（第20回）
○ 理事の補欠選任を行った。
○ 参考人の出席を求めることを決定した。
○ 予算の執行状況に関する調査のうち、日債銀・長銀等金融問題に関する件について小渕内閣総理大臣、陣内法務大臣、柳沢金融再生委員会委員長、宮澤大蔵大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年８月13日（金）（第21回）
○ 理事の補欠選任を行った。
○ 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

・予　算（5件）

番号	件名	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	平成11年度一般会計予算	11. 1.19	11. 1.19 (予　備)	11. 3.17 否　決	11. 3.17 否　決	11. 1.19	11. 2.19 可　決	11. 2.19 可　決
		○11. 3.17 衆へ返付　○11. 3.17　衆両院協議会請求 ○11. 3.17 両院協議会は成案を得ず　○11. 3.17　憲法第60条第2項の規定により衆の議決が国会の議決となる						
2	平成11年度特別会計予算	1.19	1.19 (予　備)	3.17 否　決	3.17 否　決	1.19	2.19 可　決	2.19 可　決
		○11. 3.17 衆へ返付　○11. 3.17　衆両院協議会請求 ○11. 3.17 両院協議会は成案を得ず　○11. 3.17　憲法第60条第2項の規定により衆の議決が国会の議決となる						
3	平成11年度政府関係機関予算	1.19	1.19 (予　備)	3.17 否　決	3.17 否　決	1.19	2.19 可　決	2.19 可　決
		○11. 3.17 衆へ返付　○11. 3.17　衆両院協議会請求 ○11. 3.17 両院協議会は成案を得ず　○11. 3.17　憲法第60条第2項の規定により衆の議決が国会の議決となる						
4	平成11年度一般会計補正予算（第1号）	7. 8	7. 8 (予　備)	7.19 可　決	7.21 可　決	7. 8	7.15 可　決	7.15 可　決
5	平成11年度特別会計補正予算（特第1号）	7. 8	7. 8 (予　備)	7.19 可　決	7.21 可　決	7. 8	7.15 可　決	7.15 可　決

【決算委員会】

(1) 審議概観

〔平成８・９年度決算外２件の審査〕

平成８年度決算及び国有財産関係２件は、第142回国会の召集日である平成10年１月12日に提出された。このうち、８年度決算については、10年２月18日の本会議において、大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された。そして、同国会閉会後は、通常選挙が行われる閉会中であり、審査を継続しなかったため、第143回国会の召集日である10年７月30日、委員会に改めて付託された（８年度決算外２件の概要については『審議概要（第142回国会)』81ページ及び328ページ参照)。

平成９年度決算及び国有財産関係２件は、第145回国会の召集日である11年１月19日に提出された。このうち、９年度決算については、11年２月10日の本会議において、大蔵大臣からその概要報告を受け、質疑を行った後、同日、委員会に付託され、国有財産関係２件についても、同日、委員会に付託された。

平成９年度決算の概要は、次のとおりである（本誌Ⅲの２の「宮沢大蔵大臣の平成９年度決算の概要についての報告」参照)。

平成９年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は80兆1,704億円、歳出決算額は78兆4,703億円である。歳入決算額には、決算調整資金からの受入額１兆6,174億円が含まれており、これにより同年度の歳入歳出の決算上の不足額（いわゆる歳入欠陥）が補てんされている。９年度一般会計予算中の翌年度への繰越額は１兆6,993億円、また、不用額は7,130億円である。

平成９年度特別会計歳入歳出決算における38の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は283兆4,993億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は247兆359億円である。

平成９年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は60兆4,863億円であり、資金からの支払命令済額は５兆2,945億円、一般会計等の歳入への組入額は54兆2,751億円である。

平成９年度政府関係機関決算書における11機関の収納済額を合計した収入決算額は７兆3,005億円、支出済額を合計した支出済決算額は７兆2,556億円である。

国有財産関係２件の概要は、次のとおりである。

平成９年度国有財産増減及び現在額総計算書における９年度中の国有財産の差引純増加額は４兆148億円、９年度末現在額は95兆6,203億円である。

平成９年度国有財産無償貸付状況総計算書における９年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は243億円、９年度末現在額は１兆1,360億円である。

委員会においては、第142回国会の10年３月11日、大蔵大臣から平成８年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成８年度決算検査報告及び平成８年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した後、第144回国会閉会後の10年12月17日、８年度決算外２件について全般的質疑（第１回）を行った。

12月17日の委員会において行われた質疑の主な項目は、①８年度決算及び８年度決算検査報告の特徴、②決算の国会への早期提出、③防衛装備品の調達に係る問題、④日本債券信用銀行の破たん及び公的管理の実施、⑤郵便物新型区分機の調達に係る問題などである。

その後、平成９年度決算外２件の委員会付託を受け、８年度決算外２件及び９年度決算外２件を一括して審査することとし、第145回国会の11年２月24日、大蔵大臣から平成９年度決算外２件の概要説明を、会計検査院長から平成９年度決算検査報告及び平成９年度国有財産検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した後、全般的質疑２回、省庁別審査２回を行った。

第145回国会中に行われた質疑の主な項目は、①８・９年度決算の特徴と政府の財政運営の評価、②９年度決算検査報告の特徴、③会計検査院検査官任命同意に関する衆議院優越規定の削除、④国会から会計検査院に対する検査要請制度の実施状況、⑤公共事業の評価の在り方、⑥防衛装備品調達制度の改善及び今後の会計検査、⑦文部省委嘱等事業に関する不正経理、⑧科学研究費補助金に係る研究成果報告書の未提出、⑨彩福祉グループ問題についての対応、⑩年金積立金の自主運用に関する問題、⑪派遣労働者等に係る社会保険料の徴収不足、⑫電源開発特別会計の予算執行状況、⑬雇用保険財政の悪化と雇用問題に対する政府の取組、⑭郵便車両のガソリン購入に係る問題などである。

〔予備費関係８件及び平成９年度決算調整資金からの歳入組入れ調書の審査〕

予備費関係８件は、憲法及び財政法の規定に基づき、平成８年５月から平成10年３月までの間の予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

このうち、**平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外１件**は、第140回国会の９年５月27日に提出された。また、**平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）外２件**は、第142回国会の10年３月31日に、**平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）外２件**は、同国会の10年５月29日に、それぞれ提出された。

平成８年度一般会計予備費の予算額（補正後）は2,000億円であり、このうち、８年５月28日から９年３月28日までの間に使用を決定した金額は1,986億円である。８年度特別会計予算総則第14条に基づき、８年10月４日から９年３月28日の間に経費の増額を決定した金額は167億円である。

平成９年度一般会計予備費の予算額（補正後）は1,500億円であり、このうち、９年８月26日から10年１月27日までの間に使用を決定した金額は12億円、10年２月17日から同年３月24日までの間に使用を決定した金額は208億円である。９年度各特別会計予備費の予算総額（補正後）は３兆1,470億円であり、このうち、９年８月29日から同年11月７日までの間に使用を決定した金額は222億円、10年３月20日に使用を決定した金額は209億円である。９年度特別会計予算総則第13条に基づき、９年５月27日から同年11月７日までの間に経費の増額を決定した金額は751億円、10年３月20日に経費の増額を決定した金額は122億円である。

予備費使用等の主な項目は、次のとおりである。

平成８年度一般会計の予備費使用は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、②老人医療給付費負担金の不足を補うために必要な経費、③生活保護費の不足を補うために必要な経費、④エイズ訴訟における和解の履行に必要な経費などであ

る。

平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費の増額は、①道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整に必要な経費の増額、②治水特別会計治水勘定における河川事業、河川総合開発事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額などである。

平成９年度一般会計の予備費使用（その１）は、①宮城県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費、②宮城県第６区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費などである。

平成９年度特別会計の予備費使用（その１）は、①食糧管理特別会計国内米管理勘定及び同特別会計国内麦管理勘定における返還金等の調整勘定へ繰入れに必要な経費、②国営土地改良事業特別会計における国営かんがい排水事業の進度調整に必要な経費である。

平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額（その１）は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税等譲与金に必要な経費の増額、②食糧管理特別会計調整勘定における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額などである。

平成９年度一般会計の予備費使用（その２）は、①雇用保険の求職者給付及び雇用継続給付に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、②矯正収容費の不足を補うために必要な経費などである。

平成９年度特別会計の予備費使用（その２）は、労働保険特別会計雇用勘定における失業等給付金の不足を補うために必要な経費である。

平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費の増額（その２）は、①道路整備特別会計における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額、②治水特別会計治水勘定における産業投資特別会計へ繰入れに必要な経費の増額などである。

平成９年度決算調整資金からの歳入組入れ調書は、同年度の一般会計の歳入歳出の決算上生じた不足を補てんするため、同資金から一般会計に１兆6,174億円を組み入れたことについて、決算調整資金に関する法律に基づき、国会の事後承諾を求めるため、第145回国会の11年１月19日に提出された。

予備費関係８件は、衆議院において継続審査となっていたが、第145回国会の11年４月13日に衆議院より送付され、同年６月４日、委員会に付託された。決算調整資金からの歳入組入れ調書については、予備費と同日に衆議院から送付され、同年７月13日、委員会に付託された。

委員会においては、11年７月26日、これら９件を一括して議題とし、まず大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。その主な項目は、①９年度一般会計の歳入歳出の決算上の不足が生じた理由、②決算調整資金制度の在り方や調書の提出時期の問題、③雇用保険に係る予備費使用と今後の財政見通しなどである。

質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党の八田委員より、平成８年度一般会計予備費、平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額、平成９年度一般会計予備費（その１）、平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額（その１）及び平成９年度決算調整資金からの歳入組入れ調書について反対、その他の予備費関係４件には賛成、自由民主党の鹿熊理事より、予備費関係８件及び平成９年度決算調整資金からの歳入組入れ調書についていずれも賛成の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成８年度一般会計予備費、平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額、平成９年度一般会計予備費（その１）、平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額（その１）及び平成９年度決算調整資金からの歳入組入れ調書は、いずれも多数をもって、その他の予備費関係４件は、いずれも全会一致をもって、承諾を与えるべきものと議決した。

(2) 委員会経過

○平成10年12月17日（木）（第144回国会閉会後第１回）

○**平成８年度決算外２件**について宮澤大蔵大臣、竹山科学技術庁長官、井上国土庁長官、野呂田防衛庁長官、野田郵政大臣、柳沢金融再生委員会委員長、与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、田野瀬自治政務次官、疋田会計検査院長、根來公正取引委員会委員長、大蔵省、自治省、運輸省、建設省、郵政省、会計検査院、国税庁、経済企画庁、資源エネルギー庁、防衛庁、法務省当局、参考人日本銀行総裁速水優君、石油公団理事新欣樹君及び同公団総裁鎌田吉郎君に対し質疑を行った。

○高村外務大臣からイラク情勢について発言があった。

○平成11年２月24日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

○**平成８年度決算外２件**及び**平成９年度決算外２件**の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○**平成９年度一般会計歳入歳出決算、平成９年度特別会計歳入歳出決算、平成９年度国税収納金整理資金受払計算書、平成９年度政府関係機関決算書**
平成９年度国有財産増減及び現在額総計算書
平成９年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上３件について宮澤大蔵大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について疋田会計検査院長から説明を聴いた。

○平成11年４月６日（火）（第２回）

○**平成８年度決算外２件**及び**平成９年度決算外２件**について宮澤大蔵大臣、野中内閣官房長官、関谷建設大臣、中川農林水産大臣、有馬国務大臣、宮下厚生大臣、与謝野通商産業大臣、野田郵政大臣、堺屋経済企画庁長官、甘利労働大臣、真鍋環境庁長官、高村外務大臣、疋田会計検査院長、政府委員、会計検査院及び総理府当局に対し質疑を行った。

○平成11年４月７日（水）（第３回）

○**平成８年度決算外２件**及び**平成９年度決算外２件**について宮澤大蔵大臣、宮下厚生大

臣、真鍋環境庁長官、高村外務大臣、与謝野通商産業大臣、関谷国務大臣、有馬国務大臣、野呂田防衛庁長官、中川農林水産大臣、川崎運輸大臣、野田郵政大臣、甘利労働大臣、野中内閣官房長官、堺屋経済企画庁長官、太田総務庁長官、疋田会計検査院長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月17日（月）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成８年度決算外２件**及び**平成９年度決算外２件**中、厚生省、労働省、環境庁及び環境衛生金融公庫関係について宮下厚生大臣、甘利労働大臣、真鍋環境庁長官、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成11年７月５日（月）（第５回）

○**平成８年度決算**外２件及び**平成９年度決算**外２件中、文部省、郵政省及び科学技術庁関係について野田郵政大臣、有馬国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月26日（月）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○**平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書**（第140回国会提出）（衆議院送付）

平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第140回国会提出）（衆議院送付）

平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第142回国会提出）（衆議院送付）

平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第142回国会提出）（衆議院送付）

平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第142回国会提出）（衆議院送付）

平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第142回国会提出）（衆議院送付）

平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）（第142回国会提出）（衆議院送付）

平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第142回国会提出）（衆議院送付）

平成９年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（衆議院送付）

以上９件について宮澤大蔵大臣から説明を聴き、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

（平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派　共産

（平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費

増額調書）
賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産
（平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））
賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産
（平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１））
賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
（平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１））
賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産
（平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））
賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
（平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））
賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
（平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２））
賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし
（平成９年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書）
賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派　共産

○平成11年８月13日（金）（第７回）

○**平成８年度決算**外２件及び**平成９年度決算**外２件の継続審査要求書並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○**平成８年度決算**外２件及び**平成９年度決算**外２件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を閉会中必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

・予備費等承諾を求めるの件（14件）

件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	衆	9. 5.27 (第140回国会)	11. 6. 4	11. 7.26 承諾	11. 7.28 承諾	11. 1.19 決算行政監視	11. 4.12 承諾	11. 4.13 承諾
平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	〃	5.27 (第140回国会)	6. 4	7.26 承諾	7.28 承諾	1.19 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その１)	〃	10. 3.31 (第142回国会)	6. 4	7.26 承諾	7.28 承諾	1.19 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その１)	〃	3.31 (第142回国会)	6. 4	7.26 承諾	7.28 承諾	1.19 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その１)	〃	3.31 (第142回国会)	6. 4	7.26 承諾	7.28 承諾	1.19 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その２)	〃	5.29 (第142回国会)	6. 4	7.26 承諾	7.28 承諾	1.19 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その２)	〃	5.29 (第142回国会)	6. 4	7.26 承諾	7.28 承諾	1.19 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その２)	〃	5.29 (第142回国会)	6. 4	7.26 承諾	7.28 承諾	1.19 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成９年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	〃	11. 1.19	7.13	7.26 承諾	7.28 承諾	3.24 決算行政監視	4.12 承諾	4.13 承諾
平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その１)	〃	3.26						継続審査 (決算行政監視)
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その１)	〃	3.26						継続審査 (決算行政監視)
平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その１)	〃	3.26						継続審査 (決算行政監視)
平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その２)	〃	5.28						継続審査 (決算行政監視)
平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その２)	〃	5.28						継続審査 (決算行政監視)

・決算その他（６件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
平成８年度一般会計歳入歳出決算、平成８年度特別会計歳入歳出決算、平成８年度国税収納金整理資金受払計算書、平成８年度政府関係機関決算書	10. 1.12 （第142回国会）	10. 7.30	継続審査		11. 1.19 決算行政監視	継続審査	
	○第142回国会　10. 2.18　大蔵大臣報告　継続　○第143・144回国会　継続						
平成８年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.12 （第142回国会）	7.30	継続審査		1.19 決算行政監視	継続審査	
	○第142･143･144回国会　継続						
平成８年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.12 （第142回国会）	7.30	継続審査		1.19 決算行政監視	継続審査	
	○第142･143･144回国会　継続						
平成９年度一般会計歳入歳出決算、平成９年度特別会計歳入歳出決算、平成９年度国税収納金整理資金受払計算書、平成９年度政府関係機関決算書	11. 1.19	11. 2.10	継続審査				継続審査（決算行政監視）
	○11. 2.10　大蔵大臣報告						
平成９年度国有財産増減及び現在額総計算書	1.19	2.10	継続審査				継続審査（決算行政監視）
平成９年度国有財産無償貸付状況総計算書	1.19	2.10	継続審査				継続審査（決算行政監視）

【行政監視委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本委員会は、特殊法人及び公益法人等の問題を取り上げ、そのうち政府開発援助等（ＯＤＡ）について集中的に調査を行ったほか、防衛装備品の調達をめぐる不祥事問題等についても調査を行った。

また、**政府開発援助に関する決議**を行った。

なお、今国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は付託されなかった。

〔国政調査等〕

今国会における調査テーマを「時間をかけて取り組む必要がある基本的な行政課題に関する事項」である長期テーマと、「その時々に生じた国民の関心が高い問題のうち本委員会が取り上げるのにふさわしい事項」である短期テーマに区別し、調査を行うこととした。

そして、長期テーマを「特殊法人及び公益法人等の問題」に決め、そのうち国際協力事業団・海外経済協力基金・日本輸出入銀行を通してＯＤＡについて取り上げ、関係省庁及び参考人からの説明聴取、有識者からの意見聴取、青年海外協力隊員等の関係者との懇談、委員相互間における意見交換等を通じ、集中的に調査した。

まず、３月29日、４月26日及び５月17日の３回にわたり、政府及び参考人に対し、インドネシアリベート疑惑、重債務貧困国の債務救済、外交手段としてのＯＤＡの位置付け、援助分野・地域の重点化、援助実施体制の在り方、ＮＧＯとの連携、援助に携わる人材育成、援助事業の評価制度の在り方、環境問題への取組強化、援助に関する情報公開・広報の必要性、援助を利用した官僚留学問題、援助による麻薬問題解決の可能性等の諸問題について質疑を行った。

次に、５月31日、参考人として政策研究大学院大学教授下村恭民君、読売新聞社解説部次長杉下恒夫君、ＮＧＯ活動推進センター常務理事・事務局長伊藤道雄君を招き、意見を聴取した後、援助における不正防止、援助の重点化、援助の評価制度、援助におけるＮＧＯの果たす役割等の諸問題について質疑を行った。

また、７月５日、国際協力事業団国際研修センターを視察し、青年海外協力隊員、国際協力専門員、海外からの研修生等との懇談を行った。

そして、７月26日、これまでの調査の中で委員及び参考人から提示された意見及び課題について整理・検討するため、委員相互間で意見交換を行った。この中では、援助理念や目的の明確化、援助の重点化、援助実施体制の一元化、援助の透明性確保、援助について国民の理解と支援を得る必要性等について意見が出された。

以上の調査を行った結果、ＯＤＡ基本法の制定、本委員会によるＯＤＡへの監視強化のほか、なお取り組むべき問題があるとの意見で一致し、８月２日、政府に対して、国別援助計画の作成、援助の重点化と事業間の連携強化、評価制度の充実、情報公開・広報の積極的推進等を内容とする**政府開発援助に関する決議**を全会一致で行った。

このほか、３月１日に特殊法人及び公益法人等の問題について、総務庁及び総理府から全般的説明を聴取し、８月２日に年金福祉事業団の概要及び特殊法人の財務内容に関する調査結果について、厚生省及び総務庁から説明を聴取した。

また、３月８日に「短期的テーマ」として、防衛装備品調達をめぐる不祥事に関し、防衛庁からの報告に対し、政府に対し質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年３月１日（月）（第１回）

○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。

○特殊法人及び公益法人等の問題に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年３月８日（月）（第２回）

○４社事案関連文書の管理実態に関する報告及び防衛調達改革本部の報告に関する件について疋田会計検査院長、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

○平成11年３月29日（月）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府開発援助等に関する件について政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年４月26日（月）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府開発援助等に関する件について政府委員、参考人海外経済協力基金理事篠塚徹君及び国際協力事業団理事伊集院明夫君に対し質疑を行った。

○平成11年５月17日（月）（第５回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府開発援助等に関する件について政府委員、会計検査院当局、参考人国際協力事業団理事伊集院明夫君及び海外経済協力基金理事篠塚徹君に対し質疑を行った。

○平成11年５月31日（月）（第６回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○政府開発援助等に関する件について参考人政策研究大学院大学教授下村恭民君、読売新聞社解説部次長杉下恒夫君及びＮＧＯ活動推進センター常務理事・事務局長伊藤道雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年７月26日（月）（第７回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府開発援助等に関する件について意見の交換を行った。

○平成11年８月２日（月）（第８回）

○政府開発援助に関する決議を行った。

○年金福祉事業団の概要に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○特殊法人の財務内容に関する調査結果に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年８月13日（金）（第９回）

○行政監視、行政監察及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

――政府開発援助に関する決議――

我が国の国際貢献と外交政策の柱である政府開発援助（ＯＤＡ）は、開発途上国の発展を促すことによって、国際社会の安定と平和に重要な役割を果たしてきた。また、世界では今なお多数の人々が飢餓と貧困に苦しむ一方、環境、人口、エイズ、麻薬等の地球規模の課題が山積する状況にかんがみると、ＯＤＡを通じてこれらの課題に積極的に取り組むことは、先進国の一員としての責務と思われる。

しかしながら、世界的に「援助疲れ」とも言われる状況が続いている中で、我が国においても、最近の総理府の世論調査によれば、長引く景気低迷、厳しい財政事情、さらに、ＯＤＡに対する不透明感や効果への疑問を反映して、国民の支持率が年々低下しており、我が国のＯＤＡは、厳しい状況に置かれている。

行政監視委員会では、このような現状にかんがみ、ＯＤＡの在り方について、関係省庁への質疑、有識者からの意見聴取、ＯＤＡ関係者との懇談、委員間の自由討議などを通じ、集中的に調査を行ってきた。

その結果、ＯＤＡの理念及び目的を明らかにするとともに、国民監視の下で援助が行われるよう、情報公開、評価制度などを盛り込んだＯＤＡ基本法を制定すべきであること、本委員会としても、自ら現地調査を行い、結果を今後の援助に反映させるなど、ＯＤＡの在り方についてなお一層監視を強化する必要があること、また、ＯＤＡについては、政府において一定の改善の努力が見られるものの、なお取り組むべき問題があることで意見の一致をみた。

政府は、21世紀に向けて、我が国のＯＤＡが国の内外から理解と信頼を得るとともに、透明性を確保しつつ、より一層効果的、効率的かつ適正な援助が実現するよう、本委員会の結論を尊重し、次の事項について速やかに実施すべきである。

1　被援助国の実情に即した国別援助計画の作成について

援助を効果的、効率的かつ重点的に行うとともに、統一的な運用を確保するため、他の援助国及び国際機関の計画も勘案しつつ、外務省がイニシアティヴをとって、被援助国の実情に即した国別援助計画を作成すること。その際、民間企業、ＮＧＯなど現地の事情に精通している人材を活用するとともに、現地住民の声を計画に十分反映させること。

なお、軍事支出の多い国に対するＯＤＡは、軍事費の肩代わりにならないようにすること。

2　事業の重点化と事業間の連携強化について

援助を一層効果あるものにするため、事業は重点的に実施するとともに、重点化に当たっては、インフラ整備などハード面の援助に比べソフト面での援助が不十分であることから、今後はソフト面の援助を充実すること。また、他の関連事業の遅れ、資機材・技術者の不足、運営・保守管理体制の不備等により、期待した効果を上げていない例も見られることから、外務省が中心となり、各援助事業間の連携を一層強化すること。

3　評価制度の充実について

ＯＤＡの成果を的確に把握し、その後の援助に反映させるため、評価については、第三者評価の拡大など更なる充実を図るとともに、より効果的な評価手法及び基準の確立に努めること。

また、会計検査院及び総務庁においても、第三者的立場から、ＯＤＡに関する検査及び調査を強化すること。

4　情報公開・広報の積極的な推進について

ＯＤＡを円滑に推進するためには、国民の理解と支持を得ることが極めて重要であることから、援助に関するあらゆるプロセスの情報を公開するとともに、積極的な広報活動に努めること。その際、ＯＤＡ関係の資料を一元的に管理・公開する仕組みの導入や、国民に分かりやすい広報の推進に努めること。

5　ＮＧＯとの一層の連携について

ＮＧＯには、現地の事情に精通し、住民との円滑な人間関係を有している人材も少なくないことから、政府は、今後、事業の企画から実施及び評価に至るあらゆる段階においてＮＧＯと連携した援助方法を拡大すること。また、我が国のＮＧＯが今後発展していくための環境整備の方策も、併せて充実すること。

6　環境問題への取組の強化について

地球規模の環境問題が深刻化していることから、環境保全のための援助を一層充実するとともに、環境分野の人材を十分確保すること。また、我が国の援助によるインフラ整備に伴って環境破壊が生ずることのないよう、環境アセスメントを徹底し、自然環境に与える影響を十分調査すること。

7　被援助国の人材育成に関する援助の拡充について

自立ある発展を促すためには、被援助国の人材育成が極めて重要なことから、留学生・研修生受入制度を拡充するとともに、被援助国の国民全体の教育レベルの向上に貢献するため、初等・中等教育に対する援助を強化すること。

8　開発援助の専門家の確保について

被援助国からの多様なニーズにこたえるため、開発援助の専門家を幅広く確保することが求められていることから、政府はこれらの人材の発掘、養成及び確保のための制度を更に強化すること。

また、海外派遣の円滑化とＯＤＡ経験者の更なる活用を図る見地から、帰国後の再就職対策、再教育システムを含む国内における支援体制を充実すること。

9　ＯＤＡの不正防止について

政府は、インドネシアのリベート疑惑に関する本委員会の指摘により、ＯＥＣＦ調達ガイドライン改訂による制裁措置の追加等の改善措置を講ずることとしたが、ＯＤＡをめぐる不正を防止し、国民の不信感を払拭するため、今後もＯＤＡに関する不正防止のための法令、調達ガイドライン等の整備及び監視に努めるとともに、あらゆる機会を通じて援助実施機関や関係民間業者などに対し、その趣旨の徹底を図ること。また、被援助国に対しても、事業実施の透明性を高めるなど、更に不正防止の徹底を求めること。

10　重債務貧困国に対する債務救済について

重債務貧困国に対する債務救済に当たっては、その財源が国民の負担によって賄われることにかんがみ、我が国が債務救済に至った事情を国民に対して十分説明し、理解と協力が得られるよう引き続き努力すること。また、債務救済がモラル・ハザードを引き起こすことのないよう、対象国に対し、引き続き自助努力を促すとともに、これまで以上に資金の使途の監視を強めること。

さらに、重債務貧困国に対する今後の援助に当たっては、被援助国の実情に即した適切な検討を加え、援助の在り方について早急に結論を得ること。

右決議する。

【議院運営委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出１件、衆議院議院運営委員会提出６件、同政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出１件の合計８件であり、このうち衆議院議院運営委員会及び同政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出の６件を可決、１件を修正議決し、本院議員提出１件は継続審査となった。本委員会に付託された法律案に係る規則案及び規程案については、いずれも本委員会において委員会の審査を省略することに決し、本会議に上程され、可決、成立した。

また、本委員会付託の請願４種類25件は、いずれも保留となった。

〔法律案の審査等〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に係る規定を整備するとともに、支部上野図書館を廃止し、国際子ども図書館を置く等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、３月26日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、同31日に全会一致をもって可決された。

会計検査院法の一部を改正する法律案は、検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定の削除を行おうとするものである。

本法律案は、４月27日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、翌28日に全会一致をもって可決された。

国会法の一部を改正する法律案は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設置する等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、７月６日に衆議院から提出、同13日に本委員会に付託された。

委員会においては、同26日に参議院にも憲法調査会を設置すること等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。

本法律の制定に伴って、参議院に設置される憲法調査会に関する事項を定める**参議院憲法調査会規程案**についても、同日委員会の審査を省略し、本会議に上程することに決定した。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、７月13日に衆議院から提出、翌14日に本委員会に付託され、同26日に多数をもって可決された。

本法律の制定に伴う改正を行う**参議院規則の一部を改正する規則案**及び**参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案**についても、同日それぞれ委員会の審査を省略し、本会議に上程することに決定した。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統合するとともに、内閣府設置法等の制定等に伴い、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行おうとするものである。

本法律案は、７月15日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、同23日に全会一致をもって可決された。

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会職員の定年退職者等について65歳までの在職を可能とする再任用制度を設けるとともに、退職した国会職員が再び国会職員として採用された場合の懲戒制度を整備する等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、７月15日に衆議院から提出、同日本委員会に付託され、同23日に全会一致をもって可決された。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案は、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設ける等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、７月29日に衆議院から提出、８月４日に本委員会に付託され、同６日に全会一致をもって可決された。

国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案は、国会議員が特定の者に不当に利益を得させる目的で、その地位を利用して他の公務員にあっせん行為を行う報酬として賄賂を収受すること等を処罰する等の措置を講じようとするものである。

本法律案は、５月21日に本院議員から発議、７月21日に本委員会に付託され、８月13日に継続審査要求書の提出を決定した。

(2) 委員会経過

○平成11年１月14日（木）（第144回国会閉会後第１回）

○参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成11年度予定経費要求に関する件について決定した。

○平成11年１月19日（火）（第１回）

○**災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、行財政改革・税制等に関する特別委員会**及び**金融問題及び経済活性化に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党……８人　　民主党・新緑風会……５人

公明党……２人　　日本共産党……２人
社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
参議院の会……１人　　計２０人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党……９人　　民主党・新緑風会……４人
公明党……２人　　日本共産党……２人
社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
参議院の会……１人　　計２０人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党……８人　　民主党・新緑風会……５人
公明党……２人　　日本共産党……２人
社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
参議院の会……１人　　計２０人

行財政改革・税制等に関する特別委員会

自由民主党……19人　　民主党・新緑風会……10人
公明党……４人　　日本共産党……４人
社会民主党・護憲連合……３人　　自由党……２人
参議院の会……２人　　二院クラブ・自由連合……１人
計４５人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党……19人　　民主党・新緑風会……９人
公明党……５人　　日本共産党……４人
社会民主党・護憲連合……３人　　自由党……２人
参議院の会……２人　　二院クラブ・自由連合……１人
計４５人

○次の構成により**庶務関係小委員会**及び**図書館運営小委員会**を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党……６人　　民主党・新緑風会……３人
公明党……２人　　日本共産党……１人
社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
参議院の会……１人　　計１５人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

○本会議における**内閣総理大臣外3国務大臣の演説**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り　１月21日及び22日

・時　間

自由民主党……55分　　民主党・新緑風会……60分
公明党……30分　　日本共産党……30分
社会民主党・護憲連合……20分　　自由党……15分
参議院の会……15分

・人　数

自由民主党……２人　　民主党・新緑風会……２人
公明党……１人　　日本共産党……１人
社会民主党・護憲連合……１人　　自由党……１人
参議院の会……１人

・順　序

1　民主党・新緑風会　　2　自由民主党
3　公明党　　4　日本共産党
5　社会民主党・護憲連合　　6　自由党
7　参議院の会　　8　民主党・新緑風会
9　自由民主党

○外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年１月21日（木）（第２回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年１月22日（金）（第３回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年２月10日（水）（第４回）

○理事の補欠選任を行った。
○社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
○国会議員として在職期間が25年に達した議員坂野重信君、井上吉夫君及び立木洋君を院議をもって表彰することに決定した。
○**平成９年度決算の概要についての大蔵大臣の報告**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明党……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年３月５日（金）（第５回）

○**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**及び**行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分

・人　数　１人

○**平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案**（参第10号）及び**児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案**（参第11号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　日本共産党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年３月８日（月）（第６回）

○本会議における**平成11年度地方財政計画についての自治大臣の報告**とともに、**地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案**及び**地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案**についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分

・人　数　２人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年３月10日（水）（第７回）

○国土・環境委員長の補欠選任について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年３月15日（月）（第８回）

○理事の補欠選任を行った。

○国土審議会特別委員の推薦について決定した。

○**中小企業経営革新支援法案**及び**中小企業総合事業団法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年３月17日（水）（第９回）

○事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

○平成11年度一般会計予算外２件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会……４人	公明党……２人
日本共産党……２人	社会民主党・護憲連合……１人
参議院の会……１人	計１０人

○事務総長から平成11年度一般会計予算外２件両院協議会の結果の報告を聴いた。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年３月24日（水）（第10回）

○北海道開発審議会委員の選任について決定した。

○社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。

○**主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……10分	公明党……10分
日本共産党……10分	社会民主党・護憲連合……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○**不正競争防止法の一部を改正する法律案**及び**訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……10分

・人　数　１人

○**国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……10分

・人　数　１人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年３月31日（水）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

○**国立国会図書館法の一部を改正する法律案**（衆第10号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第10号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。
○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
○国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件について決定した。
○国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
○納本制度調査会規程の一部改正に関する件について決定した。
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年４月12日（月）（第12回）

○**男女共同参画社会基本法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……10分	民主党・新緑風会……10分
公明党……10分	日本共産党……10分
社会民主党・護憲連合……10分	参議院の会……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年４月14日（水）（第13回）

○**外国人登録法の一部を改正する法律案**及び**出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間
　民主党・新緑風会……10分
・人　数　１人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年４月16日（金）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年４月21日（水）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年４月26日（月）（第16回）

○**日米防衛協力のための指針に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

日米防衛協力のための指針に関する特別委員会

自由民主党……19人　　民主党・新緑風会……10人
公明党……４人　　日本共産党……４人
社会民主党・護憲連合……３人　　自由党……２人
参議院の会……２人　　二院クラブ・自由連合……１人
計４５人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年４月28日（水）（第17回）

○**会計検査院法の一部を改正する法律案**（衆第18号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長中川秀直君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第18号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派　なし

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案**及び**自衛隊法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間
自由民主党……15分　　民主党・新緑風会……15分
公明党……10分　　日本共産党……10分
社会民主党・護憲連合……10分　　自由党……10分
参議院の会……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年５月７日（金）（第18回）

○**学校教育法等の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間
民主党・新緑風会……10分　　公明党……10分
日本共産党……10分　　社会民主党・護憲連合……10分

・人　数　各派１人
・順　序
１　公明党　　２　日本共産党
３　社会民主党・護憲連合　　４　民主党・新緑風会

○本会議における**内閣総理大臣の米国公式訪問に関する報告**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……10分　　民主党・新緑風会……10分
公明党……10分　　日本共産党……10分
社会民主党・護憲連合……10分　　参議院の会……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年５月10日（月）（第19回）

○**司法制度改革審議会設置法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間
民主党・新緑風会……10分

・人　数　１人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年５月14日（金）（第20回）

○株価算定委員会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

○**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間
民主党・新緑風会……10分　　公明党……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年５月21日（金）（第21回）

○**都市基盤整備公団法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間
民主党・新緑風会……10分　　日本共産党……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年５月24日（火）（第22回）

○**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案**（第143回国会閣法第10号）及び**職業安定法等の一部を改正する法律案**（閣法第90号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取すること

とし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明党……10分

日本共産党……10分　　社会民主党・護憲連合……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年５月26日（水）（第23回）

○理事の補欠選任を行った。

○**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　公明党……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月２日（水）（第24回）

○**拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……10分

・人　数　１人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月４日（金）（第25回）

○次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

・土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件

・中央更生保護審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件

・中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

・労働保険審査会委員の任命同意に関する件

○**食料・農業・農村基本法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……10分　　民主党・新緑風会……15分

公明党……10分　　日本共産党……10分

社会民主党・護憲連合……10分　　自由党……10分

参議院の会……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月７日（月）（第26回）

○**軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……10分

・人　数　１人

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月９日（水）（第27回）

○**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案**及び**刑事訴訟法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分　　日本共産党……10分

社会民主党・護憲連合……10分　　参議院の会……10分

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月11日（金）（第28回）

○**内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……10分　　民主党・新緑風会……15分

公明党……10分　　日本共産党……10分

社会民主党・護憲連合……10分　　参議院の会……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月14日（月）（第29回）

○**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・時　間

民主党・新緑風会……15分	公明党……10分
日本共産党……10分	社会民主党・護憲連合……10分
自由党……10分	参議院の会……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月25日（金）（第30回）

○理事の補欠選任を行った。
○本会議における**内閣総理大臣の第25回主要国首脳会議出席、日・欧州連合定期首脳協議、日・英首脳会談及び日・北欧首脳会談等に関する報告**に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・時　間

自由民主党……10分	民主党・新緑風会……15分
公明党……10分	日本共産党……10分
社会民主党・護憲連合……10分	参議院の会……10分

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月28日（月）（第31回）

○**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
・時　間

民主党・新緑風会……15分	公明党……10分
日本共産党……10分	社会民主党・護憲連合……10分
参議院の会……10分	

・人　数　各派１人
・順　序　大会派順
○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年６月30日（水）（第32回）

○司法制度改革審議会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月７日（水）（第33回）

○理事の補欠選任を行った。

○本会議において共生社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月８日（木）（第34回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月12日（月）（第35回）

○予算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

○本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・日取り　７月13日

・時　間

自由民主党……10分	民主党・新緑風会……15分
公明党……10分	日本共産党……10分
社会民主党・護憲連合……10分	参議院の会……10分

・人　数　各派１人

・順　序

1　民主党・新緑風会	2　自由民主党
3　公明党	4　日本共産党
5　社会民主党・護憲連合	6　参議院の会

○**食料・農業・農村基本政策に関する決議案**（三浦一水君外６名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月13日（火）（第36回）

○**国会法の一部を改正する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月14日（水）（第37回）

○**国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成11年７月21日（水）（第38回）

○理事の補欠選任を行った。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月23日（金）（第39回）

○**国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第31号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第31号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○**国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案**（衆第32号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第32号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
　　反対会派　なし

○国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月26日（月）（第40回）

○**国会法の一部を改正する法律案**（衆第27号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長中川秀直君から趣旨説明を聴いた後、同案に対し修正案が提出され、同君、修正案提出者上野公成君及び衆議院法制局当局に対し質疑を行い、修正議決した。

（衆第27号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院
　　反対会派　共産、社民

○**参議院憲法調査会規程案**（岡野裕君外７名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

○**国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案**（衆第29号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長中川秀直君から趣旨説明を聴き、同君に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第29号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院
　　反対会派　共産、社民

○**参議院規則の一部を改正する規則案**（岡野裕君外７名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

○**参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案**（岡野裕君外７名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。

○常任委員会合同審査会規程の一部改正に関する件について決定した。

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件について決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年７月28日（水）（第41回）

○**国旗及び国歌に関する特別委員会**を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすること

に決定した。

自由民主党……11人	民主党・新緑風会……６人
公明党……３人	日本共産党……２人
社会民主党・護憲連合……１人	自由党……１人
参議院の会……１人	

計２５人

○**国旗及び国歌に関する法律案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

自由民主党……10分	民主党・新緑風会……15分
公明党……10分	日本共産党……10分
社会民主党・護憲連合……10分	自由党……10分
参議院の会……10分	

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年８月２日（月）（第42回）

○預金保険機構理事及び同監事の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

○**産業活力再生特別措置法案**について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

・時　間

民主党・新緑風会……15分	公明党……10分
日本共産党……10分	社会民主党・護憲連合……10分
参議院の会……10分	

・人　数　各派１人

・順　序　大会派順

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年８月６日（金）（第43回）

○**政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案**（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第34号）　賛成会派　自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派　なし

○本会議において国際問題に関する調査会及び国民生活・経済に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年８月９日（月）（第44回）

○**子ども読書年に関する決議案**（村上正邦君外11名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年８月11日（水）（第45回）

○**法務委員長荒木清寛君解任決議案**（円より子君外５名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成11年８月13日（金）（第46回）

○総務委員長、法務委員長、地方行政・警察委員長、外交・防衛委員長、財政・金融委員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、農林水産委員長、経済・産業委員長、交通・情報通信委員長、国土・環境委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

○法制局長の辞任及び任命に関する件について決定した。

○外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

○**国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案**（参第21号）の継続審査要求書を提出することに決定した。

○議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

【庶務関係小委員会】

○平成11年１月14日（木）（第144回国会閉会後第１回）

○参議院の平成11年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

○平成11年８月13日（金）（第１回）

○平成12年度参議院予算に関する件について協議を行った。

○第二別館増築に伴う庁舎の再配置計画に関する件について協議決定した。

【図書館運営小委員会】

○平成11年１月14日（木）（第144回国会閉会後第１回）

○国立国会図書館の平成11年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

○平成11年３月30日（火）（第１回）

○次の件について協議決定した。

・国立国会図書館法の一部改正に関する件
・国立国会図書館組織規程の一部改正に関する件
・国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
・納本制度調査会規程の一部改正に関する件

○平成11年８月13日（金）（第２回）

○平成12年度国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

(3) 成立議案の要旨

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（衆第10号）

【要　旨】

本法律案は、国立国会図書館の一般公衆に対する奉仕を改善するため、他の図書館及び個人に売り渡す出版物に関する規定を整備するとともに、支部上野図書館を廃止し、おおむね18歳以下の者を対象とする図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として国際子ども図書館を設置しようとするものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案（衆第18号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定を削除すること。

2　この法律は、公布の日から施行すること。

国会法の一部を改正する法律案（衆第27号）

【要　旨】

本法律案は、衆議院に憲法調査会を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、衆議院に憲法調査会を設けるものとする。

2　衆議院の憲法調査会に関する事項は、衆議院の議決により定めるものとする。

3　この法律は、次の常会の召集の日から施行するものとする。

国会法の一部を改正する法律案委員会修正

【要　旨】

日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うための憲法調査会を参議院にも設置し、参議院の憲法調査会に関する事項は、参議院の議決により定めるものとすること。

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案（衆第29号）

【要　旨】

本法律案は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等の措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国家基本政策委員会の設置（次の常会の召集の日施行）

各議院に、常任委員会として国家基本政策委員会を設置する。

2　政府委員制度の廃止等（第146回国会の召集の日施行）

(1)　政府委員制度を廃止する。

(2)　内閣官房副長官及び政務次官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席できるものとする。副大臣（副長官）及び大臣政務官（長官政務官）については、その設置の際にこれに追加する。

(3)　内閣は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができるものとする。

3　政務次官の増員等（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

総理府及び金融再生委員会に政務次官を置くとともに、各省及び各大臣庁に置かれる政務次官を増員する。政務次官の増員数は８人とし、増員後の総数は32人とする。

4　副大臣等の設置

(1)　内閣府及び各省に副大臣を、各大臣庁に副長官を置く。副大臣等の総数は、22人とする。副大臣等は、大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめ大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行するものとする。副大臣等の任免は、大臣の申出により内閣が行い、天皇が認証するものとする。

(2)　内閣府、各省等の政策等に関し相互の調整に資するため、副大臣会議を開くことができるものとする。

(3)　内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置く。大臣政務官等の総数は、26人とする。大臣政務官等は、大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理するものとする。大臣政務官等の任免は、大臣の申出により内閣が行うものとする。

(4)　政務次官は、副大臣等及び大臣政務官等の設置の際に廃止する。

5　政府特別補佐人の見直し

政府特別補佐人については、副大臣等の設置の時までに見直しを行い、結論を得るものとする。

6　国会審議等の在り方の検討

国会審議及び国の行政機関における政策決定システムの在り方については、政府委員制度の廃止の日から３年以内に検討を加えるものとする。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案（衆第31号）

【要　旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

1　国立国会図書館支部防衛庁図書館及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の統合

平成12年４月１日から、国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を国立国会図書館支部防衛庁図書館に統合する。

2　行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成

内閣府設置法等の制定に伴い、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から、行政各部門に置かれる国立国会図書館支部図書館の再編成を行う。

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第32号）

【要　旨】

本法律案は、高齢社会に対応するため、国会職員の定年退職者等の再任用制度について、65歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、その育児休業に係る部分休業に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した国会職員が再び国会職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1　各本属長は、定年退職者若しくは勤務延長の後退職した者又は定年退職日以前に退職した者で勤続期間等を考慮して両議院の議長が協議して定める要件を満たす者（以下「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる（以下「再任用職員」という。）。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の３月31日以前でなければならない。

2　各本属長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。この場合の任期については、１を準用する。

3　育児休業に係る部分休業に関し、短時間勤務の職を占める再任用職員に対して、常時勤務を要する職を占める再任用職員と同様の取り扱いをする。

4　国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫等一定の法人に使用される者（以下「国会職員以外の国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として国会職員として採用された場合、当該退職前の引き続く国会職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。

5　この法律は、平成13年４月１日から施行する。ただし、４は国家公務員法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。また、１において任期の末日について「年齢65年」とあるのは、平成13年度から平成15年度においては「年齢61年」とし、以下３年ごとに１年ずつ段階的に引上げる措置をとる。

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案（衆第34号）

【要　旨】

本法律案は、政治倫理の確立を期するため、国会議員の本人の名義以外の名義による株取引等を禁止し、罰則を設ける措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　仮名による株取引等の禁止

国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等（株券（端株券を含む。）、新株引受権を表示する証券若しくは証書、転換社債券又は新株引受権付社債券をいう。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行ってはならないものとすること。

2　罰則

1に違反して株取引等を行った者は、20万円以下の罰金に処するものとすること。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
21	国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案	千葉　景子君外4名（11. 5.21）	11. 5.25		11. 7.21	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（7件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への送付月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
10	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	議院運営委員長中川　秀直君（11. 3.26）	11. 3.26	11. 3.26	11. 3.26（予備）	11. 3.31可決	11. 3.31可決			11. 3.26可決
18	会計検査院法の一部を改正する法律案	議院運営委員長中川　秀直君（11. 4.27）	4.27	4.27	4.27（予備）	4.28可決	4.28可決			4.27可決
27	国会法の一部を改正する法律案	議院運営委員長中川　秀直君（11. 7. 6）	7. 6	7. 6	7.13	7.26修正	7.26修正			7. 6可決
			○11. 7.26 衆へ回付　○11. 7.29 衆同意							
29	国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案	議院運営委員長中川　秀直君（11. 7.13）	7.13	7.13	7.14	7.26可決	7.26可決			7.13可決
31	国立国会図書館法の規定により行政各部門におかれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長中川　秀直君（11. 7.15）	7.15	7.15	7.15	7.23可決	7.23可決			7.15可決
32	国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長中川　秀直君（11. 7.15）	7.15	7.15	7.15	7.23可決	7.23可決			7.15可決
34	政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井　新君（11. 7.26）	7.27	7.29	8. 4	8. 6可決	8. 6可決			7.29可決

【災害対策特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願１種類５件を採択した。

〔国政調査等〕

３月５日、関谷国土庁長官から災害対策の基本施策について所信を、また、政府委員から平成11年度防災関係予算について説明をそれぞれ聴取した。

同月24日、質疑を行い、第６次火山噴火予知計画についての気象庁の見解、阪神・淡路復興対策本部の廃止について国土庁長官の見解、都内に通勤通学する者の災害発生時の帰宅難民問題、阪神・淡路大震災後の復興状況、被災者の住宅再建に対する支援の必要性、コンピューター西暦2000年問題についての自治体の取組状況、災害時の初動体制の改善状況等が取り上げられた。

７月２日、関谷国土庁長官から平成11年梅雨前線豪雨による被害について報告を聴取した。

同月14日、平成11年梅雨前線豪雨による被害の実情調査のため、広島県に委員派遣を行った。

同月30日、派遣委員から報告を聴取するとともに質疑を行い、災害対策長期計画の推進、私有地の災害復旧についての支援、九州・四国地方の大雨による被害の実情と対策、避難勧告の発動の基準と勧告の方法、土砂災害の危険地域での住宅建設の規制、被災者生活再建支援法の見直し等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成11年１月19日（火）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年３月５日（金）（第２回）

○災害対策の基本施策に関する件について関谷国土庁長官から所信を聴いた。
○平成11年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年３月24日（水）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。
○桜島火山対策に関する件、阪神・淡路大震災復興対策に関する件、地震防災対策に関する件、被災者の住宅再建支援等に関する件、防災体制の整備に関する件等について関谷国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月２日（金）（第４回）

○平成11年梅雨前線豪雨による災害について関谷国土庁長官から報告を聴いた。

○平成11年梅雨前線豪雨による被害の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成11年７月30日（金）（第５回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成11年梅雨前線豪雨災害対策等に関する件、土砂災害対策に関する件、激甚災害の指定に関する件、災害危険地域での宅地開発規制等に関する件、災害弱者関連施設の防災対策に関する件、被災者支援対策に関する件、新湊川の洪水災害対策に関する件、都市部における地下空間洪水災害対策に関する件、防災体制の整備に関する件等について関谷国務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年８月13日（金）（第６回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○請願第1191号外４件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。
また、本特別委員会付託の請願２種類２件を採択した。

〔国政調査等〕

３月５日、高村外務大臣、太田総務庁長官、野中沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

３月16日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、普天間飛行場の移転先、沖縄振興開発金融公庫の中小企業に対する貸付、平成11年度予算に計上された特別調整費100億円の使途、沖縄の公共事業に関する本土と県内業者の受注割合、ＳＡＣＯ合意項目の進捗状況、2000年サミットの沖縄県誘致問題等について質疑を行った。

４月５日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、日ロ平和条約締結の見通し、北方四島旧島民の自由往来の方策、11年度の北方ビザなし交流の重点項目、北方四島の未確認墓地調査、沖縄のポスト三次振興開発計画の検討状況、航空運賃引下げに関する政府の考え等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年１月19日（火）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年３月５日（金）（第２回）

○平成11年度沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について高村外務大臣、太田総務庁長官及び野中沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成11年３月16日（火）（第３回）

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○**平成11年度一般会計予算**（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫）
について太田総務庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、野中沖縄開発庁長官、政府委員及び参考人沖縄振興開発金融公庫理事長塚越則男君に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年４月５日（月）（第４回）

○平成11年度沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について高村外務大臣、太田総務庁長官、野中沖縄開発庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年８月13日（金）（第５回）

○請願第3655号外１件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【国会等の移転に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

３月10日、第144回国会閉会後の１月12、13日の２日間で行われた国会等の移転に関する実情調査のための委員派遣（畿央高原地域及び静岡県）について派遣委員から報告を聴いた。

５月12日、国会等の移転に関して、参考人東京大学教授大西隆君及び上智大学教授猪口邦子君から意見を聴取し、両参考人に対し、世界都市論についての見解とグローバルプレーヤーとしての都市の役割、東京が世界都市として役割を果たす上で欠けている点、国会と行政機能を別に立地することについての見解、世界の都市間競争の中における日本経済のあるべき姿、分都・重都することにより逆に行政が肥大化するという恐れについての見解、首都機能移転を行わない場合に東京のあるべき首都機能のために改善すべき点、首都機能移転との関わりにおける首相官邸新築についての見解等について質議を行った。

５月26日、国会等移転審議会の審議状況等について政府委員から説明を聴取した後、参考人照明デザイナー石井幹子君から意見を聴取し、同参考人に対し、国民的な盛り上がりの欠けた中での審議会の審議状況、自然発生的な要素を組み入れた都市づくりの必要性、「新時代の幕開けとなる新都市像」による都市イメージの東京での実現可能性、移転によって自然が破壊されることについての見解、市民の精神的な連帯性につながる都市空間デザインの必要性、首都機能移転についての国民の合意形成のための方策、移転先候補地選定に当たって前提となる重要な要素、移転の対象となる首都機能の範囲、日本の原風景の中に首都機能を移転させることの違和感についての見解、首都機能移転と国政の変化との関係等について質議を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年１月19日（火）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年３月10日（水）（第２回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成11年５月12日（水）（第３回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国会等の移転に関する件について参考人東京大学教授大西隆君及び上智大学教授猪口邦子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成11年５月26日（水）（第４回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○国会等移転審議会の審議状況等について政府委員から説明を聴いた。

○国会等の移転に関する件について参考人照明デザイナー石井幹子君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成11年８月13日（金）（第５回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○国会等の移転に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【行財政改革・税制等に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出18件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願10種類179件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案は、平成５年６月の両院本会議における地方分権推進決議を受けて平成７年５月に成立した地方分権推進法の規定するところに従い、地方分権推進委員会の第１次勧告から第４次勧告を踏まえて平成10年５月29日に閣議決定された地方分権推進計画（第１次）に基づき作成、提出されたものである。

その内容は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、機関委任事務制度を廃止し、これに伴い地方公共団体の事務区分を自治事務と法定受託事務に再構成すること、国の関与について機関委任事務に係る包括的指揮監督権を廃止し、法定主義の原則、一般法主義の原則、公開・透明の原則を導入し、基本類型に従った必要最小限のものとすること、権限委譲を推進すること、必置規制を整理合理化すること、また、自主的市町村合併の推進、地方議会の活性化並びに定数見直し、中核市の要件緩和、人口20万以上の特例市制度の創設等、地方公共団体の行政体制の整備確立等を行い、もって地方分権を推進しようとするもので、改正対象法律は地方自治法を初めとして合計475本に及ぶ。

なお、衆議院においては、国が本来果たすべき役割に係る等の事務である第１号法定受託事務の新設を抑制し、適宜適切な見直しを行うこと、地方社会保険事務局等の職員の処遇等について７年間の経過措置等を講ずること、地方税財源の充実確保の方途について経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、結果に基づいて必要な措置を講ずること等の修正が行われた。

内閣法の一部を改正する法律案は、国民主権の理念の明確化、国務大臣の数の変更、内閣総理大臣の指導性の明確化、内閣及び内閣総理大臣の補佐支援体制の強化等について、所要の改正を行おうとするものである。

内閣府設置法案は、内閣府の設置並びにその任務、所掌事務及び組織、特命担当大臣の設置、経済財政諮問会議等の新設等について所要の措置を講じようとするものである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案は、国家行政組織の任務を基軸とする構成、政策の評価及び調整、副大臣、政務官の新設、官房及び局の数等について、所要の改正を行おうとするものである。

総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置

法案、国土交通省設置法案及び**環境省設置法案**の11件の設置法案は、新たに各省庁の設置並びに任務及びそれを達成するために必要となる明確な範囲の所掌事務並びに各省庁に置かれる職、機関及び外局について定めようとするものである。

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案は、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行おうとするものである。

独立行政法人通則法案は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるため、新たに独立行政法人の制度を設け、その運営の基本、その他の制度の基本となる共通の事項を定めようとするものである。

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、独立行政法人通則法の施行に伴う国家公務員法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

以上のうち、内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連17法律案は、21世紀の国家行政組織等の基本を定めるため、第142回国会において成立した中央省庁等改革基本法にのっとって、内閣機能の強化とそれを通じた政治主導の強化、府省の再編成と行政の整合性の確保、行政のスリム化並びに行政の透明化及び効率化を図ろうとするものである。

中央省庁等改革関連17法律案については、６月11日の本会議において、また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案については、６月14日の本会議において、それぞれ、趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、18法律案を一括して議題とし、小渕内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、一般質疑を行ったほか、参考人からの意見聴取、公聴会並びに神奈川県及び大阪府での地方公聴会を行った。

委員会における質疑は、自治事務に対する国の是正要求により発生する地方公共団体の是正改善義務の是非、法定受託事務の定義とその抑制の必要性、地方事務官廃止の方向性の是非、分権における政令市の位置づけ、中核市等への事務権限委譲の促進、地方税財源の充実強化、地方行政体制の整備、再編後の省庁体制の在り方、国家公務員数25%削減の根拠とその達成方法、独立行政法人化の意義等、多岐にわたり熱心に行われた.

質疑を終局した後、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案については、日本共産党を代表して富樫理事より、自治事務に対する是正の要求の規定を削除する等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、12項目の附帯決議を付した。中央省庁等改革関連17法律案については、討論の後、いずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、中央省庁等改革関連17法律案の各法律案に対し、19項目の附帯決議を付した。

(2) 委員会経過

○平成11年１月19日（火）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年６月14日（月）（第２回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

以上17案について太田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年６月15日（火）（第３回）

○**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について野田自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員虎島和夫君から説明を聴いた。

○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小渕内閣総理大臣、野田自治大臣、宮下厚生大臣、甘利労働大臣、堺屋経済企画庁長官、関谷国務大臣、有馬文部大臣、宮澤大蔵大臣、川崎運輸大臣、太田総務庁長官、野中内閣官房長官、野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月16日（水）（第４回）

○ **内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小渕内閣総理大臣、高村外務大臣、太田総務庁長官、有馬文部大臣、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、関谷国務大臣、野田国務大臣、堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣、野田郵政大臣、柳沢金融再生委員会委員長、甘利労働大臣、川崎運輸大臣、野呂田防衛庁長官、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月28日（月）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）

法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）

外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）

文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）

厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）

農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）

経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）

国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）

環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小渕内閣総理大臣、野中国務大臣、有馬国務大臣、宮澤大蔵大臣、太田総務庁長官、宮下厚生大臣、野田自治大臣、堺屋経済企画庁長官、甘利労働大臣、高村外務大臣、陣内法務大臣、柳沢金融再生委員会委員長、野呂田防衛庁長官、政府委員及び参考人日本道路公団総裁緒方信一郎君に対し質疑を行った。

○平成11年６月29日（火）（第６回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について野中内閣官房長官、太田総務庁長官、宮澤大蔵大臣、有馬国務大臣、野田自治大臣、宮下厚生大臣、陣内法務大臣、高村外務大臣、甘利労働大臣、関谷国務大臣、川崎運輸大臣、中川農林水産大臣、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年６月30日（水）（第７回）

○ **内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び委員派遣を行うことを決定した。

以上18案について太田総務庁長官、中川農林水産大臣、真鍋環境庁長官、有馬文部大臣、野田自治大臣、宮澤大蔵大臣、野中内閣官房長官、川崎運輸大臣、宮下厚生大臣、甘利労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月１日（木）（第８回）

○**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について参考人地方分権推進委員会委員長諸井虔君、東京・生活者ネットワーク分権プロジェクト座長池田敦子君、関西学院大学経済学部教授林宜嗣君及び名古屋大学大学院法学研究科教授市橋克哉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）

法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）

外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）

文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）

厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）

農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）

経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）

国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）

環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

以上17案について参考人日本大学法学部教授八木俊道君、北海道大学法学部教授山口二郎君、獨協大学法学部教授右崎正博君及び慶應義塾大学商学部教授中条潮君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年７月２日（金）（第９回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）

法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）

外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）

文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）

厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）

農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）

経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）

国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）

環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について太田総務庁長官、野中内閣官房長官、野呂田防衛庁長官、野田自治大臣、宮下厚生大臣、有馬文部大臣、宮澤大蔵大臣、関谷国務大臣、真鍋環境庁長官、川崎運輸大臣、中川農林水産大臣、甘利労働大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成11年７月５日（月）（公聴会　第１回）

○**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

横浜国立大学名誉教授	成田	頼明君
中央大学法学部教授	辻山	幸宣君
マッキンゼー・アンド・カンパニー・パートナー	上山	信一君
武蔵大学名誉教授	小沢	辰男君

○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）

法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

以上17案について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

早稲田大学政治経済学部教授	片岡　寛光君
明治大学法学部教授	野上　修市君
名城大学都市情報学部教授	牛嶋　正君
名古屋経済大学法学部教授	榊原　秀訓君

○平成11年７月７日（水）（第10回）

○派遣委員から報告を聴いた。
○**内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）
内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆

議院送付）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小渕内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮下厚生大臣、有馬国務大臣、甘利労働大臣、関谷建設大臣、太田総務庁長官、野田自治大臣、野中内閣官房長官、与謝野通商産業大臣、宮澤大蔵大臣、野田郵政大臣、真鍋環境庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年７月８日（木）（第11回）

○ **内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）

総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）

法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）

外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）

財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）

文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）

厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）

農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）

経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）

国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）

環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）（衆議院送付）

以上18案について小渕内閣総理大臣、野田自治大臣、関谷建設大臣、甘利労働大臣、宮澤大蔵大臣、宮下厚生大臣、太田総務庁長官、高村外務大臣、与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官、野田郵政大臣、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○ **地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**（閣法第91号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第91号）

賛成会派　自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　共産

なお、附帯決議を行った。

○ **内閣法の一部を改正する法律案**（閣法第96号）（衆議院送付）

内閣府設置法案（閣法第97号）（衆議院送付）
国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）
総務省設置法案（閣法第99号）（衆議院送付）
郵政事業庁設置法案（閣法第100号）（衆議院送付）
法務省設置法案（閣法第101号）（衆議院送付）
外務省設置法案（閣法第102号）（衆議院送付）
財務省設置法案（閣法第103号）（衆議院送付）
文部科学省設置法案（閣法第104号）（衆議院送付）
厚生労働省設置法案（閣法第105号）（衆議院送付）
農林水産省設置法案（閣法第106号）（衆議院送付）
経済産業省設置法案（閣法第107号）（衆議院送付）
国土交通省設置法案（閣法第108号）（衆議院送付）
環境省設置法案（閣法第109号）（衆議院送付）
中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法案（閣法第111号）（衆議院送付）
独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）（衆議院送付）

以上17案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第96号）
賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産

（閣法第97号）
賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産

（閣法第98号）
賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産

（閣法第99号）
賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産

（閣法第100号）
賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産

（閣法第101号）
賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産

（閣法第102号）
賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派　民主、共産

(閣法第103号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院の一部、二連

反対会派　民主、共産、参院の一部

(閣法第104号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

(閣法第105号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

(閣法第106号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

(閣法第107号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

(閣法第108号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

(閣法第109号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

(閣法第110号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院の一部、二連

反対会派　民主、共産、参院の一部

(閣法第111号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

(閣法第112号)

賛成会派　自民、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派　民主、共産

なお、17案について附帯決議を行った。

○平成11年８月13日（金）（第12回）

○請願第274号外178件を審査した。

○行財政改革・税制等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第91号）

【要　旨】

本法律案は、地方分権の推進を図るため、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねること並びに地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにすることを基本とした国と地方の新しいシステムに転換するため、地方自治法をはじめとする関係法律475件を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　機関委任事務制度の廃止

(1)　都道府県知事又は市町村長等を国の機関として国の事務を処理させる機関委任事務制度を廃止する。

これに伴い、地方公共団体に対する国の包括的な指揮監督権等、機関委任事務に係る根幹的な制度を定める地方自治法の所要の改正を行うとともに、個々の機関委任事務を定めている関係法律の改正を行い、地方公共団体が処理する事務を自治事務と法定受託事務に区分する。

(2)　同制度の廃止に伴い、地方事務官制度を廃止することとし、地方事務官が従事することとされている事務については、厚生事務官及び労働事務官が行うこととし、これにより国の地方出先機関を再編する。

2　国又は都道府県の地方公共団体への関与等

(1)　地方自治法において、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の基本原則、新たな事務区分ごとの関与の基本類型及び関与の手続きを定めるとともに、個々の法律における関与は基本類型に沿った必要最小限にとどめる。

(2)　地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に係る係争処理手続きを定めるとともに、国地方係争処理委員会を設置する等所要の改正を行う。

3　権限の委譲

(1)　国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に委譲するため、関係法律の所要の改正を行う。

(2)　20万以上の人口規模を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて委譲する特例市制度を創設する。

4　必置規制の廃止又は緩和

地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、必置規制の廃止又は緩和を行う。

5　地方行政体制の整備

(1)　市町村合併の推進に関し、地域審議会の設置、地方債の特例措置等、市町村の合併の特例に関する法律について所要の改正を行う。

(2)　地方議会について、議案提出要件及び修正動議提出要件の緩和を行い、議員の定数については、法律で定める上限の範囲内で条例で定めるものとする。

(3)　中核市の指定要件のうち、人口50万未満の市に係る政令要件（昼夜間人口比率）を

削除する。

6　施行期日

これらの改正は、一部を除き平成12年４月１日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、次の３点の修正が行われている。

1　第１号法定受託事務については、できる限り新たに設けないようにするとともに、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

2　地方社会保険事務局又は社会保険事務所の職員について、新たに厚生省社会保険関係共済組合を組織することとし、また、本法の施行日から７年間に限り、当該者の勤務地の所在する都道府県の職員団体に加入し、当該職員団体の役員として専ら従事することができるものとするとともに、政府は社会保険の事務処理の体制及びこれに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるという本法の趣旨を広く実現するよう努めるとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

一　本法附則による法定受託事務の事務区分の見直しについては、地方分権の推進、地方自治の確立、住民自治の充実の観点に立って、適宜、適切にこれを行うこと。

一　普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与について、今後、地方自治法に定める関与の基本原則、国・都道府県・市町村間の対等協力の原則に照らして検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること。

また、自治事務に対する是正の要求については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、当該事務の処理が明らかに公益を侵害しており、かつ、地方公共団体が自らこれを是正せず、その結果、当該地方公共団体の運営が混乱・停滞し、著しい支障が生じている場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。

なお、是正改善のための具体的な措置の内容は地方公共団体の裁量に委ねられているものであり、国はこの地方公共団体の判断を尊重すること。

自治事務に関わる国の直接執行についても、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国民の利益を保護する緊急の必要があり、かつ、国がこれを行うことが不可欠である場合など、限定的・抑制的にこれを発動すること。

一　既に発出している通達は、今回の改正の趣旨に則り適切に整理することとし、いわゆる通達行政が継続されることのないようにすること。

一　本法に定める係争処理のための第三者機関については、運営の中立性・公平性の確保に特に留意するとともに、その任務を遂行するために必要十分な事務処理体制を確立すること。

特に、自治紛争処理委員については、委員による運営の独立性を確保するとともに、

関係地方公共団体に対する審査のための証拠調べ等については、当該地方公共団体の負担の軽減に配慮すること。

一　本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

一　自治体議会の議員定数の上限制については、改正後の制度の運用状況を踏まえ、自治体議会の運営をできる限り自己責任のもとで行うという観点に立って、必要に応じ見直しを行うこと。

一　住民の意見を積極的に行政に反映させるため、住民投票制度など住民参加の方策について検討すること。

一　地方公共団体が地域における行政を一貫して自主的・自立的に企画、立案、調整ができるようにするため、市町村の自主性を尊重しつつ、市町村合併の一層の促進に努めること。

一　市町村都市計画審議会の組織及び運営に関する政令による基準を定めるに当たっては、地方公共団体による地域の特性に応じた自主的、自立的なまちづくり、住民参加の促進等を妨げることのないよう特に配慮すること。

一　職業安定事務が国の直接執行になることに伴い、地方公共団体の雇用対策が支障をきたすことのないよう、相互の連絡調整の場を設けるなど、密接な連絡協力体制を整備すること。

また、地方事務官の身分切り替えに当たっては、職員の処遇等に十分に配慮すること。

一　行政書士制度に関する報酬規定の取扱いは、今後、他の公的資格制度の規制緩和と併せて、そのあり方について検討し、必要に応じ見直しを行うこと。

一　地方税財源の充実確保や権限の委譲など地方分権を一層推進する必要を踏まえ、地方分権推進法失効後の地方分権を推進する体制を検討すること。

右決議する。

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、内閣が国民主権の理念にのっとりその職権を行うべき旨を明らかにするとともに、内閣機能の強化を図るため内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の発議権の明確化、国務大臣の数の見直し等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣は、国民主権の理念にのっとりその職権を行うことを明らかにする。

2　内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負うことを明らかにする。

3　内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもって、これを組織することを明らかにする。

4　国務大臣の数は14人以内とし、特別に必要がある場合においては、３人を限度にその数を増加し、17人以内とすることができることとする。

5　内閣総理大臣が、閣議を主宰する場合において、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができることを明らかにする。

6　内閣官房の所掌事務に関する規定を整備する。

7　内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

8　内閣官房に、内閣官房副長官補３人を置く。

9　内閣官房に、内閣広報官１人を置く。

10　内閣官房に、内閣情報官１人を置く。

11　内閣総理大臣補佐官の数を、３人以内から５人以内に改める。

12　内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官の定数は、政令で定める。

13　内閣官房に置かれる職員に関する規定を整備する。

14　本法律は、別に法律で定める日から施行する。

【内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連17法律案に対する附帯決議】

政府は、中央省庁等改革関連法律の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一　中央省庁の在り方については、国際情勢、環境や福祉などの国民の行政ニーズの変化等を踏まえ、組織の在り方、所掌事務、定員配分等について、迅速かつ適確に政治主導で見直すものとすること。

一　内閣府の総合調整機能は各省の上に立つものであるとともに、内閣官房の総合調整機能は内閣としての最高かつ最終のものであると位置付けた総合調整機能の運用を図ること。

一　内閣府に置かれる重要政策に関する会議の審議結果等は、最大限に尊重すべきものとするとともに、会議内容は可能な限り公表すること。

また、経済財政諮問会議において調査審議された経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項の内容を予算編成に反映させるため、財務省は予算編成過程において当会議の意見を尊重し予算の原案の作成等を行うこと。

一　経済研究所については、内閣府のシンクタンクとしてその機能を十全に発揮できるよう、民間シンクタンク等の活用も含め、その拡充・強化を図ること。

一　府省再編成の趣旨を踏まえ、「縦割り行政の弊害」の実質的解消を図るとともに、いわゆる「巨大官庁の弊害」の発生の防止に十全を期すること。

一　内閣府及び各省設置法の所掌事務規定は、内閣府及び各省の任務を達成するため必要となる所掌事務の明確な範囲を定めたものであることにかんがみ、所掌事務を根拠とした裁量行政は行わないこと。

一　内閣府及び各省に置かれる分掌職は必要最小限とするとともに、その機能的かつ弾力的活用を図ること。

一　省庁再編に伴う人事については、適材適所を旨として行うとともに、将来の人事に影響を与えるような既存省庁間の合意等は一切行わないこと。

一　公正取引委員会について、行政の関与が事前監視型から事後監視型へ移行している現状及び独占禁止法の厳正かつ公正な運用を確保することの重要性にかんがみ、中立性・独立性の維持に万全を期するとともに、その体制を充実・強化すること。

一　行政評価の実効性を確保するため、行政評価法（仮称）の制定について早急に検討を進めること。

一　国家公務員数の削減については、定員削減計画の策定等により、計画的かつ着実に進めることにより、25%削減目標の達成を期すること。

また、その際雇用問題に十分配慮して対応すること。

一　独立行政法人の中期計画の期間の終了時において、主務大臣が行うとされている「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」については、そのための客観的な基準を遅くとも平成15年度までに検討し、独立行政法人の存廃・民営化はこの基準を踏まえて決定すること。

一　独立行政法人の形態については、行政改革会議最終報告の趣旨にかんがみ、今後の見直しにおいて、社会経済情勢の変化等を踏まえて、できる限り特定独立行政法人以外の法人とするよう努めること。

一　独立行政法人における情報公開制度については、特殊法人の情報公開法制と併せて速やかに検討し、結論を得て、必要な措置を講ずること。

一　特殊法人の整理合理化を積極的に推進すること。整理合理化の検討に当たっては、各特殊法人の業務の見直し等のほか、独立行政法人化・民営化・国の機関への編入等その経営形態の選択及びその存廃を含めて行うこと。

なお、検討に当たっては、第三者機関に提言を行わせることとし、政府はその提言を尊重するものとすること。

一　独立行政法人化、事務・事業の廃止、民営化、民間委託の実施及び特殊法人の改革等の実施に当たっては、職員の雇用問題、労働条件等に配慮して対応するとともに、関係職員団体の理解も求めつつ行うこと。

特に、独立行政法人化対象事務・事業の決定、独立行政法人個別法案の策定に当たっては、中央省庁等改革基本法第41条を遵守し、関係職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行うこと。

一　中央省庁等改革関連法律の政令については、中央省庁等改革推進本部の顧問会議の意見を聴し、適宜国会に報告すること。

一　循環型社会への転換及び自然との共生を図る観点から、環境省の体制強化を図り、環境関係行政の統合一元化を積極的に進めること。

一　「人権の21世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組は、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

また、男女共同参画会議においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議に際し、人権教育・啓発の推進の観点にも留意すること。

右決議する。

内閣府設置法案（閣法第97号）

【要　旨】

本法律案は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　内閣に内閣府を置く。

2　内閣府は、内閣官房を助け、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3　内閣府は、２に定めるもののほか、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関係する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、国の治安の確保、国の防衛を通じた国の安全の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

4　２及び３の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。また、内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国家行政組織法第１条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

6　内閣府の長は、内閣総理大臣とし、内閣府に係る事項について内閣法にいう主任の大臣として事務を分担管理する。

7　内閣官房長官は、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府の事務を統括し、職員の服務について統督する。また、内閣官房副長官の職務について所要の規定を整備する。

8　内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて事務を掌理する国務大臣の特命担当大臣を置くことができる。沖縄・北方対策及び金融庁所管事項については、特命担当大臣を置く。

9　内閣府に、副大臣３人、政務官３人及び事務次官１人を置く。

10　本府に、内閣府審議官２人を置くとともに、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

11　本府に、重要政策に関する会議として、経済財政諮問会議及び総合科学技術会議を置くほか、本府に置かれる重要政策に関する会議は、中央防災会議及び男女共同参画会議とする。

12　本府に、国民生活審議会を置く。また、所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、審議会等を置くことができることとするとともに、別に法律の定めるところにより本府に置かれる審議会等は、原子力委員会、原子力安全委員会、地方制度調

査会、選挙制度審議会、衆議院議員選挙区画定審議会、国会等移転審議会及び情報公開審査会とする。

13　本府に、所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設及び作業施設を置くことができる。

14　本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置くほか、本府に置かれる特別の機関は、高齢社会対策会議、中央交通安全対策会議、消費者保護会議及び国際平和協力本部とする。また、特に必要がある場合においては、所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

15　地方支分部局として、本府に、沖縄総合事務局を置く。

16　宮内庁は、内閣府に置かれるものとする。

17　内閣府の外局として、委員会及び庁を置くことができることとし、その外局に適用される組織基準について必要な規定を置く。また、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁とする。

18　内閣府本府及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁の内部部局として置かれる官房及び局の数は、省の内部部局として置かれる官房及び局の数と合わせて、96以内とする。

19　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

国家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第98号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、内閣機能の強化等と併せ、内閣の統轄の下に、行政機能の一体的な発揮を図るため、国家行政組織を任務を基軸として構成し、行政機関の政策について評価及び調整を図ることとするとともに、副大臣及び政務官の設置、官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職で局長に準ずるものの創設、実施庁の組織編成の弾力化等の所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　本法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もって国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

2　国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によって、系統的に構成されなければならないものとする。

3　国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

4　各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、

関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

5　実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。

6　実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

7　各省に、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する副大臣を置く。

8　各省の副大臣の定数を定める。副大臣が２人以上置かれた省においては、各副大臣の行う職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長である大臣の定めるところによる。

9　副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

10　各省に、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する政務官を置く。

11　各省の政務官の定数を定める。各政務官の行う職務の範囲については、その省の長である大臣の定めるところによる。

12　政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。政務官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

13　秘書官の定数は、政令でこれを定める。

14　各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

15　省の内部部局として置かれる官房及び局の数は、内閣府及び法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている庁の内部部局として置かれる官房及び局の数と合わせて、96以内とする。

16　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

総務省設置法案（閣法第99号）

【要　旨】

本法律案は、総務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の

所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　総務省を設置する。

2　総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の合理的かつ能率的な経営、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

3　２の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

4　総務省の長は、総務大臣とする。

5　総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関する事務、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う事務、各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行う事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができること等、総務大臣の勧告及び調査等について定める。

6　総務省に、総務審議官３人を置く。ただし、うち１人は、当分の間、置かれるものとする。

7　審議会等として、本省に、地方財政審議会及び郵政審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、国地方係争処理委員会及び電波監理審議会とする。

8　特別の機関として、本省に、中央選挙管理会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、日本学術会議とする。

9　地方支分部局として、本省に、管区行政評価局及び総合通信局を置くほか、当分の間、本省に、沖縄行政評価事務所及び沖縄総合通信事務所を置く。

10　外局

(1)　総務省に置かれる外局は、公正取引委員会、公害等調整委員会、郵政事業庁及び消防庁とする。

(2)　公正取引委員会、公害等調整委員会、郵政事業庁及び消防庁

公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）、公害等調整委員会については、公害等調整委員会設置法、郵政事業庁については、郵政事業庁設置法（これに基づく命令を含む。）、消防庁については、消防組織法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

11　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵政事業庁設置法案（閣法第100号）

【要　旨】

本法律案は、郵政事業庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　総務省の外局として、郵政事業庁を設置する。

2　郵政事業庁の長は、郵政事業庁長官とする。

3　郵政事業庁は、郵政事業を合理的かつ能率的に運営することを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　地方支分部局として、郵政事業庁に、地方郵政監察局、地方郵政局及び郵便局を置く。

6　郵政業務の監察を行わせるため、郵政監察官を置く。

7　郵政監察官は、郵政業務に対する犯罪につき、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

8　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

9　郵政事業庁は、中央省庁等改革基本法第33条第1項に規定する郵政公社が設立された時に、廃止されるものとする。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

法務省設置法案（閣法第101号）

【要　旨】

本法律案は、法務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　法務省を設置する。

2　法務省の長は、法務大臣とする。

3　法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務を定める。

5　審議会等として、別に法律で定めるところにより、検察官適格審査会及び中央更生保護審査会を置く。

6　施設等機関として、刑務所、少年刑務所及び拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院並びに入国者収容所を置く。

7　特別の機関として、別に法律で定めるところにより、検察庁を置く。

8　地方支分部局として、矯正管区、地方更生保護委員会、法務局及び地方法務局、地方入国管理局並びに保護観察所を置く。

9　外局として、別に法律で定めるところにより、司法試験管理委員会、公安審査委員会及び公安調査庁を置く。

10　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

外務省設置法案（閣法第102号）

【要　旨】

本法律案は、外務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　外務省を設置する。

2　外務省の長は、外務大臣とする。

3　外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　外務省に、外務審議官２人及び儀典長１人を置く。

6　外務省に、在外公館を置く。

7　外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるときは、名誉総領事又は名誉領事を任命し、これを所要の地に置く。

8　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

財務省設置法案（閣法第103号）

【要　旨】

本法律案は、財務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　財務省を設置する。

2　財務省の長は、財務大臣とする。

3　財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　財務省に、財務官１人を置く。

6　審議会等として、本省に、財政制度等審議会及び関税・外国為替等審議会を置く。

7　特別の機関として、本省に、造幣局及び印刷局を置く。

8　地方支分部局として、本省に、財務局及び税関を置くほか、当分の間、本省に、沖縄

地区税関を置く。

9　外局

(1)　財務省に、国税庁を置く。

(2)　国税庁

①　国税庁の長は、国税庁長官とする。

②　国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

③　②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④　審議会等として、国税庁に国税審議会を置く。

⑤　特別の機関として、国税庁に国税不服審判所を置く。

⑥　地方支分部局として、国税庁に国税局を置くほか、当分の間、国税庁に沖縄国税事務所を置く。

10　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

文部科学省設置法案（閣法第104号）

【要　旨】

本法律案は、文部科学省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　文部科学省を設置する。

2　文部科学省の長は、文部科学大臣とする。

3　文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　文部科学省に、文部科学審議官２人を置く。

6　審議会等として、本省に、科学技術・学術審議会及び宇宙開発委員会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、放射線審議会とする。

7　施設等機関として、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、国立学校とする。

8　特別の機関として、本省に、日本学士院を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、地震調査研究推進本部及び日本ユネスコ国内委員会とする。

9　地方支分部局として、文部科学省に、原子力事務所を置く。

10　外局

(1)　文部科学省に、文化庁を置く。

(2)　文化庁

①　文化庁の長は、文化庁長官とする。

②　文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行

政事務を適切に行うことを任務とする。

③　②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④　審議会等として、文化庁に、文化審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより文化庁に置かれるものは、宗教法人審議会とする。

⑤　特別の機関として、文化庁に、日本芸術院を置く。

11　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

厚生労働省設置法案（閣法第105号）

【要　旨】

本法律案は、厚生労働省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　厚生労働省を設置する。

2　厚生労働省の長は、厚生労働大臣とする。

3　厚生労働省は、国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図るほか、引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　厚生労働省に、厚生労働審議官１人を置く。

6　審議会等として、本省に、社会保障審議会、厚生科学審議会、労働政策審議会、医道審議会及び薬事・食品衛生審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、中央最低賃金審議会、労働保険審査会、中央社会保険医療協議会及び社会保険審査会とする。

7　施設等機関として、本省に、検疫所、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターを置く。

8　地方支分部局として、本省に、地方厚生局及び都道府県労働局を置く。

9　厚生労働省に、外局として、社会保険庁を置くほか、厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。

(1)　社会保険庁

①　社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

②　社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

③　②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④　社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

(2)　中央労働委員会

中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法及び国営企業労働関係法並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

10　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

農林水産省設置法案（閣法第106号）

【要　旨】

本法律案は、農林水産省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産省を設置する。

2　農林水産省の長は、農林水産大臣とする。

3　農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進並びに水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　農林水産省に、農林水産審議官1人を置く。

6　審議会等として、本省に、農業資材審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、食料・農業・農村政策審議会、獣医事審議会及び農林漁業保険審査会とする。

7　施設等機関として、本省に、植物防疫所、動物検疫所及び那覇植物防疫事務所を置く。

8　特別の機関として、本省に、農林水産技術会議を置く。

9　地方支分部局として、本省に、地方農政局及び北海道統計情報事務所を置く。

10　外局

(1)　農林水産省に、食糧庁、林野庁及び水産庁を置く。

(2)　食糧庁

①　食糧庁の長は、食糧庁長官とする。

②　食糧庁は、主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保を図ることを任務とする。

③　②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④　地方支分部局として、食糧庁に、食糧事務所を置く。

(3)　林野庁

①　林野庁の長は、林野庁長官とする。

②　林野庁は、森林の保続培養、林産物の安定供給の確保、林業の発展、林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図ることを任務とする。

③　②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④　別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で林野庁に置かれるものは、林政審議会とする。

⑤　地方支分部局として、林野庁に、森林管理局を置く。

(4) 水産庁

① 水産庁の長は、水産庁長官とする。

② 水産庁は、水産資源の適切な保存及び管理、水産物の安定供給の確保、水産業の発展並びに漁業者の福祉の増進を図ることを任務とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④ 別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる審議会等で水産庁に置かれるものは、沿岸漁業等振興審議会とする。

⑤ 特別の機関として、漁業法の規定により置かれる瀬戸内海連合海区漁業調整委員会、玄海連合海区漁業調整委員会及び有明海連合海区漁業調整委員会は、水産庁に置く。

⑥ 地方支分部局として、水産庁に、漁業調整事務所を置く。

11 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

経済産業省設置法案（閣法第107号）

【要 旨】

本法律案は、経済産業省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 経済産業省を設置する。

2 経済産業省の長は、経済産業大臣とする。

3 経済産業省は、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を図ることを任務とする。

4 3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5 経済産業省に、経済産業審議官１人を置く。

6 審議会等として、本省に産業構造審議会及び消費経済審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、日本工業標準調査会及び計量行政審議会とする。

7 別に法律で定めるところにより、施設等機関で本省に置かれるものは、計量教習所とする。

8 地方支分部局として、経済産業局を置く。

9 外局

(1) 経済産業省に、資源エネルギー庁及び特許庁を置くほか、経済産業省に置かれる外局は、中小企業庁とする。

(2) 資源エネルギー庁

① 資源エネルギー庁の長は、資源エネルギー庁長官とする。

② 資源エネルギー庁は、鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進を図ること並びに産業保安を確保することを任務

とする。

③　②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④　資源エネルギー庁に、総合資源エネルギー調査会を置くほか、別に法律で定めるところにより経済産業省に置かれる審議会等で資源エネルギー庁に置かれるものは、石炭鉱業審議会とする。

⑤　特別の機関として、資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。

(3)　特許庁

①　特許庁の長は、特許庁長官とする。

②　特許庁は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを通じて、経済及び産業の発展を図ることを任務とする。

③　②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

(4)　中小企業庁

中小企業庁については、中小企業庁設置法の定めるところによる。

10　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

国土交通省設置法案（閣法第108号）

【要　旨】

本法律案は、国土交通省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　国土交通省を設置する。

2　国土交通省の長は、国土交通大臣とする。

3　国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

4　3の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

5　国土交通省に、技監１人及び国土交通審議官３人を置く。ただし、国土交通審議官のうち１人は、当分の間、置かれるものとする。

6　審議会等として、本省に、国土審議会、社会資本整備審議会、交通政策審議会及び運輸審議会を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、中央建設工事紛争審査会、中央建設業審議会、土地鑑定委員会、国土開発幹線自動車道建設会議、中央建築士審査会及び航空事故調査委員会とする。また、平成16年３月31日までの間、奄美群島振興開発審議会及び小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

7　特別の機関として、本省に、国土地理院を置くほか、別に法律で定めるところにより本省に置かれるものは、小笠原総合事務所とする。

8　地方支分部局として、本省に、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局及び航空交通管制部を置く。

9　外局

(1) 国土交通省に、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁を置く。

(2) 船員労働委員会

① 船員労働委員会は、船員が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図り、及び船員の労働環境の改善、福利厚生の充実、職業の安定その他船員の保護を図ることを任務とする。

② ①の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

(3) 気象庁

① 気象庁の長は、気象庁長官とする。

② 気象庁は、気象業務の健全な発達を図ることを任務とする。

③ ②の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

④ 地方支分部局として、気象庁に、管区気象台及び海洋気象台を置くほか、当分の間、沖縄気象台を置く。

(4) 海上保安庁及び海難審判庁

海上保安庁については、海上保安庁法（これに基づく命令を含む。）、海難審判庁については、海難審判法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

10 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

環境省設置法案（閣法第109号）

【要 旨】

本法律案は、環境省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 環境省を設置する。

2 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を図ることを任務とする。

3 ２の任務を達成するために必要な所掌事務について定める。

4 環境省の長は、環境大臣とする。

5 環境大臣は、環境の保全に関する基本的な政策の推進のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、環境の保全に関する基本的な政策に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

6 審議会等として、別に法律で定めるところにより環境省に置かれるものは、中央環境審議会及び公害健康被害補償不服審査会とする。

7 特別の機関として、別に法律で定めるところにより環境省に置かれるものは、公害対策会議とする。

8 本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案（閣法第110号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、国の行政組織関係法律に関し、総理府設置法等の廃止、審議会等の統廃合、内閣府及び各省に置かれる外局等に関する規定の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　総理府設置法等の各府省等設置法を廃止する。

2　各省に副大臣、政務官を置くこと等に伴い、国家公務員法等関係法律について、所要の改正を行う。

3　内閣府に置かれる機関等に関し、次のような措置を講ずるため、関係法律について、所要の改正を行う。

(1)　国家公安委員会の任務を「国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持すること」とし、その任務を達成するための国家公安委員会の所掌事務についての規定等に関する整備を行うため、警察法について、所要の改正を行う。

(2)　防衛庁に関し、契約本部の設置等についての規定に関する整備を行うため、防衛庁設置法について、所要の改正を行う。

(3)　金融監督庁を改組して金融庁を設置すること、金融庁の任務及び所掌事務に関する規定等について必要な整備を行うことなど、金融再生委員会設置法について、所要の改正を行う。

(4)　宮内庁法について、所要の改正を行う。

(5)　内閣府に置かれる基本政策に関する会議及び特別の機関について、災害対策基本法等について、所要の規定の整理を行う。

4　国家行政組織法の改正により、国の行政機関が、任務を機軸とし、これを達成するために必要な所掌事務を有するものとされたこと等に伴い、公正取引委員会等各省に置かれる外局について、任務規定の追加、所掌事務規定の見直し、権限規定の削除等を行うため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法律について、所要の改正を行う。

5　審議会等の統廃合に伴い、廃止された審議会等の設置に関する規定の削除、審議会等の組織、所掌事務等に関する規定の整理を行うとともに、内閣府及び各省の設置等に伴う審議会等の組織に関する規定の整理を行うため、選挙制度審議会設置法等関係法律について、所要の改正を行う。

6　各省設置法の施行に伴い、各省に置かれる特別の機関、施設等機関について、設置規定の整理等を行う等、関係法律について、所要の改正を行う。

7　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日等から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人通則法案（閣法第111号）

【要　旨】

本法律案は、中央省庁等改革の一環として、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人の制度を設け、その運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　本法律及び個別法の定めるところにより設立される法人を「独立行政法人」とし、独立行政法人のうち、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものを「特定独立行政法人」とする。

2　各独立行政法人の名称及び目的は、個別法で定める。

3　独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

4　独立行政法人の主務省に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会を置く。

5　各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長１人及び監事を置くとともに、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができ、法人の長は、当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者その他当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者のうちから、主務大臣が任命する。

6　独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

7　各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

8　独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならず、当該認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

9　主務大臣は、３年以上５年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。

10　独立行政法人は、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、主務大臣の認可を受ける。独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

11　独立行政法人は、各事業年度における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならない。主務大臣は、中期目標の期間の終了時に、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性等その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その

結果に基づき、所要の措置を講ずる。

12　独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則による。

13　政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

14　特定独立行政法人の役員に対する報酬等及び職員の給与については、その業績、能率等が考慮されるものでなければならず、その支給基準は主務大臣に届け出られるとともに、公表されなければならない。

15　特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

16　特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常勤職員の数を主務大臣に報告しなければならない。政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

17　特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならず、その支給基準は主務大臣に届け出られるとともに、公表されなければならない。

18　主務大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人に対して報告をさせ、又は立入検査をすることができるほか、独立行政法人に対し違法行為の是正等につき必要な措置を講ずることを求めることができる。

19　独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

20　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第112号）

【要　旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の施行に伴い、国家公務員法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　国家公務員法について、同法に定める特別職の職に特定独立行政法人の役員を加えること等所要の改正を行う。

2　国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法について、独立行政法人の役員及び職員にこれらの法律の規定を適用することとし、所要の規定の整備を行う。

3　国営企業労働関係法について、特定独立行政法人及びその職員に同法の規定を適用することとし、法律の題名を国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律に改めるとともに、同法、労働関係調整法及び労働組合法について所要の規定の整備を行う。

4　所得税法、法人税法、印紙税法、登録免許税法、消費税法及び地方税法について、一定の独立行政法人を非課税法人とする等所要の改正を行う。

5　最高裁判所裁判官国民審査法、政治資金規正法、一般職の職員の給与に関する法律、

公職選挙法、行政書士法、国家公務員災害補償法、国家公務員退職手当法、地方財政再建促進特別措置法、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律、国有財産法、国家公務員宿舎法、社会保険労務士法、児童手当法、勤労者財産形成促進法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等について、所要の規定の整備等を行う。

6　本法律は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、一部の改正規定については、別に法律で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

内閣法の一部を改正する法律案（閣法第96号）と同一内容の附帯決議が行われている。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（18件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
91	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案	衆	11. 3.29	11. 6.14	11. 7. 8 可決 附帯決議	11. 7. 8 可決	11. 5.13 行政改革特委	11. 6.10 修正 附帯決議	11. 6.11 修正
			○11. 6.14 参本会議趣旨説明　11. 5.13 衆本会議趣旨説明						
96	内閣法の一部を改正する法律案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
97	内閣府設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
98	国家行政組織法の一部を改正する法律案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
99	総務省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
100	郵政事業庁設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
101	法務省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
102	外務省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
103	財務省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						
104	文部科学省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
			○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
105	厚生労働省設置法案	衆	11. 4.28	11. 6.11	11. 7. 8 可決 附帯決議	11. 7. 8 可決	11. 5.18 行政改革 特委	11. 6. 9 可決 附帯決議	11. 6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								
106	農林水産省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								
107	経済産業省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								
108	国土交通省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								
109	環境省設置法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								
110	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								
111	独立行政法人通則法案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								
112	独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	〃	4.28	6.11	7. 8 可決 附帯決議	7. 8 可決	5.18 行政改革 特委	6. 9 可決 附帯決議	6.10 可決
	○11. 6.11 参本会議趣旨説明　○11. 5.18 衆本会議趣旨説明								

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

１月19日、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置した。

また、６月18日に、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づき、**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**が内閣から国会に提出された。同報告には、①特別公的管理が行われている日本長期信用銀行（昨年10月23日管理開始)、日本債券信用銀行（昨年12月13日同）に係る措置、②国民銀行（４月11日管理処分)、幸福銀行（５月22日同）など金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた金融機関に関する措置、③預金保険法に基づく金融機関の破綻処理の状況、④破綻金融機関の処理に係る資金の処理状況等の説明がなされている。

同報告に対し、７月９日、質疑を行った。質疑では、長銀破綻の原因、金融機関の経営責任、最近の地域金融機関の経営状況、長銀のフィナンシャルアドバイザー契約の開示の必要性、長銀の売却方針、ペイオフ実施の有無等について質疑が行われた。その中で、長銀売却のネックである２次損失の扱いに関し、米国で行っているロスシェアリングを導入してはどうかとの指摘に対して、柳沢金融再生委員長は、「住専処理法ではその規定が置かれたが、再生法で置かれなかったことはそのスキームが採用されなかったと反対解釈すべきである。」と否定した。また、柳沢金融再生委員長が、地域金融機関について自己資本比率８％を要すると発言したことについてその真意が問われたが、同委員長は、「大手銀行が12%を目標としているように、地域銀行も８％をめどにして考えるということを言ったものである。」と答弁した。さらに、ペイオフの延期論が根強い中で、ペイオフの実施の有無を問われ、宮澤大蔵大臣は、「金融再生の期限である2001年３月という締切を安易に変更すべきではない」と答えた。

(2) 委員会経過

○平成11年１月19日（火）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○**日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会**を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成11年７月９日（金）（第２回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第５条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について柳沢金融再生委員会委員長から説明を聴いた後、同委員長、宮澤大蔵大臣、政府委員、参考人預金保険機構理事長松田昇君及び日本銀行理事黒田巖君に対し質疑を行った。

○平成11年８月13日（金）（第３回）

○理事の補欠選任を行った。

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【日米防衛協力のための指針に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本特別委員会に付託された案件は、条約１件及び内閣提出法律案２件の合計３件（いずれも第142回国会提出、衆議院継続）であり、条約１件を承認し、法律案２件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願19種類322件のうち、１種類４件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定は、周辺事態に際して活動する自衛隊と米軍との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供を、日米共同訓練、国連平和維持活動等の場合と同じ枠組みに従って行い得るようにするため、現行協定を改正するものである。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案は、周辺事態に対応して、我が国が実施する措置及びその実施の手続き等を定めるものであり、後方地域支援、後方地域捜索救助活動等を実施する際には閣議決定により基本計画を定め、国会に報告すること、自衛隊が実施する後方地域支援等の活動は原則事前、緊急時には事後に国会の承認を求めること、地方公共団体の長に対し必要な協力を求めることができること、後方地域支援等の職務に従事する自衛官は、生命・身体を防護するため、やむを得ない場合、武器を使用することができること、等を主な内容とするものである。

なお、衆議院において、政府原案に対し、周辺事態の定義に「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」の文言、及び目的に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、」の文言を加えたこと、船舶検査活動に係る諸規定を削除したこと、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援及び後方地域捜索救助活動について原則事前、緊急時には事後の国会承認規定を新設したこと、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果の国会報告規定を新設したこと、後方地域支援に際しての武器使用規定を新設したこと等の修正が行われ、本院に送付された。

自衛隊法の一部を改正する法律案は、外国における緊急事態に際して、自衛隊が行う在外邦人等の輸送の手段として、新たに船舶等を追加するとともに、自衛官等の生命・身体を防護するため、やむを得ない場合は武器使用ができることを定めるものである。

委員会においては、これら３案件を一括して議題とし、周辺事態の定義及び目的規定の修正理由、周辺事態の地理的範囲とその認定基準、船舶検査規定を削除した経緯とその復活修正、船舶検査実施のための国連安保理決議の要否及び警告・威嚇射撃、船舶検査に関する新規立法、国会承認規定の新設と承認範囲、後方地域支援における武器使用、地方自治体協力の具体例と協力拒否の正当理由、周辺事態が沖縄に及ぼす影響、法案に対する近隣諸国の反応、有事法制と領域警備体制の整備等について質疑を行うとともに、参考人か

らの意見聴取、公聴会のほか、沖縄県において地方公聴会を行った。

質疑終局の後、民主党・新緑風会の柳田理事より、周辺事態安全確保法案について、国連安保理決議を要件とする船舶検査に係る条項を、政府原案のとおり加える旨の修正案が提出された。

次いで、討論の後、順次採決の結果、日米物品役務相互提供協定を改正する協定は多数をもって承認され、周辺事態安全確保法案は、修正案を否決した後、多数をもって原案どおり可決され、自衛隊法改正法案は多数をもって原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成11年４月26日（月）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年４月28日（水）（第２回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴き、

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案について野呂田防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大野功統君から説明を聴いた。

○平成11年５月10日（月）（第３回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上３案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同中谷元君、同赤城徳彦君、同西村眞悟君、同東祥三君、同遠藤乙彦君、小渕内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、与謝野通商産業大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月11日（火）（第４回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上３案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同中谷元君、同達増拓也君、小渕内閣総理大臣、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、川崎運輸大臣、野田国家公安委員会委員長、陣内法務大臣、野中内閣官房長官、太田総務庁長官、宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、以上３案件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年５月12日（水）（第５回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上３案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同東祥三君、同遠藤乙彦君、同中谷元君、同山中燁子君、同西村眞悟君、同赤城徳彦君、小渕内閣総理大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、宮下厚生大臣、川崎運輸大臣、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月13日（木）（第６回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）

以上３案件について参考人中央大学総合政策学部大学院客員教授森本敏君、名古屋大学大学院法学研究科教授森英樹君、弁護士金城睦君、駒澤大学法学部教授西修君、松阪大学政治経済学部教授浜谷英博君及び帝京大学法学部教授志方俊之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年５月14日（金）（第７回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結**

について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上３案件審査のため公聴会開会承認要求書を提出すること及び委員派遣を行うことを決定した。

○以上３案件について修正案提出者衆議院議員佐藤茂樹君、同赤城徳彦君、小渕内閣総理大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、陣内法務大臣、野田自治大臣、与謝野通商産業大臣、有馬科学技術庁長官、川崎運輸大臣、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月17日（月）（第８回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上３案件について修正案提出者衆議院議員赤城徳彦君、同東祥三君、同山中燁子君、同大野功統君、野田自治大臣、陣内法務大臣、宮下厚生大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、真鍋環境庁長官、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月18日（火）（公聴会　第１回）

○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上３案件について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

早稲田大学法学部客員教授	栗山	尚一君
全日本海員組合教宣部長	平山	誠一君
元陸上幕僚長	冨澤	暉君
上智大学法学部教授	猪口	邦子君
株式会社岡本アソシエイツ代表取締役	岡本	行夫君
軍事評論家	藤井	治夫君

○平成11年５月20日（木）（第９回）

○派遣委員から報告を聴いた。
○**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互**

の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上３案件について野田自治大臣、野呂田防衛庁長官、高村外務大臣、野中内閣官房長官、宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月21日（金）（第10回）

○ **日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上３案件について修正案提出者衆議院議員大野功統君、同山中燁子君、同遠藤乙彦君、同赤城徳彦君、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、野中内閣官房長官、野田自治大臣、川崎運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年５月24日（火）（第11回）

○ **日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上３案件について小渕内閣総理大臣、野呂田防衛庁長官、野田自治大臣、高村外務大臣、川崎運輸大臣、有馬文部大臣、真鍋環境庁長官、野中国務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）（衆議院送付）について承認すべきものと議決し、
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）（衆議院送付）
自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）（衆議院送付）
以上両案をいずれも可決した。
（第142回国会閣条第20号）　賛成会派　自民、民主の一部、公明、自由、参院
　　反対会派　民主の一部、共産、社民、二連
（第142回国会閣法第109号）　賛成会派　自民、公明、自由、参院

反対会派　民主、共産、社民、二連
（第142回国会閣法第110号）　賛成会派　自民、民主、公明、自由、参院
反対会派　共産、社民、二連

○平成11年８月13日（金）（第12回）

○請願第1997号外３件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第１号外317件を審査した。

○日米防衛協力のための指針に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件（第142回国会閣条第20号）

【要　旨】

この協定は、日本国の周辺の地域における日本国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）が生じた際に、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供を、1996年（平成８年）に締結した「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「現行協定」という。）によって確立された枠組みに従って行い得るようにするため、現行協定を改正するものであり、1998年（平成10年）４月28日に東京で署名された。この協定は、前文、本文８箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

１　現行協定第１条２を改め、協定の目的に周辺事態に対応する活動に必要な後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを加える。

２　現行協定第２条３を改め、協定の下で提供される物品から日本国の自衛隊については武器又は弾薬、アメリカ合衆国軍隊については武器システム又は弾薬を除くことを明記する。

３　現行協定に新たな第４条を追加し、いずれか一方の当事国政府が、周辺事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの国の法令に従って行う活動であって、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的の達成に寄与するもののために必要な後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができることを規定するとともに、日本国の自衛隊は、周辺事態に対処するための日本国の措置について定めた関連の法律に従って後方支援、物品又は役務を提供し、当該法律によって認められた日本国の自衛隊の活動に関し後方支援、物品又は役務を受領することを規定する。

４　通信支援、環境面の支援等が加わったこの協定の付表をもって、現行協定の付表に代

える。

5　この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を承認した旨の書面による通告を受領した日の後120日目の日に効力を生じ、現行協定が有効である限り効力を有する。

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（第142回国会閣法第109号）

【要　旨】

本法律案は、我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に際して、当該事態に対応して我が国が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定めるものであって、主な内容は次のとおりである。

1　政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に後方地域支援等の対応措置を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めること、対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、関係行政機関の長は、対応措置の実施に関し相互に協力すること等を対応の基本原則とする。

2　内閣総理大臣は、周辺事態に際して後方地域支援等を実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。

3　防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域支援等について、実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずる。

4　前記３のほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施する。

5　関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対しその有する権限の行使について必要な協力を求めることができ、また、国以外の者に対し必要な協力を依頼することができる。政府は、それらの者がその協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずる。

6　内閣総理大臣は、基本計画の決定、変更等があったときは、その内容等を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

7　後方地域捜索救助活動等の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、生命等を防護するために必要最小限の武器を使用することができる。

なお、本法律案については、衆議院において、周辺事態の定義に「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」の文言、及び目的に「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、」の文言を加えたこと、船舶検査活動に係る諸規定を削除したこと、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援及び後方地域捜索救助活動について、原則事前、緊急時には事後の国会承認規定を新設したこと、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果の国会報告規定を新設したこと、後方地域支援に際しての武器使用規定を新設したこと等の修正が行われている。

自衛隊法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第110号）

【要　旨】

本法律案は、外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送について、平成８年以来政府部内で進めてきた緊急事態対応策の検討結果を踏まえ、在外邦人の輸送体制の強化を図るため、また、新たな日米防衛協力のための指針において、周辺事態における日米間の協力の一つとして「非戦闘員を退避させるための活動」が挙げられたことを受け、その実効性を確保するため、在外邦人等の輸送手段を追加するとともに、武器使用に関する規定を新設しようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

1　外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送手段として、従来の航空機に加え、自衛隊の船舶及び当該船舶に搭載された回転翼航空機を用いることができることとする。

2　緊急事態が生じている外国において輸送の職務に従事する自衛官は、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は保護の下に入った当該輸送の対象である在外邦人等の生命等の防護のためやむを得ない場合には、合理的に判断される限度で武器を使用することができることとする。

(4) 付託議案審議表

・条　約（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
142／20	日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件	衆	10. 4.30	11. 4.28	11. 5.24 承認	11. 5.24 承認	11. 1.19 外務 2.16 防衛指針特委に付託替	11. 4.26 承認	11. 4.27 承認
			○11. 4.28 参本会議趣旨説明　○11. 3.12 衆本会議趣旨説明						

・内閣提出法律案（２件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決
142／109	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案	衆	10. 4.28	11. 4.28	11. 5.24 可決	11. 5.24 可決	11. 1.19 安全保障 2.16 防衛指針特委に付託替	11. 4.26 修正	11. 4.27 修正
			○11. 4.28 参本会議趣旨説明　○11. 3.12 衆本会議趣旨説明						
142／110	自衛隊法の一部を改正する法律案	〃	4.28	4.28	5.24 可決	5.24 可決	1.19 安全保障 2.16 防衛指針特委に付託替	4.26 可決	4.27 可決
			○11. 4.28 参本会議趣旨説明　○11. 3.12 衆本会議趣旨説明						

【国旗及び国歌に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出１件であり、可決した。

なお、本特別委員会付託の請願12種類79件はいずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国旗及び国歌に関する法律案は、長年の慣行により、日章旗及び君が代がそれぞれ国旗及び国歌として国民の間に広く定着していることを踏まえ、成文法にその根拠を明確に規定しようとするものであり、その主な内容は、国旗を日章旗とし、その制式を定めること、国歌を君が代とし、その歌詞及び楽曲を定めることである。

本法律案については、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、小渕内閣総理大臣ほか関係大臣等に対し質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取、また、宮城県及び愛知県の両県に委員を派遣しての地方公聴会、さらに中央公聴会を実施するなど、連日にわたり精力的に審議が行われた。

委員会における主な質疑の内容は、国旗及び国歌を法制化する理由、日の丸及び君が代の歴史認識、君が代の歌詞に関する政府解釈とその効力、法制化が学校教育に与える影響、学習指導要領における国旗及び国歌の取り扱い、入学式及び卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱と内心の自由との関係、指導要録等における児童生徒の評価の取り扱い、教職員に対する職務命令の在り方等である。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会を代表して江田理事より、題名を「国旗法」とし、国歌に関する規定を削除すること等を内容とする修正案が提出された。

次いで、討論に入り、日本共産党を代表して阿部委員より原案及び修正案に反対、参議院の会の山崎委員より原案に賛成、修正案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して山本委員より原案及び修正案に反対の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決した。

(2) 委員会経過

○平成11年７月28日（水）（第１回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成11年７月29日（木）（第２回）

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年７月30日（金）（第３回）

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○また、同法律案審査のため委員派遣を行うこと及び参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年８月２日（月）（第４回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年８月３日（火）（第５回）

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）について参考人東京大学大学院総合文化研究科教授石田英敬君、武蔵野女子大学教授杉原誠四郎君、明星大学人文学部教授・感性教育研究所所長高橋史朗君及び中央大学教授・東京大学名誉教授・前日本教育学会会長堀尾輝久君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年８月５日（木）（第６回）

○派遣委員から報告を聴いた。

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成11年８月６日（金）（第７回）

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）について野中内閣官房長官、有馬文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成11年８月９日（月）（第８回）

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）について小渕内閣総理大臣及び野中内閣官房長官に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第115号）　賛成会派　自民、民主の一部、公明、自由、参院

反対会派　民主の一部、共産、社民

○平成11年８月９日（月）（公聴会　第１回）

○**国旗及び国歌に関する法律案**（閣法第115号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

埼玉大学教養学部教授	長谷川三千子君
新潟国際情報大学教授	石川　眞澄君
財団法人日本オリンピック委員会副会長	上田　宗良君

日本高等学校教職員組合中央執行委員長　　升井　勝之君

○平成11年８月13日（金）（第９回）

○請願第3924号外78件を審査した。

(3) 成立議案の要旨

国旗及び国歌に関する法律案（閣法第115号）

【要　旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

1　国旗は日章旗とすることとし、その制式を定めること。

2　国歌は君が代とすることとし、その歌詞及び楽曲を定めること。

3　この法律は、公布の日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（１件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
115	国旗及び国歌に関する法律案	衆	11. 6.11	11. 7.28	11. 8. 9 可決	11. 8. 9 可決	11. 6.29 内閣	11. 7.21 可決	11. 7.22 可決
			○11. 7.28 参本会議趣旨説明　○11. 6.29 衆本会議趣旨説明 ○11. 8. 9 峰崎直樹君外１名修正案提出　8. 9 否決						

2 委員会未付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
59	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案	衆	11. 3. 2						継続審査（法務）
77	少年法等の一部を改正する法律案	〃	3.10						継続審査（法務）
113	国と民間企業との間の人事交流に関する法律案	〃	4.28						継続審査（内閣）
118	国民年金法等の一部を改正する法律案	〃	7.27						継続審査（厚生）
119	年金資金運用基金法案	〃	7.27						継続審査（厚生）
120	年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案	〃	7.27						継続審査（厚生）
121	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	7.27						継続審査（大蔵）
122	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案	〃	7.27						継続審査（文教）
123	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	7.27						継続審査（農林水産）
124	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	〃	7.27						継続審査（地方行政）
142／104	民事訴訟法の一部を改正する法律案	〃	10. 4.10				11. 1.19 法務	継続審査	

未付託

・本院議員提出法律案（5件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	衆院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案	市田　忠義君外1名（11. 1.20）	11. 1.25		未了					
6	ダイオキシン類対策特別措置法案	山下　栄一君外3名（11. 1.27）	1.29							
			○11. 7. 5 撤回							
7	ダイオキシン類汚染対策緊急措置法案	小川　勝也君外4名（11. 2.17）	2.22							
			○11. 7. 5 撤回							
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案	小川　勝也君外4名（11. 2.17）	2.22							
			○11. 7. 5 撤回							
20	ダイオキシン類に係る発生の未然防止、排出の規制及び汚染の除去等に関する緊急措置法案	岩佐　恵美君外2名（11. 5.20）	5.26							
			○11. 7. 5 撤回							

・衆議院議員提出法律案（59件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	所得税法の一部を改正する法律案	中野　寛成君外3名（11. 2. 9）	11. 2.10					11. 2.17 大蔵	未了	
3	児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案	中野　寛成君外3名（11. 2. 9）	2.10					2.17 大蔵	未了	
4	国民年金法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険法等の一部を改正する法案の一部を改正する法律案	山本　孝史君外4名（11. 3. 5）	3. 5					3. 9 厚生	未了	
			○11. 3. 9 衆本会議趣旨説明							
5	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	山本　孝史君外4名（11. 3. 5）	3. 5					未了		
6	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	山本　孝史君外4名（11. 3. 5）	3. 5					未了		

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
7	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	山本　孝史君外4名（11. 3. 5）	11. 3. 5					未了		
8	私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	山本　孝史君外4名（11. 3. 5）	3. 5					未了		
11	証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案	松本　善明君外1名（11. 4.13）	4.13							継続審査（大蔵）
12	租税特別措置法の一部を改正する法律案	松本　善明君外1名（11. 4.13）	4.13							継続審査（大蔵）
13	行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案	松本　善明君外1名（11. 4.13）	4.13							継続審査（行政改革特委）
14	審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案	松本　善明君外1名（11. 4.13）	4.13							継続審査（内閣）
15	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案	大森　猛君外1名（11. 4.14）	4.15					11. 4.16 労働	未了	
16	特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案	佐藤　謙一郎君外4名（11. 4.23）	4.26					4.26 商工	未了	
17	住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案	鉢呂　吉雄君外1名（11. 4.26）	4.26					4.27 建設	5.14 否決	5.18 否決
			○11. 4.27 衆本会議趣旨説明							
19	政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案	古賀　誠君外8名（11. 4.27）	4.28							
			○11. 7.13 撤回							
20	公共工事に係る契約の適正化に関する法律案	西川　知雄君外2名（11. 5.13）	5.14							継続審査（建設）
22	内閣法の一部を改正する法律案	鹿野　道彦君外6名（11. 6. 7）	6. 8					6. 8 行政改革特委	6. 9 否決	6.10 否決
23	首相府設置法案	鹿野　道彦君外6名（11. 6. 7）	6. 8					6. 8 行政改革特委	6. 9 否決	6.10 否決
24	内閣府設置法案	鹿野　道彦君外6名（11. 6. 7）	6. 8					6. 8 行政改革特委	6. 9 否決	6.10 否決

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
25	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案	中野　寛成君外５名（11. 6. 9）	11. 6. 9							継続審査（大蔵）
26	公職選挙法の一部を改正する法律案	衛藤　征士郎君外５名（11. 6.23）	6.24					7.27 倫理選挙特委	継続審査	
28	政治資金規正法の一部を改正する法律案	羽田　孜君外２名（11. 7. 6）	7. 7							継続審査（倫理選挙特委）
30	起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案	中野　寛成君外４名（11. 7.15）	7.16					7.22 商工	11. 7.28 否決	11. 7.29 否決
			○11. 7.22 衆本会議趣旨説明							
35	良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法案	保岡　興治君外９名（11. 7.30）	8. 2							継続審査（建設）
38	国立国会図書館法の一部を改正する法律案	鳩山　由紀夫君外２名（11. 8.10）	8.11							継続審査（議院運営）
141／5	情報公開法案	松本　善明君外１名（ 9.10. 3）						1.19 内閣	未了	
142／3	国家公務員の倫理の保持に関する法律案	倉田　栄喜君外９名（10. 2.27）						1.19 内閣	未了	
142／4	国会職員の倫理の保持に関する法律案	倉田　栄喜君外８名（10. 2.27）						1.19 議院運営	未了	
142／5	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	倉田　栄喜君外８名（10. 2.27）						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／11	行政情報の公開に関する法律案	北村　哲男君外５名（10. 3.27）						1.19 内閣	未了	
			○第142回国会衆本会議趣旨説明							
142／14	中高一貫教育の推進に関する法律案	藤村　修君外３名（10. 4.28）						1.19 文教	継続審査	
142／17	政治資金規正法の一部を改正する法律案	松本　善明君外１名（10. 5. 8）						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／18	政党助成法を廃止する法律案	松本　善明君外１名（10. 5. 8）						1.19 倫理選挙特委	未了	

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
142／19	国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案	松本　善明君外1名（10. 5. 8）						11. 1.19 内閣	継続審査	
142／20	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	松本　善明君外1名（10. 5. 8）						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／26	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案	森山　眞弓君外3名（10. 5.22）						1.19 法務		
			○11. 3.31 撤回申出		○11. 3.31 撤回（委員会許可）					
142／27	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案	小杉　隆君外3名（10. 5.26）						1.19 建設		
			○11. 6. 3 撤回申出		○11. 6. 4 撤回（委員会許可）					
142／28	借地借家法の一部を改正する法律案	保岡　興治君外6名（10. 6. 5）						1.19 法務	未了	
142／29	民法の一部を改正する法律案	枝野　幸男君外8名（10. 6. 8）						1.19 法務	未了	
142／30	国会議員等の入札干渉等の処罰等に関する法律案	中井　洽君外1名（10. 6. 8）						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／31	公職選挙法の一部を改正する法律案	加藤　紘一君外16名（10. 6. 9）						1.19 倫理選挙特委		
			○11. 7.26 撤回申出		○11. 7.26 撤回（委員会許可）					
142／32	政治資金規正法の一部を改正する法律案	加藤　紘一君外16名（10. 6. 9）						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／33	国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案	加藤　紘一君外15名（10. 6. 9）						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／34	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	加藤　紘一君外16名（10. 6. 9）						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／35	政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案	加藤　紘一君外16名（10. 6. 9）						1.19 倫理選挙特委		
			○11. 7.26 撤回申出		○11. 7.26 撤回（委員会許可）					
142／36	国家公務員倫理法案	小川　元君外3名（10. 6. 9）						1.19 内閣	未了	

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院への提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
142／37	自衛隊員倫理法案	小川　元君 外3名 (10. 6. 9)						1.19 内閣	未了	
142／38	国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案	山本　孝史君 外8名 (10. 6.10)						1.19 倫理選挙特委		
			○11. 5.11 撤回申出 ○11. 5.11 撤回（委員会許可）							
142／40	国会議員等の地位利用収賄等の処罰等に関する法律案	遠藤　和良君 外4名 (10. 6.16)						1.19 倫理選挙特委		
			○11. 5.11 撤回申出 ○11. 5.11 撤回（委員会許可）							
142／41	政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案	遠藤　和良君 外4名 (10. 6.16)						1.19 倫理選挙特委		
			○11. 7.26 撤回申出 ○11. 7.26 撤回（委員会許可）							
142／43	公職選挙法の一部を改正する法律案	田中　甲君 外3名 (10. 6.17)						1.19 倫理選挙特委	未了	
142／44	行政評価基本法案	笹木　竜三君 外6名 (10. 6.17)						1.19 行政改革特委	継続審査	
143／12	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案	冬柴　鐵三君 外19名 (10.10. 6)						1.19 倫理選挙特委	継続審査	
143／18	国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	若松　謙維君 外4名 (10.10.12)						1.19 内閣	継続審査	
143／19	特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案	若松　謙維君 外4名 (10.10.12)						1.19 内閣	継続審査	
143／20	日本銀行法の一部を改正する法律案	若松　謙維君 外4名 (10.10.12)						1.19 内閣	継続審査	
144／5	永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権の付与に関する法律案	東中　光雄君 外2名 (10.12. 8)						1.19 倫理選挙特委	継続審査	
144／6	国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案	池田　元久君 外10名 (10.12. 8)						1.19 議院運営		
			○11. 7.13 撤回申出 ○11. 7.13 撤回（委員会許可）							
144／7	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案	若松　謙維君 外5名 (10.12.11)						11. 1.19 倫理選挙特委	未了	

・NHK決算（1件）

件名	提出月日	参議院			衆議院		
		委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本放送協会平成9年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	11. 2.19						

3 調査会審議経過

【国際問題に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第143回国会の平成10年８月31日（月）に設置され、理事会等における協議の結果、今期３年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本－我が国の果たすべき役割－」と決定した。

第１年目においては、第143回国会以降、アジアの安全保障、朝鮮半島情勢、国連の今日的役割、コソボ問題及び我が国外交の在り方について学識経験者等の参考人から意見を聴取するなどして、調査を進めた。

今国会においては４回の調査を行った。

平成11年２月３日（水）に「アジアの安全保障」について、岡崎久彦参考人（博報堂岡崎研究所所長）及び船橋洋一参考人（朝日新聞社編集委員）からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。同月10日（水）には「我が国外交の在り方」について、岡本行夫参考人（株式会社岡本アソシエイツ代表取締役）から意見を聴取した後、質疑を行った。次いで、４月21日（水）に「朝鮮半島情勢」について、ヤン・Ｃ・キム参考人（ジョージ・ワシントン大学政治学部教授）から意見を聴取した後、質疑を行い、また「コソボ問題」について、柴宜弘参考人（東京大学大学院総合文化研究科教授）から意見を聴取した後、質疑を行った。さらに６月４日（金）に「朝鮮半島情勢」について、重村智計参考人（毎日新聞論説委員）及び辺真一参考人（コリア・レポート編集長）からそれぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか７月30日（金）に、「東アジアにおける米国の安全保障政策」についてトーマス・Ｓ・フォーリー駐日米国大使から発言があった後、意見交換を行った。

これらを含め、８月３日（火）、第１年目の調査報告（中間報告）をとりまとめ議長に提出するとともに、同６日（金）、本会議において、村上調査会長がその概要について口頭報告を行った。

〔調査の概要〕

今国会における参考人からの意見聴取、質疑の概要は以下のとおりである。

１．アジアの安全保障

我が国の安全保障政策の在り方について、参考人から、集団安全保障は現状では同盟を補完するものでしかなく、我が国は日米同盟が不可欠であるとの意見、アジア諸国に、日米安保体制は地域の安全保障に役立つ公共財であるとの認識を共有してもらうことが重要であるとの意見が述べられた。委員からは、軍事バランスに依存しない平和的状況をつくり出すべきとの意見、国連の目指す集団安全保障体制に向けて努力すべきとの意見、我が国は中立政策をとることが憲法の精神に合致するとの意見が述べられた。

また中国について、参考人から、21世紀のアジアの安全保障の最大問題は中国の動向であるとの意見が述べられ、委員からは、中国に民主主義が根付かない限り、米中の対立関

係は続くであろうとの意見が述べられた。

２．朝鮮半島情勢

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核、ミサイルの開発問題について、参考人から、朝鮮半島問題は局地的であり、長期的には緊張は減じるとの意見、米国の拡散阻止政策に対する北朝鮮の抵抗は今後も強く、米朝対立の構図は基本的に変わらないとの意見が述べられた。委員からは、ミサイルは北朝鮮の唯一の外交カードであり、開発をあきらめることはないだろうとの意見が述べられた。

また、日朝関係について、参考人から、我が国は早期に前提条件無しで国交正常化交渉を再開する用意ありとの立場を表明すべきとの意見、日米安保強化は日朝間の接点模索と矛盾せず、新ガイドラインは金大中政権の太陽政策を後押しすることになるとの意見が述べられた。

３．コソボ問題

参考人より、コソボ問題はバルカン半島の歴史を背景にした解決の難しい民族問題であり、基本的に軍事力で解決することは困難であるとの意見が述べられた。我が国の対応について、委員からは、難民の援助・医師の派遣を行うべきとの意見、空爆の停止・民族浄化の検証を行わせるためには国連等の機関を動かすべきであり、そのための貢献ができるとの意見、この地域の問題で常任理事国でない日本が常任理事国並みの資金負担等を求められることについては十分に考慮すべきとの意見が述べられた。

４．我が国外交の在り方

参考人から、国際機関、ＮＰＯのような主権国家以外の外交主体の登場や東西冷戦後の世界の不安定化により、日本外交を取り巻く情勢は急激に変化しているとの認識が示され、こうした状況に対応するためには、外務省の体制強化、議員外交の積極的推進、ＮＰＯ等への支援が必要であるとの意見が述べられた。委員からは、外務省の体制強化とともに議員外交やＮＰＯ等の民間外交も支援し、相互協力する方策が必要であるとの意見、我が国が主体的に国際貢献を行う上で、国益について明確な定義を行うことが必要であるとの意見、外交上の国益を考える上で「正義」、「人道」という感覚を持つことが重要であるとの意見、日本外交の基本は国連憲章であるべきとの意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成11年２月３日（水）（第１回）

- ○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- ○国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○「21世紀における世界と日本」のうち、アジアの安全保障について参考人博報堂岡崎研究所所長岡崎久彦君及び朝日新聞社編集委員船橋洋一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成11年２月10日（水）（第２回）

- ○「21世紀における世界と日本」のうち、我が国外交の在り方について参考人株式会社

岡本アソシエイツ代表取締役岡本行夫君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成11年４月21日（水）（第３回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、朝鮮半島情勢について参考人ジョージ・ワシントン大学政治学部教授ヤン・Ｃ・キム君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

「21世紀における世界と日本」のうち、コソヴォ問題について参考人東京大学大学院総合文化研究科教授柴宜弘君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成11年６月４日（金）（第４回）

○「21世紀における世界と日本」のうち、朝鮮半島情勢について参考人毎日新聞論説委員重村智計君及びコリア・レポート編集長辺真一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成11年８月３日（火）（第５回）

○国際問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国際問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成11年８月13日（金）（第６回）

○国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際問題に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成10年８月31日に設置され、３年間にわたる調査テーマを「21世紀における世界と日本―我が国の果たすべき役割―」と決定した。

第１年目においては、このテーマに則し参考人から意見を聴取し、質疑を行うなど、鋭意調査を行い、去る８月３日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。その主な内容は次のとおりである。

１　アジアの安全保障

我が国の安全保障政策の在り方について、参考人から、集団安全保障は同盟を補完はしても代替するものではないので、同盟は不可欠であるとの意見が述べられた。これに対し、委員からは、軍事バランスに依存しない平和的解決の状況をつくり出すことが最重要課題であるとの意見、冷戦構造崩壊の今こそ国連の目指す集団安全保障体制の構築に努力すべきであるとの意見、米中両国のはざまで中立を守ることが憲法の精神にも合致するとの意見が述べられた。

また、参考人から、信頼醸成、集団安全保障の環境が十分整っていないアジアの現状では、日米同盟を中心に考えざるを得ないが、同時に、それは地域安定の公共財であるとの認識をアジア諸国に共有してもらうことが極めて重要であるとの意見が述べられた。

朝鮮半島情勢については、参考人から、長期的には緊張は減じていくとの意見、米国の朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する核・ミサイルの開発、拡散阻止政策については今後も北朝鮮の強い抵抗が予想され、米朝葛藤の構図は基本的に変わらないとの意見、ノドン、テポドンの発射以来、日本と韓国の安全保障は相当重なってきており、我が国が米韓両国と政策協議、情報交換を行う必要性が高まっているとの意見が述べられた。また、日朝関係について、我が国は早期に前提条件無しで国交正常化交渉を再開する用意ありとの立場を表明すべきとの意見、日米安保協力強化は日朝間の接点模索と矛盾せず、新ガイドラインは金大中政権の太陽政策を後押しすることになるとの意見が述べられた。

中国については、参考人から、アジアにおける21世紀の安全保障上の最大問題は中国の動向であり、台湾問題で中国が武力行使を放棄しない限り米中衝突の危険性があるとの意見、中国が国際的なルールを守り、世界の潮流である民主主義の方向に向かうよう支援することが日中関係改善の最大のポイントであるとの意見が述べられた。委員からは、中国に民主主義が根づかない限り、基本的には米中の対立関係は続くのではないかとの意見が述べられた。

2　国連の今日的役割

国際の平和と安全の維持について、委員から国連憲章に基づく本来の集団安全保障体制の確立は今も課題であるとの意見が述べられ、参考人からは、ＮＡＴＯ、日米安保条約は個別的・集団的自衛権を規定する憲章第51条に基づいてつくられた冷戦時代の所産であるが、分裂した世界で安全を守るため必要であったとの意見、より安定的かつ世界的な安全保障体制を構築する努力を続けるべきであるとの意見が述べられた。

参考人から、90年代になり国連は宗教的、人種的、民族的紛争に直面し、内政にも関与させられたため混乱があり、旧ユーゴにおいては従来のＰＫＯ原則では処理しきれない状況に直面したとの見解、在来型ＰＫＯは軍人が従事するが役割は外交官的なものなので、我が国は全面的な参加に躊躇すべきでなく、ＰＫＦ本体業務への参加も凍結する必要はないとの見解が述べられた。

国連改革について、委員から、我が国が安全保障理事会の常任理事国入りするための現状打開策、国会議員による取組みの有効性等について意見が述べられるとともに、経済社会理事会の強化により、資本主義ルールの全世界への浸透が必要であるとの意見が述べられた。また、新たな国連の在り方と我が国の貢献について、委員から、国連は第二次世界大戦の結果から脱却し、日本やドイツのみならず、開発途上国が新常任理事国になることが必須の条件であるとの意見、21世紀の国連を考える上で、主権国家論の克服は重要な課題であるとの意見が述べられた。

3　その他

コソボ問題について、参考人から、バルカン地域の複雑な歴史に伴う非常に解決の難しい問題であり、基本的には軍事力で民族問題を解決することは困難であるとの意見が

述べられた。我が国の対応については委員から、難民の救助・医師の派遣を行うべきであるとの意見、空爆の停止・民族浄化の検証を行わせるためには国連等の機関を動かすべきであり、そのための貢献ができるとの意見、この地域の問題で常任理事国でもない日本が常任理事国並みの資金負担等を求められることについては十分に考慮すべきとの意見が述べられた。また、委員からＮＡＴＯの空爆は国連憲章違反であり許されないのではないかとの意見が述べられた。

日本外交の在り方について、参考人から、ソ連崩壊後、世界情勢は急激に変化しており、その要因は、国際政治の主体に国際機関、ＮＰＯ等の主権国家以外のものが登場していること、東西対立のたがが外れ、かえって世界が不安定化していること、米国の力が突出していること、中国の躍進等のためであるとの指摘がなされ、こうした状況に対応するためには、外務省の体制強化、議員外交の積極的推進、ＮＰＯ等への支援が必要であるとの意見が述べられた。

委員からは、外務省の体制強化とともに議員外交やＮＰＯ等の民間外交も支援し、お互いに協力する方策が必要であるとの意見、冷戦崩壊後、我が国が主体的に国際貢献を行う上で、国益についての明確な定義を行うことが必要であるとの意見、外交上の国益を考える上で「正義」、「人道」という感覚を持つことが必要であるとの意見、日本外交の基本は日米安保条約についての評価とは関係なく国連憲章であるべきであるとの意見が述べられた。

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成10年８月31日（第143回国会）に設置され、10月（第143回国会）には３年間の調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」と決定した。

初年度の調査は、まず、21世紀に、特に大きな影響を及ぼすと考えられる少子化の要因と対応について考え方を明らかにするとともに、次世代の健全育成、生涯能力発揮社会の形成等全般にわたって調査することとした。なお、以上の方針に基づいて１年間、調査を行った結果、調査項目について「少子化」との関係をより明確にするため、これを「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」とした。

今国会においては、まず、第144回国会に引き続き政府から、調査項目に関する事項について説明を聴取することとした。平成11年２月３日に、①子どもの心身の健全育成、②社会の変化に対応した教育、③魅力ある学校づくり、について、総務庁、文部省、厚生省から、また、２月10日には、①成人及び高齢者の学習・能力開発、②自己の能力を活かせる雇用・社会参加の条件整備、について、経済企画庁、文部省、厚生省、労働省から説明を聴取し、それに対する質疑を行った。

次に、参考人からの意見を聴取し、質疑を行うこととした。２月24日には、千葉大学教育学部教授明石要一君から「家庭・社会環境の変化と学校を中心とした教育の現状と課題等」について、また、愛知学院大学情報社会政策学部教授二宮克美君から「現代の子どもの心の変化と健全育成上の課題等」について、意見を聴取し、質疑を行った。３月３日には、国立精神・神経センター精神保健研究所所長吉川武彦君と全国養護教諭連絡協議会会長・東京都立小平高等学校養護教諭佐藤紀久榮君から「子どもを取り巻く現状及び心の健全育成上の課題等」について、またジャーナリスト西山明君から「現代の子どもが置かれた社会的状況と子どもの健全育成を図るための課題等」について、意見を聴取し、質疑を行った。４月16日には、中央大学経済学部教授大淵寛君から「少子化の進展が経済社会に与える影響と対応策」について、東京学芸大学教育学部助教授山田昌弘君から「非婚化・晩婚化の経済的、社会的、心理的要因」について、また、桜美林大学国際学部教授舩橋恵子君から「家族をめぐる社会環境の変化と少子化対策」について、意見を聴取し、質疑を行った。５月12日には、昭和大学医学部教授矢内原巧君から「不妊治療の実態」について、意見を聴取するとともに、参考人及び厚生省に対し、質疑を行った。

また、５月12日には、参考人の意見聴取・質疑の後、各委員の意見表明及び委員相互間の意見交換、６月２日には、中間報告書（案）についての委員相互間の意見交換を行った。

なお、平成11年２月17日から19日の３日間、鹿児島県・宮崎県に委員派遣を行い、教育、雇用及び福祉等国民生活・経済の諸問題に関する実情調査を行った。

以上の調査を踏まえ、８月４日の調査会において中間報告を取りまとめ議長に提出した。

〔調査の概要〕

平成11年２月３日の政府説明においては、子どもの心身の健全育成として、青少年の非

行等問題行動に関する現状認識、現代社会の一般的な風潮、児童の健全育成に関する施策、子どもの心と体の健康等について、また、社会の変化に対応した教育として、国際化、情報化、科学技術の進展、環境問題への対応に関する教育の取組等について説明がなされた。さらに、魅力ある学校づくりとして、中高一貫教育、高校教育改革等について説明がなされた。

政府に対する質疑の主な内容は、情報化、国際化に対応した外国の青少年対策、子どもの健全育成に関する総合的な政策と子どもの権利条約との関係、中高一貫教育の実施状況、ゼロ歳児保育の問題点、子どもたちの居場所についての各種審議会や有識者会議における審議状況、児童虐待を減少させる方策、乳幼児医療の無料化、青少年対策推進会議の活動状況、児童自立支援施設の現状、学校週５日制、学校・家庭・地域社会の連携、障害を持つ子どもに対する教育、生徒の暴力行為等についてであった。

２月10日の政府説明では、生涯学習社会の構築に関しては、多様な学習機会の提供、社会教育施設の整備、社会通信教育の活用、民間教育事業者との連携、生涯学習の学習成果の評価と活用等について、また、成人・高齢者の学習・能力開発に関しては、企業における教育訓練の推進、労働者の自発的な能力開発、公共職業訓練、職業能力の評価・技能振興等について説明がなされた。さらに、自己の能力を活かせる雇用・社会参加の条件整備に関しては、雇用形態の多様化、能力を社会的に評価するシステム、雇用の流動化に対応した労働・社会保障システムの形成、高齢者・障害者の雇用・能力活用、女性が働きやすい職場環境の整備、ベンチャービジネス・ボランティアなど新しい活躍の場の形成、高齢者の生きがいづくり、在宅の高齢者の保健福祉対策、消費者行政、ＮＰＯ行政等について説明がなされた。

これらの政府説明に対する質疑の主な内容は、社会教育施設におけるバリアフリーの現状と今後の取組、要介護高齢者の社会教育、雇用慣行の変化と教育投資、母性保護の観点からの女性の労働実態調査、女性教職員の健康実態、日本の労働者の長時間労働の改善策、生涯教育におけるガールスカウト・ボーイスカウトの役割、社会教育施設の運営、児童・生徒の減少に伴って生じた余裕教室の活用、家庭にやさしい企業活動の在り方、障害者雇用率の推移、介護保険の問題点、高齢者の知識や経験の活用、高齢者の消費者被害の実態、学校施設の開放、母性保護制度の利用の推進、若年失業者対策、人材バンクの創設、ホームヘルパーの定年延長、就業時の年齢差別、技能審査認定制度の活用等についてであった。

また、２月24日の明石参考人からは、子どもの問題行動と戦後の社会史の関係、子どもの体験活動の奨励、家風・校風・地域の特色づくり等に関する意見が述べられ、世界各国の戦後の子ども社会史、学校教育の課題、社会の子育て支援、子どもの問題行動等について質疑があった。

また、同日意見を聴取した二宮参考人からは、現代における子どもの心の変化、中学生・高校生の学校生活に対する意識、教師の権威に関する意見等が述べられ、子どもの自尊感情の低下、道徳教育の問題点、心理学の実践の具体例、偏差値教育、内申書重視の問題、発達障害等について質疑があった。

３月３日の吉川参考人からは、最近の子どもの心的エネルギー減少問題、心の健全な発達を促す上で、多様な年代にわたる人間関係の重要性等に関する意見が、佐藤参考人からは、学校における保健室機能の変化と養護教諭の活動状況等に関する意見が述べられ、戦

後の教育の問題点、教育改革の在り方、競争社会におけるストレス等について質疑があった。

また、同日意見を聴取した西山参考人からは、家族関係が子どもに与える影響等に関する意見が述べられ、アダルトチルドレン現象の実態、子どもの新たな居場所、大人へのカウンセリングの公的援助、学校・家庭・社会の関係の改善等について質疑があった。

４月16日の大淵参考人からは、少子化の現状と要因、少子化が経済社会に与える影響、少子化対策等に関する意見が、山田参考人からは、未婚化・晩婚化の実態と原因、有効な少子化対策等に関する意見が、舩橋参考人からは、出産・育児をめぐる社会の変化、出生率低下の考え方、男性の子育てに関する意見等が述べられ、性別役割分業意識の是正、少子化の経済的影響に対する歯止め、各国の少子化対策、非嫡出子の問題、中高年女性の労働環境、男性の家事・育児への関与実態、仕事と家庭の両立に関する企業の役割、産前産後の母性保護、家族関係の在り方、人口増減と民族の盛衰、若者の自立支援策、少子化に対応した社会の構造改革等について質疑があった。

５月12日の矢内原参考人からは、推定される不妊治療の患者数、不妊の原因と治療、不妊治療に要する費用、不妊治療の倫理的問題点等に関する意見が述べられ、不妊治療と母体の安全、不妊患者数の増加の原因、不妊治療のカウンセリング、少子化対策としての不妊治療等について質疑があった。

これらの調査を経て、８月４日の調査会において中間報告を取りまとめた。

(2) 調査会経過

○平成11年２月３日（水）（第１回）

- ○理事の補欠選任を行った。
- ○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、子どもの心身の健全育成、社会の変化に対応した教育及び魅力ある学校づくりについて政府委員から説明を聴いた後、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。
- ○国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- ○委員派遣を行うことを決定した。

○平成11年２月10日（水）（第２回）

- ○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、成人及び高齢者の学習・能力開発及び自己の能力を活かせる雇用・社会参加の条件整備について政府委員及び厚生省当局から説明を聴いた後、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成11年２月24日（水）（第３回）

- ○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、子どもの心身の健全育成について参考人千葉大学教育学部教授明石要一君及び愛知学院大学情報社会政策学部教授二宮克美君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成11年３月３日（水）（第４回）

○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、子どもの心身の健全育成について参考人国立精神・神経センター精神保健研究所所長吉川武彦君、全国養護教諭連絡協議会会長・東京都立小平高等学校養護教諭佐藤紀久榮君及びジャーナリスト西山明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○派遣委員から報告を聴いた。

○平成11年４月16日（金）（第５回）

○理事の補欠選任を行った。

○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化の要因と対応について参考人中央大学経済学部教授大淵寛君、東京学芸大学教育学部助教授山田昌弘君及び桜美林大学国際学部教授舩橋惠子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年５月12日（水）（第６回）

○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化の要因と対応について参考人昭和大学医学部教授矢内原巧君から意見を聴いた後、同参考人及び政府委員に対し質疑を行った。

○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について意見の交換を行った。

○平成11年６月２日（水）（第７回）

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について意見の交換を行った。

○平成11年８月４日（水）（第８回）

○国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成11年８月13日（金）（第９回）

○国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

平成10年８月に設置された本調査会は、「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」を調査項目として調査を行うこととしている。初年度の調査においては、調査項目全般にわたり鋭意調査してきた。

この度、各会派の意見の一致をみたので、報告書に取りまとめ、これを議長に提出した。以下は、その概要である。

1　21世紀に向けた我が国社会の課題

21世紀を活力あるものとするために、まず、少子化そのものにメスを入れ、その対策を立てる必要がある。同時に、これまでの少子化の結果が社会に及ぼす影響を放置するわけにはいかない。このため、国民一人一人が、その能力を継続的に高め、生涯において能力を最大限発揮でき、国民生活の豊かさを中心に据えた経済社会となるよう、社会の変化に即して従来のシステムを変革していく必要がある。

2　少子化の現状と対応

(1)　我が国の出生数は長期にわたり減少を続けている。現状のまま推移すると、21世紀中には、人口減少社会の到来が確実視されており、人口の継続的な減少は、家族、地域、経済社会等多方面に長期にわたる深刻な影響を及ぼすものと危惧されている。

(2)　少子化対策について国民的な議論を喚起し、コンセンサスの形成に努めることが必要である。少子化は結婚や出産に関する国民の意識や価値観と深く関わって生じているため、国民的なコンセンサスを欠いては、いかなる対策も有効なものとなり得ない。また、コンセンサスを形成するにあたっては、国民の代表で構成される立法府に重要な役割が課せられている。

(3)　男女の固定的役割分担意識、家庭よりも仕事を優先する意識や社会の在り方を見直すことを通じ、21世紀の我が国社会を、結婚や子育てに喜びを感じ、家族がお互いを支え合う社会とすることが求められる。

(4)　少子化の原因とされる非婚化や晩産化は、必ずしも国民の望んだ結果ではなく、自由な選択を制約する様々な心理的・社会的要因によるものと考えられる。このため、その対策にあたっては、少子社会に関する基本法制の検討を含め、強力な政策推進母体の設置及び十分な財源の確保等総合的な取組が必要である。

(5)　我が国社会が、子育てをいかに支援していくべきかについては、今後国民的な議論を深めるべきであり、その際は、子どもは次代の担い手という意味で社会的な存在であることを考慮する必要がある。

(6)　人工授精等不妊治療をめぐる経済的・倫理的・法的課題については、費用の軽減策、生まれる子どもの法的地位等について緊急に検討を行う必要がある。

3　次世代の健全育成

(1)　近年、家庭の教育機能の低下が指摘されており、父親の子育てへの参加を得ながら、家庭の教育機能を支援していくことが課題となっている。

(2) 学校は、未来を担う次世代を育成する上で、主要な役割を果たすことが求められている。しかし、学校においては、いじめ、校内暴力、不登校等の病理的な現象が顕在化している。こうした問題を克服し、学校に期待されている役割を果たすには、ゆとりのなかで「生きる力」をはぐくむ教育や個性・創造性を尊重した教育を行うこと、学校を開かれたものとすること等の取組が求められている。

(3) 都市化、職住分離の一般化等により地域の教育力の低下が指摘されている。このため、地域における生活・社会・自然体験の機会の確保、伝統行事への参加等を通じ、子どもが安心して生活できる地域社会の形成が課題である。

4 生涯能力発揮社会の形成

(1) 国際化、情報化等により社会の変化の速度が速まるなか、生涯にわたり新しい知識を身につける必要性が高まっている。一方、こころの豊かさや生きがいを得るための学習需要も増大している。こうした需要に対応するため、様々な学習機会が提供されるとともに、学習の成果を評価するシステムの開発等を通じ、学習の成果が職業生活や社会生活に活かせるようにすることが求められる。

(2) 個人の職業生活を豊かにするとともに、経済社会が安定的に成長を遂げていくために、労働者の継続的な職業能力の開発が必要である。こうした観点から、技術の革新に対応した職業能力開発や労働者の自発性を発揮できる職業能力開発が求められる。

(3) 性別、年齢にとらわれず、個々人がその多様な能力を発揮できる社会を形成することが、豊かな国民生活を形成する上での課題となっている。このためには、高齢者、女性や障害者がその能力を最大限に発揮できる職場環境の整備、ベンチャービジネス、ＮＰＯ等新たな活躍の場の形成が求められている。

【共生社会に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

第143回国会の平成10年８月31日に設置された共生社会に関する調査会は、まずは「女性に対する暴力」を具体的テーマとして取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成11年２月３日、「女性に対する暴力の現状と課題」について、弁護士渡辺智子氏、東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授小西聖子氏及びアディクション問題を考える会（ＡＫＫ）代表米山奈奈子氏の３名を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、委員と参考人との意見交換を行った。

次いで、女性に対する暴力についての現状及び取組状況について政府等から説明を聴取することとし、「女性に対する暴力の現状と課題」について、２月10日、警察庁、法務省及び最高裁判所から、４月19日、文部省、厚生省及び労働省から、それぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

こうした参考人からの意見聴取及び政府等の取組状況を踏まえ、５月12日、「女性に対する暴力についての現状と課題」について委員間の自由討議を行った。

６月30日、本調査会は、これまでの調査を踏まえ、女性に対する暴力について意見を集約し、６項目の柱からなる提言を取りまとめた。

〔調査の概要〕

平成11年２月３日の調査会では、参考人から、性暴力に関する裁判官・検察官等の研修、強姦罪等の告訴期間の撤廃、訴訟以外の救済システムの創設等が必要である、強姦被害は最も高率にＰＴＳＤ（外傷後ストレス障害）を発生させるものであるが、我が国では性犯罪被害者相談活動は極めて不十分で、この分野の専門家も少数である、暴力被害女性の駆け込み寺的存在である民間シェルターに対する公的助成やシェルタースタッフの安全確保が必要である、等の意見が述べられた。

委員との意見交換においては、①性暴力の被害に遭った女性は、殺されるかもしれないという恐怖から感情が麻痺したり、現実感がなくなったりするため、まず抵抗するはずだとの考え方は非現実的である、②被害者の安全確保のために、面会禁止等の仮処分に反する行為に対し、刑事罰を適用するような法的措置が求められる、③暴力加害者の継続的カウンセリングがドメスティック・バイオレンス防止に必要であるが、我が国ではその取組がほとんどなされていない。また、アメリカでもカウンセリングを受けたがらない重度の加害行為者にいかに参加を強制させるかが課題とされている、④時代に適応していない婦人補導院などの施設を公的シェルターなどに転用することを検討すべきである、⑤民間のシェルターが力を付けていくためには、家賃補助や人件費に対する公的助成制度の確立などが必要である、等の意見が述べられた。

２月10日の調査会では、①被害女性のための総合的相談窓口の必要性、②通り魔的な強姦に関しては、犯行の前後等の状況を勘案することなく、直ちに実刑を科すことが女性に対する性暴力の抑止力となる、③警察官、検察官、人権擁護委員、家事調停委員等に対す

るジェンダーの視点に立った研修の必要性、④ドメスティック・バイオレンスの加害者の行動を規制する立法措置の必要性、⑤性暴力被害女性の精神的な立ち直りの期間を参酌し、強姦罪の告訴期間６か月を無期限とすることを検討する必要性、⑥現場の警察官がドメスティック・バイオレンスに際して家庭内に介入できるミニマムスタンダード的な指導指針を作成しておく必要性、等について質疑が行われた。

４月19日の調査会では、①女性に対する暴力を取り扱う機関としての法的根拠を婦人相談所に与える必要性、②女性に対する暴力の問題に対応するための婦人相談所等の研修体制、③母子生活支援施設入所及び児童扶養手当支給の要件緩和、④婦人保護施設への精神科医、心理判定員等の配置基準改善の必要性、⑤母子家庭の母親に対する公共職業訓練制度の周知徹底、等について質疑が行われた。

５月12日の調査会では、①女性に対する暴力は世界共通の問題であり、我が国において地域的偏りがあるとすれば、それはむしろ潜在化しているにすぎない、②ドメスティック・バイオレンスへの対応策なり立法化に必要な社会事実の明確化のためにも、実態を把握するための調査を行うべきである、③ドメスティック・バイオレンスを根本的に解決していくためには、長期的には学校教育において性差別的な意識を改革し、一人の人間としてその価値を認めていく啓発がなければならない、④ドメスティック・バイオレンスを女性に対する一般的な暴力と同様に法律で律していくことが望ましいのか、十分検討する必要がある、⑤女性に対する暴力の基本法を制定する場合には、その目的を明確にし、立法事実を明らかにするとともに、この法律によってどのような社会が構築できるのかを示していく必要がある、⑥女性に対する暴力の基本法を制定すれば、現行制度の下での対応が取りやすくなるとともに、夫婦間暴力が犯罪であることの法的な明確化によって、抑止効果が期待できる、⑦女性に対する暴力については、その課題を、現行法で対応できるもの、法改正が必要なもの、新規立法が必要なものにそれぞれ区分して、対応に向けての議論を進めていくことが必要である、等の意見が述べられた。

以上のような調査を通じ、女性に対する暴力についての法的対応策については今後の検討課題とし、当面する課題について本調査会として意見を集約、６月30日、次の提言を取りまとめた。

なお、提言のうち、緊急を要する事項で予算措置が必要なものについては、関係省庁等において早急に検討を行い、概算要求に反映させていくべきであるとした。

○　女性に対する暴力についての提言

１　女性に対する暴力についての調査・研究

女性に対する暴力の実態調査については、速やかにこれを実施し、その結果を広く公表するとともに、特に緊急性を有する被害女性の保護、精神的ケア対策等については、早期に有効、適切な措置を講ずるべきである。

さらに、定期的な実態調査や暴力の発生原因の究明等を行い、暴力への対応策を総合的、継続的に検討していく必要がある。

２　暴力被害者に対する支援体制

⑴　暴力被害者対策は、その所管が各省にまたがることから、関係省庁等が十分連携し

問題解決に当たるとともに、地域においても、医療機関、弁護士会、民間支援団体等をも含めたネットワークの確立が必要である。

(2) 女性に対する暴力に関し、専門的な知識と経験を有する者から成る総合相談窓口の設置や精神的ケア・サポート体制を充実するとともに、その周知を図る必要がある。

3 暴力被害者のためのシェルターの在り方

被害女性の相談や保護のための公的な事業は、主に売春防止法上の婦人相談所において通達に基づき行われているが、法の目的と現状が著しく乖離し対応にも限界がみられることから、被害女性の保護施策の在り方について法改正を含め抜本的に検討する必要がある。さらに、時代に適応していない婦人補導院についても、シェルターへの転用等その在り方に関して検討する必要がある。

また、民間シェルターは、被害女性支援に重要な役割を果たしていながら、厳しい運営を強いられていることから、財政的な支援策等について検討する必要がある。

4 女性に対する暴力についての関係職員の研修

個々のケースに対応する、警察、司法、医療、福祉等の関係職員が、女性に対する暴力の問題を正しく認識し、公平、公正な判断が行えるよう、ジェンダーの視点に立った研修の充実を急ぐべきである。

5 女性に対する暴力についての予防、啓発

女性の人権が尊重され、暴力のない社会を実現するためには、学校教育・社会教育等の場における教育・啓発活動の充実を始め、様々な媒体を利用した広報活動の充実、女性のエンパワーメントのための施策の推進により、性差別意識の改革や女性の自立を図る必要がある。

また、加害者に対するカウンセリングや教育プログラムなどの検討も必要である。

6 ドメスティック・バイオレンスについての対応

(1) 警察の対応

ドメスティック・バイオレンスの抑止のためには、家庭内の問題であっても法に触れるような場合は、被害の状況を客観的、正確に把握した上で、警察として適切な対応をする必要がある。その際、一線の警察官が適切な状況判断ができるよう、ミニマムスタンダードのような指導指針を作成し、その徹底を図る必要がある。

(2) 接近禁止等の仮処分命令

被害女性が裁判所に申し立てる加害者の接近禁止等の仮処分命令については、迅速性や保証金の要否の点で、暴力から逃れた女性の要請にこたえきれていないことから、被害女性が利用しやすいものとなるよう検討する必要がある。

(3) 経済的自立支援策

被害女性の経済的自立支援のためには、問題の本質を十分認識した上で、関連する就労、母子福祉等の施策の連携と充実を図る必要がある。

(2) 調査会経過

○平成11年２月３日（水）（第１回）

○理事の補欠選任を行った。
○参考人の出席を求めることを決定した。
○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について参考人弁護士渡辺智子君、東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授小西聖子君及びアディクション問題を考える会代表米山奈奈子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
○委員派遣を行うことを決定した。
○共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年２月10日（水）（第２回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について政府委員、法務省及び最高裁判所当局から説明を聴いた後、政府委員、警察庁、法務省及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

○平成11年４月19日（月）（第３回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員に対し質疑を行った。
○派遣委員から報告を聴いた。

○平成11年５月12日（水）（第４回）

○男女等共生社会の構築に向けてのうち、女性に対する暴力についての現状と課題に関する件について意見の交換を行った。

○平成11年６月30日（水）（第５回）

○共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
○共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成11年８月13日（金）（第６回）

○共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

共生社会に関する調査報告（中間報告）

【要　旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第143回国会の平成10年８月に設置された。

本調査会は、男女の共生を中心として調査を進めることとし、「男女等共生社会の構築に向けて」を当面のテーマとした。さらに、委員間の自由討議を経て、「女性に対する暴力」と「女性の政策決定過程への参画」を具体的テーマとして取り上げ、まずは「女性に対する暴力」から調査を行うこととした。参考人からの意見聴取及び政府等からの説明聴取並びに委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、ドメスティック・バイオレンス対策特別法の制定等の法的対応策等については、今後の検討課題とすることとし、当面する課題について本調査会として意見を集約し、提言として取りまとめ、去る６月30日、その調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の内容は、次のとおりであるが、このうち緊急を要する事項で予算措置が必要なものについては、関係省庁等において早急に検討を行い、概算要求に反映させていくべきである。

1　女性に対する暴力についての調査・研究

実態調査を速やかに実施し、結果を広く公表し、特に被害女性の保護等については、早期に有効、適切な措置を講ずるべきである。さらに、定期的な実態調査等を行い、暴力への対応策を総合的、継続的に検討する必要がある。

2　暴力被害者に対する支援体制

(1)　暴力被害者対策は、関係省庁等が十分連携し問題解決に当たるとともに、地域においても、医療機関等をも含めたネットワークの確立が必要である。

(2)　総合相談窓口の設置、精神的ケア・サポート体制の充実及び周知を図る必要がある。

3　暴力被害者のためのシェルターの在り方

被害女性の相談等の公的事業は、主に売春防止法上の婦人相談所において行われているが、法の目的と現状が乖離し対応にも限界があるので、法改正を含め抜本的に検討する必要がある。また、民間シェルターへの財政的な支援策等を検討する必要がある。

4　女性に対する暴力についての関係職員の研修

警察、司法、医療、福祉等の関係職員が、問題を正しく認識し、公平、公正な判断が行えるよう、ジェンダーの視点に立った研修の充実を急ぐべきである。

5　女性に対する暴力についての予防、啓発

学校教育等における教育・啓発活動の充実を始め、広報活動の充実等により、性差別意識の改革等を図る必要がある。加害者に対するカウンセリング等の検討も必要である。

6　ドメスティック・バイオレンスについての対応

(1)　警察の対応

家庭内の問題であっても法に触れる場合は、被害状況を正確に把握した上で、警察が適切な対応をする必要がある。その際、指導指針の作成及び徹底が必要である。

⑵　接近禁止等の仮処分命令

加害者に対する接近禁止等の仮処分命令は、迅速性や保証金の要否の点で要請にこたえきれていないので、被害女性が利用しやすいものとなるよう検討する必要がある。

⑶　経済的自立支援策

被害女性の経済的自立支援のため、関連する就労、母子福祉等の施策の連携と充実が必要である。

1　議案審議概況

【概　観】

今国会、内閣から提出された法律案は、地方分権推進法及び中央省庁改革関連法17件を含む124件(内24件が本院先議)であり、うち110件が成立した。成立率(成立件数を提出件数で除したもの)は88.7%であった。少年法一部改正案及び年金改革関連７法案等10法案は衆議院で継続審査となり、民法関連４法案は本院において継続審査となった。また、衆議院で継続していたガイドライン関連法及び組織犯罪処罰関連法を含む11件のうち10件が成立し、民事訴訟法一部改正案は衆議院において継続審査となった。内閣提出法律案が120件を上回ったのは昭和47年、第71回国会以来であり、一国会で120件以上の閣法が成立したのは、昭和42年、第55国会以来であった。

予算は、５件提出されいずれも成立した。

条約は、今国会新たに15件(内４件が本院先議)が提出されいずれも成立した。また、前国会から衆議院で継続していた１件は成立した。

衆法は、今国会新たに38件が提出され、13件が成立した。そのほか10件が継続審査となり、１件が撤回され、５件が否決された。残り９件は審査未了となった。前国会から継続していた衆法は34件あったが、成立したものはなく、８件が継続審査となった。

参法は、22件提出され、５件が成立した。２件が継続審査となり、６件は撤回となった。残り９件は審査未了となった。

そのほか内閣提出の**承認案件**２件は承認され、**平成８年度予備費**２件、**平成９年度予備費**６件及び**平成９年度決算調整資金**は承諾された。**平成８年度決算**及び**平成９年度決算**は継続審査となった。なお、**参議院規則一部改正案**が提出され可決された。

【議案の審議状況】

〔予算の審議〕

平成11年度総予算は、１月19日に提出され、衆議院において同月25日から総括質疑に入り、公聴会、集中審議、分科会を経て、２月19日に衆議院を通過し本院に送付された。なお、民主党から撤回の上編成替えを求めるの動議が提出されたが否決された。本院においては同月22日に総括質疑に入り、財政金融・景気・雇用、外交・防衛及び教育・環境・福祉に関する集中審議、公聴会、日債銀問題に関する参考人質疑、委嘱審査、締めくくり総括質疑を経て、３月17日の本会議において否決されたが、両院協議会において意見の一致を見ず衆議院の議決が国会の議決となった。

緊急雇用対策を実施するために、５千億円余の経費を追加した**平成11年度補正予算**は７月８日に提出され、同月15日に本院に送付され、21日に成立した。

〔法律案の審議〕

—閣　法—

成立した主な閣法は、以下の通りである。行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示について必要な措置を講じようとする**行政機関の保有する情報の公開**

に関する法律案（５月７日成立、以下括弧内は成立日）は、衆議院において、開示の請求、実施に係る手数料をできる限り利用しやすいものとすること、情報公開訴訟の出訴地を原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとすること及び本法施行後４年を目途に施行状況について検討すること等の修正が行われ、本院においては、情報公開訴訟の管轄の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して、当該事態に対応して我が国が実施する措置等について定めようとする**周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案**（５月24日）は、衆議院において、船舶検査活動に係る諸規定を削除したこと、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援及び後方地域捜索救助活動について、原則事前、緊急時には事後の国会承認規定を新設する等の修正が行われた。外国における緊急事態に際して防衛庁長官が行う在外邦人等の輸送について、輸送手段の追加等の措置を講じようとする**自衛隊法の一部を改正する法律案**（５月24日）。男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成について基本理念等を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしようとする**男女共同参画社会基本法案**（６月15日）は、本院において、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、本法制定の趣旨等をより明確にする前文規定を加える修正を行った。食料・農業・農村の各分野にわたる施策について今後の基本的な方向付けを行うため、農業基本法に代わる新基本法を制定しようとする**食料・農業・農村基本法案**（７月12日）は、衆議院において、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として行わなければならないものとすることの修正が行われた。国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねること及び地方公共団体の自主性、自立性が十分に発揮されるようにすることを基本とした国と地方の新しいシステムに転換することにより地方分権の推進を図るため、地方自治法をはじめとする関係法律475件を改正する**地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案**（７月８日）は、衆議院において、政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について検討し、必要な措置を講ずる旨等の修正が行われた。中央省庁等改革関連法案17件は、内閣機能の強化関連法律案として内閣機能を強化する**内閣法の一部を改正する法律案**（７月８日、以下同じ）、内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化等のため、内閣府を設置する**内閣府設置法案**、省庁再編関連法律案として、国の行政機関の組織及び運営の基準を策定する**国家行政組織法の一部を改正する法律案**、任務を基軸とした各省等の編成をする**総務省設置法案、郵政事業庁設置法案、法務省設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案**、国の行政組織関係法律について、規定の整備等を一括して行おうとする**中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案**、独立行政法人関連法律案として、独立行政法人の運営の基本、監督その他の制度の基本となる共通の事項を定める**独立行政法人通則法案**、独立

行政法人通則法の施行に伴い、関連する諸法律について所要の規定整備を行おうとする**独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**がある。我が国産業の活力の再生を速やかに実現するため、事業者による事業再構築の円滑化、創業及び中小企業者による新事業開拓の支援及び事業者の経営資源増大に資する研究活動の活性化等の措置を講じようとする**産業活力再生特別措置法案**（８月６日）。国旗を日章旗とし、及び国歌を君が代とするとともに、日章旗の制式並びに君が代の歌詞及び楽曲を定める**国旗及び国歌に関する法律案**（８月９日）。組織犯罪処罰関連法案として、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届け出等について定める**組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案**（８月12日）。刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施手続、傍受記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立その他必要な事項を定める**犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案**（８月12日）は、衆議院において本法律案の目的が、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害している現状に対処するためであることを明確にすること、傍受の対象となる犯罪を薬物関連犯罪、集団密航関連犯罪、銃器関連犯罪及び組織的な殺人に限定すること、令状請求権者及び令状発付権者を限定する旨の修正が行われた。通信当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置を定める**刑事訴訟法の一部を改正する法律案**（８月12日）。住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理等を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講ずる**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**（８月12日）は、衆議院において、同法の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずる旨の修正が行われた。

―衆 法―

成立した主な衆法は以下の通りである。会計検査官の任命等について、衆議院が同意して参議院が同意しない場合においては衆議院の同意をもって両議院の同意とすることとする規定を削除する**会計検査院法の一部を改正する法律案**（４月28日）。日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため衆議院に憲法調査会を設置しようとする**国会法の一部を改正する法律案**（７月29日）は、本院において、本院にも憲法調査会を設置するものとする修正が行われた。国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、所要の措置を講ずる**国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案**（７月26日）。国会議員の本人名義以外の名義による株取引等を禁止し、違反した者を20万円以下の罰金に処する措置を講じようとする**政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案**（８月６日）。国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため、国家公務員倫理規程の制定、幹部公務員に係る贈与、株取引、所得等の報告、国家公務員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等の措置を講ずる**国家公務員倫理法案**（８月９日）及び自衛隊員にも同様の措置を講ずる**自衛隊員倫理法案**（８月９日）。

—参 法—

今国会参議院議員提出法律案で成立したものは以下の通り。ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図るため、ものづくり基盤技術基本計画を策定し、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に促進しようとする**ものづくり基盤技術振興基本法案**（３月12日）。企業の資金調達の機動性の増大を図るため、特定融資枠契約に係る手数料については、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律のみなし利息の規定を適用しない等の措置を講じる**特定融資枠契約に関する法律案**（３月23日）。児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰する等の措置を定める**児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案**（５月18日）。歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資するため、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定める**国立公文書館法案**（６月15日）。ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等のため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定める**ダイオキシン類対策特別措置法案**（７月12日）。また、**小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案**及び**国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案**は継続審査となった。

〔条約の審議〕

今国会成立した条約の主なものは以下の通りである。周辺事態が生じた際に、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互提供を、1996年に締結した現行協定によって確立された枠組みに従って行い得るようにするために改正する**日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件**（５月24日）。公務員等による拷問行為を犯罪とすることとし、その犯人の処罰、引渡し等について定める**拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件**（６月９日）。朝鮮半島エネルギー開発機構（ＫＥＤＯ）に対する日本輸出入銀行による貸付け及び政府による当該貸付けに係る利子相当分の資金拠出について定める**軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件**（６月30日）。

〔本会議決議〕

食料・農業・農村基本政策に関する決議案は７月12日に可決し、**子ども読書年に関する決議案**は８月９日に可決した。また、**法務委員長荒木清寛君解任決議案、内閣総理大臣小渕恵三君問責決議案、議長不信任決議案**及び**法務大臣陣内孝雄君問責決議案**はいずれも８月12日の本会議で否決した。**議院運営委員長岡野裕君解任決議案**及び**大蔵大臣宮澤喜一君問責決議案外５件**は未了となった。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	124	110	4	0	0	10	0	0	
	衆継	11	10	0	0	0	1	0	0	
参法	新規	22	5	2	0	9	0	0	0	撤回6
衆法	新規	38	13	0	0	0	10	5	9	撤回1
	衆継	34	0	0	0	0	8	0	18	撤回8
予算		5	5	0	0	0	0	0	0	
条約	新規	15	15	0	0	0	0	0	0	
	衆継	1	1	0	0	0	0	0	0	
承認		2	2	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	6	1	0	0	0	5	0	0	
	衆継	8	8	0	0	0	0	0	0	
決算その他	新規	4	0	3	0	1				
	継続	3	0	3	0	0				
決議案		13	2	0	4	7				
規則		1	1	0	0	0				
規程		4	4	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（135件）（うち衆議院において前国会から継続11件）

●両院通過（120件）（うち衆議院において前国会から継続10件）

1 平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案
2 恩給法等の一部を改正する法律案
3 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
4 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案
5 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
6 有価証券取引税法及び取引所税法を廃止する法律案
7 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
8 関税定率法等の一部を改正する法律案
9 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
10 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
11 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案
12 都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案
13 地方税法の一部を改正する法律案
14 地方交付税法等の一部を改正する法律案
15 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案
16 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
17 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
18 警察法の一部を改正する法律案
19 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
20 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
21 国立学校設置法の一部を改正する法律案
22 日本学術振興会法の一部を改正する法律案
23 雇用・能力開発機構法案
24 海岸法の一部を改正する法律案
25 司法制度改革審議会設置法案（修）
26 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
27 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

28　中小企業経営革新支援法案
29　中小企業総合事業団法案
30　特許法等の一部を改正する法律案
31　都市基盤整備公団法案
32　国際協力銀行法案
33　日本政策投資銀行法案
34　国民金融公庫法の一部を改正する法律案
35　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
36　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
37　森林開発公団法の一部を改正する法律案
38　漁船損害等補償法の一部を改正する法律案
39　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案
40　郵便貯金法及び簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
41　簡易生命保険法の一部を改正する法律案
42　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案
43　鉄道事業法の一部を改正する法律案
44　道路運送法の一部を改正する法律案
45　海上運送法の一部を改正する法律案
46　航空法の一部を改正する法律案
47　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
48　特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
49　持続的養殖生産確保法案
50　特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案
51　通信・放送機構法の一部を改正する法律案
52　男女共同参画社会基本法案《修》
53　鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案《修》
54　持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案
55　肥料取締法の一部を改正する法律案
56　電波法の一部を改正する法律案
57　郵便法の一部を改正する法律案
58　道路交通法の一部を改正する法律案
60　不正競争防止法の一部を改正する法律案
61　道路運送車両法の一部を改正する法律案
62　船舶法の一部を改正する法律案
63　住宅の品質確保の促進等に関する法律案
64　農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案
65　訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

66　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案
67　学校教育法等の一部を改正する法律案
68　食料・農業・農村基本法案（修）
69　農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案
70　有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
71　労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案
72　国立教育会館の解散に関する法律案
73　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
74　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
75　環境事業団法の一部を改正する法律案
76　商法等の一部を改正する法律案
78　国家公務員法等の一部を改正する法律案
79　外国人登録法の一部を改正する法律案《修》
80　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
81　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案《修》
82　地方公務員法等の一部を改正する法律案
87　自衛隊法等の一部を改正する法律案
88　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（修）
89　農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
90　職業安定法等の一部を改正する法律案
91　地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（修）
92　放送法の一部を改正する法律案
93　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案
94　不正アクセス行為の禁止等に関する法律案
95　通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案
96　内閣法の一部を改正する法律案
97　内閣府設置法案
98　国家行政組織法の一部を改正する法律案
99　総務省設置法案
100　郵政事業庁設置法案
101　法務省設置法案
102　外務省設置法案
103　財務省設置法案
104　文部科学省設置法案
105　厚生労働省設置法案
106　農林水産省設置法案
107　経済産業省設置法案
108　国土交通省設置法案

109　環境省設置法案
110　中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案
111　独立行政法人通則法案
112　独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
114　著作権法の一部を改正する法律案
115　国旗及び国歌に関する法律案
116　産業活力再生特別措置法案
117　租税特別措置法の一部を改正する法律案

(第142回国会提出)

79　住民基本台帳法の一部を改正する法律案（修）
92　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案（修）
93　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案（修）
94　刑事訴訟法の一部を改正する法律案
102　行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（修）《修》（衆議院同意）
103　行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（修）
109　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案（修）
110　自衛隊法の一部を改正する法律案
117　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案（修）

(第143回国会提出)

10　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（修）

●本院継続（４件）

83　民法の一部を改正する法律案
84　任意後見契約に関する法律案
85　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
86　後見登記等に関する法律案

●衆議院継続（11件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

59　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律案
77　少年法等の一部を改正する法律案
113　国と民間企業との間の人事交流に関する法律案
118　国民年金法等の一部を改正する法律案
119　年金資金運用基金法案
120　年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案
121　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
122　私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案
123　農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
124　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

（第142回国会提出）

104　民事訴訟法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（22件）

●両院通過（５件）

9　特定融資枠契約に関する法律案

12　ものづくり基盤技術振興基本法案

14　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

15　国立公文書館法案

22　ダイオキシン類対策特別措置法案

●本院継続（２件）

13　小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案

21　国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案

●本院未了（９件）

1　租税特別措置法の一部を改正する法律案

2　租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案

3　解雇等の規制に関する法律案

4　解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

5　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案

10　所得税法の一部を改正する法律案

11　児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案

18　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

19　職業安定法等の一部を改正する法律案

●撤回（６件）

6　ダイオキシン類対策特別措置法案

7　ダイオキシン類汚染対策緊急措置法案

8　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

16　男女共同参画基本法案

17　化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案

20　ダイオキシン類に係る発生の未然防止、排出の規制及び汚染の除去等に関する緊急措置法案

◎衆議院議員提出法律案（72件）（うち衆議院において前国会から継続34件）

●両院通過（13件）

1　平成10年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

9　土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

10　国立国会図書館法の一部を改正する法律案
18　会計検査院法の一部を改正する法津案
21　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案
27　国会法の一部を改正する法律案《修》（衆議院同意）
29　国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案
31　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
32　国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
33　公職選挙法の一部を改正する法律案
34　政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律案
36　国家公務員倫理法案
37　自衛隊員倫理法案

●衆議院継続（18件）（うち衆議院において前国会から継続８件）
11　証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案
12　租税特別措置法の一部を改正する法律案
13　行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案
14　審議会等の委員等の構成及び審議等の公開等に関する法律案
20　公共工事に係る契約の適正化に関する法律案
25　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部を改正する法律案
26　公職選挙法の一部を改正する法律案
28　政治資金規正法の一部を改正する法律案
35　良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法案
38　国立国会図書館法の一部を改正する法律案

（第142回国会）
14　中高一貫教育の推進に関する法律案
19　国の行政機関の職員等の営利企業等への就職の制限等に関する法律案
44　行政評価基本法案

（第143回国会提出）
12　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案
18　国家公務員法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
19　特殊法人の役員等の給与等の規制に関する法律案
20　日本銀行法の一部を改正する法律案

（第144回国会）
5　永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権及び被選挙権の付与に関する法律案

●衆議院否決（５件）
17　住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案
22　内閣法の一部を改正する法律案

23　首相府設置法案
24　内閣府設置法案
30　起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案

●衆議院未了（27件）（うち衆議院において前国会から継続18件）
2　所得税法の一部を改正する法律案
3　児童手当法及び所得税法の一部を改正する法律案
4　国民年金法等の一部を改正する法律及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
5　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
6　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
7　農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
8　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
15　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案
16　特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案

(第141回国会提出)
5　情報公開法案

(第142回国会提出)
3　国家公務員の倫理の保持に関する法律案
4　国会職員の倫理の保持に関する法律案
5　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案
11　行政情報の公開に関する法律案
17　政治資金規正法の一部を改正する法律案
18　政党助成法を廃止する法律案
20　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案
28　借地借家法の一部を改正する法律案
29　民法の一部を改正する法律案
30　国会議員等の入札干渉等の処罰等に関する法律案
32　政治資金規正法の一部を改正する法律案
33　国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律案
34　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案
36　国家公務員倫理法案
37　自衛隊員倫理法案
43　公職選挙法の一部を改正する法律案

(第144回国会提出)
7　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

●撤回（９件）（うち衆議院において前国会から継続８件）

19　政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案

（第142回国会提出）

26　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

27　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律案

31　公職選挙法の一部を改正する法律案

35　政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止に関する法律案

38　国会議員の地位利用収賄等の処罰に関する法律案

40　国会議員等の地位利用収賄等の処罰等に関する法律案

41　政治倫理の確立のための国会議員の仮名による株取引等の禁止等に関する法律案

（第144回国会提出）

6　国会における審議の活性化等を図るための国会法及び国家行政組織法等の一部を改正する法律案

◎予算（５件）

●両院通過（２件）

4　平成11年度一般会計補正予算（第１号）

5　平成11年度特別会計補正予算（特第１号）

●憲法第60条第２項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（３件）

1　平成11年度一般会計予算

2　平成11年度特別会計予算

3　平成11年度政府関係機関予算

◎条約（16件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

●両院通過（16件）（うち衆議院において前国会から継続１件）

1　核兵器の不拡散に関する条約第３条１及び４の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件

2　国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

3　国際通貨基金協定の第４次改正の受諾について承認を求めるの件

4　アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

5　標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件

6　投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

7　投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

8　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

9　民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件

10　拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

11　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレイシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

12　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

13　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

14　軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件

15　航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(第142回国会提出)

20　日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（２件)

●両院通過（２件)

1　放送法第37条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

2　地方自治法第156条第６項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（14件）（うち衆議院において前国会から継続８件)

●両院通過（９件）（うち衆議院において前国会から継続８件)

○平成９年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(第140回国会提出)

○平成８年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○平成８年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(第142回国会提出)

○平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）

○平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）

○平成９年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○平成９年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

○平成９年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

●衆議院継続（５件)

○平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）
○平成10年度特別会計予算総則第13条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）
○平成10年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）
○平成10年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

◎決算その他（７件）
●継続（６件）
○平成９年度一般会計歳入歳出決算、平成９年度特別会計歳入歳出決算、平成９年度国税収納金整理資金受払計算書、平成９年度政府関係機関決算書
○平成９年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成９年度国有財産無償貸付状況総計算書
（第142回国会提出）
○平成８年度一般会計歳入歳出決算、平成８年度特別会計歳入歳出決算、平成８年度国税収納金整理資金受払計算書、平成８年度政府関係機関決算書
○平成８年度国有財産増減及び現在額総計算書
○平成８年度国有財産無償貸付状況総計算書
●未了（１件）
○日本放送協会平成９年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

◎決議案（13件）
●可決（２件）
1　食料・農業・農村基本政策に関する決議案
2　子ども読書年に関する決議案
●否決（４件）
3　法務委員長荒木清寛君解任決議案
4　内閣総理大臣小渕恵三君問責決議案
6　議長不信任決議案
7　法務大臣陣内孝雄君問責決議案
●未了（７件）
5　議院運営委員長岡野裕君解任決議案
8　大蔵大臣宮澤喜一君問責決議案
9　内閣官房長官野中広務君問責決議案
10　通商産業大臣与謝野馨君問責決議案
11　厚生大臣宮下創平君問責決議案
12　文部大臣有馬朗人君問責決議案
13　自治大臣野田毅君問責決議案

◎規則・規程案（５件）

●可決（５件）

○参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

○参議院憲法調査会規程案

○参議院規則の一部を改正する規則案

○参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案

○常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

1　請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、4,679件（304種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」319件、「消費税率三％への引下げに関する請願」250件、「新ガイドラインに基づく周辺事態法等の制定反対に関する請願」249件などであった。

各委員会への付託件数は、総務285件、法務592件、地行警察49件、外交防衛16件、財政金融381件、文教科学120件、国民福祉1,856件、労働社会418件、農林水産110件、経済産業22件、交通通信41件、国土環境177件、議院運営25件、災害対策５件、沖縄・北方２件、行革税制179件、防衛指針322件、国旗国歌79件であった。

請願者の総数は1,955万7,814人に上っている。

行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託された消費税関連請願については、３月５日、消費税率の特例等を規定した「租税特別措置法一部改正案」（参法第１号）が財政・金融委員会に付託されたため、同日付託変更した。

外交・防衛委員会に付託されたいわゆる「新ガイドライン法案」の関連請願については、４月26日、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会が設置され、同月28日、同法案が同委員会に付託されたため、同日付託変更した。

地方行政・警察委員会に付託されたいわゆる「地方分権一括法案」の関連請願については、６月14日、同法案が行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託されたため、同日付託変更した。

文教・科学委員会に付託されたいわゆる「国旗国歌法案」の関連請願については、７月28日、国旗及び国歌に関する特別委員会が設置され、同日、同法案が同委員会に付託されたため、同月30日付託変更した。

請願書の紹介提出期限については、当初６月３日の議院運営委員会理事会において会期終了日の７日前の同月10日までと決定されたが、17日の衆・本会議において57日間の会期延長が議決されたため、翌18日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、８月２日の議院運営委員会理事会において会期終了日の７日前の同月６日までと決定された。

８月13日、各委員会において請願の審査が行われ、11委員会において796件（36種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願」外795件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、17.0％であり、また種類数による採択率（採択数／付託数）は、11.8％であった。

2　請願件数表

委員会					本会議	備考
委員会	付託	採択	不採択	未了	採択	
総務	285	56	0	229	56	
法務	592	90	0	502	90	
地行警察	49	15	0	34	15	
外交防衛	16	0	0	16	0	
財政金融	381	0	0	381	0	
文教科学	120	10	0	110	10	
国民福祉	1,856	569	0	1,287	569	
労働社会	418	35	0	383	35	
農林水産	110	2	0	108	2	
経済産業	22	8	0	14	8	
交通通信	41	0	0	41	0	
国土環境	177	0	0	177	0	
議院運営	25	0	0	25	0	
災害対策	5	5	0	0	5	
沖縄・北方	2	2	0	0	2	
行革税制	179	0	0	179	0	
防衛指針	322	4	0	318	4	
国旗国歌	79	0	0	79	0	
計	4,679	796	0	3,883	796	提出総数　4,679件

3　本会議において採択された請願件名一覧

○総務委員会 …… ５６件

動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願（第878号外20件）
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願（第882号外25件）
青少年の健全育成に関する基本法の制定に関する請願（第1465号外４件）
元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第1621号外２件 ）
傷病恩給等の改善に関する請願（第1732号）

○法務委員会 …… ９０件

裁判所の人的・物的充実に関する請願（第2177号外57件）
法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願（第2453号外31件）

○地方行政・警察委員会 …… １５件

犯罪被害者救済制度の充実に関する請願（第269号外４件）
地方分権の推進に伴う地方税財源の充実強化に関する請願（第271号外３件）
過疎地域活性化のための新立法措置に関する請願（第273号外５件）

○文教・科学委員会 …… １０件

私学助成に関する請願（第119号）
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第4136号外５件）
学卒未就職者の奨学金返済延期に関する請願（第4138号外２件）

○国民福祉委員会 …… ５６９件

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願（第５号外318件）
介護保険制度の実施に伴う介護サービス基盤等の充実強化に関する請願（第277号外４件）
遺伝子組換え食品の安全性についての情報公開に関する請願（第585号外１件）
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第1180号外63件）
輸入食品の安全基準強化等に関する請願（第1225号外１件）
だれもが安心してよい医療が受けられるための医療保険改革に関する請願（第1363号外61件）
聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正に関する請願（第1444号）
障害者の社会参加を制限する法律等の見直しに関する請願（第1446号）
聴覚障害者の社会参加を制限する法律の早期改正に関する請願（第1470号外４件）
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願（第2330号外31件）
精神障害者保健福祉手帳のサービス拡大等に関する請願（第2642号外20件）
総合的難病対策の早期確立に関する請願（第2731号外52件）
食品の安全基準の緩和反対等に関する請願（第3562号）

保育施設の拡充に関する請願（第4137号）

○労働・社会政策委員会 …… ３５件

障害者雇用率引上げ、職域開発に関する請願（第2333号外32件）

高齢者の雇用機会の創出に関する請願（第3757号外１件）

○農林水産委員会 …… ２件

遺伝子組換え食品の表示に関する請願（第586号外１件）

○経済・産業委員会 …… ８件

中小企業支援策の充実強化に関する請願（第279号外４件）

中小零細企業などの地域産業振興策拡充に関する請願（第1072号外２件）

○災害対策特別委員会 …… ５件

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する請願（第4194号外４件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… ２件

北方領土返還促進に関する請願（第3655号）

北方領土早期返還実現化に関する請願（第3925号）

○日米防衛協力のための指針に関する特別委員会 …… ４件

新ガイドライン関連法案に関する請願（第1997号外３件）

質問主意書一覧

【第145回国会(常会)】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	川辺川ダム建設に関する質問主意書	中村　敦夫君	11. 1.29	11. 2. 3	11. 2.26	11. 2. 9 内閣から通知書受領 (11.3. 1まで答弁延期)
2	資金管理団体等に関する質問主意書	小川　勝也君	1.29	2. 3	3.26	2. 9 内閣から通知書受領 (3.29まで答弁延期)
3	米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機ＭＶ-22オスプレイの配備に関する質問主意書	照屋　寛徳君	2. 5	2.10	2.23	2.16 内閣から通知書受領 (2.24まで答弁延期)
4	米軍普天間飛行場返還に伴う代替施設としての海上ヘリ基地建設に関する質問主意書	照屋　寛徳君	2.10	2.15	2.26	2.19 内閣から通知書受領 (3. 1まで答弁延期)
5	臓器移植等に伴う感染症予防対策に関する質問主意書	櫻井　充君	2.12	2.17	3.26	2.23 内閣から通知書受領 (3.29まで答弁延期)
6	在沖米海兵隊による実弾砲撃の移転演習に関する質問主意書	照屋　寛徳君	2.17	2.22	3. 5	2.26 内閣から通知書受領 (3. 8まで答弁延期)
7	金融再生政策に関する質問主意書	中村　敦夫君	2.25	3. 1	3.19	3. 5 内閣から通知書受領 (3.23まで答弁延期)
8	徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する質問主意書	竹村　泰子君	3. 3	3. 8	4.20	3.12 内閣から通知書受領 (4.21まで答弁延期)
9	東京の廃棄物問題に関する質問主意書	中村　敦夫君	3. 9	3.15	4.23	3.19 内閣から通知書受領 (4.26まで答弁延期)
10	廃棄物最終処分場の安全性に関する質問主意書	中村　敦夫君	3.16	3.24	5.11	3.30 内閣から通知書受領 (5.12まで答弁延期)
11	コンピュータ西暦2000年問題への政府の対応に関する質問主意書	日笠　勝之君	3.16	3.24	4. 6	3.30 内閣から通知書受領 (4. 7まで答弁延期)
12	川辺川ダム建設に関する再質問主意書	中村　敦夫君	3.19	3.24	5.18	3.30 内閣から通知書受領 (5.19まで答弁延期)
13	民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問主意書	照屋　寛徳君	3.24	3.29	4. 9	4. 2 内閣から通知書受領 (4.12まで答弁延期)
14	日米合同委員会に関する質問主意書	照屋　寛徳君	4. 1	4. 5	4.16	4. 9 内閣から通知書受領 (4.19まで答弁延期)
15	無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問主意書	福島　瑞穂君	4.14	4.19	5.25	4.23 内閣から通知書受領 (5.26まで答弁延期)
16	中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する質問主意書	福本　潤一君	4.16	4.21	4.27	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
17	在留特別許可に関する質問主意書	照屋　寛徳君	11. 4.22	11. 4.26	11. 5.21	11.4.30 内閣から通知書受領 (11.5.24まで答弁延期)
18	中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書	福本　潤一君	5. 6	5.10	5.14	
19	公用文における外来語の多用に関する質問主意書	福本　潤一君	5.14	5.19	6.15	5.25 内閣から通知書受領 (6.16まで答弁延期)
20	在留資格のない外国人の国民健康保険被保険者資格に関する質問主意書	大脇　雅子君	6. 3	6. 9	7. 6	6.15 内閣から通知書受領 (7. 7まで答弁延期)
21	脳外傷者の救済策の確立等に関する質問主意書	荒木　清寛君	6.30	7. 5	8.10	7. 8 内閣から通知書受領 (8.11まで答弁延期)
22	日米防衛協力のための指針と周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に関する質問主意書	清水　澄子君	7.13	7.19	8.24	7.23 内閣から通知書受領 (8.25まで答弁延期)
23	入国管理局の収容施設の収容者に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.16	7.21	8.10	7.27 内閣から通知書受領 (8.11まで答弁延期)
24	国旗国歌法制化に関する質問主意書	福島　瑞穂君	7.21	7.26	7.30	
25	聴覚障害者の社会参加を制限している欠格条項の見直しの推進等に関する質問主意書	荒木　清寛君	7.21	7.26	8.31	7.30 内閣から通知書受領 (9. 1まで答弁延期)
26	「ＩＰＵ国会議員の人権に関する委員会」のミャンマー国民会議議員の人権決議に関する質問主意書	竹村　泰子君	8. 5	8. 9	8.31	8.13 内閣から通知書受領 (9. 1まで答弁延期)
27	国旗国歌法制化に関する再質問主意書	福島　瑞穂君	8. 5	8. 9	8.13	
28	ライト・レール・トランジットの国内普及に関する質問主意書	櫻井　充君	8. 6	8.11		8.17 内閣から通知書受領 (9.20まで答弁延期)
29	入国管理局の収容施設の収容者に関する再質問主意書	福島　瑞穂君	8.11	8.13	8.24	8.19 内閣から通知書受領 (8.25まで答弁延期)
30	豊橋市岩西地区における土地区画整理事業に関する質問主意書	木俣　佳丈君	8.11	8.13		8.19 内閣から通知書受領 (9.20まで答弁延期)
31	太陽紫外線と健康に関する質問主意書	但馬　久美君	8.12	8.13		8.19 内閣から通知書受領 (9.16まで答弁延期)
32	サハリンⅡ石油開発プロジェクトにおける石油流出事故対策等に関する質問主意書	加藤　修一君	8.13	8.13		8.19 内閣から通知書受領 (10.13まで答弁延期)

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
33	「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について」に関する質問主意書	加藤　修一君	11. 8.13	11. 8.13		11. 8.19 内閣から通知書受領 (11.10.13まで答弁延期)
34	ＩＬＯ第181号（民間職業仲介事業所）条約に関する質問主意書	大脇　雅子君	8.13	8.13		8.19 内閣から通知書受領 (9.20まで答弁延期)

※　なお、第145回国会提出の質問主意書の答弁書未受領分については、次回「第146回国会　参議院審議概要」の「質問主意書一覧」を参照されたい。

【第144回国会(臨時会)答弁書未受領分】

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	高齢者対応住宅問題に関する質問主意書	但馬　久美君	10.12. 4	10.12. 7	11. 1.29	10.12.11 内閣から通知書受領 (11. 2. 1まで答弁延期)
2	砂遊び場の衛生管理に関する質問主意書	小川　勝也君	12. 8	12. 9	1.12	12.15 内閣から通知書受領 (11. 1.13まで答弁延期)
4	労働者の健康障害防止に向けた化学物質の規制の強化等に関する質問主意書	荒木　清寛君	12. 8	12.14	1.29	12.18 内閣から通知書受領 (11. 2. 1まで答弁延期)
5	東京湾のゴミ処分場建設に関する質問主意書	中村　敦夫君	12. 9	12.14	1.26	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.29まで答弁延期)
6	中小規模の同族会社の留保金に対する特別課税制度に関する質問主意書	齋藤　勁君	12.10	12.14	1.12	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.13まで答弁延期)
7	2005年日本国際博覧会（愛知万博）と瀬戸市南東部の新住宅市街地開発事業に関する質問主意書	八田　ひろ子君	12.11	12.14	1.22	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.25まで答弁延期)
8	特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）を新規創業支援等の対象としない問題に関する質問主意書	山本　保君	12.11	12.14	1.12	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.13まで答弁延期)
9	桜島火山対策に関する質問主意書	弘友　和夫君	12.14	12.14	1.26	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.27まで答弁延期)
10	小規模介護施設の設置に関する質問主意書	山本　保君	12.14	12.14	1.22	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.25まで答弁延期)
11	コンピュータ西暦2000年問題への政府の対応に関する質問主意書	日笠　勝之君	12.14	12.14	1.29	12.18 内閣から通知書受領 (11. 2. 1まで答弁延期)
13	廃棄物の広域処分問題等に関する質問主意書	加藤　修一君	12.14	12.14	1.22	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.25まで答弁延期)
14	海外での廃船処理による公害等に関する質問主意書	加藤　修一君	12.14	12.14	1.22	12.18 内閣から通知書受領 (11. 1.25まで答弁延期)

1　国会会期一覧

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期		
				当初日数	延長日数	総日数
第131回（臨時会）	6. 9.30(金)	6. 9.30(金)	6.12. 9(金)	65	6	71
第132回（常会）	7. 1.20(金)	7. 1.20(金)	7. 6.18(日)	150	—	150
第133回（臨時会）	7. 8. 4(金)	7. 8. 4(金)	7. 8. 8(火)	5	—	5
第134回（臨時会）	7. 9.29(金)	7. 9.29(金)	7.12.15(金)	46	32	78
第135回（臨時会）	8. 1.11(木)	8. 1.11(木)	8. 1.13(土)	3	—	3
第136回（常会）	8. 1.22(月)	8. 1.22(月)	8. 6.19(水)	150	—	150
第137回（臨時会）	8. 9.27(金)	—	8. 9.27(金) 衆議院解散	—	—	1
第138回（特別会）	8.11. 7(木)	8.11.11(月)	8.11.12(火)	6	—	6
第139回（臨時会）	8.11.29(金)	8.11.29(金)	8.12.18(水)	20	—	20
第140回（常会）	9. 1.20(月)	9. 1.20(月)	9. 6.18(水)	150	—	150
第141回（臨時会）	9. 9.29(月)	9. 9.29(月)	9.12.12(金)	75	—	75
第142回（常会）	10. 1.12(月)	10. 1.12(月)	10. 6.18(木)	150	8	158
第143回（臨時会）	10. 7.30(木)	10. 8. 7(金)	10.10.16(金)	70	9	79
第144回（臨時会）	10.11.27(金)	10.11.27(金)	10.12.14(月)	18	—	18
第145回（常会）	11. 1.19(火)	11. 1.19(火)	11. 8.13(金)	150	57	207

※直近15国会を掲載した。

2　参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の国会回次	国会召集日
第１回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	※25. 5. 2 28. 5. 2	第１回 (特別会)	22. 5.20(火)
第２回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第８回 (臨時会)	25. 7.12(水)
第３回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第１６回 (特別会)	28. 5.18(月)
第４回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第２５回 (臨時会)	31.11.12(月)
第５回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第３２回 (臨時会)	34. 6.22(月)
第６回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第４１回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第７回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第４９回 (臨時会)	40. 7.22(木)
第８回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第５９回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第９回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第６６回 (臨時会)	46. 7.14(水)
第１０回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第７３回 (臨時会)	49. 7.24(水)
第１１回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第８１回 (臨時会)	52. 7.27(水)
第１２回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第９２回 (特別会)	55. 7.17(木)
第１３回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第９９回 (臨時会)	58. 7.18(月)
第１４回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第１０６回 (特別会)	61. 7.22(火)
第１５回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第１１５回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第１６回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第１２４回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第１７回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第１３３回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第１８回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第１４３回 (臨時会)	10. 7.30(木)

※任期３年議員（第１回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3　国務大臣等名簿

（会期終了日　平成11．8.13現在）

内閣総理大臣	小渕恵三 （衆・自民）	労働大臣	甘利明 （衆・自民）
法務大臣	陣内孝雄 （参・自民）	建設大臣 国土庁長官	関谷勝嗣 （衆・自民）
外務大臣	高村正彦 （衆・自民）	自治大臣 国家公安委員会 委員長	野田毅 （衆・自由）
大蔵大臣	宮澤喜一 （衆・自民）	内閣官房長官 沖縄開発庁長官	野中広務 （衆・自民）
文部大臣 科学技術庁長官	有馬朗人 （参・自民）	総務庁長官	太田誠一 （衆・自民）
厚生大臣	宮下創平 （衆・自民）	防衛庁長官	野呂田芳成 （衆・自民）
農林水産大臣	中川昭一 （衆・自民）	経済企画庁長官	堺屋太一 （民間）
通商産業大臣	与謝野馨 （衆・自民）	環境庁長官	真鍋賢二 （参・自民）
運輸大臣 北海道開発庁長官	川崎二郎 （衆・自民）	金融再生委員会 委員長	柳沢伯夫 （衆・自民）
郵政大臣	野田聖子 （衆・自民）	内閣法制局長官	大森政輔

4　本会議・委員会傍聴者数の推移

（第145回国会終了日　平成11年　8月13日現在）

国会回次	総計	内訳	
		本会議	委員会
１３２（常　会）	１，３８９	３５４	１，０３５
１３３（臨時会）	１５２	７８	７４
１３４（臨時会）	１，３４７	７２７	６２０
１３５（臨時会）	２４	２４	０
１３６（常　会）	２，９２８	１，０６８	１，８６０
１３７（臨時会）	９	８	１
１３８（特別会）	１４９	４８	１０１
１３９（臨時会）	４２４	２６７	１５７
１４０（常　会）	５，１０８	１，４５１	３，６５７
１４１（臨時会）	１，６６８	４１０	１，２５８
１４２（常　会）	３，３０１	９９９	２，３０２
１４３（臨時会）	１，６２１	６６５	９５６
１４４（臨時会）	５０６	２６９	２３７
１４５（常　会）	６，０２６	１，８３７	４，１８９

（注）直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5　参議院参観者数の推移

（第145 回国会終了日　平成11年 8 月13日現在）

年 平成	総計	参観内訳				
		一般	小・中学	高校	外国人	特別
4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67
6	166,708	38,331	125,641	1,817	876	43
7	178,174	28,198	147,063	1,521	1,392	0
8	176,469	32,030	138,823	2,668	2,893	55
9	180,885	41,617	134,748	2,287	2,223	10
10	187,652	34,734	149,878	1,515	1,525	0
11	132,030	23,699	106,071	1,514	746	0

※特別参観とは、「議場内特別参観」のことで、国会閉会後の毎月第１及び第３日曜日に限り実施している参観である。

6 外国議会議長等招待者一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
ハンガリー共和国国民議会議長	10.12. 9	4	11. 3.14～ 3.20

○両院議長が招待したもの

招待状宛先	発送年月日	訪日議員数	滞在期間
オーストラリア連邦議会議員団	11. 4.30	7	11. 5.30～ 6. 5

7 参議院議員海外派遣一覧

目的	議長決定	派遣議員	派遣地	日数	派遣報告
第７回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会	10.12.14	野沢　太三君 石田　美栄君	ペルー アメリカ	11 11	11. 8.13 議院運営委員会に報告書提出
第101回列国議会同盟（ＩＰＵ）会議	11. 3. 9	清水嘉与子君 前川　忠夫君 笠井　　亮君	フランス ベルギー	11 11 11	
第８回欧州安全保障協力機構（ＯＳＣＥ）議員会議	6.21	市川　一朗君 江本　孟紀君	フランス ロシア スウェーデン	10 7	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

8 国会関係日誌 (10.12.15～11.8.13)

【第144回国会（臨時会）閉会後】

10.12.15(火) ○金融再生委員会発足、初代委員長に柳沢伯夫金融再生担当相就任
○東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）首脳会議開幕（～16日　ハノイ）
16(水) ○小渕総理、ＡＳＥＡＮ加盟９カ国首脳と会談（ハノイ）
17(木) ○米英両国、イラクのバグダッド等の軍事・治安施設に対し空爆開始（19日、米英両国は攻撃終了を発表）
○政府・自民党・全中の三者協議で平成11年４月からの米の輸入関税化決定
18(金) ○参農水委（米の関税化について質疑）
○衆農水委（米の関税化について質疑）
19(土) ○自自連立政権協議、小渕総理と小沢自由党党首が合意（閣僚数18に削減等）
22(火) ○政府、情報収集衛星の導入について閣議決定
11. 1. 1(金) ○欧州連合（ＥＵ）加盟11カ国による単一通貨「ユーロ」始動
6(水) ○自民、自由両党、衆議院比例代表の定数50削減を合意
○小渕総理、欧州訪問に出発（～13日　フランス、イタリア、バチカン、ドイツ）
8(金) ○政府、第145回国会（常会）の１月19日召集を閣議決定
○第７回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会開幕（～14日　リマ）
12(火) ○中島洋次郎衆議院議員辞職
13(水) ○自自連立協議最終決定
○小渕総理・シュレーダー独首相、日独首脳会談（ボン）
14(木) ○自民党と自由党の連立内閣発足（自由党野田幹事長入閣）
15(金) ○アジア欧州会議（ＡＳＥＭ）蔵相会議（～16日　フランクフルト）
18(月) ○民主党、党首（代表）選挙の結果、菅直人代表を再選

【第145回国会（常会）】

11. 1.19(火) ○**第145回国会（常会）召集**
○**開会式**
○**参本会議**（議席の指定、５特別委員会の設置等）（政府４演説）
○衆本会議（議席の指定、７特別委員会の設置等）（政府４演説）
○海野徹議員、「参議院の会」を退会、「民主党・新緑風会」へ入会
○政府、平成11度総予算を閣議決定、国会提出
20(水) ○衆本会議（代表質問　羽田孜君、森喜朗君、神崎武法君）
21(木) ○**参本会議**（代表質問　本岡昭次君、井上裕君）
○衆本会議（代表質問　横路孝弘君、中井洽君、不破哲三君、土井たか子君）
22(金) ○**参本会議**（代表質問　浜四津敏子君、筆坂秀世君、梶原敬義君、扇千景君、椎名素夫君、峰崎直樹君、吉川芳男君）
○参予算委（平成11年度総予算趣旨説明）
○衆予算委（平成11年度総予算提案理由説明）
25(月) ○衆予算委（総括質疑　～２月１日）
26(火) ○中央省庁等改革推進本部、中央省庁等改革大綱決定
2. 2(火) ○衆予算委（一般質疑　～５日）
5(金) ○新日韓漁業協定実務者協議が合意（ソウル）.
9(火) ○衆本会議（平成11年度地方財政計画についての報告）
○衆予算委公聴会（～10日）
10(水) ○**参本会議**（平成９年度決算概要報告、坂野重信君、井上吉夫君、立木洋君

の永年在職表彰）
12(金)○衆予算委（金融、財政、景気対策について集中審議）
○衆内閣委（情報公開法案修正議決）
13(土)○クリントン米大統領に無罪の評決
15(月)○衆予算委（安保・外交問題について集中審議）
16(火)○衆本会議（情報公開法案修正議決、日米防衛協力のための指針に関する特別委員会設置）
○衆予算委（行革・経済対策等、安保・外交について集中審議）
17(水)○衆予算分科会（～18日）
18(木)○衆予算委（締めくくり総括質疑）
19(金)○衆本会議（平成11年度総予算可決）
○衆予算委（締めくくり総括質疑、平成11年度総予算可決）
20(土)○Ｇ７（先進７カ国蔵相・中央銀行総裁会議）開幕（～21日　ボン）
22(月)○参予算委（平成11年度総予算総括質疑　～３月２日）
25(木)○衆予算委（日債銀問題について参考人質疑）
26(金)○経済戦略会議、最終答申「日本経済再生への戦略」を小渕総理に提出
28(日)○臓器移植法施行後初の脳死判定、臓器移植実施
3. 3(水)○参予算委（財政金融・景気・雇用について集中審議）
4(木)○衆本会議（主要食糧需給安定法改正案趣旨説明）
○参予算委公聴会
5(金)○**参本会議**（情報公開法案趣旨説明）
○参予算委（一般質疑）
8(月)○**参本会議**（平成11年度地方財政計画についての報告）
○参予算委（外交・防衛について集中審議）
○中村正三郎法相が辞任、後任に陣内孝雄参議院議員
9(火)○衆本会議（中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案の両案趣旨説明）
○参予算委（日債銀問題について参考人質疑）
10(水)○**参本会議**（ものづくり基盤技術振興基本法案の趣旨説明、可決）
○参予算委（教育・環境・福祉について集中審議）
○衆商工委（中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案の両案可決）
11(木)○衆本会議（中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案の両案可決）
○参予算委（一般質疑）
12(金)○平成11年度総予算委嘱審査（～16日）
○衆本会議（ものづくり基盤技術振興基本法案成立、日米ガイドライン関連３案件趣旨説明）
○衆商工委（ものづくり基盤技術振興基本法案可決）
○金融再生委員会、大手等15行に総額約７兆4,592億円の資本注入を承認
14(日)○ハンガリー共和国国民議会議長一行来日（参議院議長招待　～20日）
15(月)○**参本会議**（中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案の両案趣旨説明）
16(火)○参予算委（締めくくり総括質疑）
○衆農水委（主要食糧需給安定法改正案可決）
○ニューヨーク株式市場、史上初の１万ドル台を突破
17(水)○**参本会議**（平成11年度総予算否決）
○参予算委（締めくくり総括質疑、平成11年度総予算否決）
○衆本会議（主要食糧需給安定法改正案可決）
○平成11年度一般会計予算外２件両院協議会（両院の意見が一致せず、衆議

院の議決が国会の議決となる）
18(木) ○参農水委（畜産物価格等に関する決議）
○衆農水委（畜産物価格等に関する件について決議）
19(金) ○衆本会議（不正競争防止法改正案及び訪問販売法・割賦販売法改正案の両案可決）
○衆商工委（不正競争防止法改正案及び訪問販売法・割賦販売法改正案の両案可決）
○小渕総理、韓国訪問（～21日）
20(土) ○小渕総理、金大中韓国大統領と首脳会談（ソウル）
23(火) ○衆本会議（司法制度改革審議会設置法案趣旨説明）
○参経産委（中小企業経営革新支援法案及び中小企業総合事業団法案の両案の可決）
○能登半島沖に２隻の不審船発見、海上保安庁の巡視艇が追跡
24(水) ○**参本会議**（主要食糧需給安定法改正案、不正競争防止法改正案及び訪問販売法・割賦販売法改正案３案の趣旨説明）
○政府、能登半島沖の２隻の不審船に対し海上自衛隊による初の海上警備行動発動
25(木) ○北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）軍、コソボ自治州紛争でユーゴスラビアに対して空爆開始
28(日) ○アジア欧州会議（ＡＳＥＭ）第２回外相会議（～29日　ベルリン）
30(火) ○衆本会議（特定化学物質管理促進法案趣旨説明）
○参農水委（主要食糧需給安定法改正案可決）
31(水) ○**参本会議**（主要食糧需給安定法改正案成立）
4.10(土) ○第101回列国議会同盟（ＩＰＵ）会議開幕（～16日　ブリュッセル）
11(日) ○第14回統一地方選挙の12都道府県知事選挙投開票、東京都知事に石原慎太郎氏が当選
12(月) ○**参本会議**（男女共同参画社会基本法案趣旨説明）
13(火) ○衆本会議（住民基本台帳法改正案趣旨説明）
14(水) ○**参本会議**（外国人登録法改正案趣旨説明）
○衆指針特委地方公聴会（函館市、福井市、福岡市）
15(木) ○衆本会議（労働者派遣法改正案趣旨説明）
○参経産委（不正競争防止法改正案及び訪問販売法・割賦販売法改正案の両案可決）
16(金) ○**参本会議**（不正競争防止法改正案及び訪問販売法・割賦販売法改正案の両案成立）
21(水) ○参国際問題調査会（朝鮮半島情勢、コソボ問題について参考人質疑）
○衆法務委（司法制度改革審議会設置法案修正議決）
○衆指針特委公聴会
22(木) ○衆本会議（司法制度改革審議会設置法案修正議決）
23(金) ○参議院の将来像を考える有識者懇談会（議長の私的諮問機関、第１回）
26(月) ○**参本会議**（日米防衛協力のための指針に関する特別委員会設置）
○衆指針特委（日米ガイドライン関連３案件締めくくり総括質疑、改正協定の締結について承認を求めるの件承認、周辺事態安全確保法案修正議決、自衛隊法改正案可決）
○Ｇ７（先進７カ国蔵相・中央銀行総裁会議）共同声明発表（ワシントン）
27(火) ○衆本会議（日米ガイドライン関連３案件のうち改正協定の締結について承認を求めるの件承認、周辺事態安全確保法案修正議決、自衛隊法改正案可決）
○参総務委（情報公開法案修正議決）
○参法務委（児童買春禁止法案可決）

28(水)○**参本会議**（日米ガイドライン関連３案件趣旨説明、国立公文書館法案及び児童買春禁止法案可決、情報公開法案修正議決）
29(木)○斎藤議長、中国訪問（～５月５日）
○小渕総理、米国公式訪問（～５月５日）
30(金)○斎藤議長、朱鎔基首相と会談（北京）
5. 3(月)○小渕総理・クリントン米大統領、日米首脳会談（ワシントン）
7(金)○**参本会議**（小渕総理の米国公式訪問報告）
○衆本会議（参の情報公開法案修正に同意、成立、食料・農業・農村基本法案趣旨説明、小渕総理の米国公式訪問報告）
10(月)○**参本会議**（司法制度改革審議会設置法案趣旨説明）
13(木)○衆本会議（地方分権推進一括法案趣旨説明）
14(金)○岩瀬良三議員、「自由民主党」へ入会
○衆法務委（児童買春禁止法案可決）
15(土)○アジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）蔵相会議（～16日　マレーシア）
18(火)○衆本会議（児童買春禁止法成立、中央省庁改革関連17法案趣旨説明）
○参指針特委公聴会
19(水)○参指針特委地方公聴会（那覇市）
○衆労働委（労働者派遣法改正案修正議決）
20(木)○参法務委（外国人登録法改正案修正議決）
21(金)○**参本会議**（外国人登録法改正案及び男女共同参画社会基本法案の両案修正議決）
○衆本会議（労働者派遣法改正案及び特定化学物質管理促進法案の両案修正議決）
○参総務委（男女共同参画社会基本法案修正議決）
○衆商工委（特定化学物質管理促進法案修正議決）
24(月)○**参本会議**（日米ガイドライン関連３案件のうち改正協定の締結について承認を求めるの件承認、周辺事態安全確保法案及び自衛隊法改正案の両案成立、労働者派遣法改正案趣旨説明）
○参指針特委（日米ガイドライン関連３案件のうち改正協定の締結について承認を求めるの件承認、周辺事態安全確保法案及び自衛隊法改正案の両案可決）
26(水)○**参本会議**（特定化学物質管理促進法案趣旨説明）
27(木)○参法務委（司法制度改革審議会設置法案可決）
28(金)○衆本会議（ＫＥＤＯ資金拠出協定趣旨説明）
○衆法務委（組織犯罪対策関連３法案のうち通信傍受法案等２法案修正議決、刑訴法改正案可決）
○衆行革特委（地方分権推進一括法案及び中央省庁改革関連17法案について参考人質疑）
30(日)○オーストラリア連邦議会議員団訪日（衆参両院議長招待　～６月５日）
6. 1(火)○衆本会議（組織犯罪対策関連３法案のうち通信傍受法案等２法案修正議決、刑訴法改正案可決）
2(水)○**参本会議**（司法制度改革審議会設置法案成立）
○衆外務委（ＫＥＤＯ資金拠出協定承認）
○衆農水委（食料・農業・農村基本法案修正議決）
3(木)○衆本会議（食料・農業・農村基本法案修正議決、男女共同参画社会基本法案趣旨説明、ＫＥＤＯ資金拠出協定承認）
4(金)○**参本会議**（食料・農業・農村基本法案趣旨説明）
7(月)○**参本会議**（ＫＥＤＯ資金拠出協定趣旨説明）
○衆行革特委公聴会
8(火)○衆行革特委地方公聴会（仙台市、津市）

○経企庁、６月の月例経済報告で景気判断を「下げ止まり、おおむね横ばいで推移している」と上方修正
9(水)○**参本会議**（組織犯罪対策関連３法案趣旨説明）
○衆行革特委（中央省庁改革関連17法案可決）
10(木)○衆本会議（中央省庁改革関連17法案可決）
○衆行革特委（地方分権推進一括法案修正議決）
○経企庁、１－３月期ＧＤＰが前期比1.9%（年率7.9%）増と発表
○東京地検、決算粉飾事件で長銀元頭取ら３名逮捕
○ＮＡＴＯ、ユーゴスラビア連邦への空爆停止を宣言
11(金)○**参本会議**（中央省庁改革関連17法案趣旨説明）
○衆本会議（地方分権推進一括法案修正議決）
○衆内閣委（男女共同参画社会基本法案可決）
○衆地行委（住民基本台帳法改正案修正議決）
14(月)○**参本会議**（地方分権推進一括法案趣旨説明）
15(火)○衆本会議（住民基本台帳法改正案修正議決、男女共同参画社会基本法案及び国立公文書館法案の両案成立）
○参農水委地方公聴会（仙台市、福岡市）
○衆内閣委（国立公文書館法案可決）
17(木)○衆本会議（会期を８月13日まで57日間延長するの件を可決）
○小渕総理、ケルン・サミット、欧州歴訪へ出発（～24日）
18(金)○第25回主要国首脳会議（ケルン・サミット）開幕（～20日　ケルン）
○小渕総理、クリントン米大統領等各国首脳と首脳会談（ケルン）
24(木)○衆本会議（小渕総理の第25回主要国首脳会議出席、日・欧州連合定期首脳協議、日・英首脳会談及び日・北欧首脳会談等に関する報告）
25(金)○**参本会議**（小渕総理の第25回主要国首脳会議出席、日・欧州連合定期首脳協議、日・英首脳会談及び日・北欧首脳会談等に関する報告）
28(月)○**参本会議**（住民基本台帳法改正案趣旨説明）
29(火)○衆本会議（国旗・国歌法案趣旨説明）
○参労社委（労働者派遣法改正案可決）
○参外防委（ＫＥＤＯ資金拠出協定承認）
30(水)○**参本会議**（ＫＥＤＯ資金拠出協定承認、労働者派遣法改正案成立）
7. 1(木)○参行税特委（地方分権推進一括法案及び中央省庁改革関連17法案について参考人質疑）
2(金)○参災害特委（平成11年度梅雨前線豪雨による災害についての報告）
5(月)○参行税特委公聴会
6(火)○衆本会議（国会法改正案可決、衆議院憲法調査会規程案成立）
○参農水委公聴会
○参国環委（特定化学物質管理促進法案可決）
○参行税特委地方公聴会（大阪市、横浜市）
7(水)○**参本会議**（ダイオキシン類対策特措法案可決、特定化学物質管理促進法案成立）
8(木)○**参本会議**（地方分権推進一括法案及び中央省庁改革関連17法案成立）
○参農水委（食料・農業・農村基本法案可決）
○参行税特委（地方分権推進一括法案及び中央省庁改革関連17法案可決）
○政府、平成11年度補正予算を閣議決定、国会へ提出
○小渕総理、中国、モンゴルを訪問（～11日）
○政府、新経済10カ年計画「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」を閣議決定
9(金)○衆環境委（ダイオキシン類対策特措法案可決）
○小渕総理、朱鎔基中国首相、江沢民国家主席、李鵬全人代常務委員長と会

談（北京）
12(月)○**参本会議**（財政演説、食料・農業・農村基本法案成立、食料・農業・農村基本政策に関する決議案可決）
○衆本会議（財政演説、ダイオキシン類対策特措法案成立）
○日本原電敦賀原発２号機で一次冷却水漏れ事故
13(火)○**参本会議**（財政演説に対する質疑）
○衆本会議（財政演説に対する質疑、国会審議活性化法案可決、衆議院規則改正案成立）
14(水)○東京地裁、中島洋次郎前衆議院議員に実刑判決
○山花貞夫衆議院議員（旧社会党委員長）死去
15(木)○衆本会議（平成11年度補正予算可決）
○衆予算委（平成11年度補正予算可決）
19(月)○参予算委（平成11年度補正予算可決）
21(水)○**参本会議**（平成11年度補正予算成立）
○衆内閣委（国旗・国歌法案可決）
○政府、第26回主要国首脳会議（平成12年７月予定）の沖縄県での開催を閣議決定
22(木)○衆本会議（国旗・国歌法案可決、産業活力再生特措法案趣旨説明）
23(金)○衆本会議（外国人登録法改正案趣旨説明）
○東京地検、決算粉飾事件で日債銀元会長ら６名逮捕
24(土)○公明党、臨時党大会で連立政権への参加を決定
26(月)○**参本会議**（国会法改正案修正議決、国会審議活性化法案、参議院規則改正案及び参議院憲法調査会規程案成立）
○参議運委（国会法改正案修正議決、国会審議活性化法案可決）
28(水)○**参本会議**（国旗及び国歌に関する特別委設置、国旗・国歌法案趣旨説明）
○衆商工委（産業活力再生特措法案可決）
29(木)○衆本会議（参の国会法改正案修正に同意、成立、産業活力再生特措法案可決）
30(金)○総務庁、６月の労働力調査で完全失業率4.9%
8. 2(月)○**参本会議**（産業活力再生特措法案趣旨説明）
○石川弘議員（自民・比例）死去
3(火)○参国旗・国歌特委（参考人質疑）
4(水)○参予算委（日債銀・長銀等金融問題について集中審議）
○参法務委公聴会
○参国旗・国歌特委地方公聴会（仙台市、名古屋市）
5(木)○参地警委地方公聴会（大宮市）
6(金)○**参本会議**（産業活力再生特措法案成立）
○参経産委（産業活力再生特措法案可決）
9(月)○**参本会議**（子ども読書年に関する決議案可決、国旗・国歌法案成立）
○参法務委（組織犯罪対策関連３法案可決）
○参国旗・国歌特委（国旗・国歌法案可決）
10(火)○衆本会議（子ども読書年に関する決議案可決）
12(木)○**参本会議**（組織犯罪対策関連３法案成立、住民基本台帳法改正案は地方行政・警察委員長による中間報告の後成立）
13(金)○**参本会議**（総務委員長等15委員長の辞任許可、議長は総務委員長等15委員長を指名、請願、会期末手続）
○衆本会議（外国人登録法改正案成立、請願、会期末手続）
○衆法務委（外国人登録法改正案可決）
○**第145回国会（常会）終了**